



# **栄村地域防災計画**

**平成26年3月**

**栄村防災会議**

|                               |          |
|-------------------------------|----------|
| <b>風水害・震災対策編</b>              | <b>1</b> |
| 第1章 総 則                       | 2        |
| 第1節 計画作成の趣旨                   | 2        |
| 第2節 防災の基本方針                   | 4        |
| 第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱 | 7        |
| 第4節 防災面からみた栄村の概要              | 18       |
| 第5節 想定地震とその被害                 | 22       |
| 第6節 防災ビジョン                    | 24       |
| 第2章 災害予防計画                    | 25       |
| 第1節 災害に強いむらづくり                | 25       |
| 第2節 災害発生直前対策                  | 34       |
| 第3節 情報の収集・連絡体制計画              | 36       |
| 第4節 災害広報計画                    | 39       |
| 第5節 活動体制計画                    | 41       |
| 第6節 災害対策における広域連携              | 43       |
| 第7節 救助・救急・医療計画                | 45       |
| 第8節 消防・水防活動計画                 | 48       |
| 第9節 要配慮者の安全確保                 | 52       |
| 第10節 緊急輸送計画                   | 59       |
| 第11節 障害物の処理計画                 | 61       |
| 第12節 避難収容及び情報提供計画             | 63       |
| 第13節 孤立防止対策                   | 69       |
| 第14節 食料品等の備蓄・調達計画             | 71       |
| 第15節 給水計画                     | 74       |
| 第16節 生活必需品の備蓄・調達計画            | 76       |
| 第17節 危険物施設等災害予防計画             | 77       |
| 第18節 ライフライン災害予防計画             | 80       |
| 第19節 公共土木施設等災害予防計画            | 87       |
| 第20節 建築物災害予防計画                | 91       |
| 第21節 農林産物・農林施設災害予防計画          | 94       |
| 第22節 二次災害の予防計画                | 96       |
| 第23節 防災知識普及計画                 | 99       |
| 第24節 防災訓練計画                   | 104      |
| 第25節 住民の防災対策                  | 107      |
| 第26節 災害復旧・復興への備え              | 109      |

|        |                     |     |
|--------|---------------------|-----|
| 第 27 節 | 自主防災組織等の育成に関する計画    | 110 |
| 第 28 節 | ボランティア活動の環境整備       | 113 |
| 第 29 節 | 災害対策に関する調査研究        | 114 |
| 第 30 節 | 災害対策基金等積立運用計画       | 115 |
| 第 3 章  | 災害（風水害）応急対策計画       | 116 |
| 第 1 節  | 災害直前活動              | 116 |
| 第 2 節  | 活動体制の確立             | 118 |
| 第 3 節  | 発災直後の情報の収集・連絡・広報活動  | 137 |
| 第 4 節  | 広域応援要請活動            | 159 |
| 第 5 節  | 救助・救急・医療活動          | 173 |
| 第 6 節  | 消防活動                | 179 |
| 第 7 節  | 水防活動                | 184 |
| 第 8 節  | 雪害対策                | 189 |
| 第 9 節  | 要配慮者に対する応急対策        | 193 |
| 第 10 節 | 緊急輸送応急対策            | 196 |
| 第 11 節 | 障害物等の処理活動           | 200 |
| 第 12 節 | 避難収容及び情報提供活動        | 202 |
| 第 13 節 | 孤立地域対策活動            | 221 |
| 第 14 節 | 食料品等の調達供給活動         | 224 |
| 第 15 節 | 給水活動                | 228 |
| 第 16 節 | 生活必需品の調達供給活動        | 230 |
| 第 17 節 | 保健衛生・防疫活動           | 233 |
| 第 18 節 | 遺体等の捜索及び処置等の活動      | 236 |
| 第 19 節 | 廃棄物処理応急対策           | 239 |
| 第 20 節 | 社会秩序の維持、物価安定等に関する対策 | 242 |
| 第 21 節 | 危険物施設等応急対策          | 244 |
| 第 22 節 | ライフライン応急対策          | 249 |
| 第 23 節 | 公共土木施設等応急対策         | 256 |
| 第 24 節 | 建築物災害応急対策           | 260 |
| 第 25 節 | 災害の拡大防止と二次災害の防止活動   | 263 |
| 第 26 節 | 農林産物・農林施設災害応急対策     | 265 |
| 第 27 節 | 文教対策                | 267 |
| 第 28 節 | 飼養動物の保護対策           | 271 |
| 第 29 節 | ボランティアの受入れ対策        | 272 |
| 第 30 節 | 義援金品の受入れ及び配分        | 274 |

|      |                     |     |
|------|---------------------|-----|
| 第31節 | 災害救助法の適用            | 276 |
| 第4章  | 災害（震災）応急対策計画        | 280 |
| 第1節  | 活動体制の確立             | 280 |
| 第2節  | 発災直後の情報の収集・連絡・広報活動  | 287 |
| 第3節  | 広域応援要請活動            | 291 |
| 第4節  | 救助・救急・医療活動          | 291 |
| 第5節  | 消防活動                | 291 |
| 第6節  | 水防活動                | 292 |
| 第7節  | 雪害対策                | 293 |
| 第8節  | 要配慮者に対する応急対策        | 293 |
| 第9節  | 緊急輸送応急対策            | 293 |
| 第10節 | 障害物等の処理活動           | 293 |
| 第11節 | 避難収容及び情報提供活動        | 293 |
| 第12節 | 孤立地域対策活動            | 293 |
| 第13節 | 食料品等の調達供給活動         | 293 |
| 第14節 | 給水活動                | 293 |
| 第15節 | 生活必需品の調達供給活動        | 293 |
| 第16節 | 保健衛生・防疫活動           | 293 |
| 第17節 | 遺体等の捜索及び処置等の活動      | 294 |
| 第18節 | 廃棄物処理応急対策           | 294 |
| 第19節 | 社会秩序の維持、物価安定等に関する対策 | 294 |
| 第20節 | 危険物施設等応急対策          | 294 |
| 第21節 | ライフライン応急対策          | 294 |
| 第22節 | 公共土木施設等応急対策         | 294 |
| 第23節 | 建築物災害応急対策           | 294 |
| 第24節 | 災害の拡大防止と二次災害の防止活動   | 294 |
| 第25節 | 農林産物・農林施設災害応急対策     | 294 |
| 第26節 | 文教対策                | 294 |
| 第27節 | 飼養動物の保護対策           | 295 |
| 第28節 | ボランティアの受入れ対策        | 295 |
| 第29節 | 義援金品の受入れ及び配分        | 295 |
| 第30節 | 災害救助法の適用            | 295 |
| 第5章  | 復旧・復興計画             | 296 |
| 第1節  | 計画的な復旧・復興の基本方針の決定   | 296 |
| 第2節  | 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画 | 299 |

|     |                  |     |
|-----|------------------|-----|
| 第3節 | 民生安定化の緊急措置に関する計画 | 304 |
| 第4節 | 村・防災関係機関の活動      | 314 |

## 原子力災害対策編 ..... 318

|      |                        |     |
|------|------------------------|-----|
| 第1章  | 総 則                    | 319 |
| 第1節  | 計画の目的                  | 319 |
| 第2節  | 計画の性格                  | 319 |
| 第3節  | 用語の定義                  | 320 |
| 第4節  | 計画の推進及び修正              | 320 |
| 第5節  | 防災対策を実施する地域等           | 321 |
| 第6節  | 計画の基礎とするべき災害の想定        | 322 |
| 第7節  | 各機関の事務又は業務の大綱          | 323 |
| 第2章  | 災害事前対策                 | 325 |
| 第1節  | 基本方針                   | 325 |
| 第2節  | 計画策定及び改定に係る関係機関との協議・調整 | 325 |
| 第3節  | 情報の収集・連絡体制等の整備         | 326 |
| 第4節  | 原子力災害に関する知識の普及啓発       | 327 |
| 第5節  | 屋内退避、避難体制の整備           | 329 |
| 第6節  | 広域避難体制の整備              | 331 |
| 第7節  | モニタリング体制の整備            | 332 |
| 第8節  | 健康被害の防止                | 332 |
| 第9節  | 農林水産物等の安全性確保体制の整備      | 332 |
| 第10節 | 児童生徒等の安全対策             | 332 |
| 第11節 | 緊急輸送体制の整備              | 332 |
| 第12節 | 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応    | 332 |
| 第3章  | 緊急事態応急対策               | 333 |
| 第1節  | 災害対策本部等の組織・運営          | 333 |
| 第2節  | 情報の収集・連絡活動             | 334 |
| 第3節  | 広域的応援対応                | 335 |
| 第4節  | 住民等への的確な情報伝達           | 336 |
| 第5節  | 屋内退避、避難誘導等の防護活動        | 337 |
| 第6節  | 県外からの避難者の受入れ活動         | 338 |
| 第7節  | モニタリング活動               | 338 |
| 第8節  | 健康被害防止対策               | 339 |

|      |                       |     |
|------|-----------------------|-----|
| 第9節  | 飲料水・飲食物の摂取制限等         | 339 |
| 第10節 | 児童生徒等の安全対策            | 339 |
| 第11節 | 緊急輸送活動                | 340 |
| 第12節 | 核燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対策 | 340 |
| 第4章  | 災害中長期対策               | 341 |
| 第1節  | 緊急事態解除宣言後の対応          | 341 |
| 第2節  | 被災者等の生活再建等の支援         | 342 |
| 第3節  | 産業等への支援               | 342 |
| 第4節  | 心身の健康相談体制の整備          | 342 |

---

---

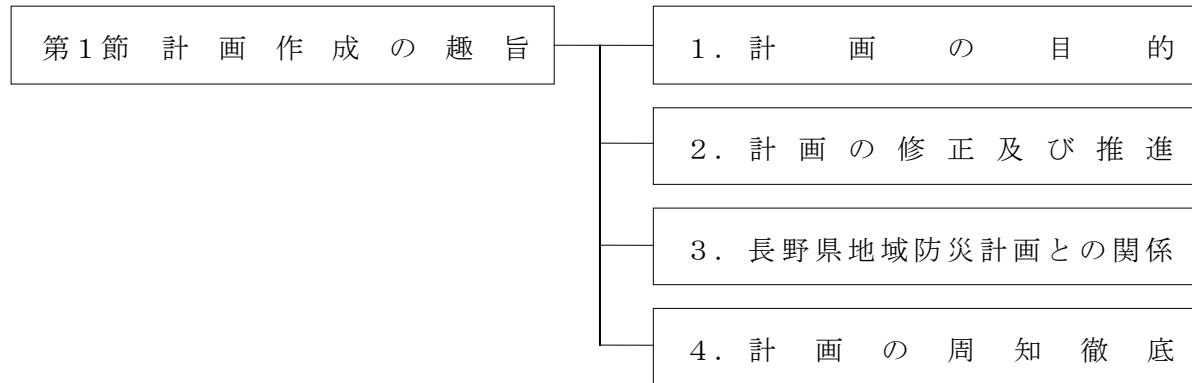
## 風水害・震災対策編

---

---

# 第1章 総 則

## 第1節 計画作成の趣旨



### 1. 計画の目的

この計画は、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、村の地域に係る災害について、災害予防、災害応急対策、災害復旧対策を実施することにより、村民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としている。

また、この計画は、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成23年3月に発生した東日本大震災における東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震（栄村大震災）などの近年の大規模災害の経験を礎に、近年の防災をめぐる社会構造の変化等を踏まえ、防災上必要と思料される諸施策の基本を、村、関係機関、村民それぞれの役割を明らかにしながら定めるとともに、地域防災計画において重点をおくべき事項の指針を示すことにより、災害に対処する能力の増強を図ることを目的とする。

### 2. 計画の修正及び推進

この計画は、「災害対策基本法」第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正し、常に有効な防災業務の遂行を図るものとする。

各関係機関は、関係ある事項について、計画修正案を村防災会議に提出するものとする。

指定行政機関、指定公共機関及び県・他の市町村の防災担当部局等は、これら防災計画を効果的に推進するため、他部局との連携また機関間の連携を図りつつ、次の3点を実行するものとする。

- 必要に応じた計画に基づくマニュアルの作成と、訓練等を通じた職員への周知徹底
- 計画、マニュアルの定期的な点検
- 他の計画（総合計画等）の防災の観点からのチェック



### 3. 長野県地域防災計画との関係

この計画は、長野県地域防災計画を基準として、共通する計画については、県の計画を準用し、その範囲内において作成したものである。

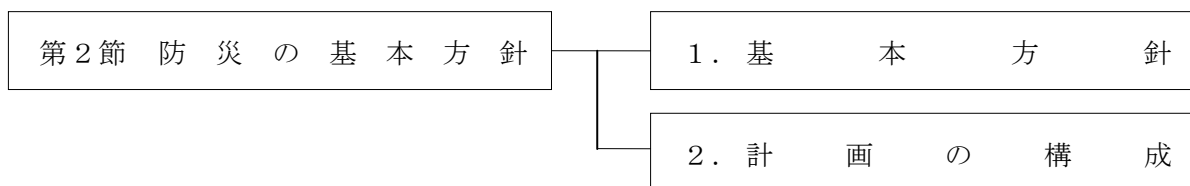
### 4. 計画の周知徹底

村職員、関係各機関は、本計画の趣旨を尊重し、常に防災に関する教育及び訓練を実施して、本計画の習熟に努めるとともに、広く村民に対し周知徹底を図り、地域防災計画に寄与するものとする。

## 第2節 防災の基本方針

防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、村土並びに村民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。

「栄村緊急震災対策基本方針」の政策目標において、「震災による死亡者を0（ゼロ）とすることを最優先に、『減災』を図る」を掲げているように、災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせることで災害に備えなければならない。



### 1. 基本方針

この計画は、村の防災に関し、国・地方公共団体、その他の公共機関、防災関係機関、事業所、自主防災組織及び村民等を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、災害による被害の増大を極力減ずるため、災害予防、災害応急、災害復旧及び、その他の必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的、計画的な防災行政の整備及び推進を図るものである。

計画の樹立並びに推進にあたっては、下記の諸点を基本とする。

#### (1) 防災活動拠点の整備

拠点となる施設や設備の整備をはじめ、活動体制や組織づくり等を積極的に支援する。

#### (2) 防災情報の周知及び収集・伝達体制の確立

村民のおかれた環境を知らせるため、村の災害危険箇所の周知と啓発を図るとともに、防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地域住民へ提供できるようにする。また防災関係機関、村民等の間、村民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずるものとする。

#### (3) 避難場所の指定、誘導と収容体制の整備

地区公民館、小・中学校、公園空地等の避難場所の確保と管理、避難誘導及び収容体制等を含めた避難場所の検討並びに整備体制の充実を図る。

#### (4) 防災意識の高揚と組織体制の整備

村民に対する防災知識の普及・広報活動を積極的に行うとともに、防災訓練を実施し、防災意識の高揚と地域の自主防災活動への参加を促し、自主防災思想の普及・徹底を図る。

#### (5) 要配慮者対策

家庭や地域による高齢者、障害者、児童、傷病者、日本語に不自由な外国籍住民や観光客（以下「外国人」という。）、乳幼児、妊産婦など災害対応能力の弱い者（以下「要配慮者」という。）の的確な把握や災害時の情報伝達、救助体制、避難場所の周知、誘導等これらの防災体制の確立を図る。

(6) 活動体制の整備

災害の発生及びおそれのあるとき、職員の非常参集や情報収集連絡体制の確立、関係機関との緊密な連携に努める。

(7) 緊急輸送体制の整備

災害の発生時の緊急通行車両の通行を確保すべく、緊急交通路の選定と確保及び国・県の選定する緊急交通路との連携を強化する。

(8) 地震防災対策

地震による災害から村民の生命、身体及び財産を確保するため、各施設等の整備にあたっては、地震災害に対処するための事業の実施を推進する。

(9) 広域連携

東日本大震災や阪神・淡路大震災の教訓から、広域で発生した災害に対して、近接自治体間の相互協力・支援体制の構築を図る。

(10) 男女共同参画の視点

地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立を図る。

(11) 季節を考慮した計画

当村では、積雪による災害被害への影響が考えられるので、季節を考慮した、避難訓練や避難計画、応急対策、復興計画の策定を図る。

## 2. 計画の構成

この計画は、村で過去に発生した災害及び村の地勢、気象、その他地域の特性から想定される災害に対し、以下の事項について定めたものである。

(1) 総則

本計画策定の趣旨、基本方針、防災関係機関の処理すべき事務及び業務の大綱、前提条件等について定める。

(2) 災害予防計画

災害予防計画は、災害の発生を未然に防止するため、また効果的な災害応急・復旧のために、平素において実施すべき諸施策及び施設の整備等についての計画とする。

(3) 災害応急対策計画

災害応急対策計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においてこれを防御するとともに、災害情報等の収集、避難、救助、食料、輸送、交通その他災害応急対策に関する計画とする。

(4) 復旧・復興計画

復旧・復興計画は、災害により被害を受けた施設の原形復旧にとどまらず、災害に強い村を再構築するための計画とする。

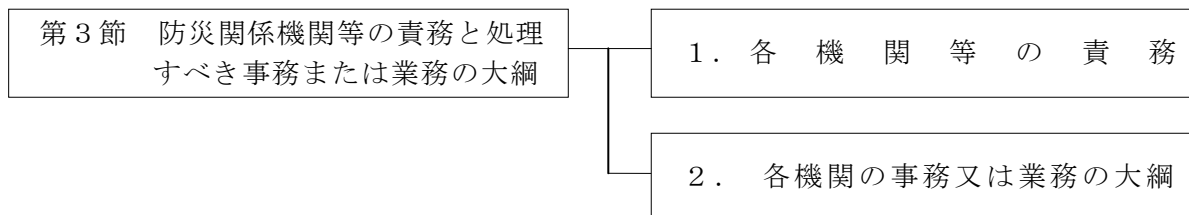
計画は原則としてすべての災害を対象とするが、必要に応じて震災時とその他の災害時とに区分して記載している。

(5) 原子力災害対策計画

原子力災害発生時に村民を災害から守るために実施する応急対策について必要な事項を定めた計画とする。

## 第3節 防災関係機関等の責務と処理すべき事務又は業務の大綱

「災害対策基本法」第42条第2項第1号の規定により、村及び村内の公共的団体その他防災上重要な施設（災害発生の確率の高い施設及びその施設に災害が及んだときに被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいう。以下同じ。）の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じ、村の地域に係る防災に寄与するため、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。



### 1. 各機関等の責務

#### (1) 栄村

村は、防災の第一次的責任を有する地方公共団体として、村の地域並びに村民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体及び村民の協力を得て防災活動を実施する。

#### (2) 長野県

県は、市町村を抱括する広域的地方公共団体として、大規模災害から県の地域並びに地域住民の生命・身体及び財産を保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の公共団体及び村民の協力を得て防災活動を実施する。また、村及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、かつその調整を行う。

#### (3) 岳北消防本部

岳北消防本部は、村を含む構成市村の消防機関として、非常災害時には、「消防法」（昭和23年法律第186号）に基づく権限により自主的な防災活動を実施するとともに、村及び指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体等と相互に協力し、防災活動を実施する。

#### (4) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、大規模災害から村の地域並びに村民の生命・身体及び財産を保護するため、指定行政機関及び指定地方行政機関と相互に協力し、法令及び各行政機関の定める「防災業務計画」に基づき、それぞれの防災に関する所掌事務を実施し、村及び県の行う防災上の諸活動及び業務について、勧告、指導、助言等を通して協力するものとする。

#### (5) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み法令及び当該機関の「防災業務計画」並びに「長野県地域防災計画」の定めるところに従い、それぞれの業務について災害対策を積極的に実施し、村の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務に協力するものとする。

#### (6) 公共的団体及び防災上必要な施設の管理者

日頃から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。  
また、村、県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

(7) 村民

村民は、日頃から大規模災害に備え、村、県、その他防災関係機関の実施する防災活動に参加・協力するとともに、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識のもとに積極的に自主防災活動を行い、平常時より、災害に対する備えを心掛けるものとする。

## 2. 各機関の事務又は業務の大綱

村及び村の区域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び村内の公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて村の地域に係る防災に寄与すべきものとし、それぞれが災害に関し処理すべき事務又は業務の大綱は、概ね次のとおりとする。

| 機 関 名 | 処理すべき事務又は業務の大綱                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 栄 村   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村防災会議、村災害警戒本部、村災害対策本部に関すること</li> <li>・ 防災施設の新設、改良等整備に関すること</li> <li>・ 被災施設の応急措置及び復旧に関すること</li> <li>・ 災害情報等に関する伝達、災害の情報及び被害調査に関すること</li> <li>・ 警報の伝達及び避難の勧告又は指示に関すること</li> <li>・ 被災者に対する救助及び救護措置に関すること</li> <li>・ 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること</li> <li>・ 防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること</li> <li>・ 公共的団体の指導、自主防災組織の育成指導に関すること</li> <li>・ その他村の所掌事務についての防災対策に関すること</li> <li>・ 防災に関する組織の整備に関すること</li> <li>・ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検に関すること</li> <li>・ 消防、水防その他の応急措置に関すること</li> <li>・ 地震対策計画の作成及び村防災会議に関する事務について防災思想の普及に関すること</li> <li>・ 緊急地震速報の意義と受信時にとるべき対応行動の広報及び啓発に関すること</li> <li>・ 注意情報発表時、警戒宣言発令時及び災害時における村有施設及び設備の整備並びに点検に関すること</li> <li>・ 食料、医薬品その他物資の確保、廃棄物処理、防疫その他保健衛生活動の準備等の災害応急対策の準備及び実施に関すること</li> <li>・ 上記に掲げるもののほか地震災害発生の防止、拡大防止のための措置又は災害応急対策に関すること</li> </ul> |

|               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>長野県</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県防災会議、県地震災害警戒本部、県災害対策本部に関すること</li> <li>・ 防災施設の新設、改良等整備に関すること</li> <li>・ 被災施設の応急措置及び復旧に関すること</li> <li>・ 災害情報等に関する伝達、収集及び被害調査に関すること<br/>(土砂災害防止法に基づき、重大な土砂災害が想定される場合に、その土地の区域及び時期を明らかにする調査(以下「緊急調査」という。)の実施及び情報提供等)</li> <li>・ 被災者に対する救助及び救護措置に関すること</li> <li>・ 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関すること</li> <li>・ 防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること</li> <li>・ 自衛隊の災害派遣要請に関すること</li> <li>・ 「長野県地域防災計画」に掲げる所掌事務に関すること</li> <li>・ 村及び防災関係機関の災害事務又は業務の実施についての総合調整に関すること</li> <li>・ 村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関の地震防災応急対策及び災害応急対策の連絡調整に関すること</li> <li>・ その他防災に関すること</li> </ul> |
| <p>消防団</p>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防施設、消防体制の整備に関すること</li> <li>・ 防災に関する訓練、教育、広報に関すること</li> <li>・ 消防及び救助活動に関すること</li> <li>・ 災害情報の収集、伝達に関すること</li> <li>・ 水防活動に関すること</li> <li>・ 災害予防、警戒及び災害応急活動に関すること</li> <li>・ 災害時における村民の避難誘導及び救助救出活動に関すること</li> <li>・ 予警報の伝達に関すること</li> <li>・ その他災害現場の応急作業に関すること</li> <li>・ 自主防災組織の育成及び指導に関すること</li> <li>・ 災害の防除、鎮圧に関すること</li> <li>・ 防災資機材の備蓄、整備に関すること</li> <li>・ その他消防組合の掌握事務についての防災対策に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                  |
| <p>岳北消防本部</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消防施設等の新設、改良等整備に関すること</li> <li>・ 防災に関する調査研究、訓練の実施、教育及び広報に関すること</li> <li>・ 災害情報等に関する伝達、収集及び被害調査に関すること</li> <li>・ 避難勧告又は避難指示の伝達に関すること</li> <li>・ 消防及び救急活動に関すること</li> <li>・ 水防活動に関すること</li> <li>・ 構成市村災害対策本部・消防団との連携・協調に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

|                      |                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                      |                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>被災者の救出に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                      | 長野県警察本部<br>(飯山警察署・水内駐在・堺駐在) | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害関連情報の収集及び伝達に関する事</li> <li>避難勧告又は避難指示に伴う避難誘導等に関する事</li> <li>被災者の救出に関する事</li> <li>交通規制及び警戒区域の設定に関する事</li> <li>危険区域への立入の規制及び警備に関する事</li> <li>行方不明者の調査又は遺体の検死に関する事</li> <li>犯罪の予防、取締りに関する事</li> <li>危険物の取締りに関する事</li> <li>被災者に対し、焼失又は紛失した重要書類等の再発行に関する事</li> <li>避難状況等に関する情報の収集に関する事</li> <li>防災訓練の実施に関する事</li> </ul> |
|                      | 北信地方事務所                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>災害時における北信地方部の設置及び運営に関する事</li> <li>災害時における情報等の収集及び伝達に関する事</li> <li>災害の応急措置に関する事</li> <li>災害の被害調査に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                                                     |
|                      | 北信保健福祉事務所                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>医療、助産、救護、感染症予防、毒劇物事故防止等に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|                      | 北信建設事務所<br>(飯山事務所)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急交通路の確保に関する事</li> <li>道路・河川・砂防施設等の機能の確保に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 指定<br>地方<br>行政<br>機関 | 関東財務局<br>(長野財務事務所)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方公共団体に対する資金の融通の斡旋に関する事</li> <li>災害時における金融機関の緊急措置の指示に関する事</li> <li>災害時における財政金融対策の適切な措置並びに関係機関との連絡調整に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                                                 |
|                      | 関東管区警察局                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>管区内各県警察の実施する災害警備活動の連絡調整に関する事</li> <li>他管区警察局及び管区内防災関係機関との連携に関する事</li> <li>警察通信施設の整備及び防護並びに警察通信統制に関する事</li> <li>災害時における管区内各県警察の相互援助の調整に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                               |
|                      | 関東信越厚生局<br>(長野事務所)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>管内の災害状況の情報収集及び通報に関する事</li> <li>関係機関との連絡調整に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                      | 関東農政局<br>(長野地域センター)         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害予防対策</li> <li>ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事</li> <li>農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地浸食防止等の施設の整備に関する事</li> <li>自ら管理又は運営する施設、設備に関する事</li> </ul>                                                                                                                                          |



|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導に関する事</li> <li>・ 防災上整備すべき地すべり防止施設、農業用排水路施設並びに農地の保全に係る施設等の整備に関する事</li> <li>・ 防災に関する情報の収集及び報告に関する事</li> </ul> <p>○ 応急対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事</li> <li>・ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事</li> <li>・ 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事</li> <li>・ 災害時における農作物、蚕、家畜などに係る管理指導及び病虫害の防除に関する事</li> <li>・ 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関する事</li> <li>・ 災害時における食料の供給の実施準備について関係団体に協力を求める措置に関する事</li> <li>・ 災害時における主要食料の供給に関する事</li> <li>・ 災害時の食料の緊急引渡措置に関する事</li> </ul> <p>○ 復旧対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事</li> <li>・ 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事</li> </ul> |
| 中部森林管理局<br>(北信森林管理署) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関する事</li> <li>・ 災害応急対策用材の供給に関する事</li> <li>・ 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持造成に関する事</li> <li>・ 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 関東経済産業局              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事</li> <li>・ 被災商工鉦業者の業務の正常な運営の確保に関する事</li> <li>・ 被災中小企業の振興に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 中部経済産業局              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気の供給の確保に必要な指導に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 関東東北産業保安監督部          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、ガスなど危険物等の保安に関する事</li> <li>・ 鉦山における災害防止及び災害時の応急対策に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 中部近畿産業保安監督部          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気の保安に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 東京管区気象台<br>(長野地方気象台) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象警報等の発表及び伝達に関する事</li> <li>・ 地震情報に関連する情報等の通報に関する事</li> <li>・ 防災知識の普及に関する事</li> <li>・ 災害防止のための統計調査に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表に関すること</li> <li>・ 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報に関すること</li> <li>・ 土砂災害警戒情報について、大雨による土砂災害発生の危険度が高まったときに、村の防災活動を支援することを目的として、県と共同発表し、関係機関に通報するとともに報道機関の協力を求めてこれを公衆に周知するよう努めること</li> <li>・ 地震情報の照会に対する応答と解説に関すること</li> <li>・ 地震予知のための観測施設の整備及び観測機器の保守に関すること</li> <li>・ 地震予知及び地震に関する啓発活動並びに防災訓練に対する協力に関すること</li> <li>・ 異常現象に関する情報が発見者又は行政機関から通報された場合、速やかに気象庁に報告し適切な措置を講ずること</li> </ul> |
| 信越総合通信局              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電気通信の管理に関すること</li> <li>・ 災害時における非常通信の確保に関すること</li> <li>・ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること</li> <li>・ 非常通信協議会の運営に関すること</li> <li>・ 災害時に備えての電気通信施設(有線電気通信施設及び無線通信施設)の整備のための調整及び電波の監理に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                               |
| 長野労働局<br>(中野労働基準監督署) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 工場、事業場における自主的な避難、救助等の教育訓練に関すること</li> <li>・ 被災労働者及び被災事業主に対する応急対策の実施に関すること</li> <li>・ 大型二次災害を誘発するおそれのある事業場に対する災害予防の指導に関すること</li> <li>・ 事業場等の被災状況の把握に関すること</li> <li>・ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導に関すること</li> <li>・ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導に関すること</li> <li>・ 事業場における産業災害の防止に関すること</li> <li>・ 事業場における自主防災体制の確立に関すること</li> </ul>                                                                                                    |
| 北陸地方整備局<br>(湯沢砂防事務所) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 災害予防 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所管施設の管理及び耐震性の確保に関すること</li> <li>・ 応急復旧用資機材の備蓄の推進に関すること</li> <li>・ 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施及び関係機関との連携構築すること</li> <li>・ 土砂災害防止法に基づく緊急調査の実施及び情報提供に関</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                                                                                         |

|  |                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|--|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  |                     | <p>すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災施設復旧等のための防災エキスパート制度の充実に関すること</li> <li>・ 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定に關すること</li> <li>・ 砂防堰堤等砂防設備の整備に關すること。</li> </ul> <p>○ 初動対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土砂災害発生のおそれがある場合等における体制の発令及び情報の収集、所管施設等の巡視点検に關すること。</li> <li>・ 土砂災害防止法に基づく、河道閉塞(天然ダム)発生時における状況把握及び情報提供に關すること</li> <li>・ 大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に關する支援のため緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)及び災害対策現地情報連絡員(リエゾン)を派遣すること</li> </ul> <p>○ 応急対策、復旧対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災関係機関との連携による応急対策の実施に關すること</li> <li>・ 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保に關すること</li> <li>・ 所管施設の緊急点検及び復旧に關すること</li> <li>・ 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施に關すること</li> <li>・ 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施に關すること</li> <li>・ 二次災害防止のための緊急的な監視観測機器の設置等に關すること</li> </ul> <p>○ 警戒宣言発令時</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒宣言、地震予知情報等の迅速な伝達に關すること</li> <li>・ 地震災害警戒体制の整備に關すること</li> <li>・ 人員、資機材等の配備、手配に關すること</li> <li>・ 緊急輸送道路確保のための交通規制に対する協力に關すること</li> <li>・ 道路利用者に対する情報の提供に關すること</li> </ul> |
|  | 北陸信越運輸局<br>(長野運輸支局) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 所掌事務に係る災害情報の収集、伝達に關すること</li> <li>・ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導、監督に關すること</li> <li>・ 自動車道の通行の確保に必要な指導、監督に關すること</li> <li>・ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達斡旋、輸送の分担、迂回輸送、代替輸送等の指導に關すること</li> <li>・ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応するための関係運送事業者団体及び運送事業者との連絡体制の確立及び緊急輸送に使用できる車両等の把握並びに緊急時の出動体制の整</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

|                   |                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------|------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                   |                                          | <p>備に関すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>必要と認めるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令措置をとること</li> <li>大規模自然災害における被災状況の迅速な把握、二次災害の防止、被災地の早期復旧等に関する支援のため緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)を派遣すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                          |
|                   | 津南衛生施設事務組合                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>ごみの収集処分に関する事務に関すること</li> <li>し尿の収集処分に関する事務に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 陸上自衛隊<br>第13普通科連隊 |                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>警戒宣言、地震予知情報等の災害情報の収集に関すること</li> <li>被害状況の把握に関すること</li> <li>避難の援助に関すること</li> <li>遭難者等捜索救助に関すること</li> <li>水防活動に関すること</li> <li>消防活動に関すること</li> <li>道路又は水路等の交通路上の障害物の排除に関すること</li> <li>応急医療防疫、病虫害防除等の支援に関すること</li> <li>通信支援に関すること</li> <li>人員及び物資の緊急輸送に関すること</li> <li>炊飯及び給水支援に関すること</li> <li>救援物資の無償貸付又は譲与に関すること</li> <li>交通規制の支援に関すること</li> <li>危険物の保安及び除去に関すること</li> </ul> |
| 指定公共機関            | 東日本旅客鉄道(株)                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>鉄道施設の防災に関すること</li> <li>災害時における避難者の輸送に関すること</li> <li>被災施設の調査及び復旧に関すること</li> <li>警戒宣言、地震情報等の伝達に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                             |
|                   | 東日本電信電話(株)<br>(株)NTTドコモ(長野支店)<br>KDDI(株) | <ul style="list-style-type: none"> <li>公衆電気電信設備の保全に関すること</li> <li>災害非常通話の確保及び気象情報に関すること</li> <li>公衆電気通信の特別取扱いに関すること</li> <li>気象警報の伝達(東日本電信電話株式会社)に関すること</li> <li>公衆電気通信施設の被害調査及び災害復旧に関すること</li> <li>警戒宣言発令時及び災害時における重要通信の確保に関すること</li> <li>警戒宣言発令時及び災害時における通信疎通状況等の広報に関すること</li> <li>復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく手配に関すること</li> </ul>                                                                                   |
|                   | 日本赤十字社長野県支部                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>医療、助産等の救助、救護に関すること</li> <li>災害救助等の奉仕者の連絡調整に関すること</li> <li>義援金品の募集に関すること</li> <li>災害時の血液製剤の供給に関すること</li> <li>救援物資の備蓄及び供給に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                  |

|                      |                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|----------------------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                      |                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 応援救護班の派遣又は派遣準備に関する事</li> <li>・ 赤十字奉仕団、自主防災組織等に対する救急法の講習等の指導に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|                      | 日本放送協会<br>(長野放送局)             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 気象予報及び警報、注意報その他、災害情報等広報に関する事</li> <li>・ 災害に関連する解説、キャンペーン番組等の積極的な編成による視聴者の地震防災に関する認識の向上に関する事</li> <li>・ 地方公共団体等の要請に基づく予報、警報、警告等の放送の実施に関する事</li> <li>・ 放送施設、設備の災害予防のための整備に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                |
|                      | 日本通運(株)<br>(長野支店)             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関する事</li> <li>・ 防災関係機関の要請に基づく緊急輸送車両の確保に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                      | 中部電力(株)<br>飯山営業所              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電力施設の保全、保安に関する事</li> <li>・ 電力の供給に関する事</li> <li>・ 被災施設の調査及び復旧に関する事</li> <li>・ 復旧用資機材等の整備に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                |
|                      | 日本銀行<br>(松本支店)                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 金融機関の支払いに対する現金の準備に関する事</li> <li>・ 損傷通貨の引換に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                      | 日本貨物鉄道(株)                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|                      | 日本郵便(株)                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施すること</li> <li>・ 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用を充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉付郵便葉書等寄付金を配付すること</li> <li>・ 施設等の被災防止に関する事</li> <li>・ 利用者の避難誘導に関する事</li> <li>・ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保すること</li> <li>・ 災害時における郵便業務の確保、郵便業務に係る災害対策特別事務取扱及び援護対策等に関する事</li> </ul> |
| 指定<br>地方<br>公共<br>機関 | 旅客自動車運送事業者<br>(南越後観光バス株式会社)   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|                      | 貨物自動車運送事業者<br>((公社)長野県トラック協会) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関する事</li> <li>・ 防災関係機関の要請に基づく、協会加盟事業所からの緊急輸送車両の確保に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                      | 民間放送事業者                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害情報等広報に関する事</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

|                    |                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                       |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                    | (信越放送(株))<br>((株)長野放送)<br>((株)テレビ信州)<br>(長野朝日放送(株))<br>(長野エフエム放送(株)) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地震防災に関するキャンペーン番組、地震防災メモのスポット、定時ニュース番組等による防災知識の普及に関すること</li> <li>・ 警戒宣言発令時及び災害時において特別番組を編成し、地震予知情報、地震情報、その他の地震に関する情報、国、県、村、防災関係機関等の防災活動状況等を放送すること</li> <li>・ 放送施設、機器類等の設備の事前点検と災害予防のための設備の整備に関すること</li> </ul> |
|                    | 長野県情報ネットワーク協会                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害情報等広報に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                     |
|                    | (一社)長野県LPガス協会                                                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警戒宣言発令時におけるガス供給の確保に関すること</li> <li>・ 施設、設備の耐震予防対策の実施に関すること</li> <li>・ 警戒宣言発令時における広報、施設の点検等災害予防対策に関すること</li> <li>・ 被災施設の調査及び復旧に関すること</li> </ul>                                                                |
|                    | (一社)長野県建設業協会                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における公共施設等の緊急対策及び復旧対策についての協力に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                              |
| 公的団体及び防災上重要な施設の管理者 | 北信州みゆき農業協同組合                                                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村、県が行う災害被害状況調査及び応急対策の協力に関すること</li> <li>・ 農作物の災害応急対策の指導に関すること</li> <li>・ 被災農家に対する融資、斡旋に関すること</li> <li>・ 農業生産資材及び農家生活資材の確保、斡旋に関すること</li> <li>・ 農作物の需要調整に関すること</li> <li>・ 災害時における農産物の確保に関すること</li> </ul>        |
|                    | 栄村森林組合                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村、県が行う災害被害状況調査及び応急対策の協力に関すること</li> <li>・ 倒木処理等の体制に関すること</li> <li>・ 被災組合員に対する融資、斡旋に関すること</li> <li>・ 木材の供給と物資の斡旋に関すること</li> </ul>                                                                              |
|                    | 栄村商工会                                                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村、県が行う災害被害状況調査及び応急対策の協力に関すること</li> <li>・ 被災会員に対する融資、斡旋に関すること</li> <li>・ 災害時における物価安定の協力に関すること</li> <li>・ 救助物資、復旧資材の確保、斡旋の協力に関すること</li> </ul>                                                                  |
|                    | 栄村秋山郷観光協会                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 宿泊施設における防災上必要な教育、訓練の実施に関すること</li> <li>・ 災害時における宿泊者の救護に関すること</li> <li>・ 災害時における避難者の救護応援協力に関すること</li> </ul>                                                                                                    |
|                    | (一社)長野県医師会<br>(飯水医師会)<br>(一社)長野県歯科医師会                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における医療、助産等救護活動の実施に関すること</li> <li>・ 災害時における救護活動に必要な医薬品及び医療機材の提供に関すること</li> </ul>                                                                                                                           |
|                    | 病院等医療施設の管理者                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること</li> <li>・ 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること</li> </ul>                                                                                                                                         |
|                    |                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                       |

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害時における病人等の収容及び保護に関すること</li> <li>・ 災害時における被災負傷者の治療及び助産に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                             |
| 社会福祉施設の管理者       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること</li> <li>・ 災害時における入所者の保護及び誘導に関すること</li> <li>・ 災害時における要配慮者の受け入れに関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                              |
| 金融機関             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災事業者等に対する資金融資に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 危険物施設及び高圧ガス施設管理者 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 安全管理の徹底に関すること</li> <li>・ 防護施設の整備に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 赤十字奉仕団           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村、県が行う災害応急対策の協力に関すること</li> <li>・ 被災者の救助活動及び義援金品の募集の協力に関すること</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                              |
| (福)栄村社会福祉協議会     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 村、県が行う災害応急対策の協力に関すること</li> <li>・ 災害時における災害時要支援者に対する入所施設の臨時入所の斡旋に関すること</li> <li>・ 災害ボランティア本部の運営に関すること</li> <li>・ 生活福祉資金の貸付けに関すること</li> <li>・ 義援金への対応に関すること</li> <li>・ 災害ボランティア受入れ対策の実施に関すること</li> <li>・ 災害ボランティアに関すること</li> </ul>                                                                    |
| 自主防災会            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 避難者の誘導及び救出救護の協力に関すること</li> <li>・ 被災者に対する炊き出し、救援物資の配給及び避難所内の運営業務等協力に関すること</li> <li>・ 被災者状況調査、広報活動等災害対策業務全般についての協力に関すること</li> <li>・ 自主防災活動の実施に関すること</li> <li>・ 村民に対する情報の連絡、収受に関すること</li> <li>・ 区域内の災害に関する情報の収集及び伝達に関すること</li> <li>・ 災害に対する応急処置の協力に関すること</li> <li>・ 災害時における避難、救助活動の協力に関すること</li> </ul> |

## 第4節 防災面からみた栄村の概要

### 第4節 防災面から見た栄村の概要

#### 1. 栄村の概要

#### 2. 栄村の災害履歴

### 1. 栄村の概要

#### (1) 地勢

栄村は、長野県の最北端に位置し、東は新潟県津南町、西は飯山市、野沢温泉村、木島平村、山ノ内町、南は群馬県中之条町、新潟県湯沢町、北は新潟県上越市、十日町市と境を接し、東西 19.1 km、南北 33.7 km、周囲 103 km に亘り総面積 271.51 km<sup>2</sup> の広大な地域に及んでいる。

また、地形も複雑で標高は 256m から 2,192m に及んでいる。千曲川、志久見川、中津川の狭い河岸段丘と毛無山の裾に広がる台地を除いては、傾斜の急な山地である。これらの段丘地、台地、溪流地に大小 31 の集落が点在している。村内の耕地は、標高 260m から 800m の間にあり傾斜地が多くその方位も一定でない。

#### (2) 社会的条件

##### ア 高齢者人口

村の人口は、2,215 人（平成 22 年国勢調査）である。

このうち老年（65 歳以上）の総人口に占める割合は 46.2% と、県の総人口に対する老年人口比率 26.4% に比較して高い。

表 1-4-1 老年人口割合（平成 22 年国勢調査）

| 区分    | 総人口         | 老年人口      | 老年人口割合 |
|-------|-------------|-----------|--------|
| 栄 村   | 2,215 人     | 1,023 人   | 46.2%  |
| 長 野 県 | 2,152,449 人 | 569,301 人 | 26.4%  |

##### イ 建物

村における建物総数は 686 棟であり、その建築年代別の内訳は以下の表のようになっている。（平成 25 年 9 月 1 日現在の固定資産税家屋課税台帳を基に算出）

表 1-4-2 栄村における建築年代別居宅建物棟数

| ～昭和 56 年          | 昭和 57 年<br>～平成 3 年 | 平成 4 年<br>～13 年   | 平成 14 年～         | 計               |
|-------------------|--------------------|-------------------|------------------|-----------------|
| 371 棟<br>(54.08%) | 123 棟<br>(17.93%)  | 106 棟<br>(15.45%) | 86 棟<br>(12.54%) | 686 棟<br>(100%) |

このように昭和 56 年以前の建物が全体の 54% 以上を占めている。これらの建物は老朽化が進んでいると考えられ、地震の強い揺れや強風に対して十分な強度がないことが予想される。



ウ 防災をめぐる社会構造の変化と対応

人口の偏在、少子高齢化などの社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。とりわけ、次に掲げるような変化については、十分な対応を図ることとする。

- (ア) 村土においては、人口の偏在が見られる。また、危険な地域への居住等もみられ、これらへの対応として、災害に強い集落構造の形成、防災に配慮した土地利用への誘導、危険地域等の情報の公開、建築物等の安全確保対策等を講ずる必要があり、災害時の情報伝達手段の確保、防災ボランティア活動への支援が必要である。
- (イ) 高齢者（特に独居老人）、障害者、外国人等、いわゆる要配慮者の増加がみられる。これらについては、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護、救済対策等防災の様々な場面において要配慮者に配慮したきめ細かな施策を、福祉施策との連携の下に行う必要がある。この一環として、要配慮者関連施設が災害の危険性の低い場所に立地するよう誘導するとともに、災害に対する安全性の向上を図る必要がある。また、平常時から要配慮者の所在等を把握し、特に避難等について支援が必要な要配慮者については、避難難行動要支援者名簿の整備を推進することで、発災時には迅速に避難誘導・安否確認等を行えるようにする必要がある。
- (ウ) ライフライン、コンピュータ、携帯電話やインターネットなどの情報通信ネットワーク、交通ネットワーク等への依存度はますます増大している。災害発生時におけるこれらへの被害は、日常生活、産業活動に深刻な影響をもたらすことから、施設の耐震化の促進とともに、補完的機能の充実に努める。
- (エ) 村内の集落では、かつてよりは薄れてきているものの、住民同士の絆が結ばれ、相互扶助の精神が根付いている。過去に発生した地震災害では、このような住民の結びつきにより人的被害の拡大を抑えられたとも言われている。このため、各集落の自治組織である区を地域の実情に応じて自主防災組織として明確に位置づけることで、災害対応力を強化する必要がある。さらに、要配慮者を含めた多くの村民が参加する定期的な防災訓練の実施や防災思想の普及等の徹底を図る必要がある。
- (オ) 地域の防災力向上を図るため、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施に努めるとともに、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

## 2. 栄村の災害履歴

災害履歴を表 1-4-3 に示す。

表 1-4-3 栄村の災害履歴

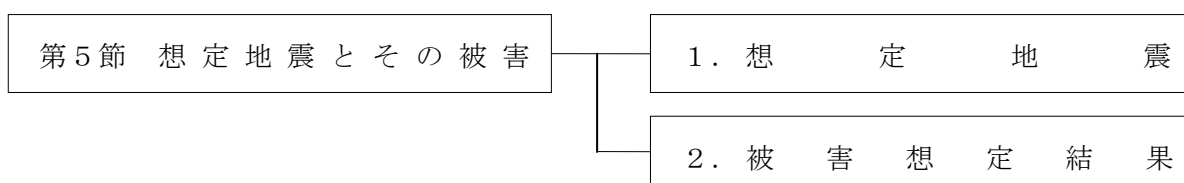
| 災害種別 | 災害年月日       | 災害原因                               | 災害箇所 | 被害地域        | 被害状況                                                                                                   |
|------|-------------|------------------------------------|------|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 火災   | 昭 15. 6. 6  |                                    | 切欠   | 切欠          | 住家 6 戸全焼                                                                                               |
| 豪雪災害 | 昭 20. 2     | 豪雪<br>最高積雪<br>785 cm<br>(2 月 12 日) | 村内全域 | 村内全域        | 豪雪による各種被害多数                                                                                            |
| 河川氾濫 | 昭 30. 4. 26 | 河川氾濫                               | 二俣川  | 流域          | 住家 1 戸全壊<br>土砂流失災害<br>国道橋梁流出<br>耕地被害多数                                                                 |
| 雪崩災害 | 昭 36. 2. 16 | 集中豪雪<br>表層雪崩                       | 青倉   | 青倉          | 死者 11 名<br>家屋全壊 4 戸<br>半壊 1 戸                                                                          |
| 台風   | 昭 56. 8. 21 | 暴風雨<br>(台風 15 号)                   | 村内全域 | 東部・秋山<br>地区 | 住家一部損壊 1 戸<br>床上・床下浸水 4 戸<br>非住家全壊 1 棟<br>河川決壊 3 か所<br>道路決壊 49 か所 等                                    |
| 豪雪災害 | 昭 56. 1     | 豪雪<br>最高積雪<br>434 cm<br>(1 月 30 日) | 村内全域 | 村内全域        | 災害救助法適用<br>1. 16～1. 25<br>救助世帯 120 世帯                                                                  |
| 台風   | 昭 57. 8. 2  | 暴風雨<br>(台風 10 号)                   | 村内全域 | 村内全域        | 秋山小プール及び校庭<br>流出 1,630 m <sup>3</sup><br>耕地被害 60ha<br>村道決壊 3 か所<br>林道決壊 4 か所<br>床下浸水 2 戸<br>耕地冠水 0.3ha |
| 台風   | 昭 57. 9. 12 | 暴風雨<br>(台風 18 号)                   | 村内全域 | 村内全域        | 床上浸水 6 戸<br>床下浸水 8 戸<br>村道決壊 7 か所<br>農道決壊 4 か所<br>林道決壊 9 か所<br>水路決壊 4 か所<br>耕地冠水 8ha                   |
| 台風   | 昭 58. 9. 29 | 暴風雨<br>(台風 10 号)                   | 村内全域 | 村内全域        | 床上浸水 1 戸<br>床下浸水 6 戸<br>耕地冠水 5ha<br>耕地災害 25 か所<br>水道水冠水 1 か所                                           |
| 豪雪災害 | 昭 59. 2     | 豪雪<br>最高積雪<br>398 cm<br>(3 月 1 日)  | 村内全域 | 村内全域        | 災害救助法適用<br>2. 8～3. 1<br>救助世帯 130 世帯                                                                    |
| 雪崩災害 | 昭 59. 2. 28 | 表層雪崩                               | 屋敷   | 屋敷          | 物置 1 戸全壊<br>住宅 1 戸 1 部埋没<br>避難 7 世帯 20 名                                                               |
| 豪雪災害 | 昭 60. 1     | 豪雪<br>最高積雪<br>365 cm<br>(1 月 18 日) | 村内全域 | 村内全域        | 災害救助法適用<br>1. 18～2. 6<br>救助世帯 135 世帯                                                                   |

|      |              |                                    |                              |                                 |                                                                                         |
|------|--------------|------------------------------------|------------------------------|---------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 豪雪災害 | 平 2. 1       | 豪雪                                 | 村内全域                         | 村内全域                            |                                                                                         |
| 豪雨災害 | 平 6. 9. 1    | 集中豪雨                               | 村内全域                         | 志久見、雪坪、横倉、青倉地区                  | 農地被害 53 か所<br>農道決壊 6 か所                                                                 |
| 豪雪災害 | 平 8. 2       | 豪雪<br>最高積雪<br>313 cm<br>(2 月 3 日)  | 村内全域                         | 村内全域                            |                                                                                         |
| 豪雪災害 | 平 13. 1      | 豪雪                                 | 村内全域                         | 村内全域                            |                                                                                         |
| 台風   | 平 16. 10. 21 | 千曲川増水<br>(台風 23 号)                 | 箕作・月岡地区                      | 箕作・月岡地区                         | 水田畦流出、砂・ゴミ堆積                                                                            |
| 地震災害 | 平 16. 10. 23 | 地震<br>(新潟県中越地震)                    | 村内全域<br>(震源:中越地方)            | 村内全域                            | 負傷者 3 名<br>住家被害 21 棟                                                                    |
| 豪雪災害 | 平 17. 2      | 豪雪<br>最高積雪<br>360 cm<br>(2 月 12 日) | 村内全域                         | 村内全域                            |                                                                                         |
| 豪雨災害 | 平 17. 8      | 集中豪雨                               | 千曲川沿地区                       | 千曲川沿地区                          | 水田決壊多数<br>農道損壊多数<br>床上浸水 3 戸<br>床下浸水 5 戸                                                |
| 豪雪災害 | 平 18. 1      | 豪雪<br>最高積雪<br>395 cm<br>(2 月 6 日)  | 村内全域                         | 村内全域                            | 死者 2 名<br>負傷等 11 名<br>全壊 20 棟<br>半壊 3 棟<br>一部損壊 158 棟                                   |
| 豪雨災害 | 平 18. 7      | 集中豪雨                               | 箕作・月岡地区                      | 箕作・月岡地区                         | 水田冠水<br>箕作地区「避難勧告」<br>発令                                                                |
| 地震災害 | 平 19. 7. 16  | 中越沖地震                              | 村内全域                         | 村内全域                            | 震度 4 観測                                                                                 |
| 地震災害 | 平 23. 3. 12  | 地震<br>(長野県北部地震)                    | 村内全域<br>(震源:長野県・新潟県<br>県境付近) | 村内全域<br>(建物被害は森、青倉、<br>横倉地区に集中) | 激甚災害法、災害救助<br>法、被災者生活再建支<br>援法適用<br>震災関連死 3 名<br>軽傷 10 名<br>住家被害 694 棟<br>非住家被害 1,048 棟 |
| 豪雪災害 | 平 24. 1      | 豪雪<br>最高積雪<br>347 cm<br>(1 月 18 日) | 村内全域                         | 村内全域                            | 災害救助法適用                                                                                 |

## 第5節 想定地震とその被害

県は、平成7年に発生した阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、平成12年度から13年度にかけて、今後の地震防災対策の基礎資料とすべく、新たに長野県地震対策基礎調査を実施した。

この長野県地震対策基礎調査の結果を考慮しつつ、平成23年3月の長野県北部地震の実被害に基づき、影響を及ぼすと予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について、本計画における災害予防計画、災害応急対策計画、復旧対策計画等の目標とする。



### 1. 想定地震

村において被害が発生すると考えられる地震は、以下のとおりである。

なお、地震の規模（マグニチュード）については仮定であり、地震発生の可能性を検討したものではないものとする。

#### (1) 長野県北部地震と同等程度の内陸直下型地震（マグニチュード6.7）

新潟県から長野県境に存在する信濃川断層帯は、飯山市付近から千曲川に沿って西側から東側に対して隆起する約60kmの逆断層であり、直近の最も大きな活動は1847年の善光寺地震である。また、十日町断層帯は、新潟県中越地方を南北に延びる十日町盆地とその東西両側の丘陵との境界に位置する断層帯であり、西部と東部に分かれる。西部は、新潟県小千谷市から十日町市を経て、津南町西部の新潟・長野県境付近に至る断層帯である。

平成23年3月12日に発生した長野県北部地震は、十日町断層帯の南西端部付近で発生したが、発生源となった断層は十日町断層帯には直接連続していないとされる。

### 2. 被害想定

想定される地震は、平成23年3月12日に発生した「長野県北部地震」と同程度の規模とする。また、「信濃川断層帯」の活動による内陸直下型地震の被害想定結果を参考とする。

表 1-5-1 「長野県北部地震」における被害状況及び「信濃川断層帯」の活動による内陸直下型地震の被害想定結果（栄村全域）

| 区 分                    | 被 害 想 定                                                                                        | 参 考                                               |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
|                        | 長野県北部地震<br>(実被害)                                                                               | 「信濃川断層帯」の活動<br>による内陸直下型地震<br>の被害想定結果              |
| ① 震度                   | 6強                                                                                             | 6強(最大震度)                                          |
| ② 液状化                  | 一部あり<br>(森宮野原駅周辺・<br>横倉地区)                                                                     | 危険性 低                                             |
| ③ 建物被害                 | 住家被害(全壊 33 棟、大規模半壊 21 棟、半壊 148 棟、一部損壊 492 棟)<br>非住家被害(全壊 161 棟、大規模半壊 22 棟、半壊 119 棟、一部損壊 746 棟) | 木造(全壊棟数 7 棟 半壊棟数 22 棟)<br>非木造(大破棟数 2 棟 中破棟数 17 棟) |
| ④ 出火件数                 | 0件                                                                                             | 0件                                                |
| ⑤ 焼失棟数                 | 0件                                                                                             | 0件                                                |
| ⑥ 人的被害                 | 震災関連死者数 3 人<br>軽傷者数 10 人<br>避難者数 1,787 人                                                       | 死者数 0 人<br>重傷者数 1 人<br>軽傷者数 23 人<br>避難者数 57 人     |
| ⑦ ライフライン被害<br>(地下埋設管等) | 上水道:717 戸で断水<br>農業集落排水処理施設:<br>公共枿49箇所、管路709m<br>合併浄化槽:195 基                                   | 断水世帯数 0 世帯<br>停電世帯数 178 世帯<br>電話支障回線数 14 回線       |

## 第6節 防災ビジョン

### 第6節 防 災 ビ ジ ョ ン

### 1. 防 災 ビ ジ ョ ン

わが国においては、平成7年の阪神・淡路大震災、平成16年の新潟県中越地震、平成19年の新潟県中越沖地震、平成20年の岩手宮城内陸地震、平成23年の東日本大震災における東北地方太平洋沖地震など大規模な震災が発生しており、県内においても平成23年の長野県北部地震（栄村大地震）、長野県中部地震など甚大な被害をもたらした震災が発生している。中でも平成23年は、記録的な災害により全国各地で甚大な被害が発生した。

阪神・淡路大震災、新潟県中越地震を超えるマグニチュード9.0を記録した東北地方太平洋沖地震（平成23年3月11日14時46分）の発生とそれに伴う巨大津波、液状化現象や地盤沈下など、東日本大震災による死者・行方不明者数は1万9000人以上にも及び、避難者数は一時10万人以上に達した。

また8月に発生した台風12号により西日本から北日本にかけての広い範囲で記録的な大雨となった。このため、土砂災害、浸水、河川のはん濫等により、全国で死者49名、行方不明者55名となり、広い範囲で床上・床下浸水などの住家被害、田畑の冠水などの農林水産業への被害、鉄道の運休などの交通障害が発生した。

これら自然災害による年間の死者・行方不明者数は19,437名にのぼり、平成7年（阪神・淡路大震災の犠牲者6,436人を含む。）を大幅に超える戦後最大の被害となり、改めて日ごろからの「備え」とともに、人と人とのつながり・絆の重要性を認識する出来事となった。

長野県においても、昭和36年6月に死者・行方不明者136名、浸水戸数18,488戸に及ぶ未曾有の大災害となった36災害や平成18年7月豪雨においては、天竜川水系の上伊那、諏訪地域では死者12名の他、住家、道路、河川等に甚大な被害が発生し、身近で災害の恐ろしさを目のあたりにしたところである。

また、県が実施した「長野県地震対策基礎調査報告書」によると、6つの地震を想定しているが、そのうち村では信濃川断層帯を震源とする地震（マグニチュード7.5）による被害が最も大きいとされ、村内における震度分布、液状化分布、建物被害、出火被害、人的被害等が明らかにされている。

そのため、過去の災害を教訓とし、国、県、村、民間事業者、地域コミュニティ、地域住民の一人ひとりまで、あらゆる主体が「備え」を実践していく必要がある。

こうした一連の災害では、高齢者、障害者等の要配慮者の被害が多く、要配慮者に対する支援対策のあり方、迅速な情報伝達の方法等が大きな課題となり、平成17年3月の「集中豪雨時等における情報伝達及び高齢者等の避難支援に関する検討会」による「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」及び「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」の策定に至った。その後、東日本大震災の教訓を踏まえ、「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を全面的に改訂し、平成25年8月に「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組み指針」が定められた。

災害による被害を軽減し、安全・安心な社会を創造していくためには、行政による「公助」のみならず、村民相互による「自助」、「共助」の取り組みが不可欠である。今後、村においては、この「自助」、「共助」、「公助」を防災ビジョンとし、村と村民が一体となり、地域コミュニティを中心とした防災体制を構築していく。

## 第2章 災害予防計画

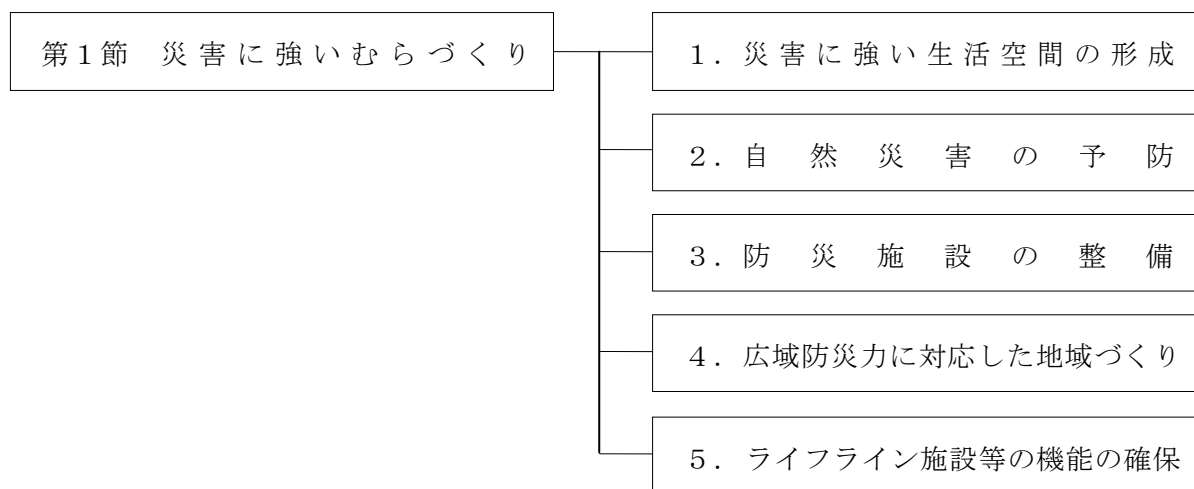
### 第1節 災害に強いむらづくり

(実施担当：各課・機関)

災害時における村民の安全確保を図るため、地域の災害特性に配慮しつつ、災害に強いむらづくりを総合的及び計画的に進めるものとする。

災害対策の検討にあたり、科学的知見及び過去の災害の具体的な被害状況を踏まえ、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの災害を想定し、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮するものとする。

また、将来の気候変動の影響等外部環境の変化や地域の特性にも配慮しつつ、災害に強い、むらづくりを行う。



#### 1. 災害に強い生活空間の形成

##### (1) 村土の利用の基本理念

村土は、現在及び将来にわたって限られた資源であり、生活及び生産を行うための共通の基盤である。したがって村土の利用にあたっては、郷土の自然を守り公共の福祉を優先させつつ、地域の自然的・社会的及び文化的条件に配慮して、明るく住みよい生活環境の創造と、均衡ある発展を図るものとする。

##### (2) 計画的な土地利用の誘導

村土の利用に関する基本的事項について定める国土利用計画（栄村計画）について、村の特性を活かした総合的な土地利用の実現を目指し、その後の土地需要の変化を踏まえ、見直しを行うものとする。

#### 2. 自然災害の予防

##### (1) 土砂災害の防止

土砂災害危険箇所（土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所）の災害を未然に防止し、また災害が発生した場合、村民の生命・財産を保護し被害を最小限にとどめるため、土砂災害を防止するための砂防事業等を推進する。

ア 災害危険箇所等の調査

村は、発生が予想される土石流、地すべり及び急傾斜地の崩壊等の土砂災害の危険箇所について、県及び関係機関の協力を得て、定期的に土砂災害防止法に基づく危険度を把握するための調査を実施し、適切な規制、対策等を講ずるよう努める。

イ 総合的な土砂災害予防対策の推進

国、県の各種対策事業の推進を積極的に要望するとともに、村民に対してこれらの事業の完了には長い年月を要することへの理解を得られるよう、広報等に努めるものとする。また、そのことを踏まえ、村民自らが避難等への対策が講じられるよう、危険情報の提供について国、県と連携して努めるものとする。

(ア) 地すべり防止施設等

(イ) 急傾斜地崩壊防止施設

(ウ) 砂防設備

(エ) 治山施設

ウ 災害に強い山林づくりの推進

村域内の林野面積は、国有林 15,000ha、民有林 11,000ha でほとんどが林地である。逐年造林事業が推進され、公的資金により造林事業が実施されてきたが、補助事業の実施等関係機関と協力しながら森林の造林対策を進める。

また、村域は、林野面積がほとんどで急傾斜地が多く、崩壊地及び荒廃地が極めて多いので、国、県、並びに隣接市町村の協力を得て、林野保全の推進と土砂流失を防止するため、治山事業を促進する。また崩壊地、劣悪地、その他山地危険地と保安林としての指定を行い、適正な整備管理を進める。

(ア) 危険区域の森林の整備

危険区域の森林の整備を図るため、防災対策森林整備事業、広域森林整備事業等各種事業の導入を推進する。

山地災害危険地区地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備を推進する。

(イ) 保安林

保安林においては、保安林改良、保育事業を積極的に取り入れ、保安林機能強化、育成を図る。

(ウ) 山林の伐採

生産事業の山林の伐採についても、皆伐の方法はできる限り避け、森林のもっている災害防除の諸機能に留意し、これを生かす森林施業、長伐期、複層林、混交林、広葉樹林、育成天然林等による森林整備を指導推進し、災害に強い山林づくりを図る。

(エ) 林道災害防除計画

林道は、急峻な地形に開設されていることが多く、幅員も狭く、急なカーブの箇所や、落石等の危険な箇所もある。このため計画的に危険箇所の改良を実施し通行の安全を図る。

(2) 宅地災害の防止

ア 宅地造成等規制区域の指定

宅地造成に伴い災害の生ずるおそれの著しい市街地又は市街地となろうとする区域



については、「宅地造成等規制法」に基づき、県知事と協議し指定を依頼し、宅地災害防止を図る。また、急傾斜地崩壊危険区域内の崩壊による危険の著しい区域については、「建築基準法」（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条に基づき、災害危険区域と指定して、建築制限を図る。

建築物や宅地に係る二次災害予防のための体制の整備等を行うとともに、構造物についても二次災害予防のための体制の整備等を行う。また、建築物、宅地及び土砂災害危険箇所等の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策を推進するものとする。

#### イ 宅地造成行為への指導

宅地造成工事許認可の際に、「建築基準法」第 39 条の災害危険区域及び「宅地造成等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）」の技術基準に基づき、擁壁、排水施設等の安全性について審査、指導、検査を行う。

#### ウ 既成宅地への安全対策

建築確認の際に、「建築基準法」及び「宅地造成等規制法」の技術基準に基づき、敷地の安全性を確保するよう指導する。

#### エ 液状化危険地域での災害防止対策

(ア) 今後、整備する造成地については、適切な地盤改良を実施するよう指導する。

(イ) 液状化危険箇所を示したマップを作成し、村民が建築する際の資料として活用を図る。

(ウ) 民間施設の新規立地に対して、液状化対策の指導を行う。

#### (3) 洪水浸水対策の充実

村内を流れる河川は、急峻な山岳地帯を水源とする急流河川で、上流地帯は雨量が多いため、溪流の浸蝕と林野の崩壊による土砂礫は、谷筋に多量に堆積され豪雨の都度流れ出し河床を高め、過去において相当な被害を与えているので、これら急流河川の砂防計画を関係機関と協力し推進する。

村が浸水想定区域に含まれた場合、主として高齢者等の要配慮者が利用する施設等において円滑かつ迅速な避難の必要があり、その施設名称及び所在地を村民に周知させるため、印刷物の配布等必要な措置を推進する。

#### ア 河川の整備・河川関連施設の整備

村内の河川は、急峻な村土の地勢を反映して急流であるため、融雪時や台風、洪水時などに河床や沿岸を破壊し、大きな被害をもたらす。また近年、千曲川においても上流部の開発により急激に水位が上昇し、水害が常習化している。

このような河川の氾濫等の災害については、十分予防対策を行うべきであるが、現状は対処的対策に止まっている。村内河川のうち国の砂防地域指定は一部に限られているので国、県並びに水防関係機関と協力して危険箇所の調査点検をし、護岸、砂防堰堤、河床整理などの河川改修の促進を図る。

また、老朽化が著しい河川については巡回調査をし、災害時も考慮した各種の改修を施し、流域の災害防止に努める。

#### イ ため池防災対策事業の推進

ため池の規模、施設の構造及び下流の状況について定期的に調査し、県に報告する。施設が老朽化しているものや用水路がないもの等は、豪雨時の決壊だけでなく地震防

災上も危険であるため、管理組合と協力して改修、補強工事を実施するよう努める。  
また、ため池による洪水危険の認識を深めるため、必要箇所に危険標識を設置する。

ウ 水循環の確保

大雨時の急激な増水を防止するため、透水性舗装等の普及を図り、集落における地面のコンクリート化の抑制に努めるものとする。

(4) 雪害対策

主要道路の除排雪体制の強化、克雪施設の整備、自力での除雪が困難な世帯への負担軽減等、総合的な雪対策を推進し、雪害防止に努める。

### 3. 防災施設の整備

(1) 公民館等地域施設の利用

地域における自主防災活動の拠点として活用するとともに、非常時に備えて防災訓練及び防災知識の普及の場として活用し、必要に応じて防災用資機材、食料、医薬品等の備蓄・保管の場として利用する。

#### [資料 C-8 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧]

(2) 避難路の整備

村は緊急輸送路等の整備と併せて、避難路等の整備を計画的に行う。

特に、幹線避難路等、村長の指定する避難路について、所用避難時間の短縮、避難有効幅員の拡大、避難路の安全性の向上等による避難の円滑化を図る。

(3) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

地震発生時に予想される陸路の寸断に備え、緊急輸送のためにルート多重化や代替性を考慮し、緊急輸送ネットワークを構築する。また、村の防災上重要な拠点と県が指定した緊急輸送路とを結ぶ道路を整備し、事前に交通障害の防止又は軽減措置を図る。

また、積雪期には、積雪や雪崩による避難ルートや輸送ルートの寸断が想定されるため、あらかじめ代替ルートを設定・確認するよう努める。

(4) 消防水利の確保

「消防水利の基準」を満たすよう、消防水利施設等を計画的に整備するとともに、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査し、地域の実情にあった効果的な配置に努める。

ア 耐震性防火水槽の設置

村の補助率を引き上げるなど、耐震性の防火水槽の整備を推進する。

イ 消防水利の多様化

耐震性貯水槽の整備、河川・農業用用水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

ウ 水道施設の耐震化

地震時の消火栓の被害を軽減するため、老朽管の布設替並びに耐震性機材の採用等により、耐震化に努める。

エ 不要となった浄化槽の防火水槽（貯水槽）への転換を支援する。

(5) 災害に対する建築物等の安全性の確保

ア 防災上必要な建物の災害予防

地震発生時に地域の防災活動を円滑に実施するため、また、平常時には防災に関する広報・訓練を実施するための拠点となる施設の整備を図る。さらに、地震災害時に災害応急対策及び応急復旧工事の拠点として、駐車場、広場等のオープンスペースの整備を図る。

(ア) 既存施設の対策

「建築基準法」の現行耐震基準（昭和56年）以前に建築された公共建築物については、震災時の安全性の向上を図るため、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強と設備の更新に努めるものとする。

- a 災害対策本部が設置される施設（庁舎等）
- b 医療活動の施設（診療所）
- c 応急対策活動の施設（消防団詰所）
- d 避難救護の施設（学校、体育館等）
- e 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム等）

(イ) 新規施設への対策

上記（ア）に示した公共建築物等を建築する際には、建物の形状、地盤状況、地形等及び災害時の施設の役割を考慮し、必要に応じて耐震強度を割り増すなど防災性の強化に努める。

また、風水害の際に自力での避難が極めて困難な要配慮者のために、関連する施設について、2階建て以上にするなど、一時避難が可能なよう配慮するものとする。

イ 一般建築物の災害予防

(ア) 村は、地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、次の事項等について広報等を活用して誘導啓発に努める。

- a 特殊建築物のうち不特定多数が使用するものについての耐震診断、改修、応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備
- b 県と連携を図り、新耐震基準施行以前に建築された建築物の耐震診断及び改修の推進
- c がけ地近接等危険住宅移転事業計画の策定、移転事業の推進
- d 建築物の天井、外壁タイル、窓ガラスや看板等の落下物及びブロック塀等の倒壊に伴う人的、物的被害を防止するための安全確保

(イ) 相談窓口の設置

耐震診断・耐震改修について村民からの相談を受け付ける窓口を設置する。

(ウ) 建築主等は、次の事項を実施し、耐震性の向上を図る。

- a 軟弱地盤対策及び瓦等の落下物対策を講ずる。
- b 所有する建築物等の適正な維持管理に努め、必要に応じて耐震診断及び耐震改修を実施する。

(エ) 被災建築物等に対する安全対策

村は応急危険度判定を円滑に実施するための体制を整備するとともに、震災建築物の被災度区分判定復旧技術が積極的に活用されるよう村民に対する啓発を行う。

ウ 文化財等の災害予防

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

(ア) 所有者又は管理者に対しての文化財の保護についての指導及び助言

(イ) 防災施設の設置促進とそれに対する助成

(ウ) 安全な公開方法、避難方法の設定

(エ) 文化財等の救出、復旧のための総合支援体制の整備

(6) 防災活動資機材の整備

災害対策本部及びその他村有施設の機能が十分発揮できるよう装備の充実強化を図るものとする。

地震発生後において、災害の拡大を防ぐとともに、災害応急復旧活動に必要な資機材を整備する。

#### 4. 広域防災力に対応した地域づくり

災害時の救助・消防活動や救援物資の輸送など応急対策を迅速に実施するため、必要に応じて複数のルートを選択できる災害に強いネットワークを強化する必要がある。

(1) 広域防災ネットワークの形成

ア 村は、道路施設について防災点検を実施し、緊急度の高い箇所から順次整備を実施する。

イ 各市町村で策定している道路整備計画において、広域的な応急対策等を考慮し、隣接町村と総合的な調整を図るよう努める。

ウ 近隣市町村の防災拠点間を結ぶ村道を整備するとともに、主要路線寸断時にも対応できるよう代替路線となる農林道等も整備し、少なくとも2路線以上確保するよう努める。

エ 村は、広域幹線道と防災拠点と各避難施設間を結ぶ村道の整備を図る。

(2) 広域的防災拠点の整備

村では、整備される施設の運用についての具体的な方針を策定するとともに、広域防災拠点としての活用について北信地方の町村と検討を行うものとする。

#### 5. ライフライン施設等の機能の確保

各生活関連施設について、耐震性・耐火性の強化を中心として、災害に強い施設の整備を進める。電気、ガス、電話等の各施設については、各機関の防災業務計画及び県計画に基づき施設の安全化に努めるものとする。

また、コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組みを促進するものとする。

(1) 上水道の安全化（産業建設課）

水の確保は災害時の生命線であり、水道施設・設備の安全性の確保については、施設の耐震性の強化のほか、非常用施設・設備が被災を受けにくいものとする必要がある。これらについては、施設・設備の更新時に十分配慮することとし、老朽施設の更新、改良を行うとともに、施設の耐震化を図る。

ア 水道施設・設備の整備及び安全性の確保

村は、水道施設ごとに優先度を検討し、目標年度を定め施設の新設・改良計画に合わせ水道施設の災害予防対策を推進する。

- (ア) 取水口・導水管路・取水ポンプ井の常時監視を実施して保守に努めるとともに、耐震・耐火整備補強を行う。
- (イ) 着水井・薬品沈殿池・急速濾過池・自家発電設備等の常時監視を実施して保守に努めるとともに、配水池緊急遮断弁等の設置による貯留水の確保及びその他の耐震・耐火整備補強により二次災害の防止を図る。
- (ウ) 管路の耐震化、老朽管の布設替え並びに耐震性機材の採用、配水系統の相互連絡のブロック化により施設整備を推進する。
- (エ) 復旧資材の備蓄を行う。
- (オ) 水道事業者相互の水道連絡管の整備促進、水道管路図等の整備を行う。
- (カ) 給水拠点機能の充実を図るため水源の多系統化を推進するほか円滑な給水の確保のため給水施設の整備を図る。

(2) 農業集落排水処理施設等の安全化の整備（産業建設課）

災害による被害を最小限にとどめるため、村は管渠の点検を行い現状を把握し、不良部分については補修又は改修に努める。

ア 重要施設の耐震性の強化

発震時における農業集落排水処理施設等の被害を最小限にとどめるとともに、できる限り円滑な排水機能を確保するため、処理場・ポンプ場・管路等の施設の補強整備を行い、耐震性の強化を図る。

(ア) 処理場・ポンプ場施設等

処理場は、耐震診断に基づき施設の強化を図り、汚水・汚泥の漏出を防ぎ二次災害を防止する。ポンプ場は、耐震診断に基づき、施設の強化を図り、沈砂池壁等の亀裂による漏水、機械・電気設備等の配管の歪み、管接続部のズレ等を考慮した構造、工法を推進する。

(イ) 管路施設

定期的パトロールを実施するなど、常時保守点検に努め、機能保全を図るとともに、老朽管の改良等を行う。また、未整備地域の下水処理施設については、引き続き計画的整備を促進する。

イ 安全性の確保対策

(ア) 下水処理施設・設備等台帳の整備

災害発生時における被害調査、復旧時の対策に迅速に対応できるよう複数の農業集落排水処理施設等台帳の整備を図る。

(イ) 災害対策資材の整備

所管の資材だけでは対応できないことが予想されるため、できる限り資機材の備蓄に努める。

(ウ) 関係機関等との協力体制の整備

関係機関及び関係業者に対して、情報交換や資機材の備蓄についての協力体制の整備を図る。

(エ) 維持管理体制の強化

維持管理については、施設の保守点検を計画的に実施し不良箇所の発見に努める。

(3) 廃棄物処理施設の安全化（住民福祉課）

大規模地震災害時には、大量の廃棄物の発生が予想されることから施設の機能が停止若しくは破壊が生じることのないよう施設の強化を図る。また中間処理施設の整備によるごみの減量を図るとともに次期最終処分場の早期確保に努めるものとする。

(4) 電力施設の安全化（中部電力株式会社）

電気は現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、村は中部電力株式会社等の電気事業者と協力して、災害に強い電気供給システムの整備促進、災害時を想定した早期復旧体制の整備を重点に、予防対策を推進する。

(5) ガス整備の安全化（L Pガス協会）

災害により製造所・供給所の施設又は導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発・生ガス中毒事故の二次災害発生が予想され、予防対策として施設の安全性を高めるとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

(6) 電信電話施設の整備（東日本電信電話株式会社長野支店）

電気通信施設の公共性に鑑み災害発生時においても、重要通信を確保できるよう日頃から設備自体を強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るとともに、直接被害を受けなかった地域相互間の通信が途絶したり、麻痺したりしないよう通信網システムについて信頼性の向上をさらに促進する。

(7) エネルギー源の代替性確保（産業建設課）

震災により一般に普及しているライフラインが被災した場合、応急対策、村民の生活に支障が及ぶ可能性が高いと考えられる。そこで代替エネルギーとしての自然エネルギーの利用推進を環境関連施策の一環として取り組んでいる。

今後これらの普及促進を図ることにより、エネルギーの代替性が確保され、災害時の被害・混乱が軽減されると考えられることから、防災拠点への導入など防災関連施策との連携を検討するものとする。

ア 小水力発電の利用促進

イ 森林資源エネルギーの活用

ウ 小水力発電の利用促進 太陽エネルギーの利用促進

(ア) 太陽熱温水器の普及促進

(イ) 太陽光発電の普及促進

エ その他自然エネルギーの調査・研究

(8) 医療施設の安全確保

村は、医療施設の災害に対する安全性を確保するため、医療施設の管理者が実施する以下の事項に関し、必要に応じ、助言及びその他の支援を行う。

ア 医療施設における耐震性その他の安全性を確保すること。

イ 医療施設における電気、ガス、水道等のライフラインの確保に関すること。

ウ 医療施設の職員及び入院患者に対し、災害対策に関する啓発を行うこと。

エ 医療施設の職員及び入院患者に対し、避難訓練を実施すること。

オ 医療機関、応急救護所等を有機的に結びつけ、医療救護活動を迅速、的確に実施できるよう体制づくりを進めること。

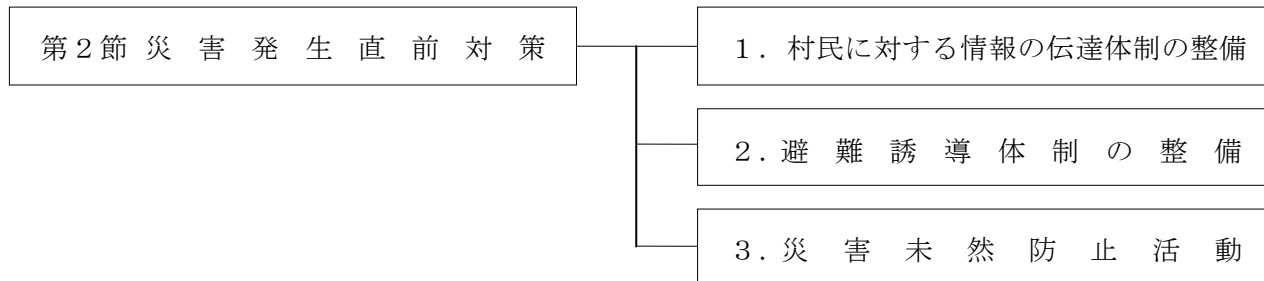
(9) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等、火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設、ボイラー施設等について、耐震性の確保、護岸等の耐震性の向上、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進するものとする。

## 第2節 災害発生直前対策

(実施担当：各課)

災害発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、特別警報を含む気象警報（以下「気象警報」という。）、注意報等の伝達体制、避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。



### 1. 村民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報、注意報等の村民に対する伝達体制を整備する。

#### (1) 村が主体的に行うこと

気象情報、警報等の伝達は、「第3章 第3節 発災直後情報の収集・連絡・広報活動」の「気象情報の伝達系統図」によるものとし、発令判断基準等は「栄村避難勧告等の発令判断基準及び伝達マニュアル」に従うものとする。

#### (2) 長野地方気象台が実施すること

「気象業務法」(昭和27年法律第165号)に基づく気象警報・注意報並びに情報を各機関へ速やかに伝達する体制の整備を図る。

### 2. 避難誘導体制の整備

村は、避難勧告、避難指示を行うほか、避難準備の呼びかけを行い、村民の迅速かつ円滑な避難支援を実施する。加えて、要配慮者の避難支援対策を充実・強化するため、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対し、その行動支援対策に対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備情報の伝達に努める。

#### (1) 高齢者、障害者等の要配慮者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得ながら、平常時より、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有に努め、避難行動要支援者名簿の作成、避難支援計画の策定等の避難誘導体制の整備を図るものとする。

#### (2) 村は、不特定かつ多数の利用者がいる施設等においては、施設管理者と連携して、避難誘導等安全体制の確保に配慮するものとする。

#### (3) 要避難地区の実情に応じ、指定緊急避難場所、指定避難所及び幹線避難路を設定し、平常時から避難に関する留意事項等を村民に周知するとともに、要配慮者を適切に避難誘導するため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時からこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。



### 3. 災害未然防止活動

道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察、消防本部及び消防団等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

また各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行う。

- (1) 所管施設の緊急点検体制の整備
- (2) 応急復旧のための体制の整備
- (3) 防災用資機材の備蓄
- (4) 水防活動体制の整備（水防管理者）
- (5) ダム、せき、水門等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用水施設管理者）
- (6) 災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備

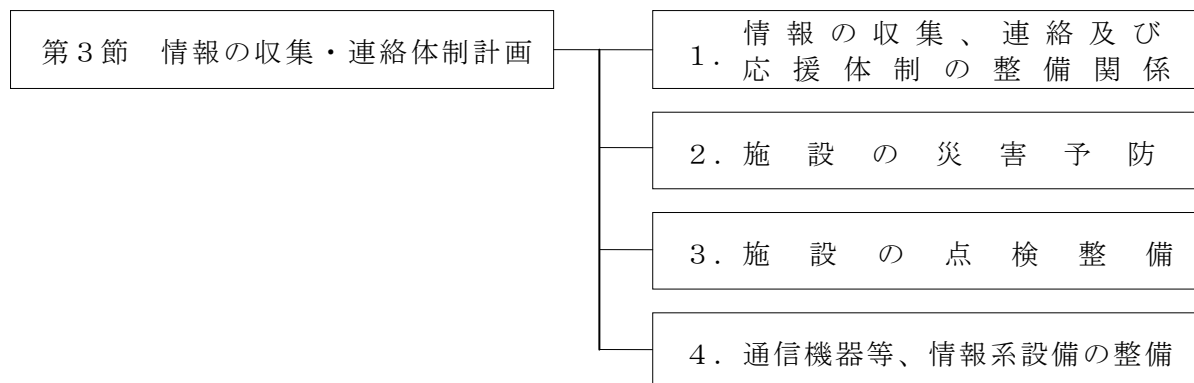
## 第3節 情報の収集・連絡体制計画

(実施担当：総務課・住民福祉課・産業建設課)

災害時には各応急対策実施機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

村、県、関係機関及び現地災害対策本部を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てるものとする。

また、村外の市町村に避難する被災者が必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備を図るものとする。



### 1. 情報の収集、連絡及び応援体制の整備関係

情報の収集連絡体制について平常時から村民・関係機関との連携を深め、災害時には情報伝達ルートの多重化及び情報収集・連絡体制の明確化をあらかじめ整備するとともに、迅速・正確な情報収集及び応急対策が行われるよう努めるものとする。

また、夜間、休日、勤務時間外等の場合においても対応できる体制の整備を図るものとする。

さらに、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステム(総合防災情報システム)に集約できるよう努めるものとする。

次に掲げる事項について、必要な措置を講ずる。

- (1) 被害調査における自主防災組織等の村民との協力体制の確立
- (2) 消防本部や警察等の初動時に連携が必要な機関の連絡方法の検討
- (3) 夜間及び休日に発災した場合の被害情報収集体制の確立
- (4) 被害調査の時期及び被害調査の職員動員体制の検討
- (5) 情報系の設備等について、保有機能等の情報の共有化
- (6) 職員へ訓練等を通じた、各通信機器の機能や操作方法の周知
- (7) アマチュア無線資格者との協力体制の確立
- (8) 収集した情報を的確に分析整理するための人材育成
- (9) 衛星携帯電話、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段の整備等により、多様な災害関連情報等の収集体制の強化

- (10) 全国瞬時警報システム（J－A L E R T）等の整備による情報連絡システムの運用強化
- (11) 被災者等への情報伝達手段の確立を目指し、音声告知放送や携帯電話も含め、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備
- (12) 要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者等、情報が入手困難な被災者等に対する情報伝達体制の整備
- (13) 被災者に対する生活情報の伝達体制及び施設、設備の整備
- (14) 村民等からの問合せ等に対応する体制の確立

## 2．施設の災害予防

次に掲げる事項について、必要な措置を講ずる。

- (1) 通信施設設置については災害時に被害が少ないと思われる位置、建物の選定
- (2) 災害時の無線については、経験豊富な無線従事者を優先的に配置する配慮
- (3) 基地局には、停電に備えての自家発電装置（最低 20 時間の非常用電源の確保。）の設置及び空冷方式装置への転換
- (4) 転倒等が予想される機器については壁面への固定等、破損防止措置

## 3．施設の点検整備

次に掲げる事項について、必要な措置を講ずる。

- (1) 定期的（1 年 1 回以上。）に実施する点検及び清掃
- (2) 梅雨、台風期の点検強化
- (3) 発電機の点検及び清掃
- (4) 予備品の点検
- (5) 不良箇所発見の際の即時修理

## 4．通信機器等、情報系設備の整備

大規模災害時には、通信機器の破損等、不測の事態が発生するおそれがあることから、以下の設備等を必要に応じ整備し、情報連絡手段の多重化及び迅速な情報収集、処理を図るよう努めるものとする。

- (1) 老朽化した防災行政無線の更新
- (2) 村内の防災拠点や関係機関で双方向通信が可能な機器の整備
- (3) 衛星携帯電話、M C A 無線等移動系の通信機器、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等の通信手段の整備
- (4) 周辺市町村との非常通信手段の充実
- (5) パソコンやデジタルカメラなど情報整理を迅速に行う機器等の充実
- (6) 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知

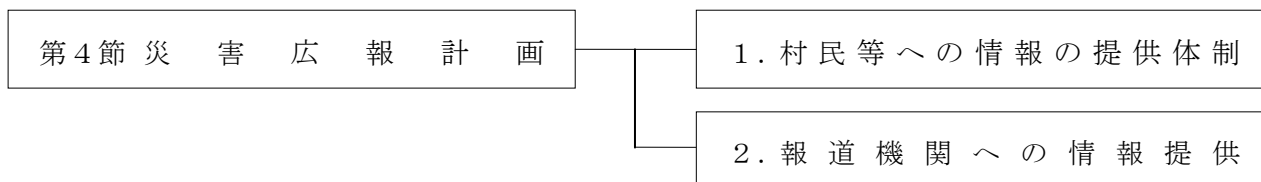
- (7) 機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ航空機、車両など多様な情報収集手段を活用できる体制の整備
- (8) ヘリコプターテレビシステム、監視カメラ等画像情報の収集・連絡システムの整備

## 第4節 災害広報計画

(実施担当：総務課)

災害発生時に有効な広報活動を迅速に行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。そのためには、被災者及び村民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制の整備、協定の締結等を行っておく必要がある。

また、放送事業者・通信事業者等は、被害に関する情報・被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。



### 1. 村民等への情報の提供体制

災害発生時には、村民等からの問合せ、安否情報の確認、要望、意見等が数多く寄せられることが予想されるため、これらに対して適切な対応が行える体制を整えておく必要がある。

これは、村民等に対して適切な情報を提供する上から重要であると同時に情報の混乱を防ぎ、また職員が問合せに対する応答に忙殺され、他の災害応急業務に支障が出るというような事態を防ぐ上からも重要である。

#### (1) 村が主体となって行うこと

ア 村民に対する情報の提供は、災害対策本部から音声告知放送等により定期的に行う。

なお、必要に応じ広報車による広報を行う。

イ 村民からの問合せ等は、専用の窓口や専用電話、FAXを設置し、本部職員が専属で対応できる体制の整備を図る。

ウ 告知放送、臨時FM放送局等を活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。

エ ホームページ、防災メール等の利用やアマチュア無線クラブ等との連携により、村民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を検討する。

オ 長野県大規模災害ラジオ放送協議会を活用し、村民に対して各種の情報を提供するための体制を整備する。

カ 上記オの他、村民に対し各種の情報提供を行うため、県及び報道関係機関と体制の整備確認を行うとともに、安否情報の確認手段について村民への普及啓発に努める。

キ 日本電信電話株式会社等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

ク 外国語による情報提供体制を整備する。

ケ 想定される広報用の文案を用意する。

#### (2) 報道機関等が実施すること

県内報道機関及び通信事業者は、村民に対して各種の情報提供を行うため、村と体制の整備・確認を行う。

## 2. 報道機関への情報提供

災害発生時の報道機関に対する情報の提供については、あらかじめ対応方針を定めておく必要がある。

### (1) 村が主体となって行うこと

ア 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を総務部広報班に置き、定期的に情報の提供を行う体制とする。

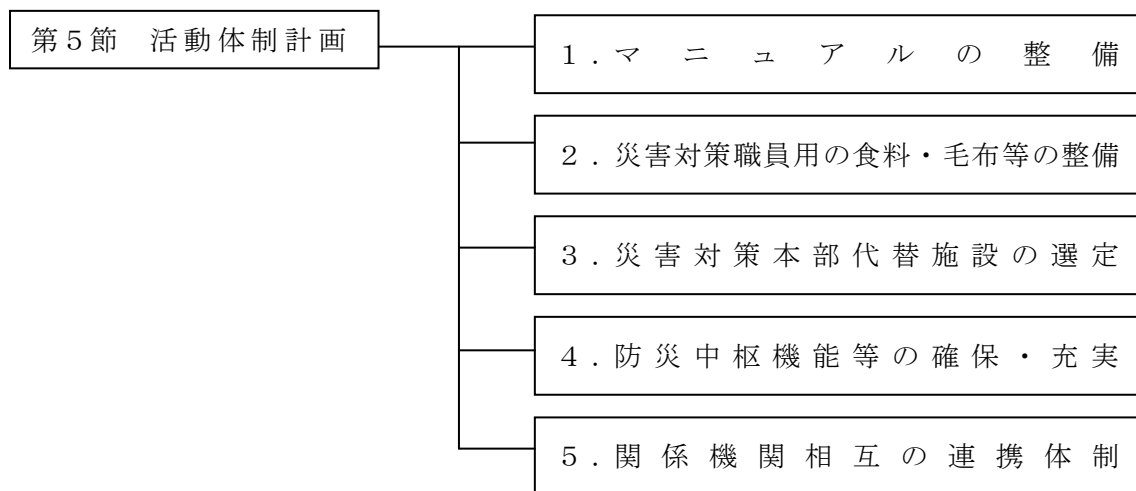
イ 災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう放送要請の方法についての確認を行っておく。

## 第5節 活動体制計画

(実施担当：総務課)

初動時における職員の参集、災害対策本部の設置等、発災時に災害応急対策を迅速かつ円滑に行うための事前の体制整備に関する必要な事項を定める。その際、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成、また、参集基準の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。

時間外に発生した災害についての対応は、交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できる体制の構築を図ることとする。



### 1. マニュアルの整備

災害による被害の拡大を防ぐためには、より迅速な職員の参集による情報収集及び応急対策への着手が必要となる。

村は、大規模地震等、突発的な災害時に迅速に初動活動が開始されるよう、職員初動マニュアルを整備し、職員に周知徹底を図るものとする。同時に、各課が災害時に迅速に活動ができるよう、災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のための事務分掌を作成し、職員に周知するとともに、定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図るものとする。

### 2. 災害対策職員用の食料・毛布等の整備

激甚災害の場合、発災当初は、物資の調達相当困難になることから、災害対策本部要員用の食料、飲料水、毛布等の備蓄及び調達体制の確立に努めるものとする。

### 3. 災害対策本部代替施設の選定

大地震等による役場庁舎の被災に備えた、災害対策本部代替施設を次の基準等により選定するとともに、開設に必要な機器等の整備について検討する。

#### (1) 代替施設の選定基準

ア 新耐震構造で建設されている施設

- イ 有事の際の用途が比較的競合しない公共施設
- ウ 災害対策本部の設置に要する空間が確保可能な施設
- エ 防災行政無線等の設置に支障がない施設

#### 4. 防災中枢機能等の確保・充実

防災中枢機能等の確保を図るために、保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努めるものとする。また、食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の整備等非常用通信手段の確保を図るものとする。

#### 5. 関係機関相互の連携体制

食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達並びに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努めるものとする。

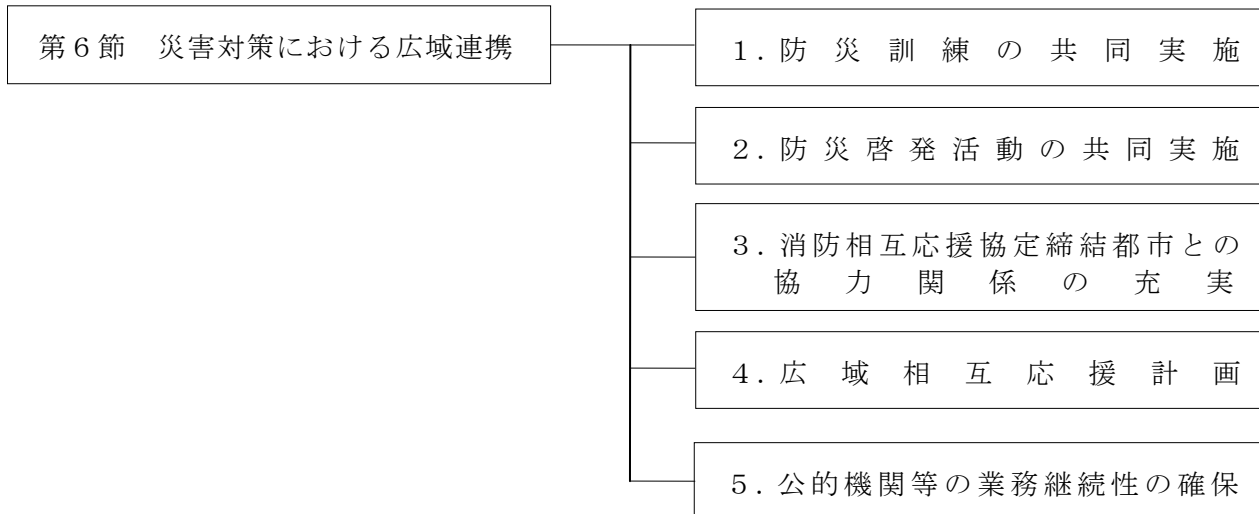
また、機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防本部及び消防団・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるものとする。



## 第6節 災害対策における広域連携

(実施担当：総務課)

一つの市町村の対応力を上回る広域災害に対し、周辺市町村が相互に協力し、迅速かつ的確な災害活動が実施されるよう、応援協定締結都市を中心に平常時に共同で実施する事業等について定める。



### 1. 防災訓練の共同実施

日常の防災対策の広域的連携の一層の強化と発災時の広域応援活動が円滑に行えるよう、北信地方の市町村が共同して以下の訓練及び点検を実施するよう努めるものとする。

- (1) 現行計画の机上訓練
- (2) 情報収集、通信訓練等の分野別訓練
- (3) 初動時参集可能者等、職員の災害対応力の定期的な点検
- (4) 共同設置した備蓄物資、資機材等の点検
- (5) 訓練実施後の問題点の検証の実施

### 2. 防災啓発活動の共同実施

防災に関する体験・展示施設を備えた防災教育施設の設置や防災講演会などの防災啓発活動を共同で実施し、村民の防災意識の普及、啓発に努めるものとする。

### 3. 消防相互応援協定締結都市との協力関係の充実

十日町地域広域事務組合と、栄村の属する岳北広域行政組合との消防相互応援協定及び救急業務相互応援協定で住民啓発、訓練等の各種防災関連事業を実施し、職員の相互理解を深め、協力関係の充実を図るよう努める。

### 4. 広域相互応援計画

災害発生時において、その規模及び状況から、栄村単独では十分な活動を実施することが困難となった場合に備え、他市町村、消防機関及び関係公共機関等との応援協定を締結し、災害時は協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施するものとする。

また、他市町村からの要請に備えての協力体制を整備する。

(1) 県内全市町村間の相互応援協定

栄村は平成8年4月1日には「長野県市町村災害時相互応援協定」（改正平成23年12月16日）に加盟し締結している。今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。

(2) 県外の被災自治体への支援に関する協定

県と市町村による「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に係る協定」を締結している。この協定により、被災県等への応援体制は整備されているが、今後一層の県と市町村の連携強化が必要である。

(3) 県内外全消防本部間の消防相互応援体制

栄村は、「長野県消防相互応援協定」に加盟し、北信地域に属している。また、大規模災害時に上記の県内消防本部間の相互応援による消防力では対応できない場合、全国の消防機関が相互に人命救助活動を行うことを目的に、「緊急消防援助隊」が平成7年6月30日に発足し、その活動の指針となる「緊急消防援助隊運用要綱」が制定された。平成15年6月に「消防組織法」が改正され、平成16年4月から緊急消防援助隊が法制化されるとともに、大規模・特殊災害発生時の消防庁長官の指示権の創設等がなされた。この法律及び協定に基づき、平常時から国、県、消防本部間の連携強化を図り、消防相互応援体制を確立する必要がある。

(4) 広域活動拠点の確保

被害の大きい災害に対して、自衛隊、警察、消防本部等による広域応援活動が実施されるため、人的・物的な応援活動を受け入れるためには相当規模の拠点が必要となる。

当地方の平地は高度に利用されており、こうした活動を受け入れられる広場は数が限られる。また、周辺市町村の避難地、物資輸送拠点等の活動に利用されることも考えられるため、あらかじめ関係機関が調整して選定する必要がある。

ア 県及び関係機関と連携し、地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（周辺市町村との連携、集落の形態、道路状況等）等を考慮して、広域ごとに拠点を選定する。

イ 選定された拠点ごとに、村・県・関係機関の3者で面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し、情報の共有を図る。

ウ 関係機関は、選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、リストを基にあらかじめ状況を把握する。

## 5 公的機関等の業務継続性の確保

村の防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要がある。そのため、業務継続計画（BCP）の策定などにより、業務継続性の確保を図るものとする。

## 第7節 救助・救急・医療計画

(実施担当：住民福祉課)

災害時における負傷者等の救出及び救護・医療活動が迅速かつ適切に実施されるよう、村、県、防災関係機関、医療機関等が協力して実施する災害医療体制の整備について必要な事項を定める。

また、災害時における医療の確保のため、地域の医療関係団体との協定の締結等により、連携の強化に努める。

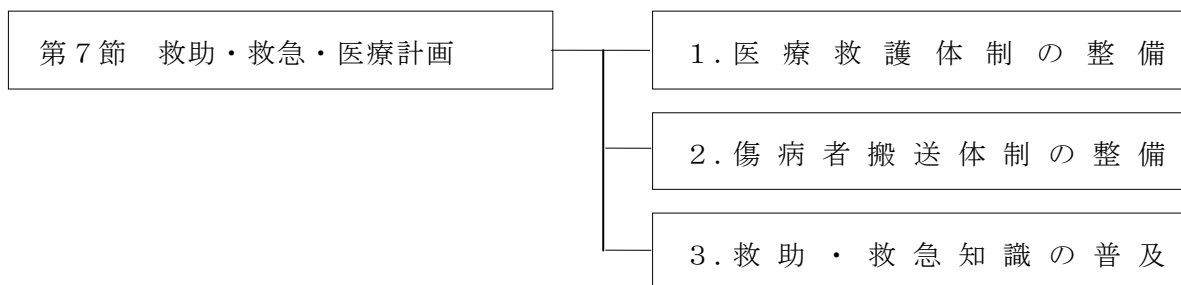
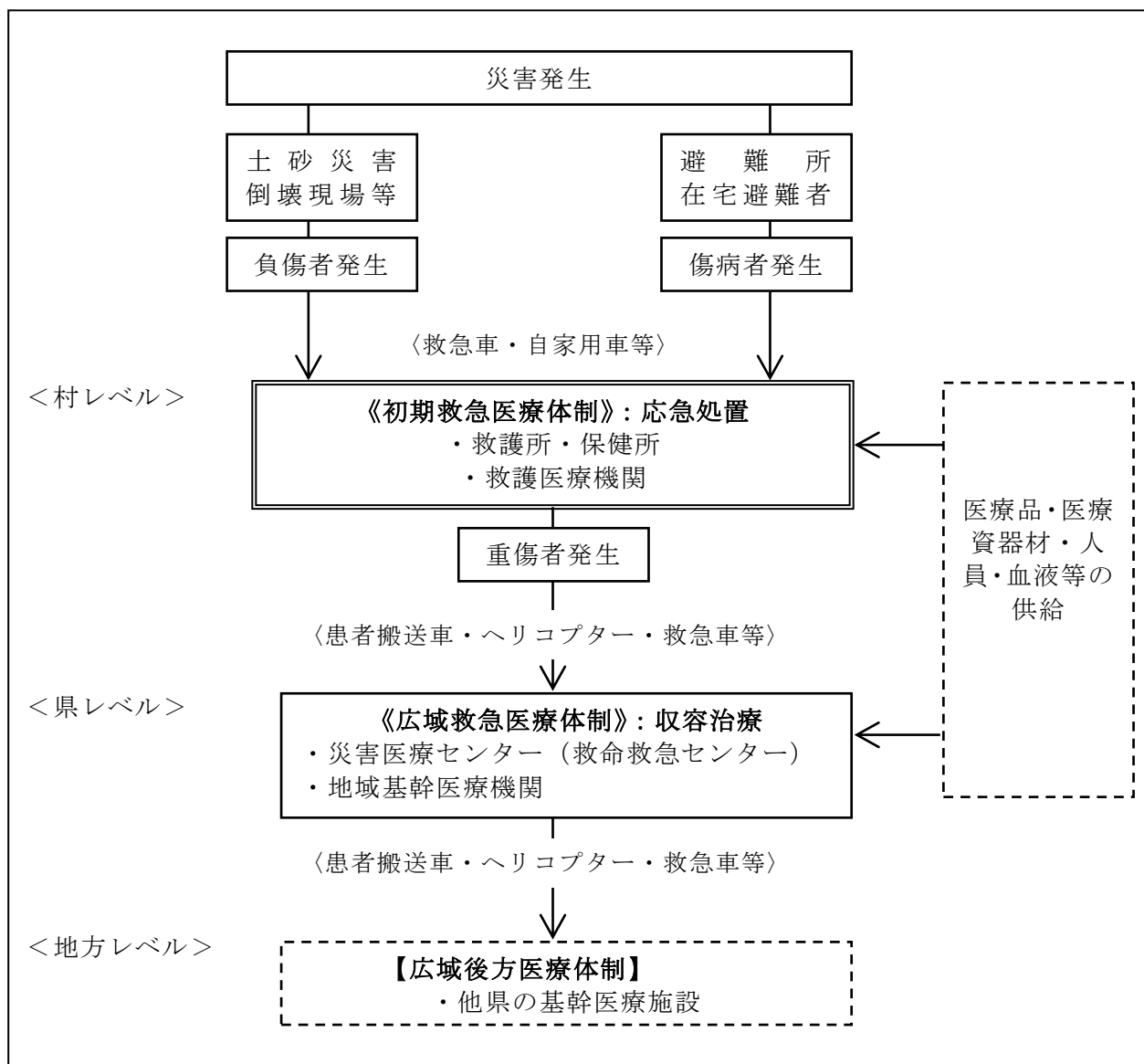


図 2-7-1 災害時救急医療全体のしくみ

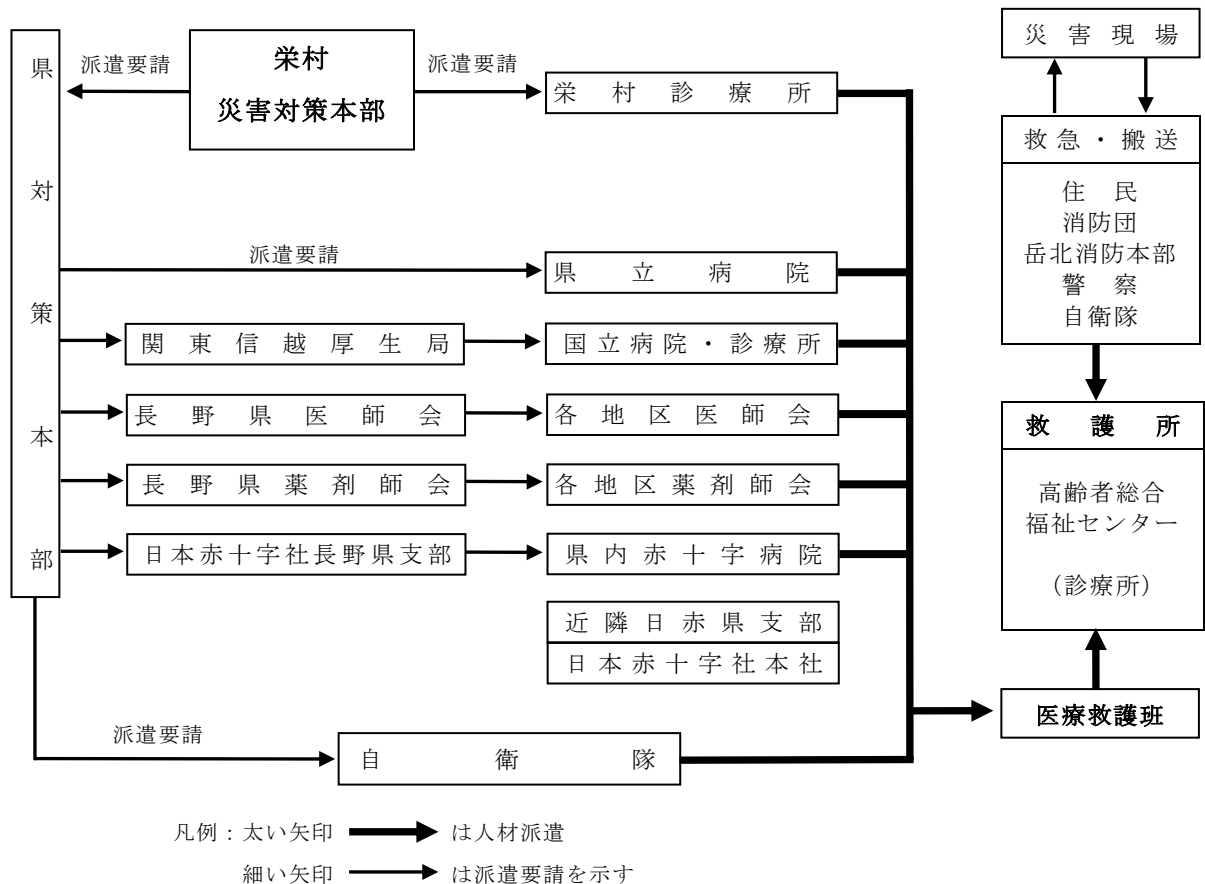


## 1. 医療救護体制の整備

### (1) 医療救護の体系

村及び以下に示す関係機関は、次の図に示すように医療救護体制を整備する。

図 2-7-2 医療救護体制の整備体系



### (2) 応急救護所設置場所の選定

村は災害発生時、直ちに応急救護所が開設されるよう、あらかじめ設置が可能な施設を選定するとともに、必要に応じて避難施設の整備、改良及び応急処置に必要な資器材の備蓄に努める。

### (3) 医療救護班の派遣体制の整備

村内の医師、看護師、保健師等からなる医療班を編成しておくとともに、災害の規模及び状況により、日本赤十字社、県その他医療機関の編成する救護班の応援出動を要請する。

### (4) 医薬品・救護資器材の供給体制の確立

県及び医薬品卸売業者と連携し、具体的な医療資器材の確保、供給体制について事前に検討するよう努める。

### (5) 血液供給体制の確立

県及び日本赤十字社長野県支部と連携し、具体的な血液の確保及び供給体制について事前に検討するよう努める。

## 2. 傷病者搬送体制の整備

### (1) 消防本部及び医療関係機関との連携体制の確保

同時多発する救急患者の後方医療機関への受入れについて、あらかじめ地域の医療関係団体との協定の締結等により、連携の強化に努め、広域的な搬送体制の確立に努める。

ア 消防本部と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

イ 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）《注》の活用を努め、操作等の研修・訓練を定期的に行うものとする。

### (2) 救助・救急活動における交通確保

ア 村は警察、防災関係機関と、道路の損壊等により通行障害が発生した場合の傷病者の搬送対策について、あらかじめ検討するものとする。

イ 村は、小、中学校のグラウンド、公園、村有空地等を災害時臨時ヘリポートとして事前に指定しておくとともに、円滑な緊急空輸を行う体制を整備する。

### (3) 民間の支援体制の検討

大量の負傷者に備え、地元関係団体等から搬送に必要な車両、操作要員の派遣を受け体制の整備を検討するものとする。

《注》災害時の救助救援活動において、全体的な状況を把握し、どこにどのような支援を行うのかを調整する目的で設置されたシステム。災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速且つ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的としている。

(参考 URL <http://www.wds.emis.go.jp/>)

## 3. 救助・救急知識の普及

村は、災害発生時の救助・救急活動について、職員・村民も関係機関と協力して活動ができるよう、その知識の普及・啓発を図る。

### (1) 村職員への教育

村は職員に対し、簡易救出器具等を使用した救助及び応急手当等の講習を行い、対応力の強化を図る。

### (2) 村民に対する啓発活動の実施

村民に対し、応急手当などの救護に関する知識の普及・啓発活動を実施し、初期災害医療の充実及び村民の防災意識の高揚を図る。

ア 自主防災組織内で応急救護活動の中心となる人材を対象とするリーダー講習会を実施する。

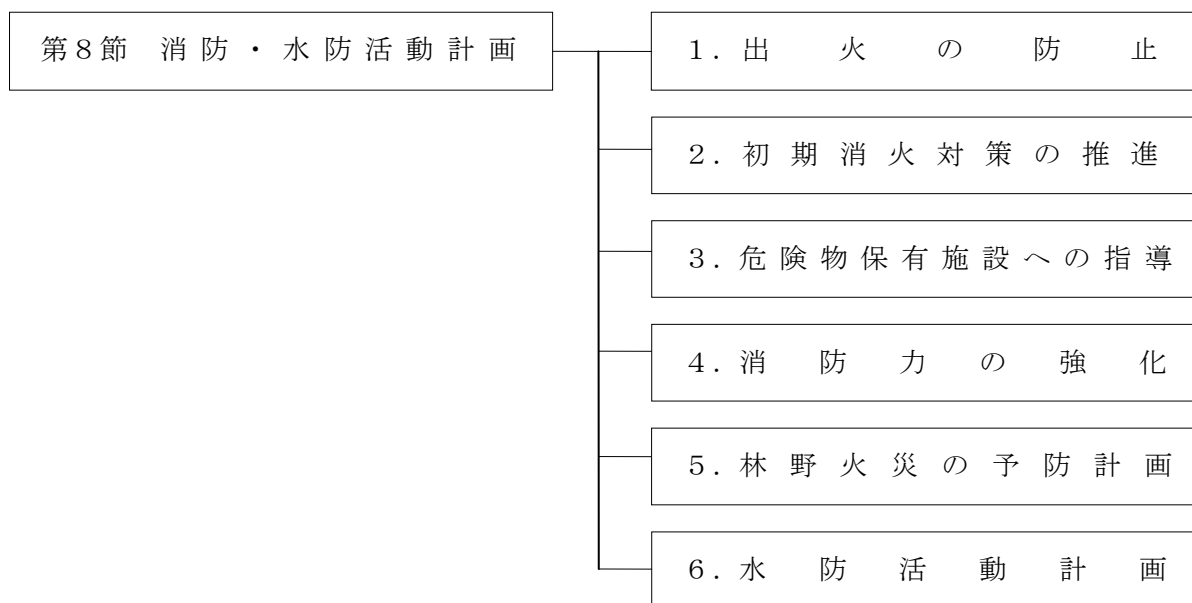
イ 各地区、事業所、活動サークル等、赤十字奉仕団、グループ単位での一般講習会を実施する。

## 第8節 消防・水防活動計画

(実施担当：総務課・産業建設課)

大規模地震発生時には、火気を使用する器具及び発火危険薬品の漏洩、混解等により広域にわたって同時に火災が多発し、特に木造住宅密集地においては大火災に発展する危険が極めて大きい。

このような火災の発生や延焼の拡大を防止するため、村、消防本部及び消防団は、初期消火の徹底など出火防災を基本とした火災予防対策の充実及び消防資機材、水利施設等消防力の充実強化を図るものとする。また、水害等に対しての水防活動が迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備の充実を図るものとする。



### 1. 出火の防止

村、消防本部及び消防団は、村民等に対し火災予防運動などあらゆる機会を通じ、火気の使用及び火気使用設備器具の使用状況など出火防止を最重点とした防火意識の普及・啓発に努めるものとする。

また、防火対象物からの出火危険を排除し、火災から人命や財産を守るため、定期・特別査察等を実施し、不備欠陥事項等の是正及び火災予防上適切な指導を行う。

- (1) 消火器、消火バケツ等消火器具の普及
- (2) 火気使用場所の不燃化促進
- (3) カーテン、じゅうたん等防災製品の普及促進
- (4) 灯油・ガス類等の危険物の安全管理の徹底
- (5) 学校、事業所の発火危険薬品類の安全管理と保管場所の不燃化
- (6) 少量危険物貯蔵（取扱）所、指定可燃物貯蔵（取扱）所の、危険物タンクその他の施設の転倒、転落等の防止措置
- (7) 高圧ガス（L P ガスを含む。）を取扱う事業所における安全対策の徹底
- (8) 火薬類の製造を行う事業所における安全対策の徹底

## 2. 初期消火対策の推進

村、消防本部及び消防団は、初期消火活動の徹底を図るため、家庭、事業所等、各区（自主防災組織）を通じて、次の対策を指導するものとする。

- (1) 防災パンフレットを作成して、各種訓練、集会を通じて村民の防災意識並びに初期消火、避難及び通報等の災害時の行動の向上を図る。
- (2) 「消防法」第8条の規定に基づき、防火管理者を置く事業所に対して、消防計画に基づく各種訓練の実施指導及び地域の消防訓練への積極的な参加を呼びかける。
- (3) 消防本部及び消防団は、「消防法」第4条に規定する予防査察及び住宅防火指導を計画的に実施するとともに、一般家庭についても全戸を対象に年2回の防災指導を実施し、火災予防指導の徹底を図る。

## 3. 危険物保有施設への指導

化学実験室を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を保有する施設の管理者に対し、災害発生時における危険物収納容器等の転倒、落下、破損等による混触発火が生じないように、講習会等を開催し、管理の徹底に努めるよう指導する。

## 4. 消防力の強化

### (1) 消防団

#### ア 消防ポンプ自動車の更新

村内3分団に配備する積載車については、年次計画により実施するが、地域の状況を鑑みながら積載車の統廃合も行う。

#### イ 消防用資機材の整備

消防用機械・資機材の整備を計画的に進める。

#### ウ 消防団員の待遇改善と活性化

少子高齢化等の理由により消防団員の確保が難しくなる中で、消防団員の士気高揚、青年層・女性層の団員への参加促進等に努めるとともに、待遇改善を図る。

#### エ 技術の確保

規律訓練を始め、操法訓練など団員の教育を実施し、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備を推進する。また、岳北消防本部との合同による署、団合同訓練を計画的に実施する。消防団員を消防学校、消防大学校等に派遣する。

### (2) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、耐震性貯水槽の整備、河川・農業用水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努めるものとする。

(3) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行い、それに伴う消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

(4) 消防本部・消防団及び自主防災組織等の連携強化

災害初期における、消火、救助活動等は、村民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進し、消防団とこれらの組織との連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及び研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備を図るとともに、防災訓練の実施等により、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模災害等発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

## 5. 林野火災の予防計画

林野火災は、気象・地形・水利・道路等の悪条件のもとに発生する。また、発見も遅れやすく、延焼拡大により、より大きな被害をもたらす危険性がある。このため、予防対策の推進には特に配慮するとともに、森林資源を火災から守り、国土保全と自然保護に寄与するため、関係機関と協力して次のように総合的、広域的な推進を図り、火災時における消火活動が迅速かつ適切に行えるよう体制を整備する。

(1) 防火思想の普及

林業関係機関及び防災関係機関の協力を得ながら、林野所有者、入山者、地域住民に対し、林野火災予防の広報、林業関係者の行事を通じて森林愛護や防火思想の徹底を図る。

(2) 林野所有者（管理者）に対する指導

ア 焚き火、火入れ等における消防本部への届出、「森林法」及び条例等に基づいた適切な処理の推進

(ア) 火入れを行う者に対し、火入れ許可を必ず受けるよう徹底を図るものとする。

(イ) 火災多発期における監視パトロール等を強化する。

イ タバコ等の火の後始末の徹底

(3) 火災多発期における広報、巡視の強化

(4) 防火林道、防火森林の整備等の実施

林況、地況等の実態を把握し、林道（防火道）、防火線、防火林等の整備に努める。

(5) 予防設備の整備

関係機関の協力を得て、必要な予防施設の整備に努める。

## 6. 水防活動計画

水防活動が迅速にかつ的確に実施できるように、資機材等の整備の充実を図るものとする。点検は、毎年出水期前に行い、水防活動により備蓄数量が減少した場合においては、速やかに補充整備を行うものとする。

村は、次に掲げる事項のうち責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。



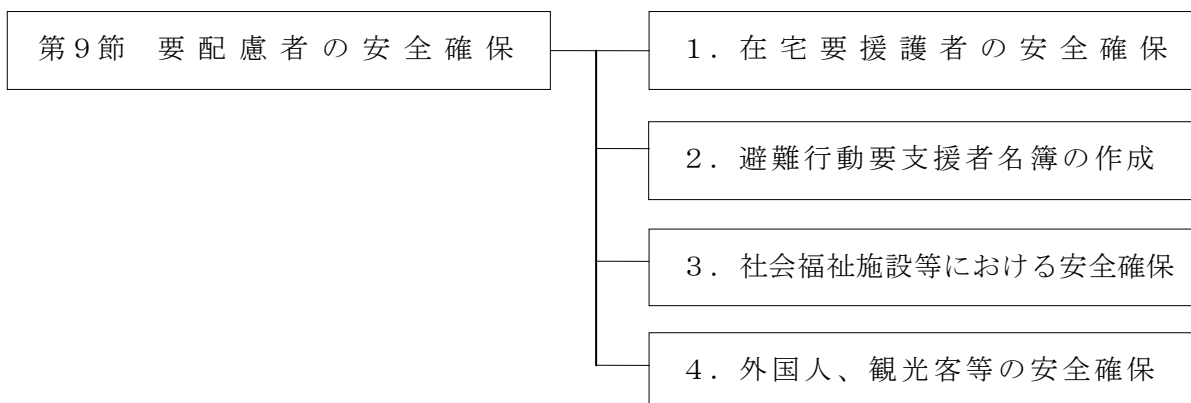
- (1) 水防組織、水防団、消防団の確立・整備  
水防組織により地域水防計画を作成するよう努める。
- (2) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄ほか次に掲げる事項
  - ア 重要水防区域周辺の竹立木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
  - イ 緊急時に使用できる農家、資材業者等の資機材在庫量の把握及び協力体制の整備
- (3) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- (4) 平常時における河川、遊水地等の水防対処箇所の巡視
- (5) 河川ごとの水防工法の検討
- (6) 居住者への立ち退きの指示体制の整備
- (7) 洪水時等における水防活動体制の整備
- (8) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- (9) 水防訓練

## 第9節 要配慮者の安全確保

(実施担当：住民福祉課)

村民の高齢化や核家族化、国際社会化等により、災害発生時には、高齢者、障害者、児童、傷病者、外国人など災害対応能力の弱い者（要配慮者）は確実に増加している。そこで村は、県及び社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関と連携を図り、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者を守るための防災対策の一層の充実を図るものとする。

また、近年要配慮者関連施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者関連施設については、避難誘導等について重点的に対策を講ずる必要がある。



### 1. 在宅要配慮者の安全確保

#### (1) 地域ぐるみの支援協力体制

##### ア 支援・協力体制の確立

迅速な避難行動ができない要配慮者を災害から守るには、地域社会の人々が互いに助け合いの気持ちを持つことが必要であり、地域コミュニティの形成が在宅の要配慮者の救出基盤となるものである。

村は、県及び社会福祉協議会、自主防災組織、老人クラブ、民間ボランティア団体等と連携し、在宅の高齢者・障害者等に対する声かけ運動や安否確認などの支援・協力体制を確立するよう努める。

##### イ 要配慮者の実態把握

(ア) 村は、要配慮者の所在地等の実態把握に努める。特に避難行動要支援者名簿の整備にあたっては、民生委員、区長等と十分連絡をとり、プライバシーに配慮する。

(イ) 実態把握した名簿は、本人や家族の同意を得て消防本部、警察等に示し、災害時の参考にする。

#### (2) 住宅の安全性向上

高齢者や障害者にとって避難は容易でないため、村は、要配慮者の住宅安全性の向上を目的に、住宅改造の低金利融資や助成、リフォームヘルパーの派遣等に努めるものとする。また、村は要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進するものとする。

(3) 情報伝達・避難誘導

ア 近隣住民の役割

災害発生直後の要配慮者への情報伝達・避難誘導等は、近隣住民が果たすべきであると考えられるため、村及び県は、民生委員、自主防災組織等と協力し、要配慮者と近隣住民の共助意識の向上に努める。

(4) 防災教育・訓練

ア 防災教育・訓練の実施

村は、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。

また、県等と連携し、要配慮者向けパンフレット等により、災害時の適切な行動についての防災教育に努めるとともに、一般住民に対しても要配慮者への災害時の支援について普及・啓発に努める。

イ 防災資機材等の整備

村は、要配慮者の家庭や自主防災組織等が必要な防災資機材等を整備する際の支援制度の整備に努める。

(5) 人材の確保

村は、日頃から手話通訳者、要約筆記者、ガイドヘルパー、介護技術者等の要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。

(6) 協働による支援

村は、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、保健福祉関係団体のほか、地域の企業とも協働して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。

## 2. 避難行動要支援者名簿の作成

(1) 要旨

東日本大震災の教訓を今後に生かすため、災害対策基本法の一部改正により、避難行動要支援者名簿の作成、名簿の避難支援等関係者への提供等の規定が設けられたことを受け、本村の当該名簿整備に関する基本事項を定める。

(2) 避難支援等関係者となる者

「災害対策基本法」第49条の11に規定される名簿情報の提供を受けられることができる避難支援等関係者は下記に掲げる者とする。

ア 岳北消防本部

イ 栄村消防団

ウ 長野県警察

エ 村内民生委員

オ 村内児童委員

カ 自主防災組織等

キ 栄村社会福祉協議会

ク その他村長が認める者

(3) 名簿に記載する者の範囲

「災害対策基本法」第49条の10に規定される名簿に情報を搭載する避難行動要支援者は下記に掲げる者とする。

ア 要介護認定3～5を受けている者

イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者（心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く）

ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者

エ 精神障害者保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者

オ 市町村の生活支援を受けている難病患者

カ 65歳以上の者のみで構成される世帯の者

キ その他村長が認める者

(4) 名簿作成に必要な個人情報及び入手方法

「災害対策基本法」第49条の10第2項に規定される名簿に搭載する個人情報は下記に掲げるものとする。なお、名簿の作成に必要な個人情報の収集は、避難行動要支援者本人から同意を得て収集するもののほか、「災害対策基本法」に基づき、必要に応じて、県や福祉関係部局等が把握する要介護高齢者、障害者等の情報を集約し、利用するものとする。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 性別

エ 住所又は居所

オ 電話番号その他連絡先

カ 避難支援等を必要とする事由

キ その他村長が必要と認める事項

(5) 名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化しうることから、村は状況の把握に努め、名簿を更新する仕組みを構築し、情報を最新の状態に保つ必要がある。

ア 新たに村に転入してきた要介護高齢者、障害者等、または新たに要介護認定や障害認定を受けた者のうち、避難行動要支援者に該当する者を名簿に掲載するとともに、新規に名簿に掲載された者に対して、平常時から避難支援等関係者に対して名簿情報を提供することについて同意の確認を行う。

イ 転居や死亡等、避難行動要支援者の異動が住民登録の変更等により確認された場合は、名簿から削除することとし、避難行動要支援者が社会福祉施設等へ長期間の入所等をしたことを把握した場合も、名簿から削除することとする。なお、名簿に記載する「住所」については、各人の生活の本拠（民法第22条）であり、必ずしも住民基本台帳に記載されている住所に限定されない。

また、名簿情報に変更が生じた場合は、避難支援等関係者に適宜周知することが望ましい。

(6) 名簿情報の管理

村において名簿情報を適正に管理することは、避難行動要支援者のプライバシーを保護するとともに、名簿を活用した避難支援そのものに対する信頼性を担保し、避難行動要支援者と避難支援等関係者との協働を円滑なものにする上で極めて重要である。

ア 名簿情報等は、「栄村個人情報保護条例」（平成 14 年条例第 8 号）等に基づき、適切に管理しなければならない。

イ 名簿情報の保管にあたっては、予め決められた施錠可能な場所へ保管することとし、電子情報で保管する場合には、暗号化やパスワードで保護する等、外部に情報が漏えいしないよう情報管理に十分配慮すること。また、名簿情報を送信、運搬する際にもパスワードを設定する等の対策を徹底すること。特に外部記録媒体の紛失等に注意すること。

ウ 名簿情報を取り扱う職員を限定し、必要以上に名簿情報を複製しないこと。また、名簿を廃棄するときは、復元不可能な処理を施して廃棄すること。

エ 災害の規模によっては、村の機能が著しく低下することを考え、名簿のバックアップ体制を構築しておくこと。

オ 避難行動要支援者名簿には、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、名簿は当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。

カ 村は避難行動要支援者名簿の提供先に対して、個人情報が無用に共有、複製、利用されないように指導すること。また、「災害対策基本法」に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課されていることを十分に説明すること。

キ 村は避難行動要支援者名簿の提供先に対して、施錠可能な場所へ名簿を保管するよう指導すること。

ク 村は避難行動要支援者名簿の提供先が団体である場合には、その団体内部で名簿を取り扱う者を限定するよう指導すること。

ケ 村は避難行動要支援者名簿の提供先に対して、名簿情報の取扱状況を報告させること。

(7) 円滑な避難を実施するための情報伝達

避難準備情報として発令される「自主避難の呼び掛け」、「避難注意情報」等の情報は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難のための重要な情報であるため、避難支援等関係者が名簿を活用して着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進できるように配慮するものとする。また、複数の情報伝達手段を組み合わせることで確実な情報伝達に努めるものとする。

ア 高齢者や障害者にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりに的確に伝わるようにすること。

イ 同じ障害であっても、必要とする情報伝達の方法等は異なることに留意すること。

ウ 高齢者や障害者に合った、必要な情報を選んで発信する等、その情報伝達について特に配慮すること。

エ 自然災害発生時において、緊急かつ着実な避難指示が伝達されるよう、各種情報伝達方法の特徴を踏まえ、音声告知放送や広報車等による情報伝達に加え、緊急速報メーラーを活用するなど、複数の手段を有機的に組み合わせること。

オ 避難行動要支援者の中には、避難行動に必要な情報を入手できれば、自力で避難行動をとることができる者もいる。このことから、多様な情報伝達手段を用いることは避難支援等関係者の負担を軽減することにも繋がるため、村は多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。

#### (8) 避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者は、避難支援等関係者本人又はその家族等の生命及び身体の安全を守ることが大前提である。そのため、村は避難支援等関係者等が、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分に配慮すること。

村は、避難の必要性や避難行動要支援者名簿の意義、あり方を村民及び避難行動要支援者に説明するとともに、避難支援等関係者等は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあることを理解してもらうこと。

### 3. 社会福祉施設等における安全確保

村及び社会福祉施設、医療機関等の管理者は、次の事項に留意し、災害時における施設の安全確保に努める。

#### (1) 村が主体となって行うこと

##### ア 防災設備等の整備

村は、社会福祉施設等の管理者に対し、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品その他の生活必需品の備蓄を行うよう指導するものとする。

##### イ 組織体制の整備

村は、社会福祉施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。備

##### ウ 防災教育・防災訓練の実施

村は、社会福祉施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

##### エ 応援体制及び受援体制の整備

村は、社会福祉施設等の管理者に対し、他の社会福祉施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等

の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、自治組織との間で避難支援計画等に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設等と施設利用者の受入に関する協定を締結するよう働きかける。

また、市町村は、必要に応じて耐震、耐火、鉄筋構造等を備え、物理的障壁の除去された社会福祉施設等を一般の避難所では生活が困難な障害者や高齢者等が避難する福祉避難所としてあらかじめ指定するよう努める。

#### オ 土砂災害警戒区域内等の要配慮者関連施設対策

村は、土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者関連施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導するものとし、警戒区域ごとに警戒体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、災害時要援護者関連施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するものとする。

### (2) 施設の管理者等が実施すること

#### ア 組織体制の整備

##### (ア) 避自衛のための防災組織の設置

社会福祉施設の入所者等で自力による避難が困難な者等を災害から守るため、防火管理者のもとに施設の職員により構成する自衛のための防災組織を設置し、必要に応じて情報班、消火班等の班を置き、業務を分担する。

##### (イ) 情報連絡・協力体制の整備

消防本部等の防災関係機関との非常通信設備の整備に努めるほか、施設の内部構造、入所者の実態等を把握し、災害時における周辺住民との避難支援等の協力体制の確立に努める。

##### (ウ) 夜間体制の充実

夜間における災害に対処するため、各施設における入所者の状況、建物の構造等総合的に勘案のうえ、夜間対応職員の配置及び非常参集体制の確立に努める。

#### イ 社会福祉施設等の耐震性強化

新耐震基準施行以前に建築された社会福祉施設等は、耐震調査を実施し、必要と認められたものから順次改修等に努めるものとする。また、日頃から備品などの落下・転倒防止措置、危険物の安全点検を行い、施設の安全性の維持・強化に努める。

#### ウ 物資・マンパワーの確保

##### (ア) 食料品・避難生活用物資等の確保

施設管理者は、入所者の実態に合わせ、2・3日分の食料品・飲料水、慢性疾患用医薬品、高齢者・障害者用トイレ、避難用テント、避難生活用具等の備蓄に努める。また、必要により井戸、耐震性貯水槽、備蓄用倉庫の整備に努める。

##### (イ) 地域住民等との協力体制の形成

職員の緊急連絡体制を整備し、マンパワーの確保に努めるほか、地域住民、民間ボランティア、近隣施設等から協力を得られるよう日頃から協力体制の形成に努

める。

エ 防災教育・訓練

職員・入所者等に対し日頃から防災意識の啓発を図るとともに、国又は県の定める基準により防災訓練の実施に努める。実施にあたっては、地域の自主防災組織や消防本部及び消防団等の参加を求め、自力避難困難者の避難・救助訓練、夜間における避難に重点をおく。

オ 入所者等の受入れ体制の確立

(ア) 施設間の連絡体制等ネットワーク形成に努める。

(イ) 社会福祉施設等は、近隣の施設と相互協力関係を結び、受入れ可能な余裕スペースの確認に努める。

カ 土砂災害警戒区域内等の要配慮者関連施設対策

土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等及び浸水想定区域内の要配慮者関連施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。

#### 4. 外国人、観光客等の安全確保

村は、日本語に不自由な外国人に配慮した避難場所や避難経路の表示、防災知識の普及等、自らが災害への対応能力を高めていけるよう防災環境づくりに努めるとともに、観光客に対しても緊急時の避難方法、場所等を周知する。

(1) 観光客の安全対策の推進

ア 村は、関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに避難所への誘導等、観光客の安全対策を推進する。

イ 村は、観光関連事業者と連携して、災害時における対応（心得）等を記載した資料を作成するよう努める。

(2) 外国人及び観光客の状況把握及び支援体制の整備

村内における外国人及び観光客等の状況等の把握に努めるとともに、地域住民による情報収集・連絡体制や避難誘導体制等外国人等に対する支援体制の整備に努める。

(3) 避難場所及び避難経路の周知

村は、観光客や村内に居住する外国籍村民に対する避難場所や避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。

(4) 外国人被災者への情報提供体制の整備

村は、災害時における外国籍村民等への情報提供体制について、報道機関や通訳ボランティア団体等と連携して整備を図るよう努める。

(5) 防災教育・防災訓練の実施

村は、外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍村民等の参加推進などを通じて、外国籍村民等に対する防災知識の普及を図るよう努める。

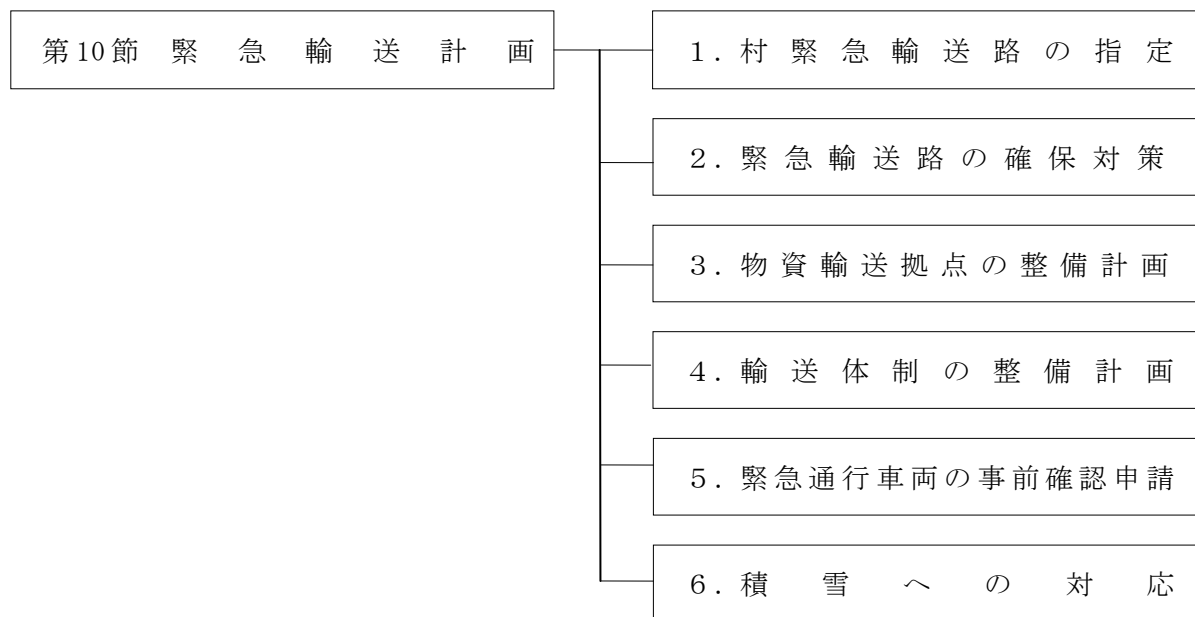


## 第10節 緊急輸送計画

(実施担当：総務課・住民福祉課・産業建設課)

非常災害時に救助・救急・医療活動、緊急物資等の緊急輸送活動を迅速に実施し、被害の発生及び拡大防止を図るため、平常時における輸送施設及び輸送体制等の整備について定める。

また、多重化や代替性を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき輸送施設及び輸送拠点・集積拠点について把握・点検するものとする。さらに、これらを調整し、災害に対する安全性を考慮しつつ、関係機関と協議の上緊急輸送ネットワークの形成を図るとともに、関係機関等に対する周知徹底に努めるものとする。



### 1. 村緊急輸送路の指定

村は、災害時の緊急輸送の重要性を考慮し、事前に県道を含めた村独自の災害時緊急輸送路を指定する。指定する場合に配慮すべき事項を下記に示す。

- (1) 村域と近隣市町村を接続する幹線道路
- (2) 避難場所に接続し、応急対策活動上重要な道路
- (3) 防災拠点・病院等の主要公共施設を接続する道路

### 2. 緊急輸送路の確保対策

村は、災害時に災害対策に必要な緊急輸送路を確保するため、歩行者又は車両等に対する交通規制措置及び緊急道路啓開、迂回ルート、代替・補完施設の確保等に関する以下の対策について、警察及び道路管理者と十分に協議、情報交換を行っておくものとする。

- (1) 道路情報の共有化
- (2) 交通規制の実施要領
- (3) 交通規制等に関する広報体制
- (4) 道路啓開の実施体制と資機材の確保

### 3. 物資輸送拠点の整備計画

- (1) 村は、以下の条件等に基づき物資輸送拠点及び拠点ヘリポートを指定する。幹線道路や新規施設が供用された場合には、必要に応じて見直しを行うものとする。
  - ア ヘリポートは、できるだけ避難所（場所）と競合しない場所
  - イ 救援物資等の集積・分類が可能な施設
  - ウ 救援部隊等の活動拠点と近距離にある場所
- (2) ヘリポート、物資輸送拠点は、場合によっては村外の施設の使用も考慮するとともに、その利用が図れるよう事前に近隣接市町村と使用の手続き等について十分に協議を行っておくものとする。
- (3) 拠点ヘリポート及び物資輸送拠点は、広報紙等で村民に周知し、車両の進入防止を図る。

### 4. 輸送体制の整備計画

旅客輸送及び緊急物資輸送等に関しては、交通の遮断、村有車両の不足等が予測されるため、平常時から運輸業者等と発災時の協力体制について協議し、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送事業者等と協定を締結するなど体制の整備に努める。

- (1) 鉄道・バスの公共交通機関
  - ア 通常の運行が不可能になった場合の代替輸送体制について
  - イ 不通区間、運行状況等の広報体制について
  - ウ 鉄道による物資輸送体制について
- (2) 公益社団法人長野県トラック協会・民間運輸業者及び民間ヘリコプター運航会社
  - ア 人員、物資輸送の要請方法について
  - イ 保有車両の状況等について
  - ウ 発災時の活動調整方法について
- (3) 村内燃料供給業者
  - ア 緊急輸送用車両の燃料確保・補給について

### 5. 緊急通行車両の事前確認申請

交通規制と緊急通行車両輸送の円滑な通行確保のため、「災害対策基本法」第76条の規定により、公安委員会において災害緊急通行を行う車両以外の車両の通行禁止又は規制が行われる場合に備え、村はあらかじめ公安委員会（県警察本部）に緊急通行車両確認の申請を行い、緊急通行車両の証明書及び標章の交付を受けておくものとする。

### 6. 積雪への対応

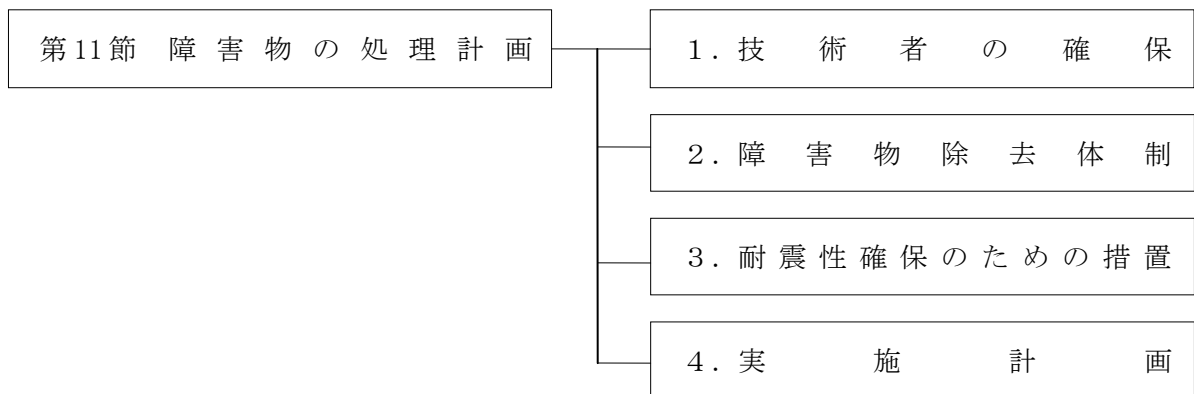
- (1) 除雪作業の考慮

積雪期には、緊急輸送のための除雪作業が必要となるため、除雪のための人員や資機材をあらかじめ配備するよう努めるものとする。

## 第11節 障害物の処理計画

(実施担当：産業建設課)

災害直後の道路は法面の崩壊、河川の決壊、建築物の倒壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木に加えて、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は常日頃、不断の点検を実施するなど、障害物となり得る工作物の倒壊等を未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える必要がある。



### 1. 技術者の確保

障害物除去の応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。

### 2. 障害物除去体制

障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。また、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努めるものとする。

### 3. 耐震性確保のための措置

各種施設などの所有者又は管理者は、これらの施設等の倒壊を未然に防止するための定期点検を行い、その結果に基づき、耐震のための適時適切な措置を講ずる。

### 4. 実施計画

#### (1) 村が主体となって行うこと

ア 発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努めるものとする。また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ道路啓開等の計画を立案するものとする。

イ 緊急輸送路とされている基幹農道について、障害除去対策の整備を図る。

ウ 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備するものとする。

#### (2) 村が関係機関に要請すること

発災後の道路の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者との協定の締結に努める。また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧計画を立案する。

(3) 村民が自主的に実施すること

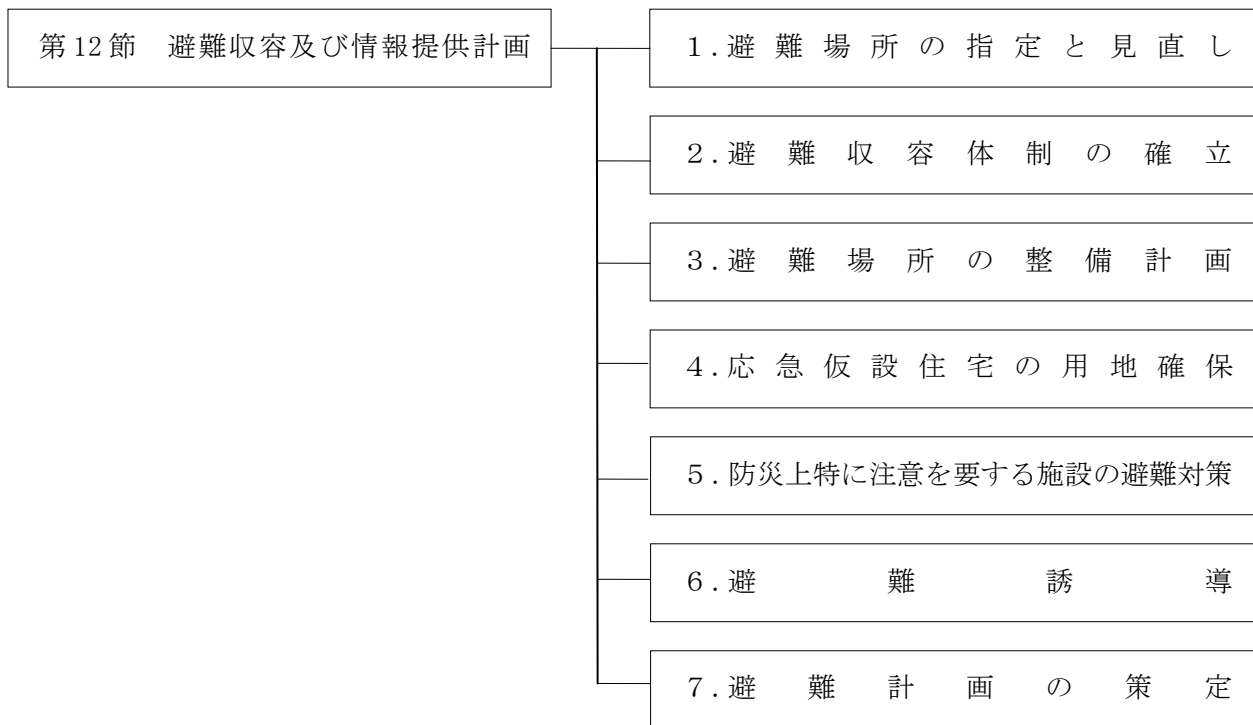
村民は、自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止する。

## 第12節 避難収容及び情報提供計画

(実施担当：総務課・住民福祉課・産業建設課)

災害時の村民の安全確保を図るため、村は、学校、体育館等の村有施設を避難所として指定し、施設の整備及び応急仮設住宅等の避難収容対策について、必要な事項を定める。

また、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した避難場所の確保等を図るものとする。



### 1. 避難場所の指定と見直し

現在指定されている避難場所は、人口や災害危険性の変化に応じ、逐次見直しを行うとともに、要配慮者、帰宅困難者等や周辺市町村に配慮した避難所の指定について検討するものとする。

また、広域避難地を整備し、被災避難者の最終避難地としての防災上の機能を確保するものとする。

#### (1) 避難場所の周知

避難場所・避難所については、防災マップの配付や広報紙などで村民への周知・徹底を図る。特に大規模延焼火災・土砂災害等の危険性のある地域については、二次避難を行う場所をあらかじめ検討し設定する。

#### ア 指定緊急避難場所

安全面の観点から、風水害、震災等、災害の種類ごとに当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所を指定する。

指定緊急避難場所は、災害発生直後に生命の安全を確保し、救援・情報活動等の拠点として機能させるほか、周辺地区の避難者を受入れるものとする。

指定緊急避難場所は、公民館等の施設のほか、公園、緑地、広場等のオープンスペースを指定する。また、避難者1人当たり概ね2㎡の有効面積を有するものとする。

イ 指定避難所

家屋等が被災した者を収容し、継続して避難を行う施設であり、小・中学校等の公共施設を利用する。

(2) 要配慮者避難所の確保

寝たきり老人や障害者等の要配慮者を二次的に収容する、要配慮者避難所の確保に努めるものとする。

(3) 避難場所の相互利用

避難場所の不足等を想定し、近隣市町村との避難場所の相互利用について協力体制の確立に努めるものとする。

## 2. 避難収容体制の確立

(1) 避難システム

地震時等突発型災害に対して、村民の自主的判断で避難が開始されるシステムの構築を図るものとする。

(2) 山地災害・土砂災害の避難システム

ア 村は、関係機関と連携し危険箇所等の公表と安全な避難場所について村民への周知徹底に努めるものとする。

イ 村は自主防災組織等と連携し、警戒避難基準の周知、地区住民の自主的判断による警戒避難及びその伝達方法の確立に努めるものとする。

ウ 村は、土砂災害モニター制度等、避難に必要な情報の収集及び分析に業務経験者など専門家の協力が得られるような制度を検討するものとする。

(3) 要配慮者避難システム

ア 村、避難支援等関係者及び自主防災組織等は、要配慮者の避難支援に対応するため、地区単位での要配慮者の動向について定期的に把握するように努めるものとする。

イ 被災地域内に要配慮者を収容する適切な施設の不足を想定し、応急仮設住宅への収容を含め、近隣市町村及び遠隔地への収容体制の整備を推進するものとする。

(4) 広域避難システム

甚大な被害が出た場合の遠隔地への避難又は、一時移住に関する協定締結を検討するものとする。

(5) 避難場所の運営システム

ア 避難場所に収容された村民が速やかに組織・運営ができるよう、各避難所毎に、開設・運営主体となる自治組織あるいは自主防災組織を割り当てておくものとする。

イ 突発的な災害に備え、村民の自主避難が円滑に行えるよう、事前に行政、施設管理者、村民が避難所の開設方法について調整を図っておくものとする。

ウ 村は、村民による自主的な避難所運営が図られるよう、村民向けに避難所運営マニュアルを作成し、必要な知識等の普及・啓発に努めるものとする。

エ 村は、避難場所が救護や物資輸送等の他の拠点に指定されている施設に関しては、その設置・運営に関して、関係機関との事前調整に努めるものとする。

## 3. 避難場所の整備計画

公園、公民館、学校等公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全

性等及び想定される地震の諸元に応じ必要な数、規模の避難場所をその管理者の同意を得た上で、あらかじめ指定し、村民への周知徹底に努めるものとする。避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、大震火災の輻射熱等に対し安全な空間とすることに努め、また、避難場所として指定された建物については、必要に応じ、換気、照明等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

(1) 避難施設の耐震不燃化

避難場所にあたる施設の耐震診断を早期に実施するとともに、その結果に応じて、計画的に改修を行うよう努めるものとする。

(2) 避難場所への備蓄

ア 避難施設として指定された学校施設等については、避難生活に必要な物資の備蓄が図られるよう、備蓄可能な空き教室等の実態調査を行うとともに、その利用について教育委員会との調整を行うよう努めるものとする。

イ 避難生活に必要な水、医薬、生活必需品の調達については、北信地域の備蓄物資の保管場所、数量等の情報を共有化し、災害時に相互に融通が行える体制の確立に努めるものとする。

ウ 避難場所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備の整備に努める。

(3) 自己完結機能の整備

地区が孤立化した場合等に備え、指定された避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、炊出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。

ア 自家発電装置

イ 地域状況に応じた耐震性貯水槽、エンジンポンプ、ろ過器等の給水施設

ウ 無線設備やパソコン等の情報系の通信・管理施設

(4) 避難生活に備えた施設の改善

ア 避難施設にあたる公共施設等については、照明や暖房方法に配慮するとともに、シャワールームや仮設トイレ用マンホール等、長期の避難生活を想定した設備の整備に努めるものとする。

イ 避難施設になる公共施設を新設する際には、設計段階において、災害時の使い方についてのシミュレーションを実施し、問題がある場合は、設計変更を行う等の措置を講ずるよう努めるものとする。

#### 4. 応急仮設住宅の用地確保

応急仮設住宅の用地は、洪水、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ、居住する被災者の生活環境をできるだけ考慮し、次のような基準から、公有地を中心にあらかじめ建設可能な候補地を選定しておくものとする。

また、「災害救助法」が適用されない場合における応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備する。

さらに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の

把握に努め、災害時に迅速に斡旋できるよう、あらかじめ体制を整備するものとする。

- (1) 飲料水が得やすい場所
- (2) 保健衛生上適当な場所
- (3) 交通の便を考慮した場所
- (4) 住居地域と隔離していない場所
- (5) 学校教育施設、保育所以外の場所

## 5. 防災上特に注意を要する施設の避難対策

学校、保育所、社会福祉施設、旅館、その他不特定多数の者が利用する施設の管理者等は、防災責任者を定めるとともに次の事項を考慮して避難計画を策定しておくものとする。

- (1) 地域の実情に応じた避難所（村指定の避難所等）、経路、誘導及びその指示・伝達の方法
- (2) 集団的に避難する場合の避難所の確保、保健衛生、給食の実施方法
- (3) 入院患者、自力避難の困難な要配慮者等の避難誘導方法

## 6. 避難誘導

災害発生時の避難誘導については、以下のことに留意することとする。

- (1) 避難場所・避難路をあらかじめ指定し、日頃から村民への周知徹底に努めるものとする。
- (2) 発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成し、訓練を行うものとする。
- (3) 不特定多数の者の利用が予定されている施設の管理者は、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努めるものとする。
- (4) 高齢者、障害者等の要配慮者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より避難誘導體制の整備に努めるものとする。
- (5) 学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを、あらかじめ定めるよう促すものとする。
- (6) 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育所（園）等の施設との連絡・連携体制の構築に努めるものとする。

## 7. 避難計画の策定

激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。特に浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設においては、避難誘導等の体制を強化する必要がある。

- (1) 村が主体となって行うこと

ア 村が避難すべき区域や判断基準、伝達方法を定める場合、河川管理者及び水防管理者等と協力し計画を策定するよう努める。

イ 避難場所、避難路などの避難計画を策定する場合は関係各所と協力して行う。



ウ 浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内等の要配慮者関連施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について指導する。

エ 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

(ア) 避難勧告、避難指示を行う判断基準及び伝達方法※

(イ) 避難準備情報を伝達する判断基準及び伝達方法※

(避難勧告、避難指示、避難準備情報については「第3章 第12節 避難収容及び情報提供活動」を参照。)

(ウ) 避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者

(エ) 避難場所への経路及び誘導方法

(オ) 避難場所開設に伴う被災者救護措置に関する事項

(カ) 避難場所の管理に関する事項

(キ) 広域避難地等の整備に関する事項

(ク) 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

※ (ア)及び(イ)については、「栄村避難勧告等の発令判断基準及び伝達マニュアル」による。

オ 要配慮者対策

要配慮者の所在、援護の要否等の把握に努め、要配慮者を安全かつ適切に避難誘導するため、保健福祉事務所（福祉事務所）、社会福祉施設、医療機関、民生・児童委員、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア団体等との連携の下に、次の事項に留意し避難支援計画を策定する。

(ア) 所在、援護の要否等の状況把握（避難行動要支援者名簿の整備）

(イ) 配慮すべき個々の態様

(ウ) 緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備

(エ) 災害発生時の安否の確認

(オ) 避難誘導方法及び要配慮者の支援者の行動計画

(カ) 情報提供手段

(キ) 配慮すべき救護・救援対策

(ク) 地域の支え合いによる支援協力体制

カ 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導・保護するため、具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

キ 村は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受けることができる体制の整備を図るものとする。

(2) 村が関係機関に要請すること

ア それぞれの管理施設についての避難計画を作成し、避難の万全を期する。

イ 村の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力する。

ウ 要配慮者の利用する施設の管理者は、県及び村の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定す

るとともに、村、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努める。

特に、要配慮者関連施設の管理者にあっては、避難誘導に係る訓練の実施等により、村、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図る。

(3) 村民が自主的に実施すること

ア 家族があわてず行動できるよう、家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所等をあらかじめ決めておく。

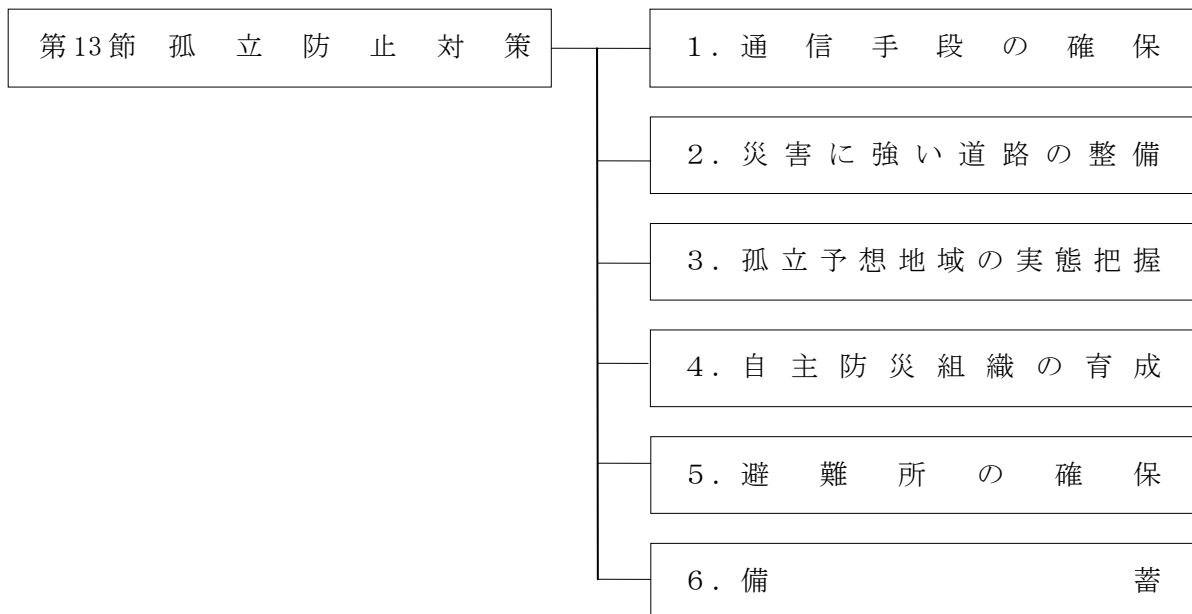
イ 避難訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身につけるものとする。

ウ 避難場所での生活に必要な最低限な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ等をいつでも持ち出せるように備えておくものとする。

## 第13節 孤立防止対策

(実施担当：総務課・住民福祉課)

大規模な災害が発生した場合、集落が孤立することが考えられるため、その対策が重要である。また孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平素から把握しておく必要がある。



### 1. 通信手段の確保

村は、孤立するおそれがある地域について無線施設等の整備を促進する。

### 2. 災害に強い道路の整備

元来、急峻な地形を切り開いて道路が建設されていることから、その全てについて完全な災害予防対策を講ずることは不可能であるのが実態である。

そのため、主要路線優先の対策の推進や複線化を図ることが必要である。

#### (1) 村が主体となって行うこと

村道の災害予防対策を推進するものとする。村道以外の道路については、各道路管理者に災害予防対策の推進を要請する。

#### (2) 村民が自主的に実施すること

道路に面した工作物、立ち木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう配慮するものとする。

### 3. 孤立予想地域の実態把握

大規模な風水害が発生すれば孤立地域が発生する可能性が高く、その際は、要配慮者に対する優先的な支援が必要である。孤立した場合、生命あるいは健康上、緊急に支援する必要がある村民を平素から把握し、孤立地域発生時に備えるものとする。

#### (1) 村が主体となって行うこと

ア 平素の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき村民の実態を把握しておくものとする。

イ 観光地域では、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておくものとする。

(2) 村民が自主的に実施すること

各地域においては、地区内の要配慮者について平素から把握するよう努めるものとする。

#### 4. 自主防災組織の育成

大規模災害時には、多くの現場で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関が直ちに現場へ到着することが困難な状況が見込まれ、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要となるものと予想される。人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、村民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要であるため、その組織の育成に努めることとする。

(1) 村が主体となって行うこと

ア 全地区における組織結成を推進するものとする。

イ 災害発生時の活動要領について、毎年度始めに徹底を行うものとする。

ウ 活動用資機材の整備充実を行うものとする。

(2) 村民が自主的に実施すること

孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努めるものとする。

#### 5. 避難所の確保

孤立が予想される地域毎に最低1箇所以上の避難所となり得る施設を整備するとともに、風水害による被害を受けないよう、立地条件の検討や施設の更新にも配慮する必要がある。

#### 6. 備蓄

備蓄計画については、「本章 第14節 食料品等の備蓄・調達計画」によるが、大規模災害発生時は、家屋等に被害を受けた村民に対する救援活動を優先せざるを得ないという現実に鑑み、可能な限り生活を維持できるよう、各人が備蓄を行うことが重要である。

(1) 村が主体となって行うこと

孤立化が予想される集落単位での食料品等の備蓄に配慮するものとする。また、冬期には積雪の影響で、食料品等の配送が困難になることを想定し、事前備蓄を行う。

(2) 村民が自主的に実施すること

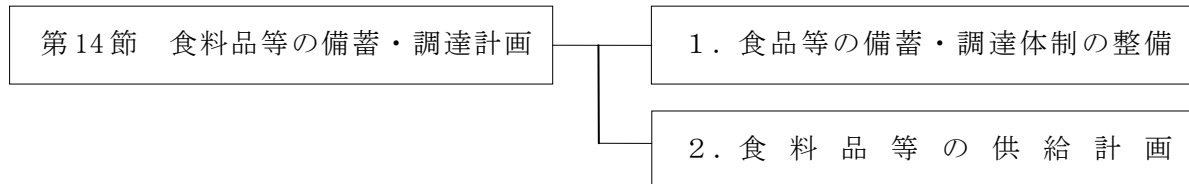
ア 孤立が予想される地域の住民は、平素から備蓄について配慮するものとする。

イ 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行うものとする。

## 第14節 食料品等の備蓄・調達計画

(実施担当：総務課・住民福祉課)

大規模な災害が発生した場合、被災直後の村民の生活を確保するうえで食料の備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくものとする。



### 1. 食料品等の備蓄・調達体制の整備

大規模な災害が発生した場合の初期の対応に十分な量を確保するほか、集中備蓄又は分散備蓄を行う等の観点に対しても配慮するとともに、関係業者からの調達を含め、備蓄・調達体制の強化を図る必要がある。

#### (1) 村の実施する食料品等の備蓄・調達体制

ア 平成12、13年度に実施した長野県地震対策基礎調査の結果や地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要さない、又は調理が容易な食品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新するものとする。

イ 食料の供給が円滑に行えるよう、調理器具、食器類、調味料等の調達体制の確立に努める。

ウ 他の地方公共団体等との災害時の相互救援協定の締結を図る。

エ 応急用食料の供給に関し、その調達、輸送及び配送に関する体制を整備するものとする。

オ 流通備蓄をできるだけ活用するものとし、協力店舗及び団体の確保と調達に関する制度の確立に努める。

カ 備蓄した非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態及び在庫量の確認を行う。

キ 有効期限が近づいた非常用食料は、防災訓練や村民の啓発等で活用するなど、できる限り廃棄しないような措置を講ずるものとする。

ク 村民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発するものとする。また、周知啓発にあたっては、自主防災組織の活用も図るものとする。

ケ 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対する食料の最低限の備蓄を行うが、生活必需品については原則として備蓄は行わない。

コ 各種の調査等を基礎に、調達が必要な緊急物資の品目及び必要量を定める。

サ 村内における緊急物資の調達可能量を調査する。

シ 流通在庫方式による確保が困難な場合を想定し、物資の一部を備蓄する。

#### (2) 関係機関等による食料品等の確保

県計画における関係機関等の調達体制は、以下のようになっている。村は災害時に円滑に食料等の調達が行われるよう、各機関等との情報交換に努めるものとする。

ア 関東農政局 長野地域センター

- (ア) 地域センター長は知事との間で、米穀の応急売却の緊急引渡しに関する協定を締結する。
- (イ) 卸売業者、小売業者の手持ち米穀を把握する。
- (ウ) 政府所有米穀の在庫管理を行う。
- (エ) 災害時用に備蓄を行っている乾パンについて、「災害時における乾パンの取扱要領」により供給できる旨を周知徹底する。

イ 米穀卸売業者

「災害救助法又は国民保護法が発動された場合における応急米穀の取扱いに関する協定書」に基づき供給を行えるよう体制を整備する。

ウ 農林水産省（総合食料局）

- (ア) 農林水産省は、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」第4章第10の災害救助法又は国民保護法が発動された場合の特例に基づき対応する。
- (イ) 政府所有米穀の適正な備蓄を行うとともに、備蓄数量を常時把握しておく。

(3) 村民による食料品等の確保

警戒宣言の発令期間が長期化した場合及び発災直後は輸送手段が制約され、食料及び生活必需品の調達は困難が予想される。このため、各家庭での備蓄と流通在庫の活用を基本に、次の対策を講ずるものとする。

ア 調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、家庭においても1人当たり概ね3日分の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要なものが望ましい。）を非常時に容易に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。

イ 高齢者用、乳幼児等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた備蓄を行うよう留意する。

ウ 緊急物資の備蓄

米、乾パン、乾メン、粉ミルク、漬物、つくだに、缶詰、調味料等の長期保存の可能な食料を1週間分程度、テント（ビニール、シートを含む。）、寝具（毛布、寝袋等）等の備蓄に努める。

エ 非常持出品の準備

非常持出品の内容は、地域の危険度、避難距離、家族構成等により異なるが、概ね次の基準による。

- (ア) 準備すべきもの…長期保存可能な食料3日分及び飲料水、救急薬品（消毒薬、胃腸薬、カゼ薬、包帯、三角布、油紙、ガーゼ、ピンセット）、懐中電灯、携帯ラジオ、衣類（1組）、タオル、マッチ、トイレットペーパー、石けん、ビニール、食器、ナベ又は飯ごう、はし、スプーン類など
- (イ) 必要により準備すべきもの…燃料（固形燃料等）、工具、常備薬等
- (ウ) 準備することが望ましいもの…毛布
- (エ) 自主的判断によるもの…貴重品等

(4) 事業所等による食料品等の確保

各事業所等は災害発生に備え、村民と同様に在籍の従業員に見合う非常食料の備蓄を行うよう努めるものとする。

2. 食料品等の供給計画

村は、調達した食料品等を村民に対して円滑に供給できるよう体制の整備に努める。

(1) 物資拠点から避難所までの輸送方法等について輸送業者等とあらかじめ協議を行っておくものとする。

(2) 備蓄拠点については輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備する。

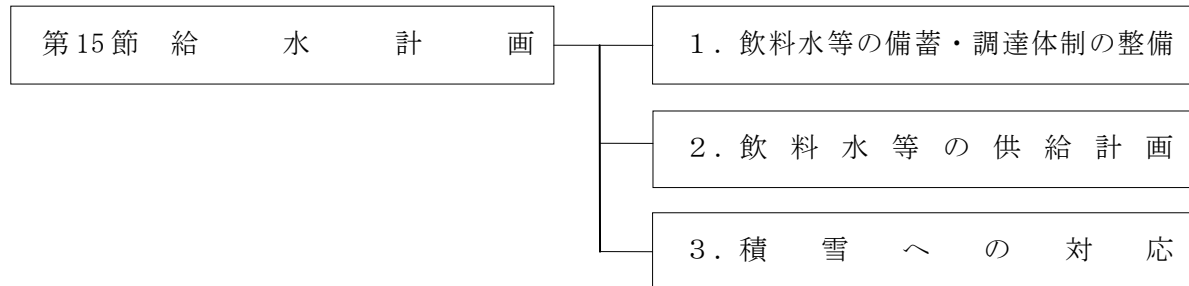
(3) 村は、地区拠点や避難施設に届いた食料等の仕分けや炊出し等の対応・役割分担について、あらかじめ自主防災組織等と十分な協議を行っておくものとする。

(4) 自主防災組織等は、村との役割分担に基づいて避難所運営の組織編成についてあらかじめ調整を図るよう努めるものとする。

## 第 15 節 給水計画

（実施担当：産業建設課）

災害時の給水施設の破壊、飲料水の汚染等により飲料水の供給ができない場合に備え、平時に取り組む飲料水の備蓄、施設の耐震化、給水車・給水タンクの確保等、給水対策についての計画を定める。



### 1. 飲料水等の備蓄・調達体制の整備

#### (1) 災害時の給水量の検討

最小限必要な飲料水として、1人1日3リットル、生活用水が、1人1日16リットルの合計19リットルを7日分（混乱期3日、復旧期4日と想定した日数。）確保するものとする。

#### (2) 村の対策

飲料水を確保するため、配水池等の水道施設の耐震化並びに緊急連絡管及び緊急遮断弁の整備を図るとともに、応急対策、避難対策などの拠点施設等に飲料水・電源等を確保するための施設・設備及びトイレ施設の整備を図る。

ア 管路等施設の更新と多様な水源の確保に努め、計画的に施設の耐震化等の整備促進を図る。

イ 村民への支援や県への協力、予備水源・電源の確保、プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。

ウ 飲料水販売事業者等との協定の締結に努める。

#### (3) 各家庭での対策

ア 風呂の残り湯の活用を習慣づける。

イ ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。

貯水には衛生上安全で衝撃にも強い容器を使用し、1人1日3リットルを基準として可能な限り多くの飲料水（水道水等衛生的な水。）とし、概ね世帯人員の3日分を目標とする。

ウ ポリタンク等給水用具の確保を行う。

エ 自家用井戸等について、その維持、確保に努める。

### 2. 飲料水等の供給計画

#### (1) 村の対策

ア 給水車の運行計画の策定等給水体制の確立を図る。

イ 給水源の確保、供給量の見直しを行う。

ウ 震度による被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う。



エ 給水車、給水タンク、ポリタンク、浄水器、ポリ袋の確保を行う。

### 3. 積雪への対応

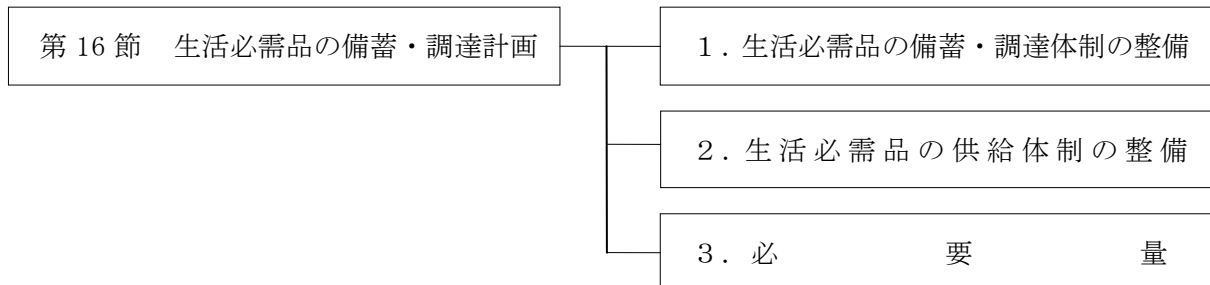
#### (1) 村の対策

積雪期は復旧作業が困難であることに留意し、復旧するまでの間の避難住民等に対する給水対策を確立する。

## 第 16 節 生活必需品の備蓄・調達計画

(実施担当：総務課)

災害発生時には、村民の生活物資の喪失、流通機能の低下等による生活必需品の著しい不足に備え、生活必需品の備蓄・調達体制の整備について必要な事項を定める。



### 1. 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

村は、災害に備えて下記に示すような品目について生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図り、毎年度保存状態、在庫量の確認を行うとともに、村民に対し災害時の備蓄の必要性についての普及・啓発に努める。また防災意識の向上を図り、村民自身による備蓄の促進を図る。備蓄物資は、リサイクル用品などを検討するものとする。

- (1) 寝具（タオルケット、毛布等）
- (2) 衣類（下着、靴下、作業着等）
- (3) 炊事用具（なべ、包丁、カセットこんろ等）
- (4) 身の回り品（タオル、生理用品、紙おむつ等）
- (5) 食器等（箸、茶わん、ほ乳びん等）
- (6) 日用品（せっけん、ティッシュペーパー、携帯トイレ、トイレットペーパー等）
- (7) 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、カートリッジボンベ、ストーブ、灯油等）

### 2. 生活必需品の供給体制の整備

災害発生後、村は直ちに備蓄分の生活必需品の迅速な供給を行うため、被害状況に応じた調達必要数の把握方法を整備する。また、生活必需品の調達を行う場合を想定し、流通業者等への連絡方法、輸送手段、集積場所等についてあらかじめ調整しておくものとする。

備蓄拠点については輸送拠点として指定するなど、物資の緊急輸送活動が円滑に行われるよう、あらかじめ体制を整備する。

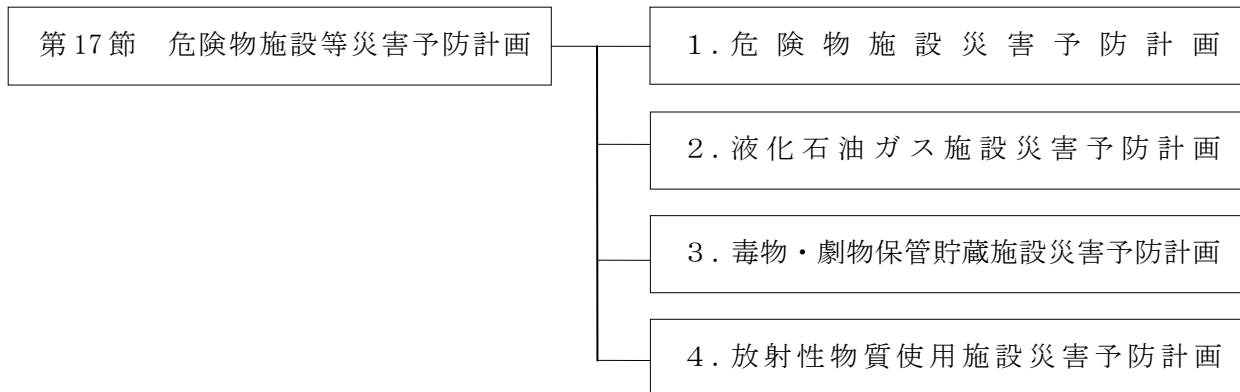
### 3. 必要量

人口の5%程度が、生活必需品等について自力で確保できない状況を想定して備蓄・調達体制を整備するよう努める。

## 第 17 節 危険物施設等災害予防計画

(実施担当：総務課)

災害により、危険物施設等に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、災害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。



### 1. 危険物施設災害予防計画

危険物の施設においては、災害発生時における危険物による二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の災害に対する安全性の確保及び防災応急対策用資機材の備蓄を図るとともに、自衛消防組織の充実強化、保安教育及び防災訓練の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

#### (1) 村が主体となって実施する計画

##### ア 自主防災組織の整備促進

緊急時における消防本部との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導するものとする。

##### イ 相互応援体制の整備

近隣の危険物等取扱事業所同士の相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導するものとする。

#### (2) 村が消防本部に要請すること

##### ア 規制及び指導の強化

(ア) 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、災害等によって生ずる影響を十分に考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化するものとする。

(イ) 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図るものとする。

(ウ) 立入検査については、次に掲げる事項を重点に随時実施するものとする。

a 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

b 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

イ 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図るものとする。

また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導するものとする。

ウ 県警察との連携

危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、県警察に対してその旨連絡し、連携を図るものとする。

(3) 施設の管理者等が実施すること

ア 「消防法」に定める危険物製造所等において実施すべき対策

危険物施設及びその附帯設備については、必要な安全対策の実施の促進を図る。

(ア) 製造所、一般取扱所

a 原料、製品等の危険物を収納するタンクの前バルブは緊急時に閉止する措置を講ずる。また、継手部等における耐震性の検討を行い、必要に応じ改修をする。

b 高所に設置されているサービスタンクについては転倒、落下防止措置を講ずる。

c 原料、製品等の危険物収納容器は転倒、落下防止措置を行い、危険物の流出防止措置を講ずる。

(イ) 屋外タンク貯蔵所、屋内タンク貯蔵所

タンクの前バルブは、緊急時に閉止する措置を講ずるとともに、スロッシングによる危険物の流出防止の措置を講ずる。また、屋外タンク貯蔵所にあつては、必要に応じ防油堤の補強を行う。

(ウ) 給油取扱所、地下タンク貯蔵所

危険物収納容器の整理を行うとともに、懸垂式給油設備等の地盤面上の配管内の危険物は、地下タンクに直ちに収納する措置を講ずる。

(エ) その他の製造所等

危険物収納容器の転倒及び落下の防止措置を講ずるほか、特にガラス製容器の破損流出防止措置を講ずる。

## 2. 液化石油ガス施設災害予防計画

液化石油ガス一般消費先における容器の転倒防止措置の徹底など、災害対策の促進について、液化石油ガス販売事業者等に対する指導を一層徹底する必要がある。

## 3. 毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画

「毒物及び劇物取締法」に基づく、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業（以下「営業者」という。）及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健福祉事務所（保健所）等による監視により災害防止のため、「危害防止規定の策定」等について指導を行うものとする。

(1) 村が関係機関に要請すること（長野県医薬品卸協同組合）

毒物劇物事故処理剤の確保体制の整備を図る。

#### 4. 放射性物質使用施設災害予防計画

放射性同位元素等使用事業所は、研究機関、医療機関及び民間機関等が中心であり、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射線障害に対する予防対策を講じている。消防本部等においては、放射性物質使用施設等における消火、救助及び救急活動体制の充実強化を図る必要がある。

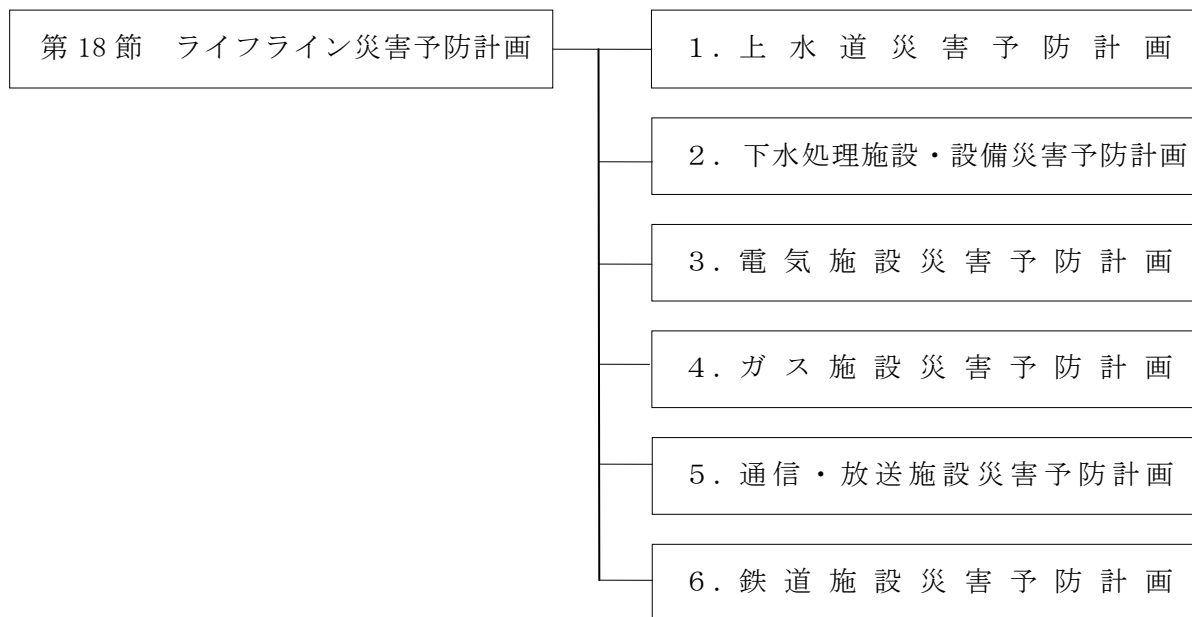
(1) 村は実態を確認し、次の対応を図る。

ア 所管する放射性物質使用施設等における予防対策に万全を期す。

イ 消防本部等に地域の実状に応じて、放射線測定器、放射線保護服等を整備し、放射性物質による事故等に対応できる体制の整備を図るものとする。

## 第18節 ライフライン災害予防計画

(実施担当：産業建設課・商工観光課)



### 1. 上水道災害予防計画（産業建設課）

水道施設、設備の安全性の確保については、施設の災害に対する強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ、非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。

これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図ることとする。

#### (1) 水道施設・設備の整備及び安全性の確保

水道事業については、施設の安全性の確保、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となり、十分な施設整備が難しい状態である。

緊急時の水道施設の確保については、ライフラインの確保の観点から重要であり、緊急時連絡管等の整備が必要である。

また、水道事業者相互の応援体制については、「長野県市町村災害時相互応援協定」及び「長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱」により他市町村へ応援を依頼することが可能であり、さらに、日本水道協会を通じて全国的に応援を依頼することも可能である。

そのため、村は必要に応じて次の事業を推進することとする。

- ア 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図るものとする。
- イ 配水系統の相互連絡のブロック化を図るものとする。
- ウ 他水道業者相互の緊急連絡網の整備促進を図るものとする。
- エ 復旧資材の備蓄を行うものとする。
- オ 水道管路図等の整備を行うものとする。

### 2. 下水処理施設・設備災害予防計画（産業建設課）

農業集落排水処理施設及び個別浄化槽設備は、水道、電気、ガス等と並び、村民の安

全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、一日たりとも休むことができない重要な施設である。

このため、地震による被害が予想される地域、老朽化の進んだ施設等については改築、補強に努め、今後、建設する施設については、地質、構造等の状況に配慮し、耐震性の強化等の対策を講ずる。

また、被害の予防を図るとともに、災害時における復旧活動を円滑に実施するために、緊急連絡体制の確立、応急資材の確保、復旧体制の確立を図る。

(1) 施設・設備の安全性の確保

既存施設の調査、補強等の対策が必要であるとともに、施設の新設にあたっては、耐震対策を講ずる必要がある。

そのため、村は必要に応じて次の事業を推進することとする。

ア 下水路の整備による内水排除対策を進める。

イ 重要な管渠及び処理施設場のうち、地盤が軟弱な地域に敷設されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、必要に応じて補強等の対策を講ずる。

ウ 新たに建設する管渠、処理場施設については、土質調査を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずる。

(2) 緊急連絡体制の整備

災害発生時において迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、災害時には関係職員、関係業者、手持ち資材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の市町村等との広域応援協定を締結する必要がある。

そのため、村は必要に応じて次の事業を推進することとする。

ア 災害時の対応を定めた災害対策要領等を策定する。

イ 対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。

ウ 復旧体制について、他の市町村との広域応援体制、民間の事業者との協力体制を確立する。

(3) 緊急用、復旧資材の計画的な確保

被災時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水処理施設・設備の機能を緊急的に確保するため、発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用資機材が必要となる。

村は必要に応じて、緊急用、復旧用資材を計画的に購入、備蓄する。

(4) 下水処理施設・設備等台帳の整備・拡充

公共下水道については、諸施設を適切に管理するため、「下水道法」においてその調整、保管が義務づけられているが、農業集落排水処理施設等が災害により被災した場合も、その被害状況を的確に把握するためには、施設・設備台帳等の整備が不可欠である。

また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、被災時には、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるように備えなければならない。

村は必要に応じて、下水処理施設・設備等台帳の適切な調整、保管に努める。また、必要に応じて台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。

(5) 管渠及び処理場施設の系統の多重化

村は必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化等による代替性の確保に努める。

### 3. 電気施設災害予防計画（電力事業者）

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、「災害に強い電気供給システムの整備促進」「災害時を想定した早期復旧体制の整備」を重点に、予防対策を推進する。

(1) 施設・設備の安全性の確保

災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保することが求められる。

ア 東京電力株式会社・中部電力株式会社に協力を要請すること

水力発電設備、変電設備、送電設備（架空送電線、地中送電線）、配電設備について、それぞれの技術基準等に基づいた耐災設計を行うとともに、平常時から電力の相互融通体制を確立し、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関係業者と契約して体制を整備しておくこと。

(2) 職員の配置計画

通常業務で実施している監視体制のほか、災害時の被害状況把握と応急復旧のための職員配置体制を確立することが求められる。

ア 東京電力株式会社・中部電力株式会社に協力を要請すること

非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立すること。

(3) 関係機関との連携

電力系統は、発電所、変電所、送電線及び配電線が一体となって運用され、電力各社間も送電線で接続されている。

災害発生に備え、供給力の相互応援について連携体制を確立するとともに、復旧活動について関係各社と契約し、体制を整備しておくことが求められる。

また、停電による社会不安や、生活への支障を除去するため、村民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

### 4. ガス施設災害予防計画（LPGガス協会）

災害時においては、導管の破損等によるガス漏れから、火災・爆発の二次災害が予想されるため、予防対策として設備の安全性を高めるとともに、消費者への安全指導が求められる。

(1) 設備の安全確保

設備の日常点検を充実するとともに、容器の転倒防止等の予防対策が求められる。また、消費者に対しては、容器バルブの閉止等の災害発生後の対応について、周知を図ることが求められる。

(2) 職員配置計画



災害発生時における迅速な情報収集、点検及び応急復旧を行うため、事前に職員の配置計画を策定する必要がある。

(3) 関係機関との連携

火災・爆発等の二次被害の防止と応急復旧を円滑に実施するため、被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく必要がある。

さらに、村民等への迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

5. 通信・放送施設災害予防計画（通信・放送事業者等）

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど、住民に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するために、村は各機関に予防措置を講ずるよう協力を要請する。

(1) 緊急時のための通信確保

各機関において、有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備にあたっては、自機関関係各所はもとより、自機関以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮するものとする。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局を選定しておくこととする。

(2) 防災行政無線通信施設災害予防

村は、設備の災害への安全性など災害予防対策を図るとともに、老朽施設の更新を進める。

(3) 通常の状態における通信連絡

災害に関する情報、警報等の関係機関に対しての伝達等については、次の手段によるものとする。

- (ア) 防災行政用無線
- (イ) 消防無線
- (ウ) N T T 電話
- (エ) 音声告知放送
- (オ) 緊急メール配信

(4) 非常時における通信の確保

ア 公衆電気通信施設の利用

非常災害時においては、災害に関係した緊急措置を要する内容の市外電話、電報又は公衆電話は、公衆電気通信による通信が不通とならない限り、「非常電報」又は「非常電話」としていかなる通信よりも優先して取り扱われることになっているが、この制度による通信は内容が災害に関係した緊急措置を求めるものでなければならない。

イ 非常無線通信の利用

非常災害等により有線通信系が被害を受け不通となった場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法等の定めるところに基づき、非常無線通信により防災業務を遂行する。

(5) 電信電話施設災害予防

従来の災害対策に包括された中で実施し、水害が予測される電気通信設備等について耐水化構造化（防水扉設置等）を実施する必要がある。

また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、村民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

また地震対策では、関東大震災クラス（震度6弱）を想定した災害対策を実施してきたが、震度7を想定した耐震対策との危機管理体制を整備する必要がある。

ア 村が東日本電信電話(株)・(株)NTTドコモ、KDDI(株)に協力を要請すること

(ア) 建築物・鉄塔及び端末機器等の耐震対策

a 震度7でも通信設備の機能が最低限維持できるように、建築物・鉄塔等耐震診断を実施し、耐震性の低いものについて、耐震強化を要請する。

b 事務室設置のシステム端末設備類の耐震性についても、震度7に耐えられるように補強する。

(イ) 電気通信設備の停電対策

予備エンジンの配管設備を含めた予備電源装置の耐震確保と液式鉛蓄電池をシール蓄電池に随時更改し、停電対策強化を図る。

(ロ) 整備監視体制

通信ネットワークの集中監視・制御センターが被災しても対応できるよう、他のセンターからの相互バックアップ機能を確立する。

(ハ) 重要ファイルの管理

交換機の運転ファイル、社内情報処理システム等の重要ファイルを複数拠点で分散保管し、信頼性の向上を図る。

(ニ) 緊急受付窓口の強化

災害時に多発する故障受付、臨時電話の申込時に迅速に対応できるよう、緊急受付窓口体制を確立する。

(ホ) 特設公衆電話の早期設置による通信確保

指定避難所に合わせた特設公衆電話設置台数等のマニュアル化を行い、緊急時における早期通信を確保する。

(ヘ) 被災状況の早期把握

a 調査活動・情報発信を迅速に行うため、モバイル端末等を活用した被災状況収集システムの検討・作成を行う。

b 通信孤立地域を早期に把握し、解消するため、県及び村等防災関係機関との情報連絡体制の強化を図る。

(コ) 危機管理・復旧体制の強化

a 社内情報連絡ツールの充実

b 災害発生時直後に出動できる被害調査隊と復旧隊の編成準備・配置

(セ) 電気通信設備の停電対策

移動電源車、移動用発動発電装置の配備及びバックアップ蓄電池等による設備保持に努める。

(ソ) 通信システムの高信頼化

a 主要な伝送路を多ルート構成、又はループ構成とする。

b 主要な交換機を分散設置する。

(6) 放送施設災害予防

放送施設を災害から守り、災害時の情報伝達に役立てるため、村は関係機関に対して以下のことを実施するよう協力を要請することとする。

ア 日本放送協会（長野放送局）

地震災害等に際して放送の送出及び受信を確保するため、災害対策を確立して、対策措置を円滑に実施するとともに、公共放送としての協会の使命を達成するため平常時から放送所や機器等の整備に努める。

イ 民間放送事業者（信越放送株式会社、株式会社長野放送、株式会社テレビ信州、長野朝日放送株式会社、長野エフエム放送株式会社）

平常時から実施している災害予防対策に加えて、施設の耐震補強、放送機器の落下・転倒防止等の対策を図る。

地震等の非常災害に備えてラジオ・テレビ放送の送信・受信を確保するために、非常災害時のマニュアルを策定する等、災害対策を確立して常日頃から対策の円滑な実施を図れるよう心掛け、放送局としての使命を果たすべく努める。また、送信所、中継局等の放送設備は、十分な耐震構造を備えた建物に設置し、商用電力の停電に備えて自家用発電設備の設置等を図る。

(7) 警察無線通信施設災害予防

災害現場における情報の収集活動を効率的に行うため中継無線局及び無線基地局の増設整備を行い、サービスエリアの拡張整備を図る。

(8) 道路埋設通信施設災害予防

架空の通信ケーブルは、地震発生時に倒壊するおそれがあり倒壊した場合には、交通を遮断し緊急車両の通行や資材の搬入に支障をきたす。このため、通信ケーブルの地中化を進める必要がある。

そのため村は、道路管理者に対し、通信事業者等と調整のついた箇所より、電線共同溝又は、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化を図る。

## 6. 鉄道施設災害予防計画（鉄道事業者等）

災害発生に対処するため、鉄道施設の新設、更新、補強の際には、防災強度に配慮した整備計画を推進するとともに、計画的な保守点検を実施し、安全性を確保する必要がある。

また、災害による鉄道の不通、運休などによる生活への支障を除去するため、村民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、各関係機関相互の連携を強化する必要がある。

そのため、村は地域防災計画等の定めるところにより、鉄道会社との連携を図るものとし、以下について協力を要請するものとする。

(1) 東日本旅客鉄道株式会社

ア 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、常時定期的に全ての構造物に対する検査を実施しているが、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所発見のために、必要に応じて、随時精密に検査を行い、必要な措置を講じることが求められる。

イ 防災体制の確立

長野支社管内における防災上実施すべき対策を行うため、防災業務実施計画を定めるとともに、災害に備えて情報連絡の万全を期すため、情報収集体制の整備を図る。

ウ 関係機関との連携

内外の機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

(2) 北陸信越運輸局が実施すること

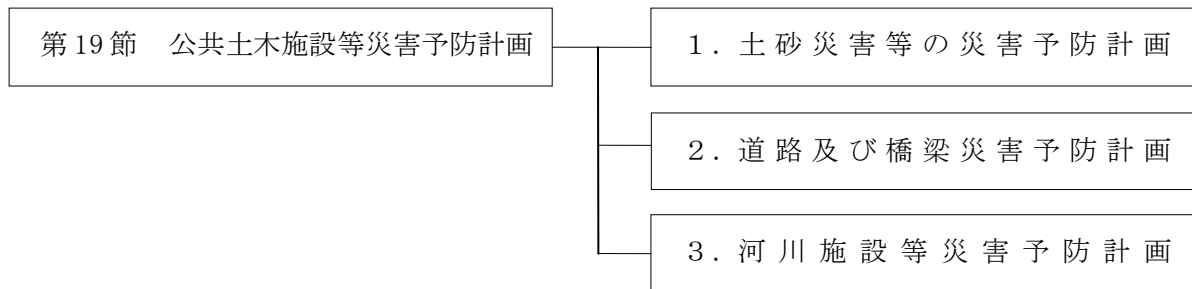
ア 鉄道事業者に対し、災害発生に備え、異常時マニュアル等の作成及び実状を踏まえたマニュアルの見直しの指導を行う。

イ 鉄道事業者に対し、定期的な異常時訓練の実施について指導を行う。

ウ 関係機関との連携を図る。

## 第 19 節 公共土木施設等災害予防計画

(実施担当：産業建設課)



### 1. 土砂災害等の災害予防計画

村において、その地形、地質から土砂災害等が発生する危険性がある場所があり、風水害に起因する土砂崩落、地すべり等による被災が懸念される。

これらの土砂災害を防止するため国、県の協力を得て、危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。また、近年、要配慮者関連施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が所在する土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内については、特に万全の対策が必要とされる。

さらに、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれのある区域への宅地開発を抑制して行く必要がある。

#### (1) 地すべり対策

長野県は、地質構造の特異性から全国屈指の地すべり地帯である。本村においても千曲川下流地域の第3紀層地帯に在るなど、地質構造の特異性から地すべり危険箇所が分布しており、当該地区は「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止地域に指定されている。

そのため、村は地すべり危険箇所に関する警戒避難体制についての確立に努めるとともに、村民に対し周知を図るものとし、おおむね対策工事が完了した地区についても、県からの委託等により巡視及び軽微な修繕を行うものとする。

また、村は地方整備局に対し、点検により地すべりが認められた場合は、移動現象を把握するための観測施設の整備を図る等適切な処置を講ずるよう要請する。

村民においては、地すべり危険箇所及び警戒避難に関する知識を自主的に深めるものとする。

#### (2) 土石流対策

一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、豪雨によって土石流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。

##### ア 村が主体となって行うこと

「砂防法」(明治30年法律第29号。)に基づく砂防指定地の指定を県に働きかけ、砂防工事を強力に推進するとともに、人命保護の立場から土石流危険渓流の周知、警戒避難体制の確立を図る。また、当面の防災対策として、土石流発生危険渓流の標示、警報の伝達、避難措置等の方法を定め、緊急時に際して各区域ごとに適切な措置がとれるよう警戒体制の整備を図る。

イ 村民が自主的に行うこと

村民においては、土石流危険渓流についての知識を深めるとともに安全な避難場所の確認をしておく必要がある。

(3) 急傾斜地崩壊対策

がけ崩れ災害を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限にとどめるために、事前措置として平素から危険予想箇所の把握と防止パトロールを強化する必要がある。

また、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて、県に対し急傾斜地崩壊危険区域の指定を働きかけ、急傾斜地の崩壊による災害の防止に努める。

ア 村が主体となって行うこと

(ア) 防災パトロール等、情報の収集、予報、警報の発令及び伝達、周知方法等について定める。

(イ) 地域防災計画等において、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項について定めるよう努めるとともに、急傾斜地崩壊危険箇所を村民に周知する。

(ウ) がけ崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な避難勧告又は指示を行えるような基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

(エ) 避難のための立ち退きの万全を図るため避難場所、経路及び心得等をあらかじめ村民に徹底させる。

(オ) 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

イ 村民が自主的に行うこと

村民は、日頃から危険箇所についての知識を深めるとともに安全な避難場所の確認をしておく。

(4) 土砂災害警戒区域の対策

土砂災害警戒区域内には住宅も含まれているため、開発行為等に対する規制や村民への情報提供の仕方等、適切に対応していく必要がある。

ア 土砂災害特別警戒区域については、以下の措置を講ずる。

(ア) 「建築基準法」による建築物の構造規制

(イ) 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却費、建物助成費について定める。

イ 土砂災害警戒区域については、以下の措置を講ずる。

(ア) 区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な事項について定める。

(イ) 情報伝達方法、避難地に関する事項等について村民に周知するよう努める。

(ウ) 土砂災害警戒区域内に要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるように土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

## 2. 道路及び橋梁災害予防計画

(1) 道路及び橋梁の災害に対する整備

災害により、道路は落石、法面崩壊、道路への土砂流出、道路決壊、道路付帯施設・橋梁の破損、路面陥没・亀裂、橋梁・トンネル等構造物の破損、倒木等による電柱等の損壊、地下埋設物の破損、沿道建築物の落下倒壊等によって交通不能あるいは困難な状態となることが予想される。この対策として村は、関係機関に対して、道路施設及び橋梁について災害に対する強化を図るよう要請する必要がある。

そのため、村は、それぞれの施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行うものとする。

(2) 関係団体との協力体制の整備

災害が発生し道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は、各道路管理者並びに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関と相互応援の協定を締結し平常時から連携を強化しておくとともに、応急復旧のために建設業協会等との協定の締結に努め、交通の確保を図るものとする。

ア 村は、地域防災計画等の定めるところにより関係機関との協力体制を整備する。

イ 各関係機関は、それぞれ防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、県・村の協定等に協力する。

(3) 危険防止のための事前規制（風水害）

気象・水象情報の分析により、道路及び橋梁に災害の危険性が予想される場合、危険防止のため事前に通行規制を実施し、未然に人的・物的被害を予防する必要がある。

そのため、道路管理者並びに警察等は相互に連携し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、通行規制を実施する。

### 3. 河川施設等災害予防計画

(1) 河川施設災害予防

河川改修や維持工事を鋭意進める一方、過去の災害と堤防の強度等を勘案し、重要水防区域の指定や水位情報の提供など、効率的な水防活動や村民への注意を促すための対策を講じている。災害に強い村土づくりを目指し、未改修河川の整備が必要である。

また、地震による河川の被害は、河川堤防の亀裂・沈下・法面のはらみ・崩れ等があり、さらにこれらに伴う護岸・水門・樋門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下が予想される。特に、洪水時に地震が発生した場合には、地震により堤体の安全度が低下し、破堤につながるおそれがある。

そのため、村は、それぞれの施設整備計画により河川管理施設の整備を図るものとする。

(2) ダム施設災害予防

村内のダムは、河川管理施設等構造令及び各種基準に基づき設計されている。また、完成ダムでは定期的に点検整備を行っている。

そのため、村及びダム管理者は、ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努めるものとする。

(3) 浸水想定区域内の災害予防

近年の全国の豪雨災害では低地などでの浸水被害が発生しているほか、高齢者や園児ら要配慮者が逃げ遅れて孤立するケースが発生しているため、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川を指定し、浸水想定区域の公表を行っている。村は浸水想定区域内に要配慮者関連施設がある場合には、防災体制の確立を図る必要がある。

ア 村が主体となって行うこと

(ア) 浸水想定区域内の要配慮者関連施設等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）を地域防災計画に定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。

(イ) 要配慮者関連施設、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

イ 村が浸水想定区域内の要配慮者関連施設に要請すること

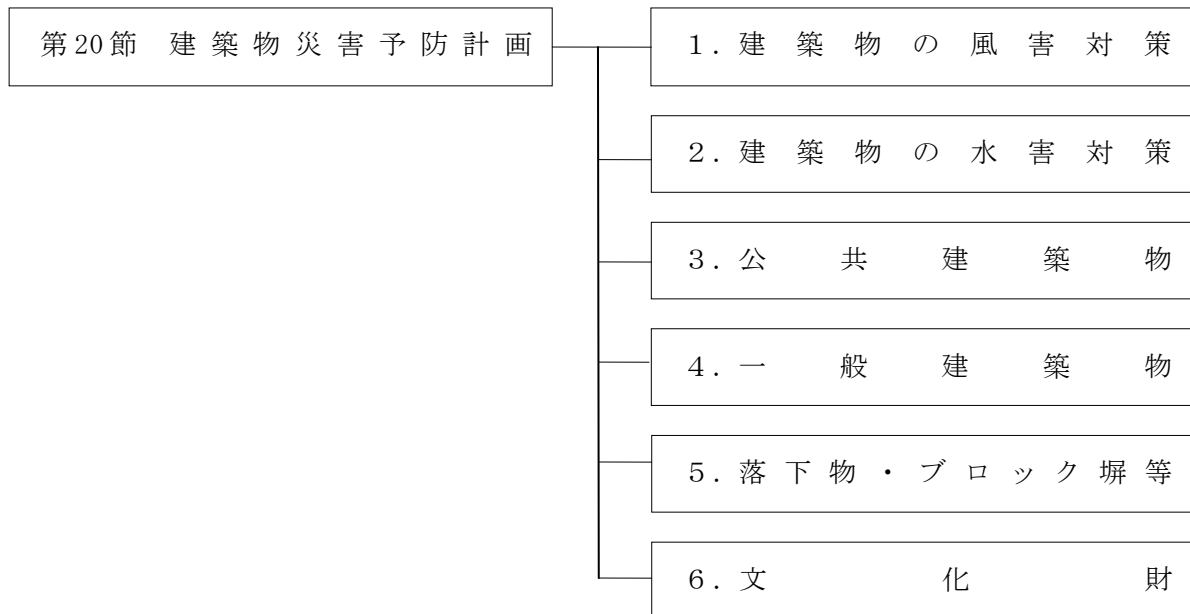
(ア) 浸水想定区域内の要配慮者関連施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図るものとする。



## 第20節 建築物災害予防計画

(実施担当：総務課)

災害による建築物の被害を最小限に抑え、村民等の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し、安全性の向上を図る。



### 1. 建築物の風害対策

強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を最小限に抑えるため、構造耐力の安全性を確保し適切な管理を行う必要がある。

#### (1) 村が主体となって行うこと

- ア 公共建築物については、屋根材、看板の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。
- イ 一般建築物については、屋根材、看板の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。
- ウ 道路占用物については、落下・転倒防止のための指導を行う。
- エ 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。

#### (2) 村が建築物所有者等に要請すること

屋根材、看板の飛散・落下を防止するため、点検を行い、必要に応じて改修を行う。

### 2. 建築物の水害対策

出水による建築物の被害を最小限に抑えるため、土地の状況等に応じ、盛土等による建築物の浸水対策及び敷地の安全性の確保を講ずる必要がある。

また、出水、がけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域については、建築物の制限を行う必要がある。

#### (1) 村が主体となって行うこと

- ア 出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うための条例の制定に努めるものとする。

イ 必要に応じて「がけ地近接等危険性住宅移転事業計画」を策定し、移転事業の推進を図るものとする。

(2) 村が建築物所有者等に要請すること

出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ、盛土等の必要な措置を講ずる。

### 3. 公共建築物

公共建築物の中には役場庁舎等、災害発生後、復旧活動の拠点となる建築物も多く、また要配慮者が利用する建築物も多いことから、特に耐震性が要求される。また、地震による被害の軽減を図るため、緊急地震速報を有効に活用できる体制を構築する。

(1) 村が主体となって行うこと

ア 村有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

村有施設で、昭和 56 年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。また、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストの作成及び公表を行う。

イ 防火管理者の設置

学校、医療機関等で「消防法」第 8 条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。

ウ 緊急地震速報の活用

村が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

### 4. 一般建築物

昭和 56 年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等のおそれがあるので、耐震診断・耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

(1) 村が主体となって行うこと

ア 耐震診断・耐震改修の周知

広報紙等を活用し、耐震診断、耐震改修の必要性について周知を図る。

イ 耐震診断・耐震改修のための支援措置

(ア) 住宅及び村長が指定した民間の避難施設について、県と連携を図り耐震診断への助成を推進する。

(イ) 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、県と連携を図り耐震改修への助成を推進する。

ウ 必要に応じて、がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。

(2) 村が建築物の所有者等に要請すること

ア 耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努める。

イ 県の「わが家の耐震診断表」を利用し、住宅の自己診断を実施する。

## 5. 落下物・ブロック塀等

建築物の天井、外壁タイル、窓ガラス等の落下物及びブロック塀等の倒壊に伴う人的、物的被害を防止する必要がある。

- (1) 村は落下物及びブロック塀等の安全性について、普及、啓発を図るための広報活動を行うものとする。
- (2) 村民は外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行うものとする。

## 6. 文化財

文化財は、「文化財保護法」又は「文化財保護条例」等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

- (1) 村が主体となって行うこと

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

ア 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。

イ 防災設備の設置推進とそれに対する助成を行う。

- (2) 文化財所有者が実施すること

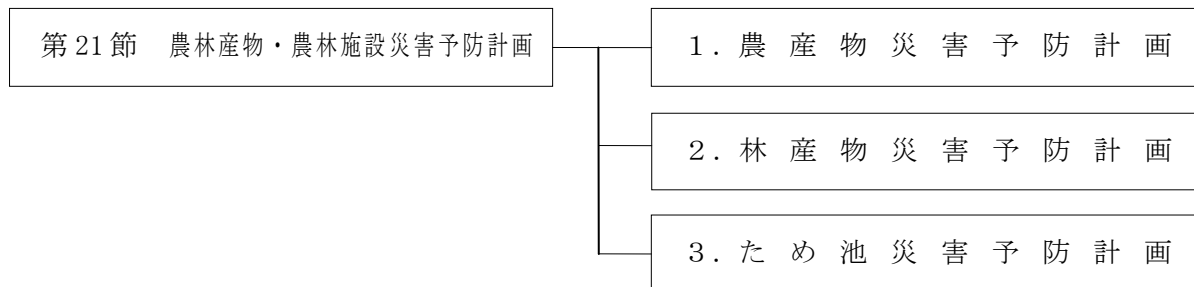
文化財所有者は、防災管理体制及び防災施設の整備を行い、自主防災体制の確立を図る。

## 第21節 農林産物・農林施設災害予防計画

(実施担当：産業建設課)

災害による農林産物関係の被害は、温室、畜舎、きのこと栽培施設の損壊、農産物集出荷貯蔵施設及び農産物加工施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林産物の減収や家畜の死亡被害なども予想される。

また、新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。



### 1. 農産物災害予防計画

災害による農産物被害（生産施設等の損壊に伴うものも含む。）の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を策定し、北信農業改良普及センター等を通じ予防技術の周知徹底を図る必要がある。

集出荷貯蔵施設等においては、建築後相当の年数を経過している施設もあり、施設管理者による耐震診断の必要性を検討する。

#### (1) 村が主体となって行うこと

農業改良普及センター、農業技術者連絡協議会、農協等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図るものとする。

#### (2) 村が関係機関に要請すること

ア 村と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。

イ 必要に応じ、集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等を実施し、施設の安全制を確保する。

ウ 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努める。

#### (3) 村民が自主的に実施すること

ア 農作物等災害対策指針等に基づき災害予防対策を実施するものとする。

イ 生産施設等における補強工事等を実施し、施設の安全性を確保するものとする。

ウ 新たな施設の設置にあたっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努めるものとする。

### 2. 林産物災害予防計画

災害による立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに、間伐等適期保育による健全な森林の育成を行っている。

また、村の地勢と気象条件におかれている林業は、絶えず各種災害の脅威にさらされ

ているが、災害予防対策・指導に努め、これらを未然に防止するよう努める必要がある。

(1) 村が主体となって行うこと

ア 森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進するものとする。

イ 県と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施するものとする。

ウ 技術対策として、林産物を各種災害から防護するため、村は関係機関と連携を密にし、気象条件に対応した技術指導、予防技術対策を樹立し、関係機関、農家等に指導の徹底を図る。

エ その他気象災害対策として、風害・風水害・干害・ひょう害・寒害等についても予知に努め、規模、程度に応じた対策の早期徹底に努める。

(2) 村が関係機関に要請すること

ア 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。また、治山施設の整備、適正な流水路の整備・確保により、国有林野内からの林産物、土石等の流出防止に努める。（中部森林管理局）

イ 指導指針に基づいた森林施業を実施する。

ウ 関係業界は、県、村と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

(3) 村民が自主的に実施すること

村民は、村が計画的に行う森林整備に協力する。

### 3. ため池災害予防計画

平成23年の長野県北部地震では、5箇所のため池に被害が生じたが、村内のため池は、営農の推移とともに築造され、関係住民の努力により維持され現在に至っている。

災害等によりこれらが決壊した場合、下流の住民のみならず人家、公共施設、田畑等に甚大な被害を与え、時には人命までも奪うおそれがある。

そのため、緊急度の高いものから補強工事を実施し、被害の発生を未然に防止する。

(1) 村が主体となって行うこと

ア ため池の規模、施設の構造及び下流の状況等について台帳整備を行い、県に報告するとともに、施設の状況について適時確認しておく。また、被災時のため池の被害の影響について被害想定調査を推進するよう努める。

イ 必要に応じ、土のう、杭等の応急資材を準備する。

(2) 村・村民・管理団体が行うこと

豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。

(3) 村が関係機関に要請すること

ア 管理団体において災害に備えた監視体制を組織化し、非常事態が発生した場合は、直ちに村に緊急連絡ができるようにする。

イ 適時巡回点検を実施し、施設の状況について調査するとともに村に結果を報告する。

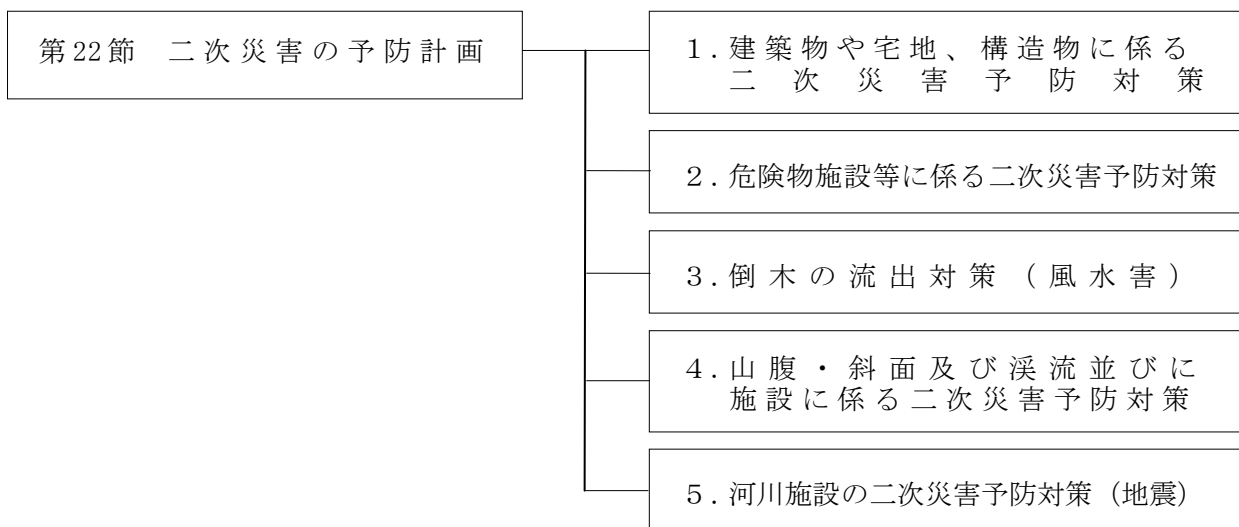
## 第22節 二次災害の予防計画

(実施担当：総務課・産業建設課)

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、二次災害が発生する場合もある。また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、日頃からの対策及び活動が必要である。



### 1. 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策

#### (1) 構造物に係る二次災害予防対策 (風水害)

林道は、緊急避難路や輸送道路として災害発生後に利用される場合もあるが、構造上、土砂崩落等が起こる可能性もあるため、事前の対策が必要である。

また、その他の道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、被災箇所の危険度を判定する基準等の整備が必要である。

#### (2) 建築物や宅地関係 (地震)

地震時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から村民を守り、二次災害を防止するため、被災建築物や宅地の危険度を判定できる資格者の養成を行う必要がある。

#### (3) 道路・橋梁関係 (地震)

地震発生後の余震等による道路・橋梁等の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておくとともに、災害危険箇所の危険度を応急的に判定する基準等の整備及び技術者の養成、並びに事前登録等、活用のための施策等を推進することが必要である。

## 2. 危険物施設等に係る二次災害予防対策

### (1) 危険物関係

「消防法」の定める危険物施設における災害発生時の二次災害の発生及び拡大を防止するため、施設・設備の耐震性の確保、緩衝地帯の整備、防災応急対策用資機材の備蓄等を推進するとともに、保安体制の強化も必要である。

#### ア 村が主体となって行うこと

- (ア) 自衛消防組織の強化についての指導
- (イ) 近隣の危険物等取扱事業者との協定の締結の促進等の指導

#### イ 村が消防本部に要請すること

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (イ) 立入検査の実施等の指導の強化
- (ウ) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導

#### ウ 村が関係機関（危険物等取扱事業所）に要請すること

- (ア) 危険物事業所の管理責任者、防災管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- (イ) 防災応急対策用資機材等の整備
- (ウ) 自衛消防組織の強化促進
- (エ) 近隣の危険物等取扱事業所との相互応援体制の促進

### (2) 液化石油ガス関係

液化石油ガス一般消費先における容器の転倒・流出防止措置の徹底など、災害対策の促進について液化石油ガス販売事業者等に対する指導を徹底する。

#### ア 村がLPガス協会に要請すること

災害発生時に緊急点検活動が速やかに実施できるよう、マニュアル及び体制を整備する。

#### イ 村が液化石油ガス販売事業者等に要請すること

- (ア) 容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することの無いよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底する。
- (イ) 水害時に容器置場から液化石油ガス容器が流出しないよう必要な措置を講じておく。

### (3) 毒物劇物関係

毒物劇物における火災や有毒ガスの発生等の二次災害を予防するため、「毒物劇物危害防止規定」の作成、流出等の防止施設の整備及び事故処理剤の備蓄体制の充実が必要である。

#### ア 村が毒物劇物営業者及び業務上取扱者に要請すること

- (ア) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加
- (イ) 防災応急対策用資機材等の整備

### 3. 倒木の流出対策（風水害）

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を増大させる原因となる場合があるため、流木対策施設の整備を推進するとともに、情報収集体制及び流木除去体制の整備が必要である。

### 4. 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

災害時においては、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊及び溪流における土石流の発生などの危険性がある。二次災害予防のため、それらの災害が発生する危険がある箇所（土砂災害危険箇所）をあらかじめ把握しておくとともに、緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。

また、情報収集体制及び警戒避難体制の整備が必要である。

### 5. 河川施設の二次災害予防対策（地震）

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、洪水等が加わった場合、河川施設等に二次的な災害が発生する可能性があるため、河川整備をさらに進めていく必要がある。

また、ダム施設については、定期的に点検を実施し、適切な維持管理を行っていくことが二次災害防止の観点からも必要である。

#### (1) 村が主体となって行うこと

ア 河川管理施設の耐震性を向上させるものとする。

イ 現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておくものとする。

#### (2) 村がダム管理者に要請すること

ダムの漏水量、変形、揚圧力等を定期的に計測し異常がないことを確認する。また、定期点検を行いダム及び貯水池の維持管理に努める。

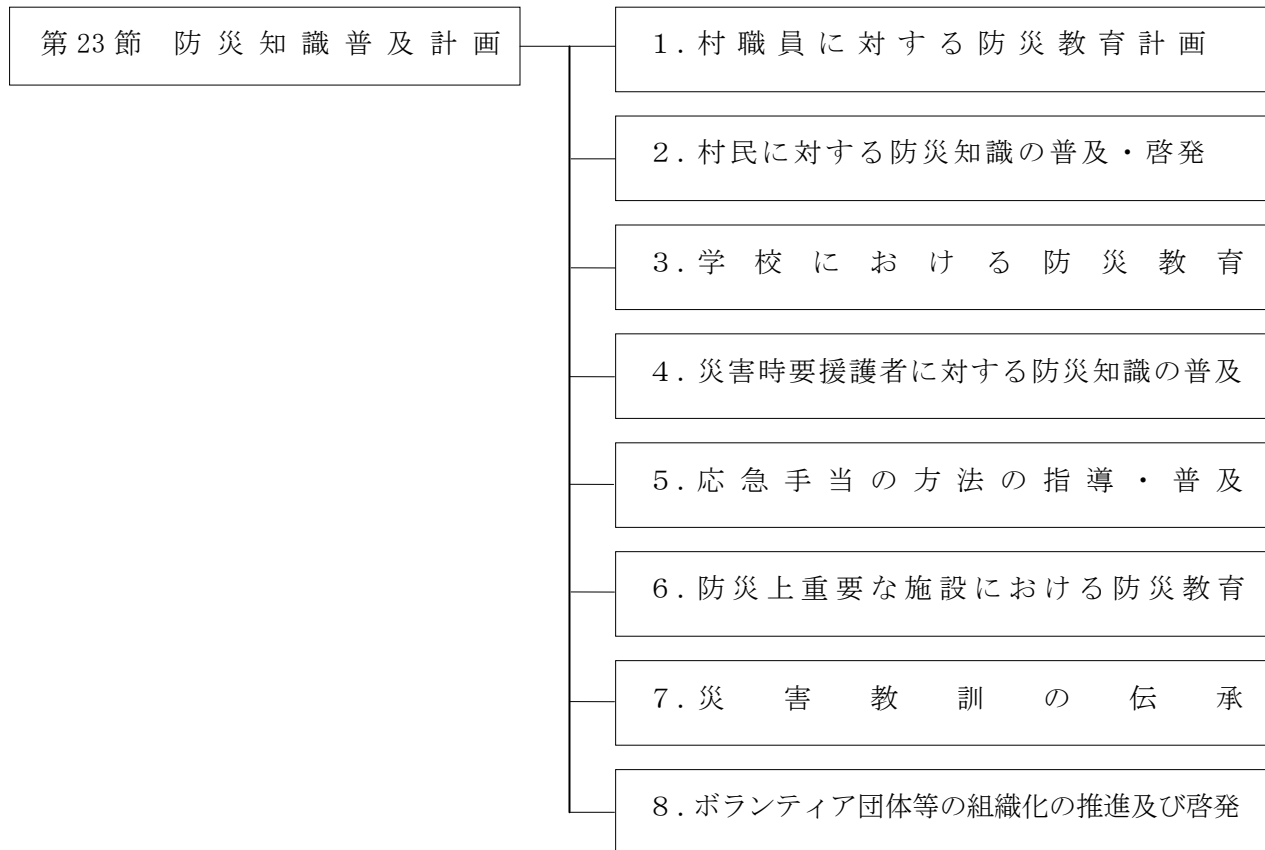


## 第23節 防災知識普及計画

(実施担当：総務課・住民福祉課・教育委員会事務局)

村は、防災関係機関及び村民との協力体制の確立など総合的な災害対策を推進するため、職員、村民、事業所等に対する各種防災教育を行い、災害対応力向上を図るものとする。

また、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するものとする。



### 1. 村職員に対する防災教育計画

災害発生時に応急対策実行の主体となる村職員には、次の事項に関する防災教育を行い、災害に関する知識の習得とこれらの知識に基づく適切な判断力の向上を図るものとする。

教育の方法は、研修会、現地調査、防災訓練等のほか、職場における活動マニュアルの策定及び検証の実施等により行うものとする。

次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

- (1) 自然災害に関する一般的な基礎知識
- (2) 村地域防災計画の内容と課題
- (3) 村の実施すべき災害時の応急対策等
- (4) 応急手当の知識・技術
- (5) 職員が果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (6) 状況判断力、リーダーシップの養成
- (7) 自然災害が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- (8) 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識

- (9) 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

## 2. 村民に対する防災知識の普及・啓発

村民が日頃から「自分たちの地域は自分たちで守る」意識を持ち防災活動を行えるよう、村は関係機関とも協力し、村民に対して災害に関する防災知識を普及させるよう努める。

### (1) 普及・啓発の内容

- ア 災害に関する基礎知識
- イ 災害発生時の行動
- ウ 避難所の周知、避難時の知識
- エ 日常の対策
- オ 積雪期の対策
- カ 自動車運転時の行動
- キ 救助・救出活動の知識
- ク 初期消火の知識
- ケ 平素住民が実施しうる3日分の食料飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、出火防止等の対策の内容
- コ 自主防災組織の意義
- サ 円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動の促進
- シ 警報・注意報発表時や避難勧告等発令時にとるべき行動、避難場所での行動等防災知識の普及・啓発
- ス 災害時の家族内の連絡体制の確保
- セ 停電時の心構え
- ソ 要配慮者への配慮

### (2) 普及・啓発の方法

村は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、村民に対し次のような啓発活動を行うものとする。また、地震災害時のシミュレーション結果などを示しながらその危険性を周知させる。

- ア パンフレット、防災マップ等の作成・配布
- イ 防災ビデオの貸出し
- ウ テレビ、ラジオ、新聞等の活用
- エ 起震車など体験型装置の活用
- オ インターネットを活用した防災知識の普及
- カ 広報車等による巡回広報による普及
- キ 講習会等の開催

### (3) 社会教育における防災知識の普及

各種研修会、会合など社会教育の機会を利用して防災知識の普及・啓発に努める。

## 3. 学校における防災教育

保育所、小学校、中学校（以下この節において「学校」という。）においては、防災訓

練等、防災関係行事等の実施により児童・生徒に対する防災教育の充実を図り、災害発生時の対応などの理解を深めることが必要である。

防災教育を充実させるため、特に次の事項に留意する。

- (1) 児童・生徒の発達段階に応じた防災教育のカリキュラム化・体系化に努め、各校の教育計画、年間指導計画等に明確に位置づける。
- (2) 家庭や地域の関係機関と連携した防災教育及び防災訓練のあり方を実践研究する。
- (3) 児童・生徒の防災に関する知識を深め、災害発生時の対応力を高めるための教材や資料を整備する。
- (4) 各地域の自然環境や過去の災害の特性、防災体制の仕組みなどについての理解を深めさせる。
- (5) 教職員（村職員を含む。）用に地震発生時の対応要領等の指導資料を作成し、教職員研修の充実を図る。
- (6) 防災訓練においては、学校生活の様々な場面を想定して実施するとともに、災害発生時の実践的な防災対応能力を身に付けられるよう、学校の防災訓練の充実を図り、消防職員等の協力を得て避難行動などを評価し、今後の訓練などに生かす。

#### 4. 要配慮者に対する防災知識の普及

要配慮者の安全確保を図るためには、要配慮者自身及び介護者・保護者が防災知識を持つとともに、災害時においては地域住民の要配慮者への協力が不可欠であることから、災害時における相互協力の認識が必要である。このため、村は、要配慮者、介護者、外国人向けのパンフレット、チラシ等の発行により防災知識の普及に努めるものとする。

また、地域住民に対し、要配慮者の安全確保への支援についてパンフレット、広報紙等により普及活動を行うものとする。

#### 5. 応急手当方法の指導・普及

災害発生時には、同時に多数の負傷者が発生し、それらの負傷者の第一次救護者は近くの住民となる。災害時において「一人でも多くの命を救う」ことを最優先することから、村、医師会は、互いに協力し、村民に対する応急手当の方法の指導を積極的に推進するよう努める。

- (1) 指導推進の対象
  - ア 村職員に対する指導
  - イ 地域住民（自主防災組織等）に対する指導
  - ウ 中学生、教師に対する指導
  - エ 防災関係機関職員に対する指導
- (2) 指導推進の役割分担
  - ア 村が行うべきこと
    - (ア) 普通救命講習会の推進（岳北消防本部）
    - (イ) イベント等の企画、開催
  - イ 医師会が協力すること  
講習会等への援助、協力

- ウ 日本赤十字社が実施すること  
救急法講習会の推進

## 6. 防災上重要な施設における防災教育

防災上重要な施設の管理者等は、発災時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練及び教育を実施する。

### (1) 関係機関の指導

消防本部及び関係機関は、防火管理者、危険物保安監督者等防災上重要な施設の管理者に対し、講習会、現地指導等の防災教育を実施し、緊急時に対処できる自衛防災体制の確立を図るよう指導する。

また、一般企業の管理者に対しても安全管理及び災害時の対応について知識の普及に努める。

### (2) 危険物施設等における防災教育

危険物等を扱う施設の管理者は、関係法令、保安規定等災害時の応急対策について従業員に周知、徹底を図るものとする。

### (3) 医療機関、福祉施設等における防災教育

医療機関や福祉施設は、要配慮者が多く利用していることから、施設の管理者は、日頃から要介護者を把握しておくとともに、職員及び施設利用者に対し避難誘導訓練等十分な防災教育を行い、さらには付近住民から避難時に協力が得られるよう連帯の強化に努める。

### (4) 旅館等における防災教育

旅館等の宿泊施設は、宿泊客の安全を図るため、従業員に対し消防設備、避難誘導、救出・救護等に重点をおいた教育を実施するものとする。また、宿泊客に対しても避難経路等災害時の対応方法を明示するものとする。

### (5) 不特定多数の者が利用する施設における防災教育

当該施設の管理者は、災害発生時の避難誘導、情報伝達のほか、各施設の特徴に応じた対策を迅速に実施できるよう従業員に対する防災教育、訓練を行うとともに、利用者が速やかな対応がとれるよう避難経路等の表示を行うものとする。

### (6) 防災関係機関における防災教育・訓練

防災関係機関は、職員に対し災害発生時の対応の基礎知識、応急対策や各機関特有な防災対応等の教育に努めるとともに、村または県が実施する防災訓練に積極的に参加するほか、各機関が定める計画に基づいて訓練を実施するものとする。

## 7. 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努めるものとする。また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

## 8. ボランティア団体等の組織化の推進及び啓発

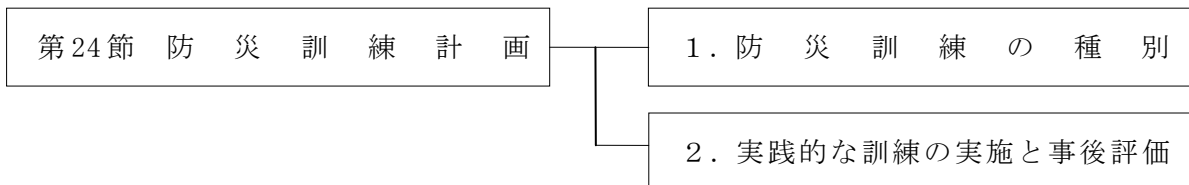
村は、社会福祉協議会と連携して、地域のボランティア団体等の組織化を推進し、そ

の連絡会等を通じて地震防災等に関するボランティア活動の知識の普及、啓発を図り、災害支援への意識を高める。

## 第24節 防災訓練計画

(実施担当：全機関)

村及び防災関係機関は、災害発生時における行動の確認、関係機関及び村民、事業所等との協調体制の強化等を目的として、各種の防災訓練を積極的かつ継続的に実施するとともに、事後評価を行い、訓練内容の改善・工夫及び防災計画の見直し等を図るものとする。



### 1. 防災訓練の種別

#### (1) 県が実施する主な訓練

##### ア 県の総合防災訓練

県の総合防災訓練に防災関係機関、村民（自主防災組織等）、企業等、その他関係団体の協力を得て参加する。

#### (2) 村が実施する主な訓練

防災訓練については、訓練内容をより実践的で充実したものとしていくよう努めるとともに、村民、自主防災会、ボランティア団体は、これらの訓練に積極的に参加し、知識・技術を身につけるよう努めるものとする。また、定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮し、住居地、職場、学校等においてきめ細かく実施するよう指導し、村民の災害発生時の避難行動等の習熟を図るものとする。

さらに、要配慮者に対する避難誘導、救出・救助等、事前に十分な訓練・打合せを行うものとする。

##### ア 総合防災訓練

村は、毎年、あらゆる災害を想定した総合防災訓練を、村民の参加を得て、相互の協調体制の強化を目的として行う。

##### イ 広域防災訓練

広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、協定締結自治体の協調体制を確立・強化するために、協定締結自治体と共同での広域防災訓練の実施に努める。

ウ 下記の訓練については、総合防災訓練で実施するほかにも、必要に応じて関係機関と連携して実施するものとする。

##### (ア) 非常参集訓練

勤務時間外の地震発生時における村職員の迅速かつ的確な初動体制を確保するために、職員が非常参集する訓練を実施する。実施については、期間をある程度特定したうえで抜き打ちで行うことも検討する。

##### (イ) 災害対策本部設置運営訓練

災害発生時における指揮命令系統を迅速に確立して応急対策を実施するために、災害対策本部を設置し運営する訓練を実施する。

(ウ) 通信訓練

県災害対策本部及び関係機関に対する災害通報及び情報伝達が迅速正確に行えるよう、近隣の市町村、関係機関等の協力を得て、通信可能な市町村、関係機関の把握及び職員の通信運用の習熟を図ることを目的とした感度交換訓練、通信訓練を実施する。また、非常無線の訓練を地区ごとに、又は数地区にわたって定期的に行う。

(エ) 情報収集及び伝達訓練

村は、災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により、情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

(オ) 水防訓練

村内の円滑な水防活動の遂行を図るため、県及び関係機関の指導により、独自に、又は共同して水防訓練を実施する。

(カ) 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、消防本部、消防団等と共同で、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防御訓練、救助・避難誘導訓練等を実施する。

(キ) 災害救助訓練

災害救助と救護を円滑に遂行するため、災害救助実施機関と合同であらかじめ作成された災害想定により、医療救護、人命救助、物資輸送、炊出し等の訓練を行う。

(ク) 避難訓練

村は、防災関係機関、自主防災組織、村民等の協力を得て、要配慮者や滞留旅客等を含めた避難誘導訓練を実施する。また、多数の人が利用する建物の防火管理者（学校、保育所、宿泊施設等）は、毎年、消防本部及び消防団等と協力して避難訓練を実施する。

(ケ) 地域防災計画、各活動マニュアルによる机上訓練

応急対策の実施機関は、各応急対策計画及び各種活動マニュアルについてあらゆる条件設定のもとで机上訓練（シミュレーション）を行い、計画の不備・課題を検証するものとする。

(コ) 上下水道の給水等応急措置訓練

(3) 村民主体の防災訓練

災害発生時において、村民が落ち着いて家族や自らの安全を確保するとともに、適切な防災対策を実施するためには、日頃から訓練を積み重ね、体験により理解することが必要である。各家庭、自主防災組織等は、村の実施する訓練に準じ、独自で各災害を想定した訓練を企画、実施するとともに、村はそれに対し積極的に支援するよう努めるものとする。

(4) 事業所等

各事業所等においても防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的の参加するよう努めるものとする。

(5) 防災関係機関の訓練

防災関係機関は、それぞれ定めた地震防災強化計画又は応急計画等に基づいて訓練を行う。

## 2. 実践的な訓練の実施と事後評価

(1) 実践的な訓練の実施

防災訓練の実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定した上で、災害及び被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境（夜間に行うなど。）について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、より実践的な訓練となるよう工夫するよう努めるものとする。

また、要配慮者避難個別支援計画（策定予定）による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

- ア 訓練の実施機関は、多様なケースを想定し参加者自身の判断が求められ、発災時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的な訓練となるよう工夫する。
- イ 村の災害予防責任者は、警察機関と共同して、特に必要があると認めるときは、「災害対策基本法」第48条第2項の規定に基づき、当該防災訓練の実施に必要な限度で、区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止又は制限して、防災訓練の効果的な実施を図る。

(2) 訓練の事後評価

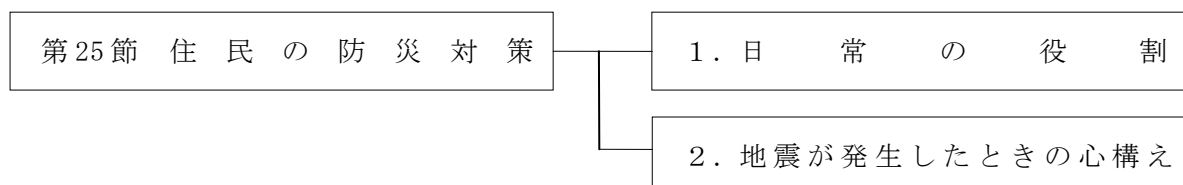
訓練の実施機関は、次回以降の訓練の参考にするため、訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。



## 第25節 住民の防災対策

(実施担当：総務課・教育委員会事務局)

村民は、「自分の身は自分で守る」意識と「自分達の地域は自分達で守る」意識に立ち、日頃から防災知識を身に付け、災害発生時には適切な行動を取り、身の安全を確保するとともに、地域における防災活動を積極的に行い、被害の軽減に努めるものとする。



### 1. 日常の役割

村民は、日頃からあらゆる機会を通じて防災知識を身に付けるとともに、身の安全を確保する対策を行うよう努める。

#### (1) 住宅の安全対策

- ア 耐震点検及び必要な補強
- イ ブロック塀等の倒壊防止対策
- ウ 家具などの固定
- エ 初期消火用具の準備
- オ 火災予防措置の実施

#### (2) 避難対策

- ア 避難所の確認
- イ 安全な避難経路の確認
- ウ 家族の集合場所の確認
- エ 食料品の備蓄
- オ 非常持ち出し品の準備
- カ 飲料水、食料、日用品、医薬品等生活必需品の備蓄  
(食料については最低7日分(うち3日分は非常持出し))  
(飲料水については1人1日3リットルを基準として3日分)

#### (3) 防災教育・訓練への参加

- ア 応急手当の方法の習得及び防災講習会への参加
- イ 自主防災活動への参加
- ウ 村及び地域で行う防災訓練への参加
- エ 地震防災に関する知識の吸収
- オ 地域の危険度の理解
- カ 家庭における防災の話し合い
- キ 警戒宣言発令時及び地震発生時における、避難地、避難路、避難方法、家族との連絡方法及び最寄りの医療救護施設の確認
- ク 緊急地震速報の受信時にとるべき対応行動の確認

#### (4) 注意情報発表時に実施が必要となる事項

- ア 正確な情報の把握
  - イ 適切な避難（注意情報発表時に避難の実施を必要とする要配慮者に限る。）
- (5) 警戒宣言発令時に実施が必要となる事項
- ア 正確な情報の把握
  - イ 火災予防措置
  - ウ 非常持出品の準備
  - エ 適切な避難及び避難生活
  - オ 自動車の運転の自粛

## 2. 地震が発生したときの心構え

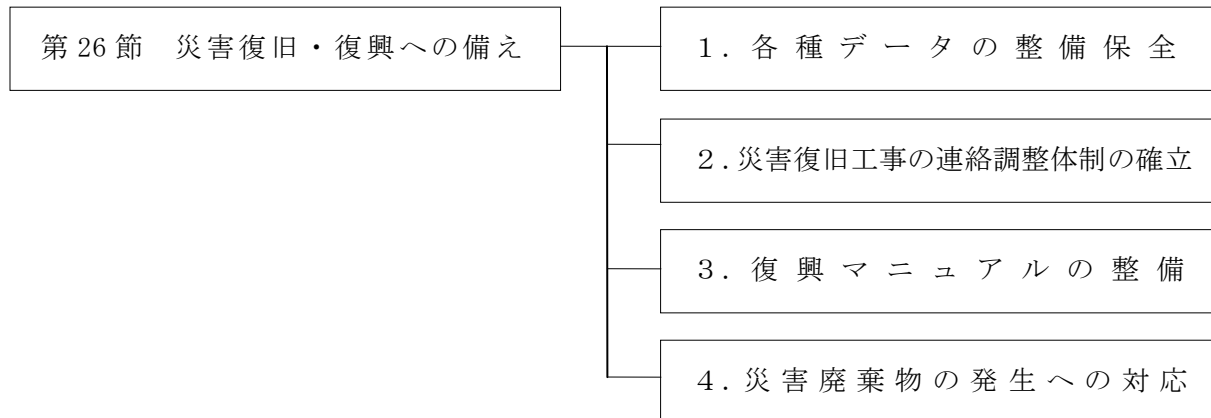
地震が発生したときは、落ち着いて行動し、日頃身に付けた知識や技術を活かして身の安全を確保するとともに、家族や地域住民の安全を図るための活動を行うよう努める。

- (1) 地震発生時の行動
- ア 身の安全を確保する
  - イ 火を消す
  - ウ 電気のブレーカーを落とす
- (2) 地震発生直後の行動
- ア 家族の安全の確認
  - イ 火が出た場合は初期消火
  - ウ 隣近所への声かけと安全の確認
  - エ 地域住民が力を合わせた救出活動の実施、けが人の応急手当てや救護所への搬送
- (3) 避難行動
- ア 家族、隣近所の人たちとまとまった避難
  - イ 徒歩での避難
  - ウ けが人や高齢者などと一緒に避難
  - エ より広い道路を選んでの避難
- (4) 避難所での行動
- ア 乳幼児や高齢者などの要配慮者に思いやりのある避難所秩序の確立
  - イ 避難所運営への積極的な参加、協力
  - ウ 自力による生活手段の確保

## 第26節 災害復旧・復興への備え

(実施担当：各課)

災害発生後、円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、あらかじめ各種データの整備保全、災害復旧・復興体制の整備について必要な事項を定める。



### 1. 各種データの整備保全

災害からの復興には、戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋没物等の情報及び測量図面等のデータが必要となる。これらのデータが、災害により消失しないように、また、消失した場合もバックアップが可能な体制の整備を行う必要がある。

あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

また、村が保管している公図等の写しの被災回避のための手段を講ずる。

### 2. 災害復旧工事の連絡調整体制の確立

災害発生後のライフライン等の復旧事業を合理的に進めるため、以下に示すような事項について連絡調整を図る体制が確立できるよう、村内の土木建設業者等とあらかじめ協議しておくものとする。

- (1) 各ライフラインの被害情報の共有化
- (2) 道路規制や被害状況等復旧関連情報の共有化
- (3) 復旧エリアの調整・優先順位の調整

### 3. 復興マニュアルの整備

激甚災害時の復興を円滑にすすめるため、災害の種別及び被害程度別に復興の過程を段階別に区分し、それぞれの行動指針、計画指針を整理した「復興マニュアル」の整備に努めるものとする。

### 4. 災害廃棄物の発生への対応

- (1) 地震による災害廃棄物の発生を抑制するため、建築物の耐震化等に努めるものとする。
- (2) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の確立に努めるものとする。

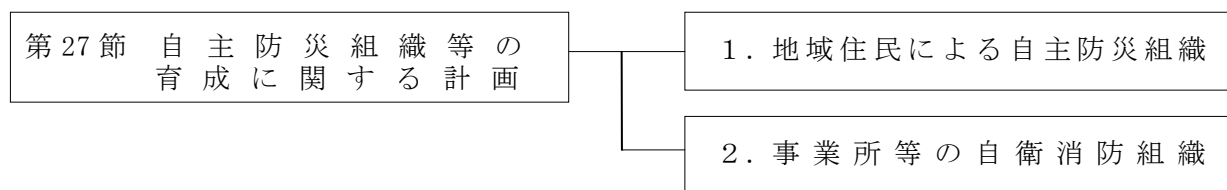
## 第 27 節 自主防災組織等の育成に関する計画

(実施担当：総務課)

災害発生時においては、防災関係機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な活動がきわめて重要である。

このため、自主防災組織及び事業所等における自衛消防組織の整備育成について必要な事項を定める。

また、男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、自主防災活動における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立し、災害に的確に対処できるよう、その活動の基準等を示す。



### 1. 地域住民による自主防災組織

#### (1) 根拠法及び目的

「災害対策基本法」第5条第2項の規定に基づき、地域住民が自ら行う防災活動の推進を図る。

#### (2) 育成の方針

既存の自治組織に自主防災組織としての機能を持たせる等の方法で、全村的に組織づくりを推進する。

#### (3) 自主防災組織の規模

自主防災組織は、次の事項に留意して村民が最も効果的な防災活動を行える地域を単位に組織する。

ア 村民が連帯意識に基づいて防災活動を行うことが期待されている規模であること。

イ 村民の日常生活にとって基本的な地域として一体性を有する地域であること。

#### (4) 組織指導者の育成

自主防災組織の育成、強化を図り、消防団とこれらの組織の連携等を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図るものとする。また研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

#### (5) 自主防災活動に対する村の支援体制

ア 自主防災組織の円滑な運営を図るため、運営の指針となる自主防災組織運営マニュアル等を整備し、自主防災組織の整備を促進する。

イ 村は、自主防災組織が行う自主防災活動に対し、訓練指導等の支援を行うものとする。

#### (6) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の活動内容については、次のようなものがあげられるが、その詳細については各地域の実態を踏まえ各組織で独自に決定するものとする。

また、地区ごとに防災計画の策定が望まれている（平成 25 年 8 月現在、国の方で地区防災計画作成の手続きのガイドラインを作成中）。

表 2-27-1 自主防災組織の活動

| 平 常 時 の 活 動          | 災 害 時 の 活 動          |
|----------------------|----------------------|
| (ア) 情報の収集伝達体制の整備     | (ア) 出火防止・初期消火の実施     |
| (イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施 | (イ) 地域内の被害状況等の情報収集   |
| (ウ) 火気使用設備器具の点検      | (ウ) 負傷者の救出・救護の実施及び協力 |
| (エ) 防災用資機材等の備蓄及び管理   | (エ) 村民に対する避難勧告・指示の伝達 |
| (オ) 地域内の状況把握         | (オ) 避難誘導             |
| (カ) 避難場所・避難体制の確認     | (カ) 給食・給水及び救援物資等の配分  |
| (キ) 危険箇所の点検・把握       | (キ) 地域の警戒            |
| (ク) 避難計画及び台帳の作成      |                      |
| (ケ) 地区防災計画の作成        |                      |

## (7) 活動環境の整備

自主防災組織がより有効な活動をするためには、自主防災組織の活動環境の整備に関する助成制度等を有効に活用して、その活動環境の整備の推進を図っていくことが求められる。

### ア 村が主体となって行うこと

自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には、避難、備蓄等の機能を有する活動の拠点となる公民館等施設の整備を図るとともに、救助、救護のための資機材の充実を図るものとする。

## (8) 地域内の他組織との連携

地域内事業所の防災組織や地域におけるコミュニティ組織、民生・児童委員、保健福祉関係団体等と連携を密にし、総合的な自主防災活動の推進に努めるものとする。

## 2. 事業所等の自衛消防組織

「消防法」第 8 条の規定により「消防計画」を作成する事業所はもちろん、地域の安全と密接な関連がある事業所については、従業員、利用者の安全を確保しながら、地域の災害を拡大することのないよう、的確な防災活動を行うとともに、被災住民の救出など地域の一員としての防災活動に参加するよう努めるものとする。

そのために自主的に防災組織を編成し、事業所内における安全確保はもちろん、周辺地域の自主的組織とも密接な連携をとり、事業所や地域の安全に積極的に寄与するように努めるとともに、村が実施する防災事業に積極的に協力するものとする。また、具体的な活動は、概ね次のとおりである。

表 2-27-2 自衛消防組織の活動内容

| 平 常 時 の 活 動                                                                                                                                                                                                         | 災 害 時 の 活 動                                                                                                            |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (ア) 防災訓練<br>(イ) 従業員の防災教育<br>(ウ) 消防用設備等の維持管理<br>(エ) 施設及び設備の耐震性の確保<br>(オ) 情報の収集、伝達体制の確立<br>(カ) 火災その他災害予防対策<br>(キ) 避難対策の確立<br>(ク) 救出、応急救護等の対策<br>(ケ) 飲料水、食料、生活必需品等の災害時に必要な物資の確保<br>(コ) 予想被害からの復旧計画策定<br>(サ) 各計画の点検・見直し | (ア) 出火防止・初期消火<br>(イ) 避難誘導<br>(ウ) 負傷者の救出・救護<br>(エ) 地域の応急対策活動への協力<br>(オ) 情報の収集、伝達体制の確立<br>(カ) 飲料水、食料、生活必需品等の災害時に必要な物資の確保 |

(1) 実施計画

ア 村が主体となって行うこと

- (ア) 企業のトップから一般社員に至るまでの防災意識の高揚を図るとともに、優良企業表彰、企業の防災に係る取組みの積極的評価等により企業の防災力向上の促進を図るものとする。
- (イ) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

イ 村が企業に要請すること

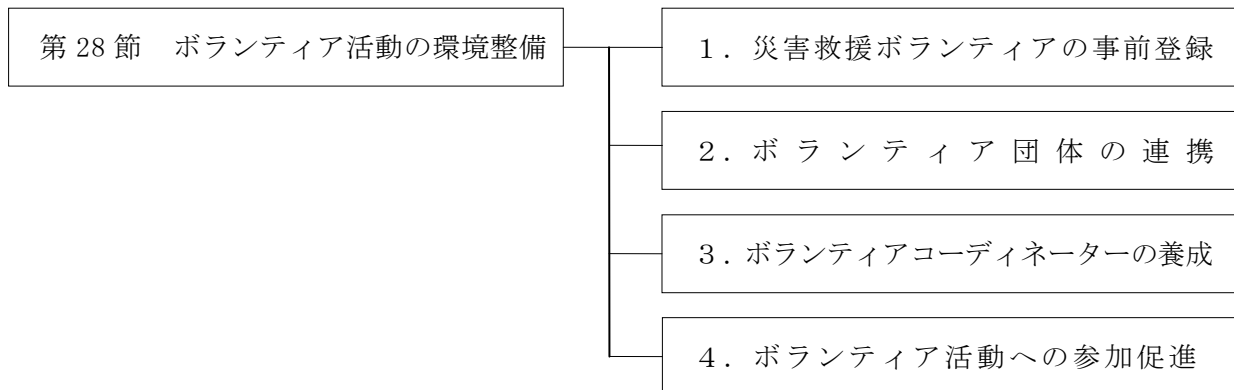
- (ア) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生。）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。
- (イ) 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、被害想定からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・動力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組みを継続的に実施するなどの防災活動の推進に努める。
- (ウ) 組織力を生かした地域活動への参加、自主防災組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。
- (エ) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。

## 第28節 ボランティア活動の環境整備

(実施担当：住民福祉課)

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持った災害救援ボランティアの自発的支援を適切に受け入れられるよう、日常の環境整備についての計画を定める。

また、災害ボランティアの活動に必要な資機材の整備や施設の確保に努める。



### 1. 災害救援ボランティアの事前登録

- (1) 村は、社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部等が行うボランティアの事前登録の推進について、村民に対する普及・啓発を図る等その支援に努める。
- (2) 関係機関は、災害時における多様なボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図る。

### 2. ボランティア団体の連携

災害時においては、広域な分野にわたるボランティア活動が必要となることから、今後、災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い、総合的、効果的な活動が行えるよう、連絡協議会の設置の推進等により、団体間の連携の強化を図っていくとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

他の地域のボランティア拠点との連絡調整を円滑に行うことができるようにするため、非常用電話、パソコン等の整備を図り、拠点相互のネットワークを構築する。

### 3. ボランティアコーディネーターの養成

県、社会福祉協議会、日本赤十字社長野県支部等関係機関の協力のもと、村におけるボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。

### 4. ボランティア活動への参加促進

村は、社会福祉協議会等と協力して、広く村民のボランティア活動に対する意識を喚起し、ボランティア活動への関心の高揚を図るとともに、村民のボランティア活動への理解と参加のきっかけづくりに努める。

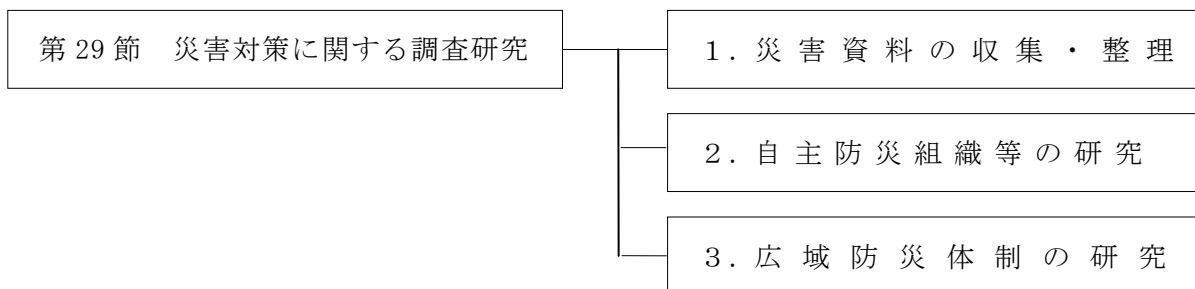
## 第29節 災害対策に関する調査研究

(実施担当：総務課・住民福祉課・産業建設課)

防災を取り巻く環境は常に変化しており、社会の高度化・複雑化・多様化に伴い、航空機事故や原子力災害といった大規模な事故災害など、新たな課題が生まれている。

また、地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が必要となる。

このような事情を踏まえ、村は今後の災害対策の充実強化を図るため、他地域の事例を中心に各種資料の収集に努めるとともに、村民と事業所など地域ぐるみで進める災害対策のあり方や自治体間の広域応援体制等について調査・研究に努めるものとする。また、調査研究について国、県等の関係機関に対し協力し、結果について指導を受ける必要がある。



### 1. 災害資料の収集・整理

災害対策の調査・研究のため以下の資料の収集に努めるものとする。

- (1) 過去の災害・事故調査報告書
- (2) 先進地域の災害対策資料等
- (3) 地震・活断層の観測結果等、自然科学の基礎的研究に関する報告書

### 2. 自主防災組織等の研究

自主防災組織等の育成・強化の方策に関して、有識者・住民リーダーを含めた研究体制の確立に努めるものとする。

- (1) 自主防災組織の育成・強化
- (2) 消防団の育成・強化
- (3) 事業所の災害対策
- (4) 防災訓練のあり方
- (5) 防災むらづくり

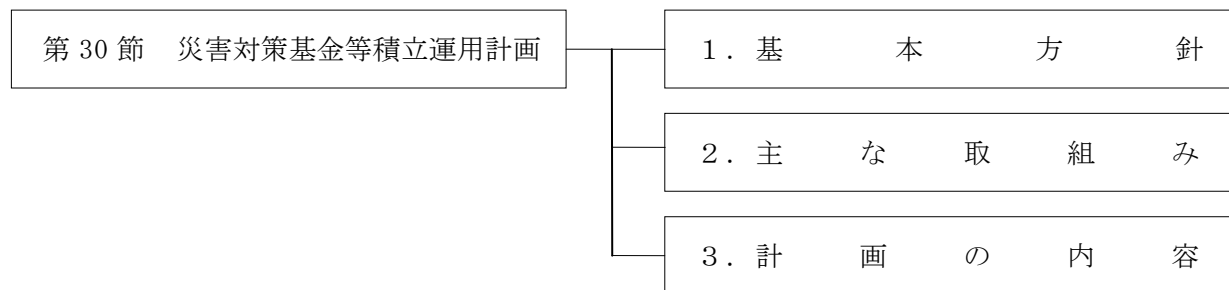
### 3. 広域防災体制の研究

広域相互応援協定の実効性を高めるため、その締結先等と活動体制、情報連絡体制、必要な施設・資機材等の整備に関して法制度を含め問題点を整理し、必要に応じて県・国へ解決に向けての提言を行うものとする。



## 第 30 節 災害対策基金等積立運用計画

(実施担当：総務課・会計税務課)



### 1. 基本方針

災害救助関係費用の支弁に要する財源を始め、災害対策に要する経費に充てるため、財政調整基金の積立てを行い、的確な運用を図る。

### 2. 主な取り組み

災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立てを行う。

### 3. 計画の内容

災害時に備え、財政調整基金の維持、運営を図る。

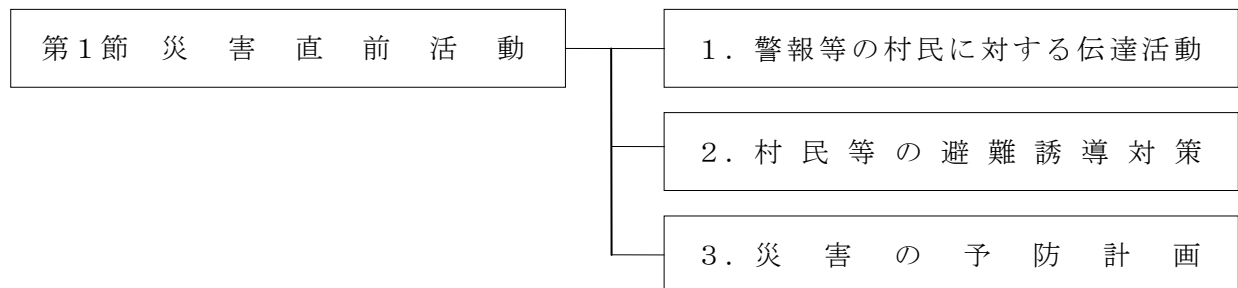
## 第3章 災害（風水害）応急対策計画

### 第1節 災害直前活動

（実施担当：各課）

風水害については、気象・水象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから、被害を軽減するためには、情報の伝達、適切な避難誘導、災害を未然に防止するための活動等、災害発生直前の対策が極めて重要である。

特に要配慮者が迅速に避難できるように対策を行うことが必要である。



#### 1. 警報等の村民に対する伝達活動

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。関係機関は、「図 3-3-2 気象情報の伝達系統」により気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。

##### (1) 村が主体となって行うこと

ア 被害を及ぼす可能性のある洪水等の状況を把握・予想した場合、関係機関・報道機関等を通じて村民に対し速やかに伝達するものとする。その際、要配慮者にも配慮するとともに、村民にとってわかりやすく伝達するよう努めるものとする。

イ さまざまな環境下にある村民等及び村の職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、音声告知放送、全国瞬時警報システム（J—ALERT）、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。

##### (2) 長野地方気象台等が実施する対策

長野地方気象台等の気象警報・注意報等の発表機関は、「警報等の種類及び発表基準」により注意報・警報等を発表する。

#### 2. 村民等の避難誘導対策

風水害により、村民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行うなど適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

(1) 村が主体となって行うこと

ア 災害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、消防団等と連携を図りながら、浸水区域や土砂災害危険箇所の警戒活動を行う。その結果、危険と認められる場合には、村民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施するものとする。

その際、土砂災害警戒情報や国及び県が実施する緊急調査で得られた情報（土砂災害緊急情報）等を収集し、土砂災害に関する避難勧告等の判断に活用するよう努めるとともに、危険の切迫性に応じて勧告等の伝達文の内容を工夫するなど、村民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

また、必要に応じて、自主防災組織・村民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

イ 災害対策本部の置かれる役場等において十分な状況把握が行えない場合は、勧告等を行うための判断を災害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。

ウ 村民への避難勧告等の伝達にあたっては、音声告知放送を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の村民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

エ 情報の伝達、避難誘導、安否確認の実施にあたっては、要配慮者に十分配慮するよう努めるものとする。

オ 避難誘導にあたっては、村は、避難場所及び避難路や浸水区域、土砂災害危険箇所等の存在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、ヘリコプターによる避難についても検討し、必要に応じ実施するものとする。

カ 避難勧告等の解除にあたっては十分に安全性の確認に努めるものとする。

### 3. 災害の予防計画

(1) 村が河川管理者、農業用排水施設管理者に要請する対策

河川管理者、農業用排水施設管理者等は、洪水の発生が予想される場合には、ダム、堰、水門等の適切な操作を行うものとする。その操作にあたり、危害を防止するために必要があると認めるときは、あらかじめ必要な事項を関係市町村及び警察署に通知するとともに一般に周知するものとする。

(2) 村が道路管理者に要請する対策

道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示板等必要な施設の整備を図るとともに、警察機関、消防本部及び消防団等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

(3) 消防本部及び消防団が実施する対策

消防本部及び消防団は、出水時に迅速な水防活動を実施するため、河川管理者、村と連携し、必要に応じ、水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又はその区域からの退去等の指示を実施するものとする。

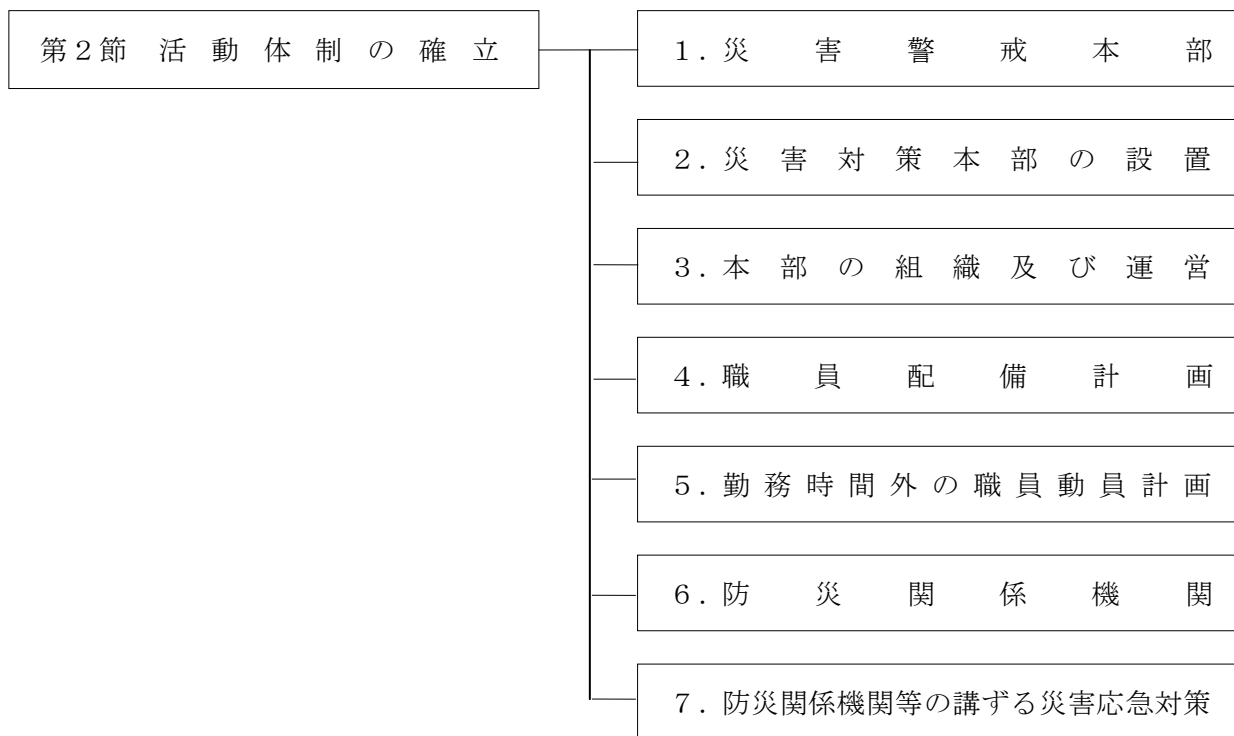
## 第2節 活動体制の確立

(実施担当：各部・機関)

村は、災害の発生のおそれがある場合及び災害が発生した場合、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行うとともに災害対策本部（以下この節において「本部」という。）の設置、現地災害対策本部（以下この節において「現地本部」という。）の設置等必要な体制をとるものとする。

この場合において、第一義的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び村地域防災計画の定めるところにより、他の市町村、県及び指定地方行政機関等並びに区域内の公共的団体及び村民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努めるものとする。

また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、高齢者、障害者等の要配慮者の避難支援計画の実施等に努めるものとする。



### 1. 災害警戒本部

災害が発生するおそれがあり、又は災害が発生した場合は、次に掲げる体制をとり、その対応に万全を期するものとする。

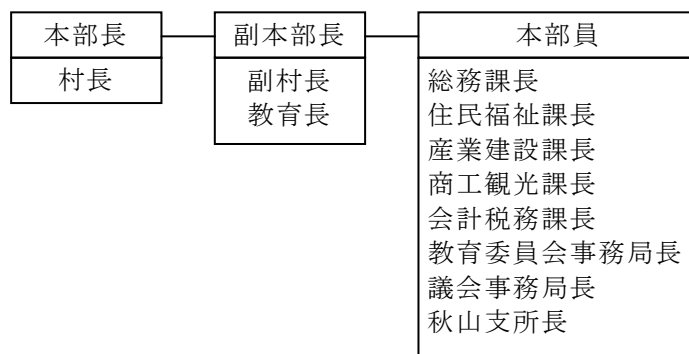
#### (1) 災害警戒本部の設置基準

原則として非常配備体制が発令されたときは、情報の収集、伝達、警戒、必要な応急活動を行うために災害警戒本部を設置する。

これ以外に以下のような局面が発生し、関係課長から総務課長に設置の要請があった場合で、村長が必要と認める場合には、災害警戒本部を設置するか、同様の組織を編成し、情報収集等にあたることとする。

- ア 近隣市町村で災害が発生し、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づく連絡調整活動等を行う必要があるとき。
  - イ その他の広域応援要請を受けたとき。
  - ウ 国内で激甚災害が発生し、交通網、物流等が寸断され村民の生活への影響が予測されるとき。
  - エ 「気象業務法」に基づく警報が発表され、災害の発生するおそれがあるとき。
- (2) 災害警戒本部の設置場所  
災害警戒本部は、本庁舎執務室内に置く。
- (3) 災害警戒本部の組織及び運営
- ア 災害警戒本部は、災害警戒本部長を村長とし、以下の関係課長で組織する。
  - イ 災害警戒本部長不在の場合は副村長が任務を代行する。
  - ウ 災害警戒本部長は、災害の状況により災害警戒本部の組織を変更することができる。

図 3-2-1 災害警戒本部組織図



- (4) 情報の収集  
関係部班は、被害状況等の速やかな情報収集に努めるものとし、各自主防災組織等は必要に応じて災害警戒本部に気象情報等の報告をするものとする。
- (5) 災害警戒本部の廃止  
村長は、被害情報収集、必要な応急活動の結果災害の拡大が認められないと判断したとき、災害警戒本部を解散することとする。

## 2. 災害対策本部の設置

村長は、災害時に組織をあげての機動的な防災活動や、災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、「災害対策基本法」第23条の2の規定に基づき、本部を設置する。

なお、災害警戒本部等から本部への移行にあたっては、事務の継続性の確保に配慮するものとする。

- (1) 設置基準
- ア 甚大な被害が発生した場合等で、村長が必要と認めたとき
  - イ 村に震度6弱以上の地震が発生したとき（第4章参照）

(2) 本部設置決定権者

- ア 本部設置の決定は、村長が行うものとする。
- イ 村長不在の時は、副村長、教育長の順で代行する。
- ウ 3者がいずれも不在の時は、上席職員で決定するものとする。

(3) 設置場所

本部は、原則として本庁舎執務室内に設置する。但し、庁舎が被災し機能を確保することができないときには、災害対策本部長（以下この節において「本部長」という。）の指示により他の場所に設ける。

(4) 標識等

- ア 本部が設置されたときは、役場正面玄関に「栄村災害対策本部」の標識を掲げ、あわせて本部員室、災害相談窓口の設置場所を明示するものとする。
- イ 本部長、災害対策副本部長（以下この節において「副本部長」という。）、本部員、現地災害対策本部長、（以下この節において「現地本部長」という。）班長、班員は、災害応急活動に従事するときは、別段の定めがある場合のほかは、それぞれ所定の腕章を着用するものとする。
- ウ 災害時において、非常活動に使用する本部の自動車には、規格の標識をつけるものとする。
- エ 職員の身分証明は、職員が常に所持している身分証明書によるものとし、「災害対策基本法」第83条第2項に規定する身分を示す証票も本証で兼ねるものとする。

(5) 本部廃止基準

村長は、下記に掲げる項目から災害応急対策が概ね完了したと認められるときは、本部を解散する。

- ア 「災害救助法」による応急救助が完了したとき
- イ 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき
- ウ 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき
- エ 被害数値が概ね確定したとき
- オ その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき
- カ その他本部の設置を不要と認めたとき

(6) 本部設置及び廃止の通知

- ア 本部を設置し又は廃止した場合には、総務課長が直ちにその旨を以下の表により通報・通知する。
- イ 本部は、必要に応じて関係機関に対し、本部設置の通知とあわせて、本部連絡員（関係機関連絡員）の派遣を要請する。

表 3-2-1 本部の通知及び廃止の通知方法

| 通知先       | 通知の方法           |
|-----------|-----------------|
| 庁内各部      | 村防災行政無線 電話 庁内放送 |
| 県・指定公共機関等 | 電話・文書           |
| 村民        | 告知放送 広報車        |
| 報道機関      | 電話又は口頭、文書       |

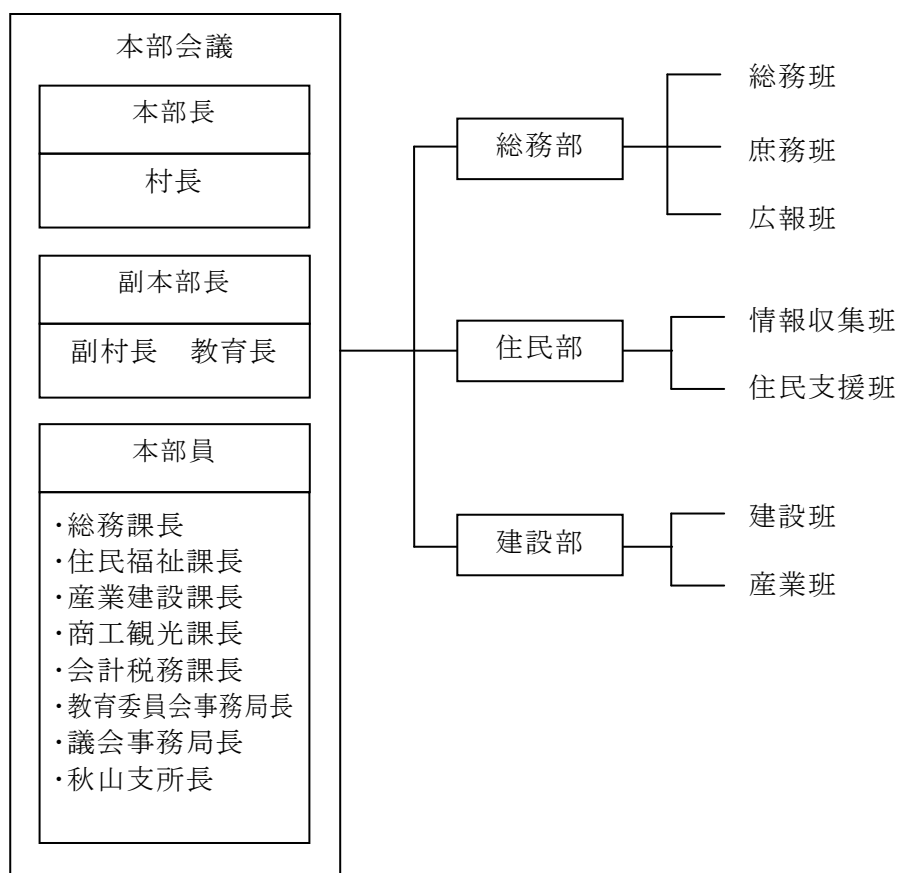
### 3. 本部の組織及び運営

本部等の編成、組織、事務分掌等、災害応急対策に必要なすべての計画並びに災害応急対策活動に必要な要員を把握し、災害応急対策活動を確実にするための計画を以下に明らかにする。

#### (1) 本部の組織

本部の組織は、以下のように定める。

図 3-2-2 本部一般体制組織図



(2) 職務・権限

ア 本部長

村長を本部長とする。

本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

イ 副本部長

副村長、教育長を副本部長とする。

副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、副村長、教育長の順でその職務を代行する。

ウ 本部員

本部員は、総務課長、住民福祉課長、産業建設課長、商工観光課長、教育委員会事務局長、議会事務局長、会計管理者、秋山支所長の職にあたるものをもってあてる。

本部員は、本部長の命を受け、本部の所掌する事務に従事し、部所属の各班を指揮監督する。

エ 部及び班

本部に部及び班を置く。

部及び班の名称及び事務分掌は、表 3-2-2 のとおりとする。

部の長は、部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

班長は、所属職員を指揮監督し、その事務を処理する。

部の長及び班長は、職務代行者をあらかじめ定めておくものとし、部の長又は班長が不在等のときは、職務代行者はその職務を代理する。

(3) 本部員会議

本部の最高意思決定機関として、本部員会議を設置する。

本部長は、災害対策の重要事項を協議するため、必要に応じ本部員会議を招集する。

本部員は、それぞれの所掌事務に関し、災害対策の実施状況について本部員会議に報告しなければならない。

ア 会議の運営

本部員会議は、本部長、副本部長、本部員全員をもって構成する。

イ 協議事項

本部員会議の協議事項は、本部長若しくは本部員の提議によるが、概ね次のとおりとする。

(ア) 本部の配備体制及び解除の決定に関すること

(イ) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること

(ウ) 避難の勧告又は指示に関すること

(エ) 避難所の開設及び閉鎖に関すること

(オ) 自衛隊、県及び他市町村への応援派遣要請に関すること

(カ) 災害対策経費の処理に関すること

(キ) 「災害救助法」の適用に関すること

(ク) その他災害対策の重要事項に関すること

(4) 現地災害対策本部



土石流、地すべり、崖崩れ、大火災など局地的な大災害が本庁から離れた地域で発生し、人命の救助その他応急対策（自衛隊の要請など国、県等への要請権限以外の現場での判断を必要とするもの）を迅速に実施するため、本部長が必要と認めたときは、災害現地に現地災害対策本部を設置し、現地本部長及び現地災害対策本部員（以下この節において「現地本部員」という。）を派遣する。

ア 組織及び運営

(7) 現地本部長

現地本部長は、本部長が指名した者とする。

現地本部長は、現地本部員を指揮監督する。

(イ) 現地本部員

現地本部の運営は、本部長が指名した者で構成する現地本部員があたる。

イ 所掌事務

(7) 応急対策の実施及び現地での応急対策活動に係る関係機関との連絡・調整

(イ) 被災実態の把握と本部への応急対策の実施状況の報告

(ウ) その他、本部長の特命事務

(5) 地区連絡所（秋山地方部）の設置

本部長は、秋山地区における情報の収集及び災害応急活動を円滑に実施するため、防災活動拠点として地区連絡所（秋山地方部）を設置することができる。

ア 設置基準

(7) 緊急活動体制が発令されたとき

(イ) 災害警戒本部からの指令があった場合

イ 組織及び運営

地区連絡所（秋山地方部）の運営は、秋山支所があたる。

(6) 本部の運営上必要な資機（器）材等の確保

本部事務局は、本部が設置されたときは、本部の運営上必要な次の措置を速やかに講ずるものとする。

ア 本部開設に必要な資機（器）材等の準備

(7) 防災行政無線等、通信手段の確保

(イ) 災害対策図板（各種被害想定図含む）の設置

(ウ) 被害状況図板・黒板等の設置

(エ) 住宅地図等その他地図類の確保

(オ) 災害対応用臨時電話、ファクシミリの確保

(カ) パソコン、コピー機等OA機器の確保

(キ) 携帯ラジオ・テレビの確保

(ク) 村内土木建築業者名簿その他名簿類の確保

(ケ) 災害処理票その他の書式類の確保

(コ) ハンドマイク・懐中電灯・その他の必要資機（器）材の確保

(サ) 非常用発電設備の確保

(7) 所掌事務

本部等が所掌する事務を、表 3-2-2 に示す。

表 3-2-2 栄村災害対策本部組織及び関係機関の事務分掌

| 部<br>◎部長 ○副部長                           | 班         | 分 掌 事 務                         |
|-----------------------------------------|-----------|---------------------------------|
| 総 務 部<br>◎ 総務課長<br>○ 議会事務局長<br>○ 会計税務課長 | 総 務 班     | 1 本部運営、総合企画、連絡調整                |
|                                         |           | 2 関係機関、団体等への応援要請、自衛隊の派遣要請       |
|                                         |           | 3 職員の非常参集に関すること                 |
|                                         |           | 4 消防、水防、集落区長等との連絡・調整            |
|                                         |           | 5 災害復旧復興計画の策定                   |
|                                         | 庶 務 班     | 1 防災行政無線等情報伝達手段の保守、統制等          |
|                                         |           | 2 震災情報・被害状況の収集伝達等情報収集班事務の補完     |
|                                         |           | 3 義援金・見舞金配分委員会の設置及び運営           |
|                                         |           | 4 災害経費の予算措置、出納                  |
|                                         | 広 報 班     | 1 報道機関に対する被害状況の発表及び連絡調整         |
|                                         |           | 2 電話等による被害通報の受付、通報の整理伝達         |
|                                         |           | 3 村民・来遊客等への災害報告                 |
|                                         |           | 4 災害記録の作成及び保存                   |
|                                         |           | 5 災害の進捗状況及び被災地のニーズ等の予測・分析に関すること |
| 住 民 部<br>◎ 住民福祉課長<br>○ 教育委員会事務局長        | 情 報 収 集 班 | 1 人的被害の情報収集                     |
|                                         |           | 2 建物等の被災情報の収集と被害程度の調査           |
|                                         |           | 3 災害情報等の収集及び伝達、被害状況等の把握及び報告     |
|                                         |           | 4 村有施設の被害調査及び情報収集               |
|                                         |           | 5 り災証明書の発行等に関すること               |
|                                         | 住 民 支 援 班 | 1 住民の避難誘導、安否確認作業、被災者の救助、負傷者の救護  |
|                                         |           | 2 要配慮者の避難誘導及び収容                 |
|                                         |           | 3 要配慮者等のケアに関すること                |
|                                         |           | 4 福祉施設の被害状況の把握、応急対策への協力         |
|                                         |           | 5 災害救助法関係事務、災害救助員の派遣            |
|                                         |           | 6 近隣診療所、病院等との連絡調整、負傷者搬送等        |
|                                         |           | 7 環境衛生、し尿処理、遺体の埋葬・火葬等           |
|                                         |           | 8 避難所の開設、運営、管理等                 |
|                                         |           | 9 ボランティアの受入れ、組織化                |
|                                         |           | 10 ボランティアセンターの設置・運営             |
|                                         |           | 11 来遊客の被害調査                     |
|                                         |           | 12 飼養動物の保護等に関すること               |

| 部<br>(部長担当職)                | 班<br>(班長担当職) | 分 掌 事 務                                     |
|-----------------------------|--------------|---------------------------------------------|
| 建設部<br>◎ 産業建設課長<br>○ 商工観光課長 | 建設班          | 1 上下水道の被害調査、応急対策、復旧等                        |
|                             |              | 2 飲料水の確保、調達等                                |
|                             |              | 3 道路交通情報の収集                                 |
|                             |              | 4 道路及び橋梁の被害調査、応急対策、復旧等                      |
|                             |              | 5 河川の被害調査、応急対策、復旧等                          |
|                             |              | 6 地滑り、急傾斜地、土石流、雪崩等に係る危険箇所の被害調査、<br>応急対策、復旧等 |
|                             | 産業班          | 1 災害応急資材・機械の調達、確保等                          |
|                             |              | 2 農地・農畜産施設等の被害調査、応急対策、復旧等                   |
|                             |              | 3 農作物・林産物の被害調査、応急対策、支援措置等                   |
|                             |              | 4 林業施設・治山施設の被害調査、応急対策、復旧等                   |
|                             |              | 5 企業、商店、旅館等の被害調査、応急対策、復旧支援措置                |

| 関 係 機 関 | 分 掌 事 務                 |
|---------|-------------------------|
| 消 防 団   | 1 消防活動に関すること            |
|         | 2 水防活動に関すること            |
|         | 3 避難誘導、救出活動に関すること       |
|         | 4 住民一時帰宅に係る保安員に関すること    |
|         | 5 被災区域の保安及び警戒体制に関すること   |
|         | 6 行方不明者の捜索及び遺体の処理に関すること |
| 社会福祉協議会 | 1 ボランティアの受入れ、組織化        |
|         | 2 ボランティアセンターの設置・運営      |

#### 4. 職員配備計画

災害等が発生した場合、本部長以下の本部員は直ちに所定の配備につき災害対策業務を行うものとする。また、当該職員にあっては、本来の勤務場所に登庁可能となった時は、速やかに登庁し所定の配備につくものとする。

##### (1) 風水害等の配備指令

災害が発生し、又は発生のおそれのあるときの体制は、その都度、村長が指示をする。また、「気象業務法」に基づく注意報が発表され、危険な状況が予想される場合は、情報収集体制をとるものとする。

表 3-2-3 栄村職員活動体制（配備基準）

| 区 分                        |                  | 緊 急 配 備<br>(災害対策本部)                                                | 非 常 配 備<br>(災害警戒本部)                                                                                               | 第 二 次<br>警 戒 配 備                                              | 第 一 次<br>警 戒 配 備                                                         |
|----------------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 活<br>動<br>開<br>始<br>基<br>準 | 風<br>水<br>害<br>等 | ○ 大規模な災害が発生した場合、村全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で村長が必要と認めた場合            | ○ 以下のいずれかの状況で村長が必要と認めた場合<br>・ 暴風・大雨・洪水警報発表時<br>・ 災害が発生したとき<br>・ 激甚な災害が発生するおそれがあるとき<br>◎ 大雨、暴風、暴風雪、大雪 特別警報が発表されたとき | ○ 村長が必要と認めた場合                                                 | ◎ 大雨・洪水注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報が発表されたとき<br>○ 災害が発生するおそれがあるときで、村長が必要と認めた場合 |
|                            | 地<br>震<br>災<br>害 | ◎ 村内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき                                            | ◎ 村内で震度 5 弱または 5 強の地震が発生したとき                                                                                      | ◎ 村内で震度 4 の地震が発生したとき                                          | ◎ 村内で震度 3 の地震が発生したとき<br>○ その他村長が必要と認めた場合                                 |
| 活動内容                       |                  | 災害発生後の体制で非常体制を強化し、村内の大規模災害に対処する体制をとる。<br>災害の推移により、必要な人員による体制を構築する。 | 災害発生直前または発生時の体制で、二次警戒活動体制を強化し、情報収集を行い、応急体制の準備を整える。                                                                | 災害発生前の体制で、各部連絡網の確認、情報収集等を行う。<br>防災担当課等の職員で情報収集活動が円滑に行える体制とする。 | 災害発生前の体制で情報収集・伝達を行う。<br>(二次警戒体制以降に継続するための事前対策)<br>村長が必要と認めた場合、増員を行う。     |
| 活動期間                       |                  | 活動開始基準に該当したときから、村長が配備の必要がないと認めたとき、または他の体制に移行したときまで。                | 活動開始基準に該当したときから、村長が配備の必要がないと認めたとき、または他の体制に移行したときまで。                                                               | 活動開始基準に該当したときから、村長が配備の必要がないと認めたとき、または他の体制に移行したときまで。           | 活動開始基準に該当したときから、注意報等が解除されたとき、村長が配備の必要がないと認めたとき、または他の体制に移行したときまで。         |

(活動開始基準の◎は指示によらない参集)

(2) 配備指令の様式

ア 全職員に適用される場合

「全村〇〇配備指令」と発令

イ 限定する課の職員のみ適用される場合

「〇〇課〇〇配備指令」と発令

(3) 配備指令の解除

村長は、災害の発生、継続、拡大の危険がなくなったと認めるときには、配備指令を解除するものとする。

(4) 配備指令の方法

警戒体制、非常体制等の配備職員への招集の伝達は、次の系統により行う。

図 3-2-3 伝達系統(勤務時間中)

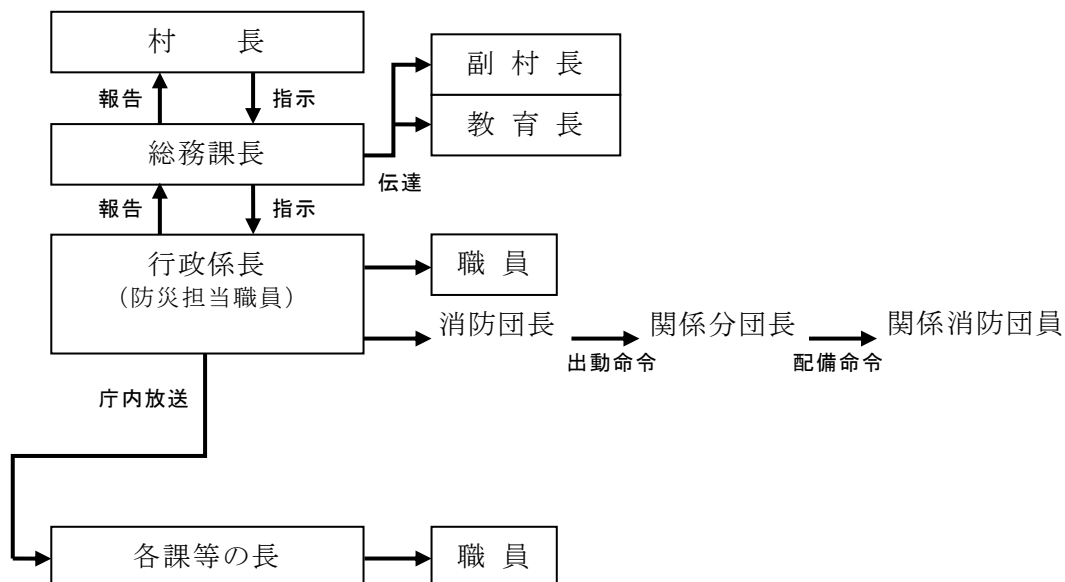
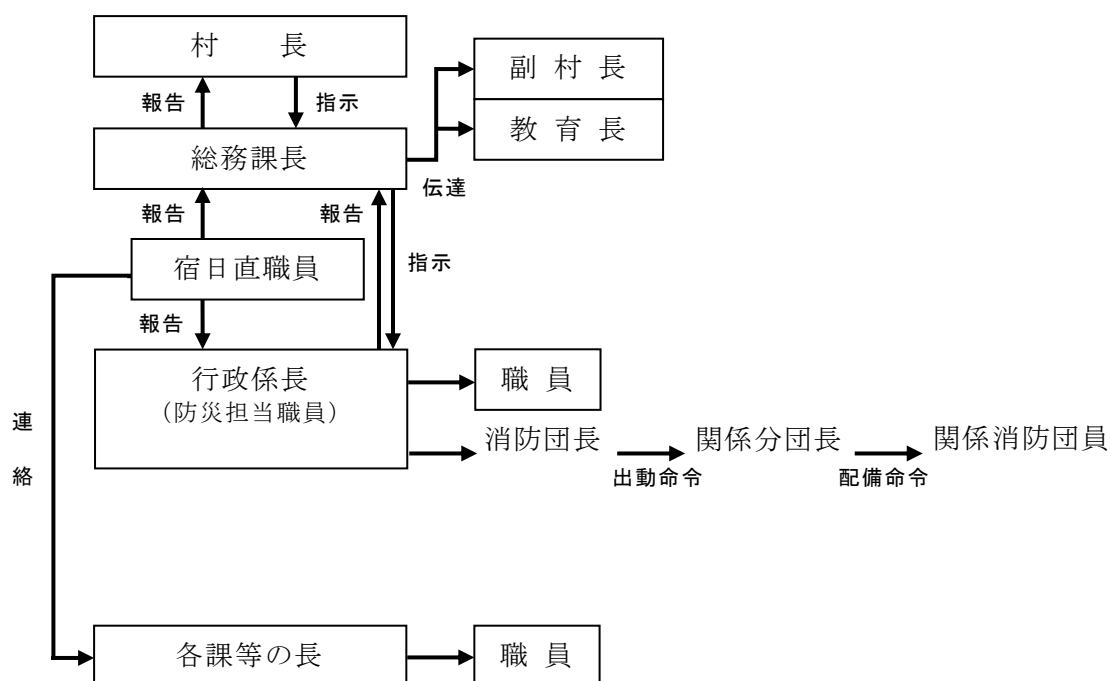


図 3-2-4 伝達系統(勤務時間外)



#### (5) 配備体制

本部員は、所管の班ごとに配備編成計画を立て、これを本部長に報告するとともに班員に徹底しておくものとする。また、各配備体制における各部の配備人員を以下のよう定める。

##### ア 各部非常連絡員

本部員は、各班における非常連絡、所要職員の動員を円滑に行うため、その所管する班ごとに1名の非常連絡員を定め、それぞれの本部長に届け出しておくものとする。

表 3-2-4 部別配備人員基準

| 部 名   | 所属課等     | 緊急配備<br>(災害対策本部) | 非常配備<br>(災害警戒本部) | 第 二 次<br>警戒配備 | 第 一 次<br>警戒配備 |
|-------|----------|------------------|------------------|---------------|---------------|
| 三役    |          | 全職員              | 全職員              | —             | —             |
| 総 務 部 | 総務課      | 全職員              | 全職員              | 全職員           | 防災担当係         |
|       | 議会事務局    | 全職員              | 全職員              | 全職員           | —             |
|       | 会計税務課    | 全職員              | 全職員              | 課長            | —             |
|       | 秋山支所     | 全職員              | 全職員              | 支所長           | —             |
| 住 民 部 | 住民福祉課    | 全職員              | 係長以上             | 課長            | —             |
|       | 教育委員会事務局 | 全職員              | 係長以上             | 局長            | —             |
| 建 設 部 | 産業建設課    | 全職員              | 全職員              | 係長以上          | —             |
|       | 商工観光課    | 全職員              | 全職員              | 係長以上          | —             |
| (消防団) |          | 全団員              | 班長以上             | 部長以上          | —             |

## 5. 勤務時間外の職員動員計画

本項は、勤務時間外において激甚災害が発生し、緊急配備体制が発令された場合に、防災活動に必要な職員の動員及び配備についての計画を定める。

なお、職員の動員についての具体的な計画は、各部ごとに別途定めることとする。

### (1) 動員の原則

勤務時間外に風水害等により激甚な災害が発生し、緊急配備体制が発令された場合、本部の一般災害体制に基づき職員は、原則として所属する職場へ参集することとする。

### (2) 動員から除外する職員

- ア 病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者
- イ 災害によって重傷を負った者
- ウ 参集時に緊急措置（人命救助、消火活動）に従事する者
- エ その他、本部長が認める者

### (3) 動員の区分

各部長は、本部の体制別に以下の区分により所属職員の住居地等を考慮した職員の参集場所を事前に指定し、その職員の任務分担を明らかにするとともに、職員へ周知を図っておかなければならない。

- ア 所属動員  
所属する職場へ参集する場合。
- イ 指定動員  
各部長が指定した場所へ参集する場合。
- ウ 直近（地区対応支援）動員



居住地に近い地区拠点、避難所へ参集する場合。

エ 指定参集場所への参集が不可能な職員の動員

本部にその旨を報告するとともに、参集が可能となった時点で速やかに参集するものとする。

(4) 動員時の留意事項

ア 参集手段

車両で参集できない場合は、徒歩、自転車又はバイク等の交通手段で参集するものとする。

イ 参集途上の被害調査

職員は、参集途上において可能な限り被害状況を調査し、所属の本部員に報告する。  
 応急対策上重要な施設の被害調査については、情報が必要な部局が対応者をあらかじめ定めておくものとする。

ウ 参集途中の緊急措置

要救護者、火災現場を発見し、緊急措置にあたった後、速やかに参集する。

エ 参集時の装備

職員は、身の回りに関することは自己完結の心構えで、参集するものとする。

## 6. 防災関係機関

村が防災関係機関に災害応急対策として協力を求める主要な措置事項は次のとおりである。

(1) 指定地方行政機関

| 機関名                | 措置事項                                                                                                                                                                                                           |
|--------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 信越総合通信局          | (1) 電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理<br>(2) 臨時災害放送局の開設許可と周波数の割り当て                                                                                                                                                |
| 2 関東財務局(長野財務事務所)   | (1) 被災者の資金需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体との緊密な連絡をとりつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し及び中途解約、手形交換、休日営業等、保険金の支払い及び保険料の支払猶予、営業停止等における対応等の業務に対して適時的確な措置を講ずるよう要請<br>(2) 村において国有財産(普通財産)を災害応急対策の実施の用に供するときは、村に対する適切な措置 |
| 3 長野労働局(中野労働基準監督署) | (1) 事業所等の被災状況の把握<br>(2) 大型二次災害発生のおそれのある事業所に対する災害防止の指導                                                                                                                                                          |
| 4 関東農政局 長野地域センター   | (1) 食料の供給及び緊急引渡しの措置                                                                                                                                                                                            |
| 5 中部森林管理局(北信森林管理署) | (1) 災害用復旧用材(国有林材)の供給                                                                                                                                                                                           |

|                        |                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6 北陸地方整備局<br>(関東地方整備局) | <p>(1) 管轄する河川、道路について管理を行うほか次の事項を行うよう努める。</p> <p>ア 施設対策等</p> <p>(ア) 河川管理施設等の対策等</p> <p>(イ) 道路施設対策等</p> <p>(ウ) 電気通信施設対策等</p> <p>(エ) 営繕対策等</p> <p>イ 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等の派遣及び災害対策用建設機械等の出動及び管理</p> <p>ウ 他機関との協力</p> <p>エ 広報</p>                        |
| 7 北陸信越運輸局(長野運輸支局)      | <p>(1) 陸上輸送に関すること</p> <p>ア 緊急輸送の必要があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に關しての措置</p> <p>イ 県からの要請に対する車両等の調達斡旋</p> <p>(2) 交通状況に関する防災関係機関との情報連絡</p> <p>(3) 緊急輸送路確保のための応急復旧</p> <p>(4) 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力</p> <p>(5) 地震発生時に消防本部及び消防団が行う消火活動、救助活動への協力</p> |
| 8 東京管区気象台(長野地方気象台)     | <p>(1) 地震動警報(緊急地震速報)、地震情報(東海地震に関連する情報を含む。)等の発表又は通報並びに解説</p> <p>(2) 異常現象(異常水位、地すべり、土地の隆起等)に関する情報が発見者又は行政機関から通報された時、気象庁への報告及び適切な措置</p> <p>(3) 必要に応じて、警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げの実施</p>                                                                    |

(2) 指定公共機関

|                 |                                                                                                                                                             |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 日本赤十字社(長野県支部) | <p>(1) 医療、助産及び遺体処理に関する応急救援</p> <p>(2) 被災者に対する救援物資の配布</p> <p>(3) 義援金の募集配分</p> <p>(4) 救助に関する協力奉仕者等の連絡調整</p>                                                   |
| 2 日本放送協会(長野放送局) | <p>(1) 災害時の混乱防止、民心の安定及び災害の復旧に資するための有効適切な関連番組の編成</p> <p>(2) 被害状況、応急対策の措置状況、復旧の見込み等に関する迅速かつ的確な放送の実施</p> <p>(3) 村及び関係機関からの要請に基づく気象、地象に関する予報、警報、警告等の有効適切な放送</p> |
| 3 東日本旅客鉄道(株)    | <p>(1) 災害時における応急救護活動</p> <p>(2) 応急復旧用資材等の確保</p>                                                                                                             |

|                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                                | <p>(3) 危険地域の駅等の旅客等について、村と協議した避難地への避難、誘導</p> <p>(4) 鉄道施設の早期復旧</p>                                                                                                                                                                                                                         |
| 4 東日本電信電話(株)<br>(株) NTTドコモ長野支店 | <p>(1) 防災関係機関の非常、緊急通信の優先確保</p> <p>(2) 被害施設の早期復旧</p> <p>(3) 「災害用伝言ダイヤルサービス 171」、「災害用ブロードバンド伝言版 web171」及び「iモード災害用伝言板サービス」の提供</p>                                                                                                                                                           |
| 5 日本郵便(株)                      | <p>(1) 災害の態様、公衆の被災状況等被災地の実情に応じ、郵便事業に係る災害特別事務取扱い及び救護対策の実施</p> <p>ア 被災者に対する郵便はがき等の無償交付</p> <p>イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除</p> <p>ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除</p> <p>エ 被災地救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分</p> <p>(2) 災害の発生時においては、可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防本部、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。</p> |
| 6 日本通運(株)(長野支店)                | <p>(1) 緊急輸送車両の確保及び運行</p>                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 7 中部電力(株)(飯山営業所)               | <p>(1) 発電所、変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報</p> <p>(2) 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ等を利用したの広報</p>                                                                                                                                                                                 |
| 8 KDDI(株)                      | <p>(1) 地震情報(地震予知情報を含む。)の伝達</p> <p>(2) 重要な通信を確保するために必要な措置の実施</p>                                                                                                                                                                                                                          |

(3) 指定地方公共機関

| 機関名                                                      | 措置事項                                                                                       |
|----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 (一社)長野県LPガス協会                                          | <p>(1) 被害状況の把握</p> <p>(2) 需要家に対するガス栓の閉止等の広報</p> <p>(3) 必要に応じたLPガスの供給</p> <p>(4) 災害応急復旧</p> |
| 2 (公社)長野県トラック協会                                          | <p>(1) 協会加盟事業所からの緊急通行車両の確保及び運行</p>                                                         |
| 3 南越後観光バス(株)                                             | <p>(1) バスによる避難者等の輸送の協力に関すること</p>                                                           |
| 4 信越放送(株)、(株)長野放送、<br>(株)テレビ信州、長野朝日放送<br>(株)、長野エフエム放送(株) | <p>(1) 災害時における村等からの要請に基づく放送</p>                                                            |

(4) その他防災関係機関等

| 機関名                                   | 措置事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|---------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 (一社)長野県医師会<br>(飯水医師会, (一社)長野県歯科医師会) | (1) 医療救護施設等における医療救護活動の実施<br>(2) 検案(薬剤師会を除く。)                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 2 産業経済団体                              | (1) 栄村商工会その他商工業関係団体<br>ア 村が行う商工業関係、被害調査についての協力<br>イ 物価安定についての協力<br>ウ 救済用物資、復旧資材等の確保についての協力<br>(2) 北信州みゆき農業協同組合<br>ア 農林水産物の被害調査についての協力<br>イ 農産物、魚介類の確保<br>ウ 農林水産物等の災害応急対策についての指導<br>(3) 建設業関係団体等((一社)長野県建設業協会、栄村森林組合ほか)<br>ア 災害時における緊急対策及び復旧対策についての協力<br>(4) 栄村秋山郷観光協会<br>ア 施設利用者、従業員等の救護及び避難誘導<br>イ 避難者の救護応援協力 |
| 3 社会福祉協議会                             | (1) 災害ボランティアの受入れ対策の実施                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 4 各区、自主防災組織等                          | (1) 村の実施する被害調査、応急対策についての協力<br>(2) 村民の安否確認<br>(3) 避難誘導及び避難場所の運営に関する協力<br>(4) 被災者に対する応急救護、炊出し、援助物資等の配分に関する協力                                                                                                                                                                                                     |
| 5 その他防災上重要な施設の管理者                     | (1) 所管する施設に係る災害応急対策の実施                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

## 7. 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

村民生活に密接な関係にある防災関係機関等に協力を求める災害応急対策の概要を示す。

### (1) 防災関係機関

| 機関名                                    | 計画の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 電力(中部電力(株)(飯山営業所))                   | <p>(1) 防災活動体制については、「第 22 節 3. 電力施設」による。</p> <p>ア 電力供給設備に支障のない限り供給を継続するが状況によっては危険防止のため送電を停止する。</p> <p>イ 電力が不足する場合は、他電力会社へ電力の緊急融通を依頼し、電力供給の確保に努める。</p> <p>ウ 応急復旧に必要な資機(器)材及び車両の確保を行う。</p> <p>エ 電力の供給再開までに長期間を要する場合は、緊急に電力を供給すべきところから必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p>                                                                                                                         |
| 2 ガス(一社)長野県LPガス協会                      | <p>(1) LPガスは、安全が確認されるまで使用しないよう広報する。</p> <p>(2) LPガスの施設の安全点検を実施する。</p> <p>(3) 施設を点検し、安全が確認された区域から順次供給を再開する。</p> <p>(4) 防災拠点、医療拠点等の緊急に必要なところに臨時供給を行う。</p> <p>(5) 応急復旧に必要な資機(器)材及び車両を確保し応急復旧工事を行う。</p>                                                                                                                                                                              |
| 3 通信(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ長野支店、KDDI(株)) | <p>(1) 通信の輻輳緩和及び重要通信を確保するため、次により必要な措置をとる。</p> <p>ア 臨時回線の設定をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話等を運用し、臨時公衆電話を設置する。</p> <p>イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、一般利用の制限等の措置をとるほか、「災害用伝言ダイヤル 171」、「災害用ブロードバンド伝言板 web171」及び「携帯電話・スマートフォン等で安否確認ができる災害用伝言板サービス」を提供する。</p> <p>ウ 防災関係機関が設置する通信網と連携協力する。</p> <p>(2) 応急復旧に必要な資機(器)材及び車両の確保を行う。</p> <p>(3) 通信の早期疎通を図るために工事業者に出動を求める等必要な措置を講じ応急復旧工事を行う。</p> |

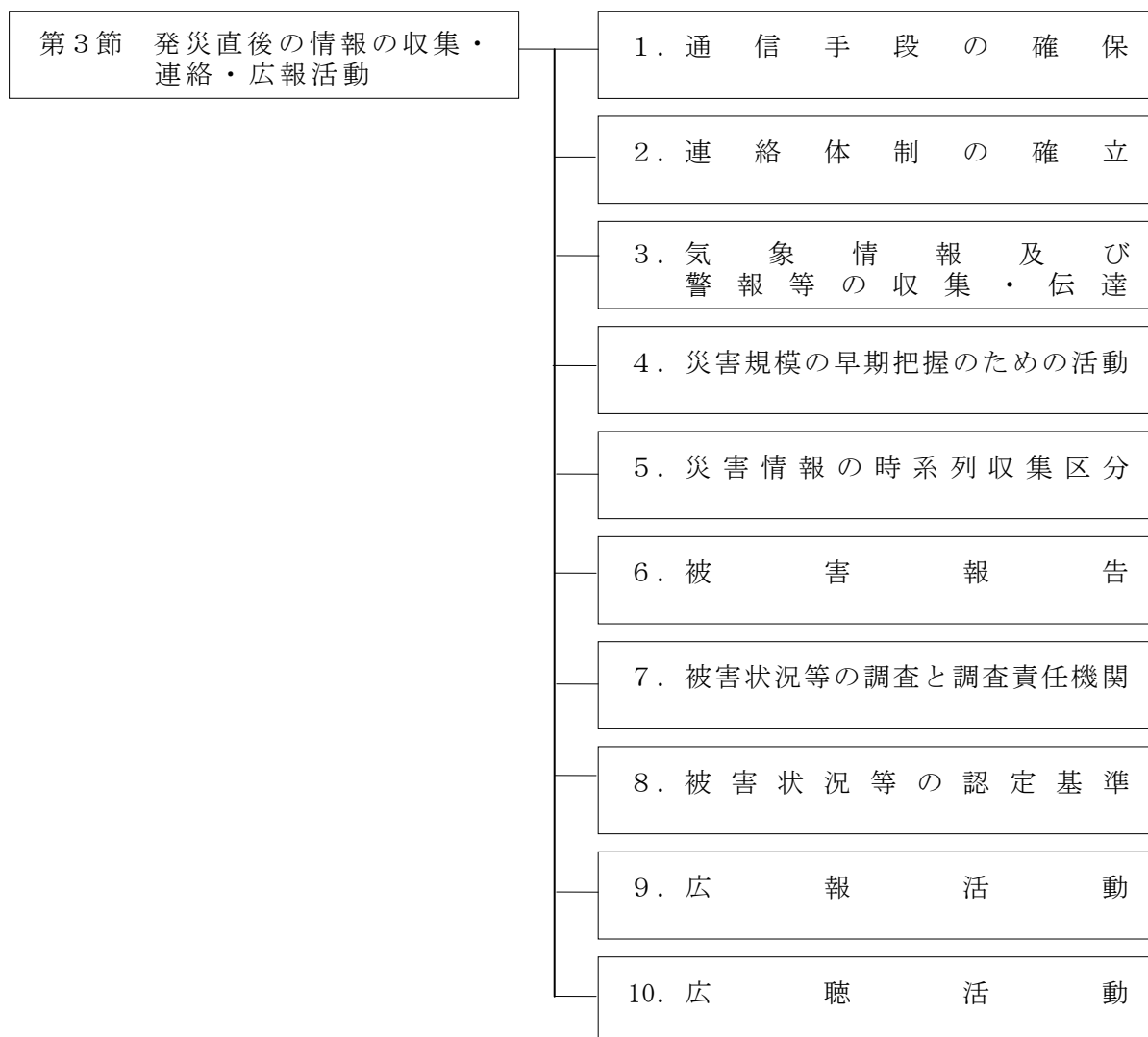
|                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>4 放送(日本放送協会長野放送局、信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株))</p> | <p>(1) 放送機器の障害、中継回線の途絶等により放送が不可能となった場合は、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線を利用し放送の継続確保を図る。</p> <p>(2) 応急復旧に必要な資機(器)材の確保及び機器、設備等の機能確保の措置を講ずる。</p> <p>(3) 臨時ニュース、特別番組の編成等、各メディアを有効に活用し、地震情報、被害状況、生活関連情報等の正確、迅速な放送に努め、社会的混乱の防止を図る。</p>                  |
| <p>5 金融(金融機関、保険会社及び証券会社)</p>                                            | <p>(1) 被災金融機関は営業の早期再開のために必要な措置を講ずる。</p> <p>(2) 災害復旧に必要な資金の融通のための迅速適切な措置を講ずる。</p> <p>(3) 必要に応じての営業時間延長、休日臨時営業等の措置を講ずる。</p> <p>(4) 預貯金の便宜払戻し、預貯金担保貸出の実行等についての特別取扱いの措置を講ずる。</p> <p>(5) 手形交換所の決定により、被災関係手形の支払呈示期間経過後交換持出し、不渡処分猶予等の措置を講ずる。</p> |
| <p>6 鉄道(東日本旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株))</p>                                       | <p>(1) 交通機関の運転停止基準については、「第2章 第18節 ライフライン災害予防計画6.」による。</p> <p>ア 不通区間が生じた場合は、自動車等による代替輸送の確保に努める。</p> <p>イ 応急復旧に必要な資機(器)材及び車両の確保を図る。</p> <p>ウ 早期運転再開を期するため、工事業者に出動を求める等、必要な措置を講じ、応急復旧工事を行う。</p>                                              |

## 第3節 発災直後の情報の収集・連絡・広報活動

(実施担当：全機関)

被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は効果的に応急対策を実施する上で不可欠であり、このため、災害の規模や被害の程度に応じ、村等、関係機関は、情報の収集・連絡を迅速に行うこととする。この場合、概括的な情報や地理空間情報も含め多くの情報を効果的な通信手段・機材、情報システムを用いて伝達・共有し、被害規模の早期把握を行う必要がある。

このため県、村及び関係機関、村民、各事業所等の通信系統を明らかにし、情報収集・連絡・広報についての必要な事項を定める。また、災害時における情報連絡に支障のないように措置することを目的とする。



### 1. 通信手段の確保

電話や県地域防災無線は、施設の被災や輻輳により、不通になることも予想される。その場合は、村保有あるいは民間の無線設備、使徒等あらゆる手段をつくして通信・連絡手段を確保するものとする。

そのため、災害発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を行うこととし、そのための要員を現場に配置する。また、総務省に直ちに連絡し、総務省は通信の確保に必要な措置を講ずる。

また、村及び電気通信事業者は、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線の活用による緊急情報連絡用の回線設定に努める。

さらに、災害時においては、電気通信事業者に対して、村等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保するよう要請する。

(1) 有線通信網の利用

ア 指定電話（災害時優先電話）

村及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限するとともに、指定電話に通信事務従事者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

イ 優先利用の請求方法

特別な事情がある場合を除き、あらかじめ電話取扱局の登録を受けた番号の加入電話により行う。なお緊急の場合等は、非常電話と確認できる時は通常の加入電話からも利用できる。

(ア) 局番なしの「102 番」にかけ、交換手呼び出す。

(イ) 交換手に「非常電話」、「緊急電話」であることを告げる。

(ウ) 非常・緊急通話の内容、相手等を伝え、交換手が接続したならば通話を行う。

表 3-3-1 緊急電話の種類

| 区 分  | 内 容                                                                          |
|------|------------------------------------------------------------------------------|
| 非常通話 | 災害の予防・救援、交通・通信・電力供給確保、治安維持のために必要な事項を内容とする手動接続の通話で、他の市外電話、緊急通話に優先して接続する通話である。 |
| 緊急通話 | 非常通話以外の公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする手動接続通話で、接続順位は非常通話に次ぐ扱いとなる。                     |

(2) 無線通信の確保

ア 災害時に利用可能な無線通信

村が保有又は協定を締結している無線通信施設等は表 3-3-2 のとおりである。



表 3-3-2 主な無線通信施設等一覧

| 通信機器                |            | 内容                     | 整備場所                    | 停電時の対応              |
|---------------------|------------|------------------------|-------------------------|---------------------|
| 村有無線                | 移動系消防無線    | 5W 3台<br>(基地局 1 携帯型 2) | 村役場                     | 庁舎発電機からの充電が可能       |
|                     |            | 10 台                   | 消防団分団長 5 台<br>消防団部長 5 台 | 予備バッテリーを含め3~4時間通信可  |
|                     | 移動系車両搭載型無線 | 20 台                   | 消防団ポンプ積載車               | 自動車のバッテリーからの充電が可能   |
|                     | 携帯型簡易無線    | 1W 10 台                | さかえ倶楽部スキー場              |                     |
| 音声告知放送              |            | 本部から加入各戸への一方向通信        | 本部、加入各戸                 | 予備電源により約 3 時間の放送が可能 |
| 長野県防災無線<br>(FAX、電話) |            | 消防庁、県機関と役場を結ぶ衛星無線      |                         | 停電時専用発電機あり          |

## イ 通信の制約に対する対応策

## (ア) 無線通信が使えない時

当然、代替の通信手段によることとなるが、最悪の場合には、使徒を派遣して連絡する。

## (イ) 無線通信が混雑している時

混雑している時間は意外に短いので、話し中・混信中には、一旦送信をやめ、どうしても緊急を要する時には、冒頭に「至急」「至急」と呼び他の局にあけてもらうようにする。

## (ウ) 無線通信の聞き取りが困難な時

周囲が騒がしくて聞き取りが困難な時は、自分が移動して対応する。また、電波が弱くて聞き取りが困難な時も、適当な場所に移動する。

## ウ 通信の統制

災害発生時には各種通信の混乱が予想される。そのため、それぞれの無線通信施設の管理者は、適切な通信の統制を実施し、円滑・迅速な通信の確保に努める。

また、村等は、災害時の無線局運用時において通信輻輳により生じる混信等の対策のため、通信運用の指揮要員等を災害現地に配置し、通信統制等により通信の運用に支障をきたさないよう努めるものとする。

## (ア) 通信の統制の原則

携帯型・可搬型無線機からの通信は、すべて災害対策本部に対して行うものとし、下記の項目に基づき行うものとする。

- a 重要通信の優先の原則（救助、避難指示等重要性の高い通信を優先）
- b 統制者の許可の原則（通信に際しては、統制者の許可を得る）
- c 子局間通信の禁止の原則（子局間通信が必要な場合は、統制者の許可を得る）

## d 簡潔通話実施の原則

e 専任通信担当者の設置（各子局には担当者を常駐させる）

## 工 無線通信施設

災害により基地局用無線機が使用不能となった場合は、速やかに応急措置を講じ、通信の確保を図る。

(7) 防災行政無線（移動系）

- a 無線設備保守要員（業者）に依頼し、応急措置を実施する。
- b 基地局用無線機の機能が回復するまでの間、携帯無線機を代用として運用する。
- c 防災相互無線を使用し県、他市町村等との通信を確保する。

(1) 消防無線

- a 無線設備保守要員（業者）に依頼し、応急措置を実施する。
- b 消防局各基地局が機能を失った場合、各基地局の機能が回復するまでの間、情報指令課配備の無線機を代用として運用する。
- c 衛星地球局設備保守要員（業者）に依頼し、応急措置を実施する。

(ウ) 県防災行政無線

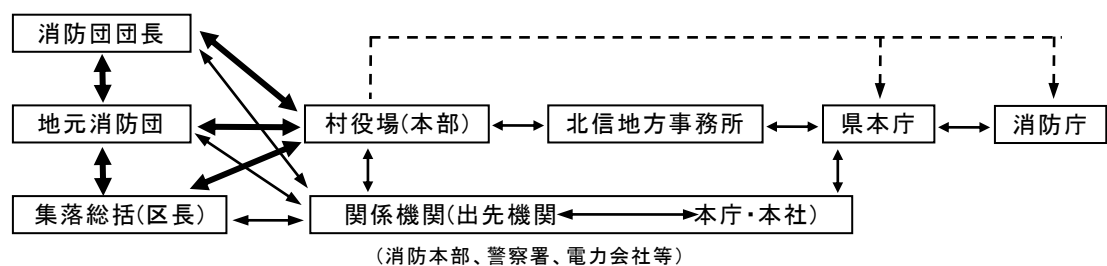
県があらかじめ協定を締結している業者に依頼し対処する。

### (3) 通信連絡系統

県から伝達される各種災害通信は、県防災行政無線により受信し、状況により必要と認める各課等に伝達する。村長は状況により必要と認めたときは庁内放送を通じて全職員に情報を周知徹底するほか、各出先機関にも周知徹底を図る。

災害時の災害対策本部を中心とする通信連絡系統は、図 3-3-1 のとおりである。

図 3-3-1 通信連絡系統



#### (4) 通信途絶時における措置

## ア 非常電報等の利用

(ア) 非常電報及び緊急電報

東日本電信電話株式会社が事前に指定した番号に申し込む。

## イ 非常用無線装置等の利用

株式会社NTTドコモ長野支店に対し、県災害対策本部を通じて非常用移動基地局車、非常用移動電源車等の派遣を要請する。

## 2. 連絡体制の確立

### (1) 県と村の間の情報活動の緊密化

情報の収集及び伝達は、県災害対策本部と災害対策本部相互間のルートを基本として警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。

### (2) 連絡担当者

#### ア 本部事務局

災害時の関係機関相互の迅速かつ円滑な通信連絡を確保するため、本部事務局に連絡担当者を置く。責任者は総務課長とし、各部及び関係機関相互の通信連絡を総轄する。

#### イ 各班

各班は、本部員及び本部事務局との連絡を強化するため、班毎に連絡調整担当者を置き、必要に応じて本部事務局に派遣して連絡・調整にあたる。

### (3) 本部連絡員の派遣

防災関係機関は、災害対策本部との連携強化のため、災害対策本部長の要請があった場合、連絡対応者（関係機関連絡員）を本部事務局に派遣する。本部連絡員は、業務用無線機等の有効な通信手段を可能な限り携行し、所属機関との連絡にあたる。

## 3. 気象情報及び警報等の収集・伝達

### (1) 伝達系統

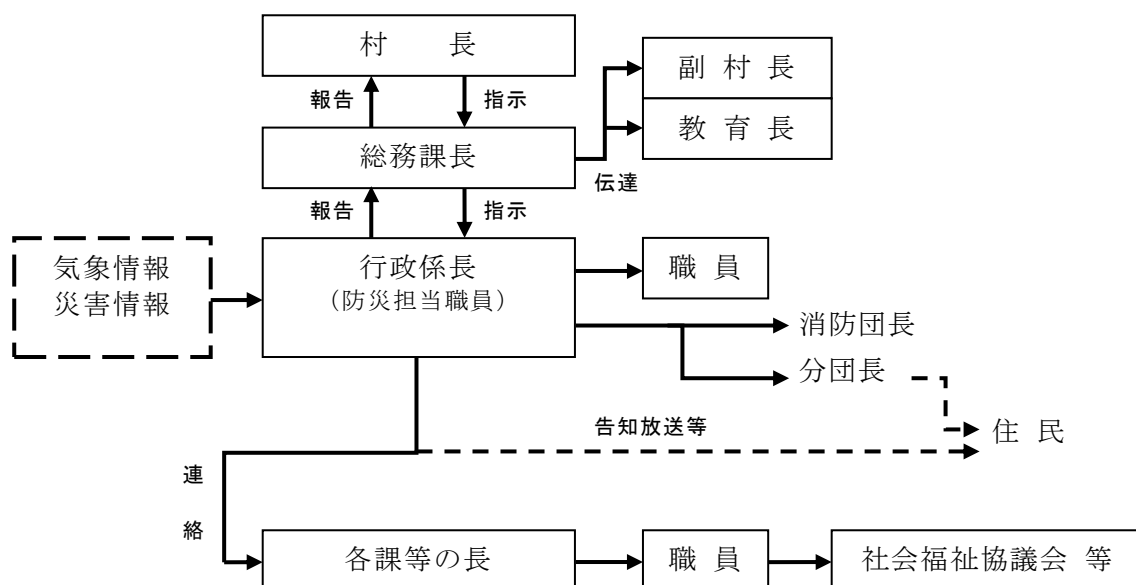
気象予警報を迅速かつ的確に伝達する体制を以下のとおりとする。

可能な限り要配慮者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。

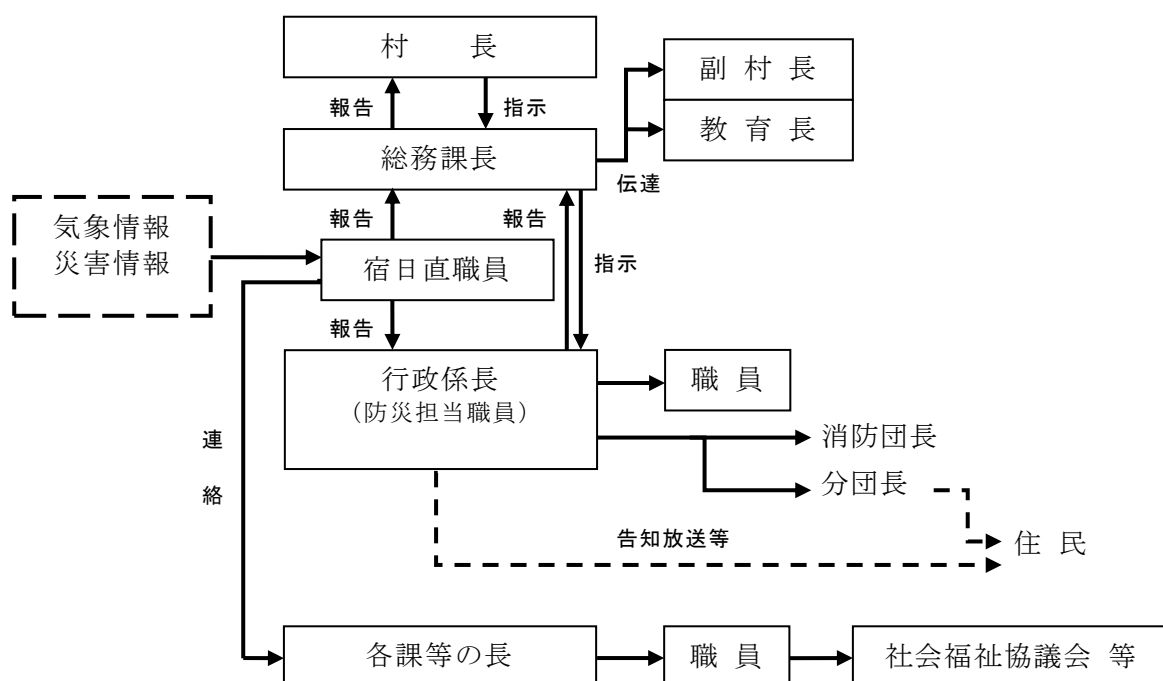
#### ア 伝達系統

図 3-3-2 気象情報の伝達系統

(7) 勤務時間内の場合



(イ) 勤務時間外の場合



イ 村民への周知の特例

霜注意報に関しては、報道機関の放送等により村民への周知とすることができる。

ウ 注意報解除の特例

注意報の解除の時点において、特に伝達の必要のないものに関しては、解除の伝達を省略することができる。

(2) 警報の種類・発表基準

ア 「気象業務法」に基づく警報等

イ 「水防法」に基づく警報等

ウ 「消防法」に基づく警報

上記（ア）～（ウ）の各警報の種類・発表基準は、[資料 C-1]に示す。

(3) 気象等の予報、警報等の発表・切替・解除

気象等の予報、警報等の発表、切替及び解除する機関は次のとおりとする。

なお、気象注意報及び警報が発表された後において、その種類や内容の一部又は全部が更新されて発表された場合には、先に発表されたものは自動的に切替えられ、解除されるまで継続する。

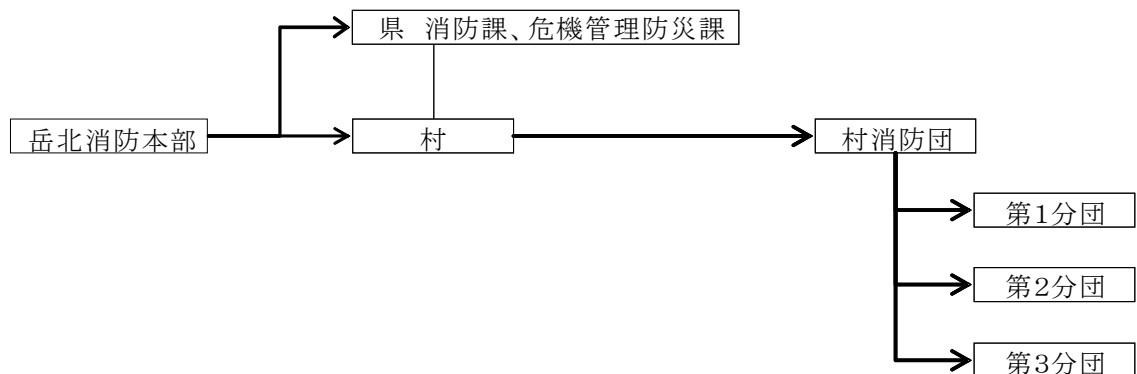
また、水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、大雨・洪水の注意報及び警報をもってこれに代える。

表 3-3-3 警報等の発表機関

| 警報等の種類                                 | 発表機関名            | 対象地区                       |
|----------------------------------------|------------------|----------------------------|
| 気象注意報<br>気象警報<br>気象情報<br>洪水注意報<br>洪水警報 | 長野地方気象台          | 県全域又は一部                    |
| 洪水注意報<br>洪水警報                          | 長野地方気象台<br>国土交通省 | 国土交通大臣が協議して定めた河川           |
| 水防警報                                   | 国土交通省<br>関係建設事務所 | 国土交通大臣が指定した河川<br>知事が指定した河川 |
| 火災気象警報                                 | 長野地方気象台          | 県全域又は一部                    |
| 火災警報                                   | 市町村長             | 各市町村全域                     |
| 土砂災害警戒情報                               | 長野地方気象台<br>長野県   | 各市町村全                      |

(4) 消防本部による警報発令

図 3-3-3 火災警報発令系統図



ア 警報の伝達及び周知

(ア) 消防本部

県消防課、危機管理防災課へ報告後、庁内放送で各署所へ周知し、市町村役場・警察署・報道機関へ通報すると共に次の広報を行う。

(イ) 村

消防団長及び団員等に伝達するほか、関係機関に伝達し、消防本部が広報活動を行わない地域の村民に周知する。

- a 音声告知放送等で伝達する場合は、必要により統一した放送文で放送を行い、村民に周知する。
- b 消防団は、警鐘楼又はサイレン所在地から規定されている消防信号の打鳴を行う等、村民に周知する。
- c 村役場、消防団本部前等の見やすい位置に下記に示す掲示板を掲示する。
- d 消防団長が必要と認める場合には、ポンプ車又は広報車等により区域内の村民に周知する。

警報発令時の掲示板

ただ今火災警報発令中です

- 1. 山林・原野等の火入れはできません。
- 2. 花火はできません。
- 3. たき火はできません。
- 4. 屋外でたばこは吸わないようにしましょう。
- 5. 残り火・取灰・火の粉を消しましょう。
- 6. 屋内で火を使用するときは、窓等を閉めましょう。

消防本部

(ウ) その他の機関

警察署・報道機関は、消防本部から通報を受けて、それぞれの立場から可能な範囲で広報を行い・村民に周知する。

イ 火災予防広報

異常気象時の火災予防広報は、警報の発令時の伝達と併せて、また発令中に行う。

内容は次のものによる。

- (ア) 火の使用制限
- (イ) 広報宣伝

#### 4. 災害規模の早期把握のための活動

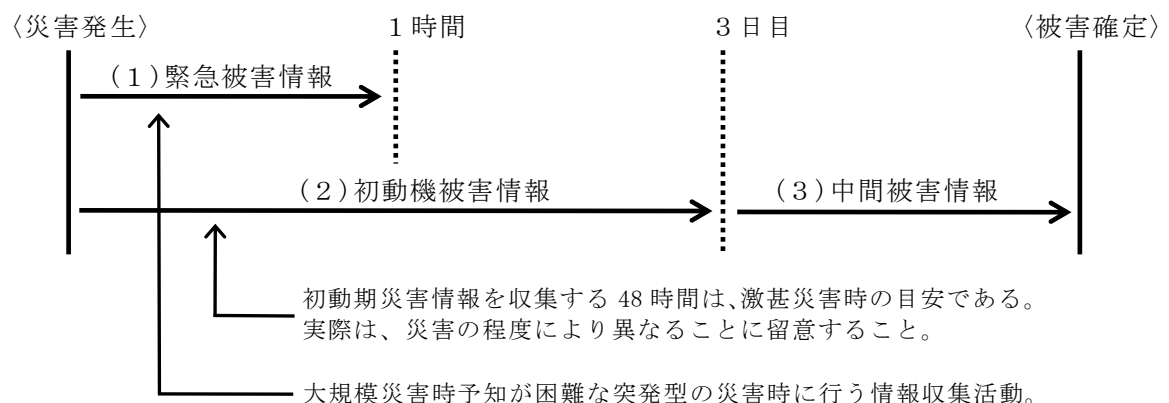
##### (1) 村が主体となって行うこと

- ア 災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関にいる負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。
- イ 消防団等の巡視活動等を通じ、被害状況の早期把握を行うものとする。
- ウ 大規模な災害が発生した場合には、天候状況を勘案しながら、必要に応じ、航空機等による目視、撮影等による情報収集を行うものとする。
- エ 必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行うものとする。

#### 5. 災害情報の時系列収集区分

災害情報の収集活動を災害発生からの時間経過に応じ、以下のように区分して行うものとする。特に大規模な災害については、緊急性が求められる情報を優先的に収集するものとする。

図 3-3-4 災害情報の時系列収集区分



##### (1) 緊急災害情報の収集

緊急災害情報は、大規模地震等、予知が困難な突発型の災害が発生した場合に災害発生から概ね1時間以内に把握する情報と位置づける。被害を大局的に把握し、迅速な広域応援、自衛隊派遣要請の要・不要の判断等に用いることを第一のねらいとする。

- ア 災害対策本部（又は総務課）は、表 3-3-4 に示すような概略的な災害情報を収集する。

表 3-3-4 緊急災害情報

| 収集事項                                                                                                                                                                   | 主な収集元                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 人的被害<br><input type="checkbox"/> 公的施設被害<br><input type="checkbox"/> 火災状況<br><input type="checkbox"/> 住家被害状況<br><input type="checkbox"/> 地盤の変化 | <input type="checkbox"/> 役場庁舎周辺情報<br><input type="checkbox"/> 地区拠点(秋山地区等)周辺情報<br><input type="checkbox"/> 広域消防本部・消防団情報<br><input type="checkbox"/> 自主防災組織・村民提供情報 |
| <input type="checkbox"/> 気象地震情報                                                                                                                                        | <input type="checkbox"/> テレビ・ラジオ・インターネットのモニター<br><input type="checkbox"/> 長野県震度情報ネットワーク                                                                          |
| <input type="checkbox"/> 他市町村被害情報                                                                                                                                      | <input type="checkbox"/> 広域消防本部情報<br><input type="checkbox"/> 他市町村発信情報(県防災行政無線・消防無線県内波)                                                                          |

イ 各地区は、村民・自主防災組織と協力して地区内の被害情報を集約し、災害対策本部に報告するものとする。

(2) 初動期災害情報の収集

初動期災害情報は、大規模災害が発生した場合に、緊急性の高い応急活動の速やかな実施と迅速な広域応援、自衛隊派遣要請の要・不要を判断するため情報とする。

そのため混乱した状況にあるなかであっても、情報の正確性を高めるよう努めるものとする。

ア 初動期災害情報の内容

初動期災害情報の収集内容を目的別に以下に示す。

- (ア) 人命救助に係る情報の収集
- (イ) 火災・延焼に係る情報の収集
- (ウ) 自衛隊災害派遣要請に係る情報の収集
- (エ) 広域応援要請に係る情報の収集

イ 初動期災害情報の収集先

初動期災害情報の収集先とその内容は、以下のとおりである。



表 3-3-5 初動期災害情報の収集先と内容

| 情報収集先                                 | 情報の内容                                                                                                                                         |
|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 1) 警察情報      | <input type="checkbox"/> けが人・生き埋め・死者数の概括情報<br><input type="checkbox"/> 道路交通情報・交通規制情報                                                          |
| <input type="checkbox"/> 2) 消防情報      | <input type="checkbox"/> 火災・延焼情報<br><input type="checkbox"/> 危険物漏洩情報<br><input type="checkbox"/> ガス漏れ情報<br><input type="checkbox"/> 救急・救助活動情報 |
| <input type="checkbox"/> 3) 建設事務所情報   | <input type="checkbox"/> 河川被害情報<br><input type="checkbox"/> 道路・橋梁被害情報<br><input type="checkbox"/> 崖崩れ、崩壊危険箇所情報                                |
| <input type="checkbox"/> 4) 職員参集時収集情報 | <input type="checkbox"/> 建物倒壊・火災等 居住地区及び参集ルート周辺の被害情報<br><input type="checkbox"/> 避難等、村民行動情報<br><input type="checkbox"/> 避難所開設情報               |
| <input type="checkbox"/> 5) 各地区情報     | <input type="checkbox"/> 地区内の災害情報<br><input type="checkbox"/> 避難等、村民行動情報<br><input type="checkbox"/> 避難所開設情報                                  |
| <input type="checkbox"/> 6) ライフライン情報  | <input type="checkbox"/> 電気・ガス・水道・下水処理施設・NTT・鉄道事業者からの被害情報と復旧情報                                                                                |
| <input type="checkbox"/> 7) 庁内各部情報    | <input type="checkbox"/> 各部が収集した被害情報<br><input type="checkbox"/> 各部の初動対応状況                                                                    |
| <input type="checkbox"/> 8) 他市町村被害情報  | <input type="checkbox"/> 他市町村の被害概況情報<br><input type="checkbox"/> 広域幹線道路等の被害情報                                                                 |

## (3) 中間災害情報の収集

各部は、災害発生から概ね3日目以降若しくは各部の活動が軌道にのった時点で、毎日17時までの災害情報を集計し、20時までに本部事務局へ報告するものとする。

被害状況の調査は、表3-3-6に掲げる各部・機関が実施する。また家屋被害調査等の専門的な知識を必要とする調査や、人員の不足により村独自の調査が困難な場合は、表中の協力機関に対し応援を求めるものとする。

表 3-3-6 中間災害情報の調査事項と担当等

| 担 当              | 調査事項         | 協力機関                                                   |
|------------------|--------------|--------------------------------------------------------|
| 本部事務局関係<br>総務部関係 | 水害等速報        | 北信建設事務所                                                |
|                  | 火災速報         | 岳北消防本部                                                 |
|                  | 公益事業被害       | 東日本旅客鉄道(株)森宮野原駅(飯山駅)<br>東日本電信電話(株)長野支店<br>中部電力(株)飯山営業所 |
|                  | 危険物等の事故による被害 | LPガス協会<br>岳北消防本部                                       |
|                  | 警察調査被害       | 飯山警察署                                                  |
| 住民部関係            | 人的及び住家の被害    | 北信地方事務所<br>飯山警察署                                       |
|                  | 医療施設被害       | 北信保健福祉事務所                                              |
|                  | 社会福祉施設被害     | 北信保健福祉事務所、北信広域連合                                       |
|                  | 廃棄物処理施設被害    | 津南地域衛生施設組合                                             |
|                  | 感染症関係被害      | 北信保健福祉事務所                                              |
|                  | 教育関係被害       | 北信教育事務所                                                |
| 建設部関係            | 農地・農業用施設被害   | 北信地方事務所                                                |
|                  | 農・畜・養蚕・水産業被害 | 長野地域センター、北信地方事務所、<br>北信農業改良普及センター、各区会                  |
|                  | 商工関係被害       | 北信地方事務所、栄村商工会                                          |
|                  | 観光施設被害       | 栄村秋山郷観光協会、栄村商工会                                        |
|                  | 林業関係被害       | 栄村森林組合                                                 |
|                  | 都市施設被害       | (一社)長野県建設業協会                                           |
|                  | 公共土木施設被害     | 北信建設事務所                                                |
|                  | 土砂災害等による被害   | 北信建設事務所                                                |
|                  | 上水道施設被害      | 北信地方事務所                                                |
|                  | 下水処理施設・設備被害  | 北信地方事務所                                                |

## 6. 被害報告

### (1) 県に対する報告

村は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む）、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するものとする。通信の途絶等により県に連絡できない場合は、消防庁へ連絡するものとする。特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、村は、住民登録の有無にかかわらず、村内で行方不明となった者について、長野県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるものとする。また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡するものとする。

なお、「災害対策基本法」第53条に基づく県への被害報告について、以下のア～エに必要な事項定める。

ア 報告の種別

(ア) 概況速報

災害が発生したとき（以下、エ 報告すべき災害に示す）、その他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは、直ちにその概況を報告する。（日時・場所・原因・被害の概要等を報告するものとする。）

(イ) 被害速報（随時）

災害が発生したときから応急措置が完了するまで報告する。

(ウ) 定時報告

可能な限り最新の被害状況を把握し、報告するものとする。

(エ) 被害中間報告

被害状況を収集し、可能な限り最新の被害状況を把握し、逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合は、その都度変更の報告をする。

(オ) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害状況が数量的に確定したときに報告する。この報告は、災害復旧の基礎となるものであるから、正確を期すること。

イ 報告様式

被害状況等の部門別及び被害種別の報告様式は、県地域防災計画資料編のとおりとする。

ウ 連絡系統

(ア) 被害状況等の連絡系統及びは、表3-3-7に示す第1連絡者とする。

(イ) 通信の途絶や緊急を要する場合には、第2連絡者（発災直後の概況報告は、県消防課、危機管理防災課に報告）、その後、連絡が可能になった時点で北信地方事務所等の機関に報告する。

エ 報告すべき災害

(ア) 「災害救助法」の適用基準に合致するもの

(イ) 村が災害対策本部を設置したもの

(ウ) 災害による被害に対し、国の特別の財政援助を要するもの

(エ) 地震が発生し、村内で震度4以上を記録したもの

(オ) その他の災害の状況、社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの

オ 知事に対する要請事項

災害発生報告又は被害報告の通報とともに、知事に対し要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。

カ 応急対策活動情報の連絡

村は、応急対策の活動状況、災害対策本部設置状況等を県に連絡する。また、県から、県が実施する応急対策の活動状況等の連絡を受ける。

表 3-3-7 災害情報連絡系統

| 災害情報項目       |                  | 第1連絡者        | 第2連絡者                                | 第3連絡者      | 報告様式     |
|--------------|------------------|--------------|--------------------------------------|------------|----------|
| 速報等          | 火災速報             | 北信地方事務所地域政策課 | 県消防課、危機管理防災課                         |            | 様式第19号   |
|              | 水防情報             | 北信建設事務所飯山事務所 |                                      |            |          |
|              | 概況速報             | 北信地方事務所地域政策課 | 県消防課、危機管理防災課<br>[夜間の場合]<br>県庁交換室(守衛) | 総務省消防<br>庁 | 様式第1号    |
|              | 人的及び住家の被害        |              |                                      |            | 様式第2号    |
|              | 避難勧告・指示等<br>避難状況 |              |                                      |            | 様式第2-1号  |
| 社会福祉施設被害     |                  | 北信保健福祉事務所    | 県健康福祉政策課<br>県健康福祉関係課                 |            | 様式第3号    |
| 農地・農業用施設被害   |                  | 北信地方事務所農地整備課 |                                      |            | 様式第5号    |
| 農・畜・水産業被害    |                  | 北信地方事務所農政課   |                                      |            | 様式第5号    |
| 林業関係被害       |                  | 北信地方事務所林務課   |                                      |            | 様式第6号    |
| 公共土木施設被害     |                  | 北信建設事務所      | 県河川課                                 |            | 様式第7号    |
| 都市施設被害       |                  | 北信建設事務所      | 県都市計画課<br>県生活排水課                     |            | 様式第8号    |
| 水道施設被害       |                  | 北信地方事務所環境課   | 県水大気環境課                              |            | 様式第9号    |
| 廃棄物処理施設被害    |                  | 北信地方事務所環境課   | 県廃棄物対策課                              |            | 様式第10号   |
| 感染症関係報告      |                  | 北信保健福祉事務所    | 県健康長寿課                               |            | 様式第11号   |
| 医療施設被害       |                  | 北信保健福祉事務所    | 県医療推進課                               |            | 様式第12号   |
| 商工関係被害       |                  | 北信地方事務所商工観光課 | 県産業政策課、経営支援課                         |            | 様式第13号   |
| 観光施設被害       |                  | 北信地方事務所商工観光課 | 県観光企画課、観光振興課                         |            | 様式第14号   |
| 教育関係被害       |                  | 北信教育事務所      | 北信教育事務所<br>県教育委員会関係課                 |            | 様式第15号   |
| 危険物等の事故による被害 |                  | 北信地方事務所地域政策課 |                                      |            | 様式第19-2号 |

(2) 突発的災害に係る報告

岳北消防本部は、突発的災害（航空機の墜落や列車の転覆、ガス爆発などの事故）により多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合は、次の事項を明らかにし、直ちに県危機管理防災課及び消防庁応急対策室へ報告するものとする。

ア 発生日時、場所

イ 被害の状況

ウ 応急対策の状況

エ 県内消防相互応援隊及び緊急消防援助隊等の必要性

（派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な援助活動などを明らかにすること。）

(3) 関係機関に対する連絡

村は、被害の情報を収集し、必要に応じ、消防庁及び関係省庁に当該情報を連絡する。

## 7. 被害状況等の調査と調査責任機関

被害状況の調査は、次表に掲げる村担当部および機関が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査にあたっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。

村は、被害が甚大である等、村において被害調査が実施できないときは、次表に定める協力機関等に応援を求めるものとし、協力機関等は速やかに必要な応援を行うものとする。

また、村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講ずることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。

表 3-3-8 被害状況等調査の責任機関及び協力機関

| 調 査 事 項             | 担当部 ・ 機関         | 協 力 機 関                                 |
|---------------------|------------------|-----------------------------------------|
| 概況速報(収集できた範囲で)      | 総務部              | 北信地方事務所地域政策課                            |
| 人的被害                | 総務部              | 北信地方事務所地域政策課                            |
| 住家及び非住家被害           | 住民部              | 北信地方事務所地域政策課                            |
| 避難勧告・指示等避難状況        | 総務部              | 北信地方事務所地域政策課                            |
| 社会福祉施設被害            | 住民部              | 北信保健福祉事務所                               |
| 農業被害                | 建設部              | 北信地方事務所農政課<br>北信農業改良普及センター<br>長野家畜保健衛生所 |
| 農地・農業用施設被害          | 建設部              | 北信地方事務所農地整備課                            |
| 林業関係被害              | 建設部              | 北信地方事務所林務課                              |
| 公共土木施設被害(土砂災害による被害) | 建設部              | 北信建設事務所<br>国土交通省関係機関                    |
| 都市施設被害              | 建設部              | 北信建設事務所                                 |
| 水道施設被害              | 建設部              | 北信地方事務所環境課                              |
| 廃棄物処理施設被害           | 住民部              | 北信地方事務所環境課                              |
| 農業集落排水処理施設被害        | 建設部              | 北信地方事務所農地整備課                            |
| 個別浄化槽被害             | 建設部              | 北信地方事務所環境課                              |
| 感染症関係被害             | 住民部              | 北信保健福祉事務所                               |
| 医療施設被害              | 住民部              | 北信保健福祉事務所                               |
| 商工関係被害              | 建設部              | 商工会<br>北信地方事務所商工観光課                     |
| 観光施設被害              | 建設部              | 北信地方事務所商工観光課                            |
| 教育関係被害              | 住民部              | 北信教育事務所                                 |
| 村有財産被害              | 総務部              | 北信地方事務所地域政策課                            |
| 公益事業被害              | 鉄道・通信・電力・ガス等関係機関 | 北信地方事務所地域政策課                            |
| 火災被害                | 総務部              | 岳北消防本部<br>消防団                           |
| 危険物等の事故による被害        | 総務部              | 県危機管理防災課<br>岳北消防本部                      |
| 水害等速報               | 総務部<br>建設部       | 国土交通省千曲川河川事務所<br>北信建設事務所                |

## 8. 被害状況等の認定基準

被害の程度区分の認定は、県計画に準じ、法令等に特別の定めがある場合を除き、表 3-3-9 のとおりとする。

表 3-3-9 被害の認定基準

| 項目               | 認定基準                                                                                                                                        |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 死者               | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は、死体を確認することができないが、死亡したことが確実なものとする。                                                                                    |
| 行方不明者            | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるものとする。                                                                                                            |
| 重傷者・軽傷者          | 災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち、「重傷者」とは、1 月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは 1 月未満で治療できる見込みの者とする。                                                    |
| 住家               | 現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。                                                                                                  |
| 非住家              | 住家以外の建築物をいうものとする。なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。但し、これらの施設に常時人が居住している場合には、当該部分は住家とする。                                                        |
| 世帯               | 生計を一にしている実際の生活単位をいう。                                                                                                                        |
| 住家全壊<br>(全焼・全流出) | 住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の 70% 以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のも、とする。        |
| 住家半壊<br>(半焼)     | 住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のも、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の 20% 以上 70% 未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20% 以上 50% 未満のも、とする。 |
| 一部損壊             | 全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のも、とする。但し、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。                                                                           |
| 床上浸水             | 住家の床より上に浸水したもの、及び全壊・半壊に該当しないが土砂竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。                                                                                |
| 床下浸水             | 床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。                                                                                                                      |
| 田畑流失             | 田畑の耕土が流失し、田畑の原形を留めない程度のも、をいう。                                                                                                               |
| 田畑埋没             | 土砂が堆積し、田畑の原形を留めない程度のも、をいう。                                                                                                                  |
| 冠水               | 作物の先端が見えなくなる程度に水につかった場合をいう。                                                                                                                 |
| り災世帯             | 災害により全壊・半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。                                                                                       |
| り災者              | り災世帯の構成員とする。                                                                                                                                |

## 9. 広報活動

災害時及びその直前における広報活動は、社会秩序の維持、流言飛語等による社会的混乱を防止し、民心の安定を図るとともに、被災地の村民等の適切な判断と行動を助け、村民等の安全を確保するためには、正確な情報の速やかな公表と伝達、広報活動が重要である。また、村民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられるため、適切な対応を行える体制を整備する。

また、災害発生時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活

動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

(1) 情報収集活動

原則として本部事務局・各部からの情報を主体に広報活動を行うが、災害直後は総務部独自の情報収集活動を行い、関係部・機関と連携しながら必要な広報活動を行う。

ア 広報担当及び情報収集担当は、他の部課及び県との連絡を密にし、災害情報及び被害情報を迅速、正確に収集して広報の体制を整えるものとする。

イ 広報担当は、被災地の状況を写真、ビデオなどで取材するものとする。

(2) 広報内容

災害発生の前後において提供されるべき災害情報の内容及び留意点について定める。

(気象、地象、水象に関する情報、道路交通状況、交通機関の状況、電気、ガス、水道の状況、その他人心の安定及び社会秩序保持のための必要事項等)

ア 災害発生前（災害警戒本部設置時）

台風の接近、集中豪雨の警戒宣言発令等で、災害の発生が予想される場合には、予想される災害、避難のための情報等について、村から直接的に広報することが混乱防止や危険回避に重要であるため、迅速かつ的確に対処するものとする。

イ 災害発生直後から初動活動期（概ね 48 時間）

災害発生直後は、表 3-3-10 に示す混乱防止情報、生存関連情報を重点的に提供する。

表 3-3-10 災害発生直後から初動活動期に広報する内容

| 広報する災害情報の内容         |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
|---------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <b>【混乱縮小のための情報】</b> |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| (1)                 | <p>村民が状況を判断できるための情報</p> <p><input type="checkbox"/> ① 災害の規模・範囲・内容、地震情報等</p> <p><input type="checkbox"/> ② 概括的な被害状況</p> <p><input type="checkbox"/> ライフライン関連情報(電気・ガス・水道・電話等)</p> <p><input type="checkbox"/> 道路関連(交通規制)情報</p> <p><input type="checkbox"/> 鉄道・バス運行状況</p> |
| (2)                 | <p>救援活動状況の情報</p> <p><input type="checkbox"/> ① 救援活動情報</p> <p><input type="checkbox"/> ② 人命救助の協力呼びかけ</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 全国からの救援の状況</p>                                                                                                                   |
| (3)                 | <p>二次災害防止情報</p> <p><input type="checkbox"/> ① 出火防止情報(初期消火、ガス・電気施設等の緊急措置)</p> <p><input type="checkbox"/> ② 土砂災害(地すべり・斜面崩壊)の警戒呼びかけ</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 余震に関する注意の喚起</p>                                                                                    |
| (4)                 | <p>一般的な避難情報(避難勧告とは区別)</p> <p><input type="checkbox"/> ① 避難場所の情報</p> <p><input type="checkbox"/> ② 避難時の注意(一般的避難経路・携行品・危険区域等の情報)</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 災害弱者(難聴者・移動困難者等)への支援呼びかけ</p> <p><input type="checkbox"/> ④ 避難時の車の使用制限</p>                             |
| (5)                 | <p>応急対策実施状況</p> <p><input type="checkbox"/> ① 行政の対応状況</p> <p><input type="checkbox"/> ② 消防団・自主防災組織・防災関係機関等の対応状況</p>                                                                                                                                                    |
| (6)                 | <p>その他</p> <p><input type="checkbox"/> ① 遺体安置(場所)情報</p> <p><input type="checkbox"/> ② 民心安定のため村民に対する呼びかけ</p>                                                                                                                                                            |
| <b>【生存関連情報】</b>     |                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| (1)                 | <p>医療情報</p> <p><input type="checkbox"/> ① 医療機関の受入情報</p> <p><input type="checkbox"/> ② 臨時開設された医療施設・救護所情報</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 専門医療(人工透析等)医療機関情報</p>                                                                                                        |
| (2)                 | <p>水食料の物資情報</p> <p><input type="checkbox"/> ① 水の拠点配給場所</p> <p><input type="checkbox"/> ② 物資等の配給場所</p> <p><input type="checkbox"/> ③ 救援物資等の受入情報</p>                                                                                                                     |

#### ウ 生活の再開時期

災害の拡大するおそれなくなった時点から村民の生活が再開してゆくが、その程度は、個々の被災の程度で異なる。そのため提供する各情報については、村民が必要とする情報の変化に留意するとともに、情報の性格に合わせた的確な広報手段を用い



るよう努めるものとする。

表 3-3-11 生活再開時期に広報する内容

| 広報する災害情報の内容                |                        |
|----------------------------|------------------------|
| <b>【生活関連情報】</b>            |                        |
| (1)                        | ライフライン復旧情報             |
| <input type="checkbox"/> ① | ライフライン施設の復旧状況(回復までの日数) |
| <input type="checkbox"/> ② | 代替燃料・機器に関する情報          |
| (2)                        | 交通・道路情報                |
| <input type="checkbox"/> ① | 鉄道・バス等の復旧情報            |
| <input type="checkbox"/> ② | 道路情報(交通規制・復旧情報)        |
| <input type="checkbox"/> ③ | 代替交通機関の情報              |
| (3)                        | 生活の基礎情報                |
| <input type="checkbox"/> ① | 店舗営業・浴場情報              |
| <input type="checkbox"/> ② | 避難所・地域での生活情報           |
| <input type="checkbox"/> ③ | 通常の行政サービス情報            |
| <input type="checkbox"/> ④ | 医療情報(病院・診療所・臨時救護所)     |
| <input type="checkbox"/> ⑤ | 各種相談窓口情報               |
| (4)                        | 教育関連情報                 |
| <input type="checkbox"/> ① | 学校の休校・再開情報             |
| (5)                        | 災害時の行政施策情報             |
| <input type="checkbox"/> ① | 住宅関連情報                 |
| <input type="checkbox"/> ② | り災証明・義援金関連情報           |
| <input type="checkbox"/> ③ | 倒壊家屋・ガレキ処理関連情報         |
| <input type="checkbox"/> ④ | 各種貸付融資制度関連情報           |
| <input type="checkbox"/> ⑤ | 都市計画関連情報               |
| <input type="checkbox"/> ⑥ | 各種式典関連情報               |
| <input type="checkbox"/> ⑦ | 経済活動支援関連情報             |
| <input type="checkbox"/> ⑧ | 見舞金・弔慰金等の支給関連情報        |
| <input type="checkbox"/> ⑨ | 各種減免・軽減・延期措置情報         |
| <input type="checkbox"/> ⑩ | 復興関連情報                 |
| <input type="checkbox"/> ⑪ | 二次災害防止啓発関連情報           |
| (6)                        | その他                    |

### (3) 広報手段

村民等は各人がそれぞれ情報を正確に把握し、適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。また、情報伝達にあたっては、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、安否情報、交通情報、各種問合せ先等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネットポータル会社等の協力を求めて、的確な情報を提供できるよう努めるものとする。

ア 無線放送による広報

- (ア) 無線防災行政無線（移動系）、防災関係機関所属の無線を利用した非常通信、簡易無線・アマチュア無線、臨時災害 FM 放送局による非常通信

イ 音声告知放送等による広報

音声告知放送等による広報に関しては、広報文例をあらかじめ用意し、簡潔な内容で繰り返し広報する。上記の無線放送による広報についても同様に留意する。

ウ サイレン、警鐘

警報、火災の発生の通報

エ 広報車による広報

災害発生前の村民への呼びかけや避難誘導等、必要に応じて放送機材を搭載した車両、消防車等を出動させ、広報を行う。

オ 個々の職員による広報

- (ア) 災害当初、地区拠点・避難所等の応急対策現場の職員は、その所属に関係なく、収集した情報を掲示板への張り出し等により村民に提供する。  
(イ) 各職員は、広報紙・メモ等を携帯し、村民の問合せ等に対応できるようにする。

カ 広報紙による広報

文字情報としての広報紙は、行政施策等の複雑な情報を広報する手段として非常に有効である。そのため発行期間の短縮化と発行部数及び配布ルートの確保に努める。

キ 報道機関を通じた広報

災害直後は、各報道機関との連携を図り、迅速で確実な広報を行うために、積極的に情報提供を行うこととする。また各媒体の性格に応じた情報提供を行うこととする。

(ア) ラジオ、テレビによる広報

速報性や同時性を生かした広報を行う。また場合によっては、障害者、外国人等に配慮した情報提供に努めるよう協力を要請する。

a ラジオ 日本放送協会長野放送局、長野エフエム放送株式会社

b テレビ 日本放送協会長野放送局、信越放送株式会社、株式会社長野放送、株式会社テレビ信州、長野朝日放送株式会社、長野エフエム放送株式会社

(イ) 新聞等

広報紙と同様に複雑な情報を広報できる、特に発災当初から村独自の広報紙の配布体制が整うまでの間は、その役割を代行してもらえよう要請するものとする。

ク 航空機による広報

必要に応じて、放送設備を有する航空機を保有する機関及び団体に応援を求め、若しくは当該航空機を借上げて、上空からの広報を実施する。

ケ その他

必要に応じて、FAXサービス、緊急メール配信、インターネットホームページ（村ホームページ）等による広報を行い、最新情報を公開する。また、村外避難者への情報提供や被災地外の救援の呼びかけを常時行えるよう整備を図る。

自動車等を使用している者に対しては、道路情報提供装置等を活用して周知する。

(4) 報道機関との連携

ア 報道機関による取材の統括的な窓口は、総務部が対応する。

イ 災害対策本部の記者発表は、災害対策本部長、災害対策副本部長、総務部長が対応する。

ウ 各部、各地区拠点に関する取材に対しては、原則として各部、各地区拠点の対応とする。

エ 避難勧告等の緊急送出要請

(NHK・SBC・NBS・TSB・ABN・FM長野・ケーブルTV)

(7) 法令に基づく放送送出

避難命令等については、県に「災害時における放送要請に関する協定」に基づく放送の送出を要請する。その場合、県から各放送局へ要請を行うが、緊急の場合は直接各放送局にその旨を伝えるものとする。

また、「災害対策基本法」等の法令に基づき、関係機関から警報、避難命令等について放送放出の要請があった場合は、放送内容、優先順位等を考慮して、放送局は速やかに放送を実施する。

法令に基づく放送放出要請機関は次のとおりである。

a 県（危機管理防災課、災害対策本部設置時は災害対策本部室）及び市町村

b 長野地方気象台（NHK・SBC・NBS・TSB・ABNに通知）

c 日本赤十字社（長野県支部）

オ 経費負担区分

(7) 村がラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時において、その都度協議して定める。

(イ) 報道機関から災害記録写真を収集する場合に要する経費は、村が負担するものとする。

(5) 外部機関からの広報事項の受領

外部機関から災害対策等に関する事項について、村の広報媒体の活用による広報を依頼された場合は、これを受領しその広報に必要な媒体を活用するものとする。また、村以外の広報媒体を活用しなければならないときは、その都度関係機関と協議するものとする。

(6) 自主防災組織等との連携

発災から時間の経過とともに村民の情報ニーズが変化してゆくことから、自主防災組織や避難所運営委員会はそれらの動向を把握して災害対策本部に伝えるとともに、広報紙の配布や掲示板への張り出し等に協力するものとする。

(7) 災害記録の収集・保存

広報資料は、カメラ・ビデオカメラ・デジタルカメラ等を用いて収集する。一連の災害が終息した後は、災害資料として保存に努め、必要に応じて記録集等を作成する。

また、報道関係の撮影したものについて提供を依頼するものとする。

(8) 村が実施する対策

ア 被災者のニーズを十分把握し、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関等の生活関

連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。

イ 被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、避難場所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については、テレビ、携帯ラジオ等のほか、紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

ウ 国の非常本部等（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。）、県、指定行政機関、公共機関及び村は、情報の公表、広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

エ 被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

## 10. 広聴活動

災害後あるいは、災害の状況が沈静化し生活再開期に入った時点で、村は災害後の村民の意識やニーズを把握するため、被災者の生活相談や援助業務等の広聴活動を開始し、民生の安定を図るとともに、応急対策や復旧活動に村民の要望等を反映させていく。

### (1) 広聴活動の留意事項

村民の問合せ等には、職員一人ひとりが広聴担当という気構えで対応するよう努めるものとする。

### (2) 臨時災害相談窓口の設置

ア 必要に応じ、発災後速やかに村民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口「臨時災害相談窓口」の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・発信を行うものとする。

また、各地域の広聴活動は、自主防災組織及び避難所運営委員会等の協力を得て実施するものとする。

イ 臨時災害相談窓口等で収集した情報は、毎日集約を行い、同日 18 時までに災害対策本部に報告するものとする。

### (3) 専門相談窓口の開設

災害によって生じる法律問題など、専門的な相談に対処するため、弁護士会や建築士会等の関係団体の協力を得て以下に示すような相談窓口を開設するものとする。

ア 借地・借家関係の法律相談

イ 登記手続きなどの土地建物の登記相談

ウ 減免などの税務相談

エ 雇用保険などの社会保険に関する相談

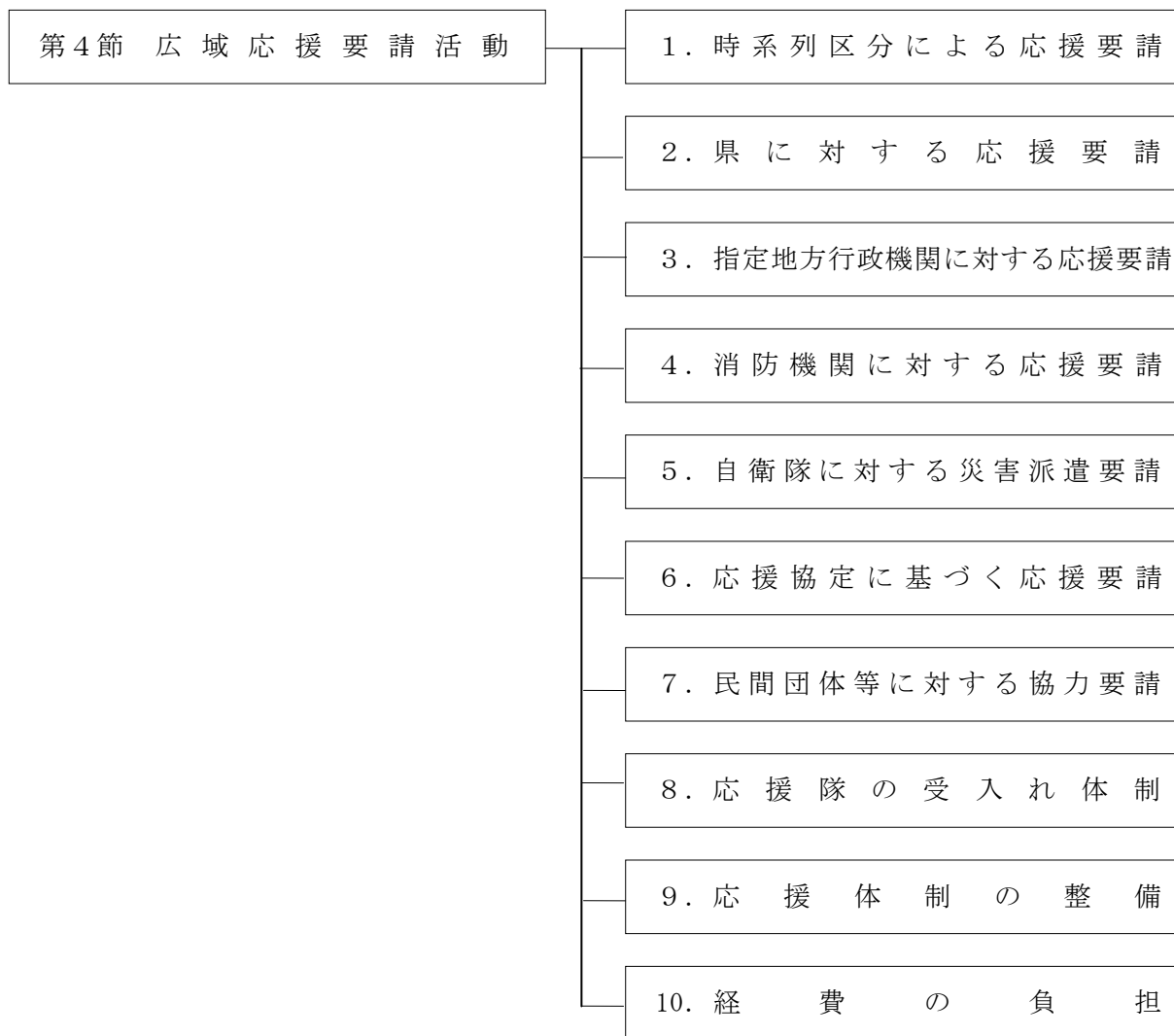
オ 住宅の応急修繕に関する相談

## 第4節 広域応援要請活動

(実施担当：本部事務局・消防本部)

災害の規模が大きく、村単独では応急対策の実施が困難な場合に、県、他市町村、民間、自衛隊及び防災関係機関等への応援の要請について必要な事項を定める。

また、村は、大規模な災害が発生した時は、あらかじめ関係地方公共団体により締結された広域応援協定等に基づき、速やかに応援体制を整えるものとする。



### 1. 時系列区分による応援要請

各局面での重点対策を踏まえ、的確で効率的な応援隊の早期導入を行う。

#### (1) 災害発生から2日間（48時間）

人命の救護に必要な応援要請

- ア 救出・搬送用人員、資機（器）材
- イ 医療に関する応援
- ウ 火災の鎮圧に関する応援
- エ その他の状況に応じた応援

(2) 3日から1週間

本格的な災害対策に必要な応援要請

- ア 必要物資の供給、輸送に関する応援
- イ 給水等ライフライン応急対策に関する応援
- ウ 遺体処理・防疫などに関する応援
- エ ごみ、し尿処理に関する応援
- オ その他状況に応じた応援

(3) 1週間以降

災害対応を継続しつつ、復旧対策に必要な応援

- ア 復旧対策に関する応援
- イ その他状況に応じた応援

## 2. 県に対する応援要請

(1) 要請手続き

村長は、応急対策を実施するため必要と認めるときは、知事に対し次により応援（幹旋を含む）を求め、又は県が実施すべき応急対策の実施を要請するものとする。

(2) 要請事項

要請は、下記に掲げる事項について、あらかじめ明らかにして行う。

表 3-4-1 県に対する応援要請

| 要請先                               | 要請の内容                                                                   | 要請時に明らかにすべき事項                                                                                                        | 根拠法令等                                                                                                                 |
|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 県知事<br>県の連絡窓口<br><br>北信<br>地方事務所長 | 1 指定地方行政機関職員の派遣幹旋要請<br>2 他の地方公共団体職員の派遣幹旋要請                              | 1 派遣の幹旋を求める理由<br>2 派遣の幹旋を求める職員の職種別人員数と装備<br>3 派遣を必要とする期間<br>4 その他必要な事項                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策基本法第30条第1項</li> <li>・ 災害対策基本法第30条第2項</li> <li>・ 地方自治法第252条の17</li> </ul> |
|                                   | 1 指定地方行政機関に対する応援の幹旋要請<br>2 他の地方公共団体に対する応援の幹旋要請<br>3 県への応援要請又は応急措置の実施の要請 | 1 災害の状況及び応援の幹旋を求める理由<br>2 応援を希望する機関名<br>3 応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名及び数量<br>4 応援を必要とする場所<br>5 応援を必要とする活動内容<br>6 その他必要な事項 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 災害対策基本法第68条</li> </ul>                                                       |

(3) ヘリコプターの応援要請

災害応急対策については、消防防災ヘリコプターを迅速に活用するとともに、各ヘリコプターの支援を受けて、円滑、効果的な対策を実施する。

また、あらかじめ指定した候補地の中から臨時ヘリポートを開設するとともに、その周知徹底を図るものとする。

ア 県消防防災ヘリコプターの出動要請

(ア) 消火活動、救助活動、負傷者の搬送、緊急物資輸送等でのヘリコプターの出動要請を行う場合には、最初に県消防防災ヘリコプターの出動を要請するものとする。

(イ) 消防防災ヘリコプターの要請は、4. 消防機関に対する応援要請(2) 消防防災ヘリコプターの応援要請による。

イ 自衛隊ヘリコプター出動要請

自衛隊ヘリコプターの出動要請は、5. 自衛隊に対する災害派遣要請による。

ウ 県政用ヘリコプター出動要請

平素の県政用ヘリコプターの運用は、県総務部(財産活用課)により運営管理されているが、災害時には、長野県警察における災害応急対策と競合する部分が多く、また県警ヘリコプターとの総合運用によってより迅速な活用を図る必要があるため、災害時における、具体的運用は県危機管理部と長野県警察が調整して行うものとする。

なお、県政用ヘリコプターが使用できないときは、県警ヘリコプターが代替え使用される場合がある。

エ 県警ヘリコプター出動要請

災害応急対策を実施するにあたり、消防防災ヘリコプター及び県政用ヘリコプターが使用できない場合又は2機では対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請するものとする。

オ 広域航空消防応援ヘリコプター出動要請

広域航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づき応援要請する。

カ ドクターヘリ出動要請

重度救急患者の搬送が必要な場合は、岳北消防本部または北信地方事務所へ要請するものとする。県危機管理部と県健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。

キ その他のヘリコプターの出動要請

(ア) 災害規模、活動内容により消防防災ヘリコプターのみで対応できない場合は、表3-4-2の各要請先へ要請又は要請の指示を行うものとする。

(イ) 県は、要請又は空中偵察による判断に基づき、また要請先との協議に基づいてヘリコプターを選定し対応する。

表 3-4-2 災害時使用ヘリコプター及び要請先

| 種別              | 定員 | 救助<br>ホイスト | 消火<br>装置 | 物資<br>吊下 | ヘリ<br>テレ | 要請先                             |
|-----------------|----|------------|----------|----------|----------|---------------------------------|
| 消防防災ヘリ          | 15 | ○          | ○        | ○        |          | 岳北消防本部または北信地方<br>事務所長(県危機管理防災課) |
| 県政用ヘリ           | 7  | ○          |          | ○        | ○        | 北信地方事務所長                        |
| 県警ヘリ            | 13 | ○          |          | ○        | ○        | (上記のヘリが対応できない場<br>合)            |
| 広域航空消防応<br>援ヘリ  | 各種 | ○          | ○        | ○        | ○        | 消防本部消防長(指示)                     |
| 自衛隊ヘリ           | 各種 |            | ○        | ○        |          | 北信地方事務所長または飯山<br>警察署長           |
| 災害応急対策用<br>(民間) | 各種 |            |          | ○        |          | 北信地方事務所長                        |
| ドクターヘリ          | 6  |            |          |          |          | 岳北消防本部または北信地方<br>事務所長           |

(4) 要請時に明らかにする事項

ヘリコプターの要請にあたっては、以下の事項について可能な限り調査し、積極的な情報交換に努めるものとする。

- ア 災害の状況と活動の具体的内容(物資の量・輸送人数・傷病の程度・距離等)
- イ 活動に必要な資機(器)材
- ウ ヘリポート及び給油体制
- エ 要請者、現場責任者及び連絡方法
- オ 資機(器)材等の準備状況
- カ 気象状況
- キ ヘリコプターの誘導方法
- ク 他のヘリコプターの活動状況
- ケ その他必要な事項

(5) ヘリコプター輸送に必要な措置

- ア 県と連携して適切なヘリポートを選定し、着陸に際して、必要な人員の配置、散水、危険回避措置等を行う
- イ 傷病者の搬送の場合は、原則として救急車及び搬送先病院等について手配する。
- ウ 連絡責任者は、ヘリポートで待機し、必要に応じて機長との連絡にあたる。

### 3. 指定地方行政機関に対する応援要請

(1) 要請手続き

村長は、応急対策又は災害復旧のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、当該機関の職員の派遣を要請する。

(2) 要請事項

要請は、下記に掲げる事項について、あらかじめ明らかにして行う。



表 3-4-3 指定地方行政機関に対する職員派遣要請

| 要請先        | 要請の内容         | 要請時に明らかにすべき事項                                                 | 根拠法令等           |
|------------|---------------|---------------------------------------------------------------|-----------------|
| 指定地方行政機関の長 | 指定地方行政機関職員の派遣 | 1 派遣を要請する理由<br>2 派遣を要請する職員の職種別人員<br>3 派遣を必要とする期間<br>4 その他必要事項 | ・ 災害対策基本法第 29 条 |

#### 4. 消防機関に対する応援要請

村及び消防本部は、その消防力で対処することが困難と判断される火災及び救助・救急事故が発生した場合、「長野県消防相互応援協定」、「消防組織法」第 38 条に基づく応援要請を行い、人命の救護及び火災の鎮圧に万全を期するものとする。

##### (1) 火災及び救助・救急等の応援要請

表 3-4-4 消防機関に対する応援要請

| 応援協定名称等                | 要請種別 | 要請先                    |
|------------------------|------|------------------------|
| 長野県消防相互応援協定 ※          | 第1要請 | ・ 岳南広域消防本部             |
|                        | 第2要請 | ・ 岳南広域消防本部以外の北信地域の消防本部 |
|                        | 第3要請 | ・ 北信地域以外の消防本部          |
| 緊急消防援助隊 ※              | ——   |                        |
| 大規模災害時における広域航空消防実施要項   | ——   |                        |
| 岳北消防本部による近隣自治体との相互応援協定 |      | ・ 上越地域消防事務組合           |
|                        |      | ・ 十日町地域広域事務組合          |
|                        |      | ・ 吾妻広域町村圏振興整備組合        |
| その他都道府県からの消防の応援        | ——   |                        |

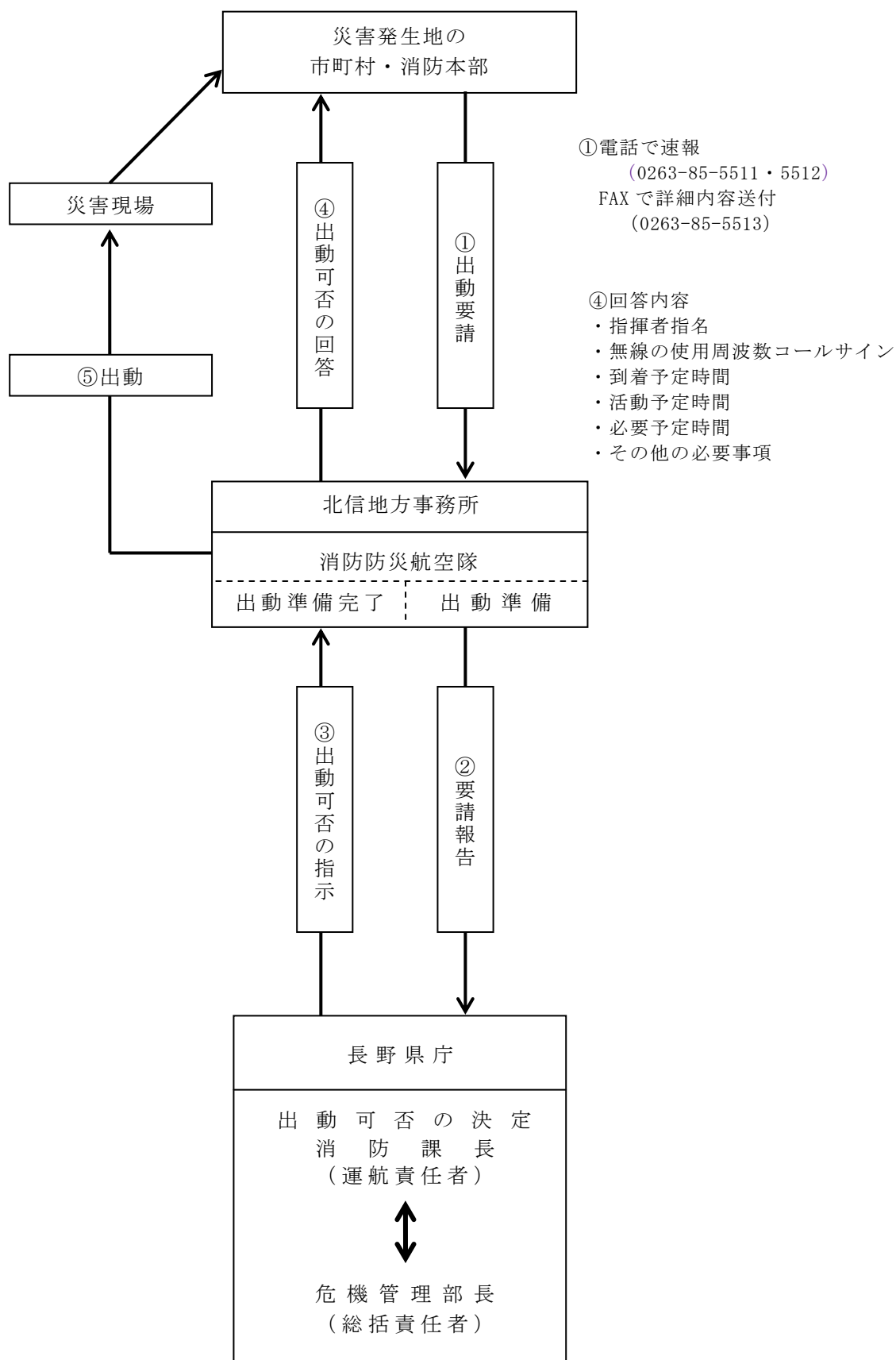
##### (2) 消防防災ヘリコプターの応援要請

県消防防災ヘリコプターの緊急運航の応援要請は、「長野県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところによる。その概要（フロー）を以下に示す。

※連絡用無線 消防県内共通波 152.81 MHz

呼出名称「しょうぼうながのけんあるぷす1」

図 3-4-1 県消防防災ヘリコプターの緊急運航の応援要請フロー



(3) 他都道府県への応援要請

村長は、長野県消防相互応援協定に基づく県内の他市町村からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる「消防組織法」第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請するものとする。

なお、県知事と連絡が取れない場合には、直接、消防庁長官に対し要請するものとする。

ア 緊急消防援助隊

イ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプター

ウ その他、他都道府県からの消防隊

5. 自衛隊に対する災害派遣要請

災害発生時における自衛隊の災害派遣活動を迅速かつ円滑に行うための派遣要請手続き、受入れ態勢、活動等については次のとおりとする。

(1) 自衛隊派遣要請手続き

ア 自衛隊の派遣要請

知事に対して自衛隊の派遣要請を行うときは、次の事項を明らかにし、総務課長に命じて、文書又は口頭をもって北信地方事務所長若しくは飯山警察署長に対し自衛隊の派遣要請を依頼する。

また、口頭をもって要請をしたときは、事後において速やかに北信地方事務所を通じ文書による要請処理を行うものとする。

- a 災害の状況及び派遣を要請する事由
- b 派遣を要請する期間
- c 派遣を希望する区域及び活動内容
- d 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況
- e ヘリコプターを要請する場合のヘリポート
- f その他参考となるべき事項

イ 自衛隊に対する緊急通知

通信の途絶等で、上記アの依頼ができない場合には、その旨及び災害の状況を第13普通科連隊長に通知し、通信復旧後、速やかにその旨を知事に通知する。

ウ 知事の要請を待つことなく派遣する場合の措置（派遣を行う場合の例）

- (ア) 災害に際し航空機（必要に応じ地上部隊等）により自衛隊又は、他部隊のみならず関係機関への情報提供を目的として情報収集を行う場合
- (イ) 災害に際し、通信の途絶等により部隊等が県知事と連絡が不可能である場合に、村長又は飯山警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置を執る必要があると認められる場合
- (ウ) 災害に際し、通信の途絶により県知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置を執る必要があると認めた場合
- (エ) 運航中の航空機に異常な事態が発生したことを自衛隊が察知した場合に捜索又は救助の措置を執る必要があると認められる場合

- (オ) 部隊等が防衛省の施設外において、人命に係る災害の発生を目撃又は当該災害が近傍で発生しているとの報に接した場合等で人命救助の措置を執る必要があると認められる場合

- (カ) その他特に緊急を要し、知事の要請を待ついとまがない場合

エ 緊急の場合の連絡先

表 3-4-5 自衛隊派遣要請先（緊急時）

| 部 隊 名 等             | 連 絡 責 任 者（電 話 番 号）                                                                                        |                                                                                                                |
|---------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                     | 時 間 内                                                                                                     | 時 間 外                                                                                                          |
| 松本駐屯地<br>第 13 普通科連隊 | 「気付先第3科長」<br><br>TEL0263-26-2766(内線 235)<br>防災行政無線 8-535-79<br>FAX0263-26-2766(内線 239)<br>防災行政無線 8-535-76 | 「気付先松本駐屯地当直司令」<br><br>TEL0263-26-2766(内線 302)<br>防災行政無線 8-535-79<br>FAX0263-26-2766(内線 239)<br>防災行政無線 8-535-76 |

オ 派遣に係る事前調整

県は、県内に震度 5 弱以上の地震が発生した場合、その他自衛隊の派遣要請が必要となると予想される状況のときは、第 13 普通科連隊に県内の震度情報、被害情報等を連絡し、迅速な派遣にあたっての事前準備を依頼する。

(2) 自衛隊との連絡体制

ア 県の実施する部隊等との連絡調整

部隊等との県及び現地における連絡調整は、その災害の状況により次の区分による。また現地連絡調整者は、部隊の増援を必要と認めるときは、総括連絡調整者に報告する。

表 3-4-6 自衛隊災害派遣に係る連絡調整者

| 区 分               | 統括連絡調整者  | 現地連絡調整者 |
|-------------------|----------|---------|
| 災害対策本部が置かれていない場合  | 県危機管理部長  | 地方事務所長等 |
| 災害対策本部が置かれている場合   | 県災害対策本部長 | 県地方部長   |
| 現地災害対策本部が置かれている場合 | 県災害対策本部長 | 県現地本部長  |

(7) 連絡調整者の任務（総括連絡調整者）

- a 総括連絡調整者は、部隊等との連絡に当たらせるため連絡員を定め、速やかにその職氏名及び連絡場所等を第 13 普通科連隊長及び現地連絡調整者に通知する。
- b 総括連絡調整者は、全地域における部隊の効果的な活動を図るため、現地連絡調整者、第 13 普通科連隊及び関係機関との連絡調整を行う。
- c 総括連絡調整者は、関係機関等からの災害情報に基づき、次の事項について全体計画を立てる。
  - ・ 地域別優先順位
  - ・ 地域別必要人員
  - ・ 地域別所要資材の確保及び輸送方法
- d 部隊が派遣された後における部隊の増援要請は、上記（1）オにかかわらず、現地連絡者の報告に基づいて総括連絡調整者が行う。

イ 村が実施する部隊等との連絡調整

- (ア) 部隊等の活動等について、村が部隊及びその他関係機関に行う要請は、すべて上記アの現地連絡調整者を通じて行うものとする。
- (イ) 連絡交渉の窓口の一本化を図り、現地連絡調整者に報告するものとする。
- (ウ) 部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について、現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力するものとする。
- (エ) 村及び防災関係機関は、部隊の活動と他の防災関係機関の活動が競合重複しないよう現地連絡調整者を通じて緊密な連携を図り、より効率的な作業分担を定めるものとする。

(3) 自衛隊災害派遣部隊の受入れ体制

ア 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

村長は自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう、最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

イ 作業計画及び資機（器）材の準備

自衛隊の作業の円滑な実施を図るため、次により可能な限り調整のとれた作業計画を立てるとともに、資機（器）材の準備及び関係者の協力を求めるなど、部隊の活動に支障のないよう十分な措置を講ずるものとする。

また、村長は作業実施に必要な物資、資機（器）材等の調達が困難又は不可能な場合は、他の計画に定めるところにより県へ要請するものとする。

- (ア) 作業箇所及び作業内容
- (イ) 作業の優先順位
- (ウ) 作業実施に必要な図面
- (エ) 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所

- (オ) 作業部隊との連絡窓口の一本化
- ウ 受入れ施設等の確保  
派遣部隊に対し次の施設等を確保する。
  - (ア) 自衛隊事務室  
派遣人員の約1割が事務をとるのでこれに必要な室・机・椅子等
  - (イ) ヘリコプターによる派遣部隊のためのヘリポート
  - (ウ) 車両集結場所等の確保（駐車場）  
適当な広場（車1台の基準は3m×8mとする。）
  - (エ) 野営地等（宿泊場所の確保）  
自衛隊については野営を原則とし、野営地はスキー場等とする。
  - (オ) 材料置場・炊事場  
野外の適当な広場
- (4) 災害派遣部隊の撤収  
災害派遣部隊の撤収要請にあたっては、民心の安定、民政の復興に支障がなくなったと認めたときは、現地連絡調整者に報告し、知事に対し災害派遣部隊の撤収を要請するものとする。
- (5) 経費の負担  
自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として派遣を受けた村が負担するものとし、その内容は概ね次のとおりとする。
  - ア 派遣部隊が救援活動、災害応急対策又は災害復旧作業を実施するために必要な資機（器）材（自衛隊装備に係るものを除く）等の購入費、借上料及び修繕料
  - イ 派遣部隊の野営等に必要な土地、建物、宿泊施設等の使用料及び借上料及び損料
  - ウ 派遣部隊の野営等及び救援活動に伴う光熱水費、電話料、通信運搬費、消耗品等
  - エ 派遣部隊の救援活動の実施に際し、生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものを除く）
  - オ その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、村と自衛隊が協議するものとする。
- (6) 自衛隊の災害派遣基準等  
自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。
  - ア 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること（公共性の原則）
  - イ 差し迫った必要性があること（緊急性の原則）
  - ウ 自衛隊が派遣される以外に他の手段がないこと（非代替性の原則）
- (7) 自衛隊災害派遣による救援活動の区分及びその概要

表 3-4-7 自衛隊災害派遣に係る救援活動

| 救援活動区分             | 内 容                                                                                     |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|
| 被害状況の把握            | 車両、航空機等状況に適した手段によって収集活動を行い、被害状況を把握する。                                                   |
| 避難の救助              | 避難の命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い避難を救助する。                              |
| 遭難者等の捜索・救助         | 行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常他の救援活動に優先して捜索・救助活動を行う。                                              |
| 水防活動               | 堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。                                                   |
| 消防活動               | 火災に対して、利用可能な消防車その他の消防用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力し消火にあたる。(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。) |
| 道路又は水路等交通路上の障害物の排除 | 道路若しくは水路が損壊し、又は障害物等により交通に障害がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。(放置すれば人命、財産の保護に影響があると考えられる場合。)         |
| 応急医療、救護及び防疫        | 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う。(薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用する。)                                        |
| 人員及び物資の緊急輸送        | 緊急患者又は医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。(航空機による場合は、特に緊急を要すると認められる場合。)                     |
| 炊飯及び物資の緊急輸送        | 被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。(緊急を要し、他に適当な手段がない場合。)                                                |
| 救援物資の無償借与又は譲与      | 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、生活必需品等は無償貸付し、又は授与する。             |
| 危険物の保安及び除去         | 自衛隊の能力上可能なものについて、火薬類、爆発等危険物の保安措置及び除去を行う。                                                |
| その他                | その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて、所要の措置をとる。                                                |
| 予防派遣               | 水害、津波被害等を未然に防止するための措置を実施する。                                                             |

## 6. 応援協定に基づく応援要請

大規模な災害で他市町村の応急対策を実施するため必要と認めるときは、「災害時相互応援協定」に基づき応援協定締結都市の長に対し応援を要請する。

### (1) 「災害時相互応援協定」に基づく応援要請

応急対策を実施するため必要と認めるときは、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、北信地域の代表都市である中野市長に応援を要請するものとし、その旨を知事に連絡するものとする。中野市が被災し対応できない場合は、隣接ブロックの代表都市に要請を行うものとする。

また、交通分野については、村が広域的に密接に連携しつつ、その検討、実施を図ること。

表 3-4-8 災害時相互応援協定に基づく応援要請

| 要請先                   | 要請の内容                                              | 要請時に明らかにすべき事項                                                                                          | 根拠法令等                                            |
|-----------------------|----------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|
| 北信地域<br>代表都市<br>(中野市) | 1 応援の要求<br><br>2 職員の派遣要請<br><br>3 災害応援に関する協定に基づく要請 | 1 応援を求める理由<br><br>2 応援を求める職種別人員、車両、資機(器)材、物資等<br><br>3 通行路及び応援集結場所<br><br>4 応援を求める期間<br><br>5 その他必要な事項 | ・ 災害対策基本法<br>第 67 条<br><br>・ 長野県市町村災害<br>時相互応援協定 |

[資料 B-1 長野県市町村災害時相互応援協定]

[資料 B-2 長野県市町村災害時相互応援協定実施細則]

## (2) 担当業務

- ア 火災防御活動
- イ 水防活動
- ウ 人命救助
- エ 負傷者の搬送
- オ 遺体の捜索・収容
- カ 給水
- キ 防疫
- ク その他緊急を要する業務

## (3) その他留意事項

- ア 応援派遣が決定された場合は、災害対策本部において受入れの体制を整備するとともに、必要に応じて関係部課から職員を派遣し、災害対策本部との連絡にあたるものとする。
- イ 指揮命令は派遣を受けた村において行うものとする。

## 7. 民間団体等に対する協力要請

被災地の応急作業を助け、かつ復興意欲を高めるため、村長が民間団体等に応援協力を要請する場合の対象団体、要請方法等を定めることを目的とする。

また、村長は、応急対策又は災害復旧のため必要と認めるときは、村域を統括する民間団体等の長に対し、次の事項を明らかにして総務課長が協力を要請する。

### (1) 民間団体に対する協力要請事項

- ア 応援を必要とする作業内容
- イ 応援を必要とする人員、車両、資機(器)材、物資等
- ウ 応援を必要とする場所及び集合場所
- エ 応援を必要とする期間



オ その他必要な事項

(2) 応援協力を要請する主な民間団体等

ア 農林水産業団体、商工業団体、建設業団体、運送業団体等の産業別団体

イ 医師会、歯科医師会、薬剤師会、建築士会等の職業別団体

ウ 自治会、自主防災組織、赤十字奉仕団

エ その他村に対して協力活動を申し出た団体

村は、「災害時の医療救護についての協定」等の締結に向けて努めるものとする。

(3) 郵便局に対する応援要請

村は、「災害時における栄村と栄村内の郵便局との相互応援協定」の締結に向けて努めるものとする。

(4) 住民ボランティア団体に対する協力要請の方法

大規模な災害が発生した場合には、発生後2時間以降を目途として、次の手段により住民ボランティアへの協力要請を行う。

ア 告知放送による呼びかけ

イ 広報車による呼びかけ

ウ 職員による口頭の呼びかけ、チラシ配布、掲示等による呼びかけ

エ アマチュア無線による呼びかけ

オ 放送局（テレビ・ラジオ）を通じた呼びかけ

(5) 自治会に対する協力要請の方法

ア 要請は自治会に対して行うものとする。

イ 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関し、必要事項については、その都度連絡するものとする。

(6) 自主防災組織に対する協力要請の方法

ア 要請は自主防災隊連合会長等、自主防災組織の代表者に対して行うものとする。

イ 応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関し、必要事項については、その都度連絡するものとする。

(7) 赤十字奉仕団への協力要請

要請は、日本赤十字社長野県支部に対して行い、作業内容、作業場所、集合場所、その他必要事項を連絡し、活動に支障のないよう措置するものとする。

## 8. 応援隊の受入れ体制

村は、応援要請により災害派遣される人員、車両、物資等の受入れ及びそれらの部隊が滞在し、災害活動を実施するために必要な物資の供給体制等について事前に定めておくとともに、応援要請を行うと同時に応急対策を担当する部署が関連施設等を確保し、円滑な受入れ体制を確立する。

(1) 応援隊事務室の設置

応援隊との指揮命令系統の確保及び連絡調整等を円滑に行い災害対策を迅速に実施するため、必要に応じて災害対策本部内に事務室を設置する。

(2) 宿泊場所の確保

ア 避難所として指定されていない公共施設とする。

イ 被災状況、応援隊の規模等により村内で確保することができない場合は、近隣市町村に依頼し確保する。

(3) 車両集結場所等の確保

ア 宿泊場所等に隣接した空き地等を駐車場として確保し提供する。

イ 不足の場合は状況に応じ直近の公共用地、民間の駐車場等の借上げにより確保する。

(4) 燃料確保及び供給

ア 災害応援車両への燃料の供給は、原則として燃料供給業者の協力を得て給油場所を指定し供給する。

イ 被災の状況等により、確保、供給することができない場合は、タンクローリー、ドラム缶等による供給を県に要請し確保する。

(5) 食料の供給及び炊事施設の確保

ア 自衛隊は、災害派遣期間中の食料の確保及び炊事については、原則として自己において完結するものとする。

イ 他市町村、消防機関等の災害応援隊に対する食料の供給及び炊事施設の確保は、原則として村で行うものとするが、災害の規模及び被災の状況等により応援隊への食料の供給及び炊事施設の確保が困難であると判断された場合は、相当日数の食料及び炊事用具の携行を要請する。

## 9. 応援体制の整備

応援活動は、被災地方公共団体等が必要とする応急措置等を、迅速かつ的確に行うことが重要である。そのため、災害の発生を覚知したときは、相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する必要がある。

また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待つ時間的余裕がないと認められるときは、要請を待たずに自主的に出動等する必要がある。

## 10. 経費の負担

(1) 国から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他都道府県、他市区町村から県又は市町村に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は所定の方法による。(災害対策基本法施行令第18条)

(2) (1)以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、相互応援協定に定められた方法によるものとする。

## 第5節 救助・救急・医療活動

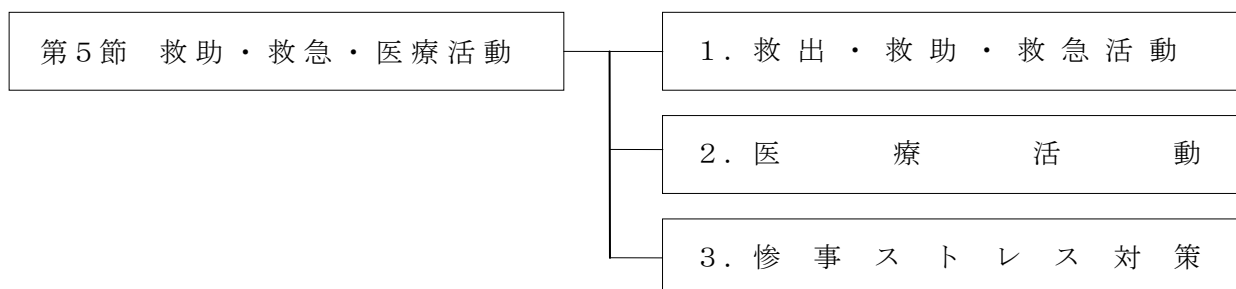
(実施担当：総務班・住民支援班・消防団・消防本部)

激甚災害発生直後には、通常の救助・救急・医療実施機関・地域住民、自主防災組織等が連携し、村民の生命・身体の安全確保を図る。

また、災害発生後、被災者に対し救助・救急活動を行うとともに、負傷者に対し必要な医療活動を行うことは、生命及び身体の安全を守るために最優先されるべき課題である。

さらに、大規模災害時における救急活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMA T：Disaster Medical Assistance Team の略）《注》・救護班の派遣要請、円滑で効率的な救護活動の実施、医療品、医療用資機（器）材の供給体制の確保、他市町村との相互支援体制の整備等について関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

《注》DMA Tは、自然災害及び航空機・列車事故等の災害時に被災者の生命を守るため、被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームであり、厚生労働省管轄下の機関である。DMA Tの派遣は、被災地域の都道府県の派遣要請に基づくものである。ただし、厚生労働省は、被災地域の都道府県の派遣要請が無い場合であっても、緊急の必要があると認めるときは、都道府県等に対してDMA Tの派遣を要請することができる。



### 1. 救出・救助・救急活動

#### (1) 消防団の活動体制

消防団は、地域における多数の負傷者及び要救助者の発生に対し、簡易救出用具（金でこ、ハンマー、のこぎり等）を有効に活用するとともに、地域住民、自主防災組織と連携して救助救急活動を行うものとする。消防団が行う救助・救急活動は、下記の原則に基づいて行う。

- ア 延焼火災を多発し、多数の救助・救急事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。
- イ 延焼火災は少ないが、多数の救助・救急事象のある場合は、多数の人命危険が予測される建物等を優先する。
- ウ 救命処置を要する重症者を最優先し、傷病者の迅速、安全な搬送を原則とする。
- エ 複数の救助・救急事象が発生した場合には、軽易な救助及び程度の軽い救急事象については、地域住民等による自主的な活動で対応する。

#### (2) 地域住民、自主防災組織、事業所等による活動体制

災害発生時においては、公的機関による防災活動のみならず、地域住民による自発的かつ組織的な防災活動がきわめて重要であることから、地域住民、自主防災組織、事

業所等は協力して地域における災害時要配慮者の避難を行うとともに、被災者搜索、救助、傷病者の応急手当、応急救護所への搬送などの活動を行い、公的機関による防災活動に対し積極的に協力するものとする。

- ア 負傷者等の早期発見
- イ 簡易救出用具等を活用しての救出活動
- ウ 傷病者の救出及び応急手当て、救護所等への搬送等の実施及び協力
- エ 地域内の被害状況等の情報収集、調査
- オ 自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、救助・救急活動を実施する各機関に協力するよう努める

(3) 村が主体となって行うこと

- ア 村長は、職員を動員し、負傷者等を救出する。
- イ 負傷者等の救助、救急活動要領は次による。

(ア) 火災現場付近優先の原則

規模が同じ程度の救助、救急事象が火災現場付近とその他の場所に併発した場合は、火災現場付近を優先する。

(イ) 重傷者優先の原則

救助及び救急処置を必要とする重傷者を優先し、その他の負傷者はできる限り自主的な処置を行わせるとともに、他の防災関係機関と連携のうえ救助、救急活動を実施する。

(ウ) 救助、救急効率重視の原則

同時に複数の救助、救急事態が発生した場合は、原則として少数隊員で多数の人命救助ができる事象に主力を注ぐものとする。

- ウ 村は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機（器）材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。
- エ 村は、その区域内における救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常本部（「非常災害対策本部又は緊急災害対策本部」をいう。）、現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するものとする。
- オ 村長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して県に対し救出活動の実施を要請する。

(ア) 応援を必要とする理由

- (イ) 応援を必要とする人員、資機（器）材等
- (ウ) 応援を必要とする場所
- (エ) 応援を必要とする期間
- (オ) その他周囲の状況等応援に関する必要事項

(4) 村長の要請に基づき県が行うこと

- ア 自衛隊の派遣要請
- イ 消防機関の応援動員要請

## 2. 医療活動

応急救護所を開設して軽症患者等に対する処置を行うとともに、あらかじめ指定した救護病院で重症患者及び中等症患者の処置及び受入れを行うため次の措置を講ずる。

### (1) 岳北消防本部による活動体制

- ア 被災地域の医師会・医療機関と相互の密接な情報交換を図り、負傷者等の収容能力の掌握に努める。
- イ 現場の状況を把握するとともに収集した情報を、災害対策本部へ報告する。
- ウ 市町村と連携して重症被災者の災害拠点病院への搬送を行うとともに、基幹災害医療機関・救急救命センター等への緊急輸送を県に要請する。

### (2) 村が主体となって行うこと

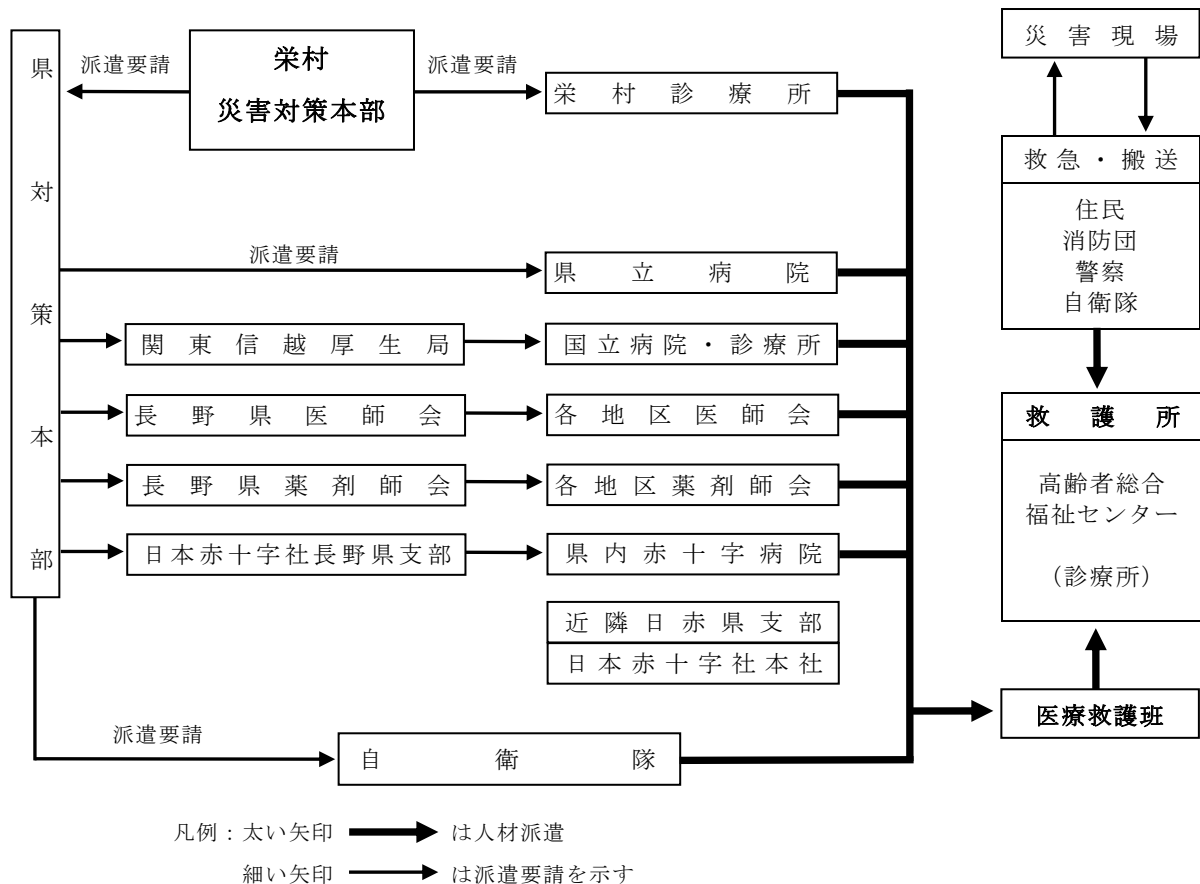
- ア 災害が発生した場合は、「医療関係団体」と緊密な連携をとり、医療活動の万全を期するものとする。
- イ 村は、自らの公的医療機関において医療活動を行うほか、必要に応じ、その区域内の民間医療機関に対し、医療活動の協力を求めるものとする。
- ウ 村及び医療機関は、医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。  
また、飯山警察署に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する
- エ 必要に応じて、広域後方医療関係機関（厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社）に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請するものとする。

### (3) 村が関係機関に要請すること

- ア 医療機関は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、災害医療活動の準備を行う。
- イ 被災地域内の医療機関等は、建築物、医療設備の被害の応急復旧を実施するとともに、必要に応じ、ライフライン事業者等に対し、応急復旧の要請を行う。
- ウ 被災地内の医療機関は、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。
- エ 被災地域内の医療機関は、状況に応じ、災害派遣医療チーム（DMAT）等を派遣するよう努める。
- オ 日本赤十字社長野県支部は、医師を確保し災害派遣医療チーム（DMAT）等を編成するとともに、必要に応じて、公的医療機関・民間医療機関からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。
- カ 災害派遣医療チーム（DMAT）等を編成した医療関係機関は、災害対策本部等にその旨報告するよう努める。
- キ 長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会は、備蓄医薬品及び衛生材料の速やかな搬送を行い、使用後の迅速な補充を図る。
- ク 長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部付属病院は、県からの要請に基づき、ドクターヘリによる救急搬送等の医療救護活動を行う。
- ケ 公益社団法人長野県柔道整復師会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者の応急救護（「柔道整復師法」（昭和45年法律第19号）に規定された業務の範囲）を行う。

(4) 医療救護

図 3-5-1 医療救護活動体系図



ア 医療救護班の編成

災害時において、多数の傷病者が発生したとき、又は医療機関の被害等によりその機能が停止したとき、村は、村内の各医療機関に対して、医療救護班の編成及び派遣を要請する。また、地域内の医療体制で対応できない場合は、県に対し医療救護班の派遣要請等必要な措置を要請する。

イ 救護所の設置

医療救護活動を行うにあたり必要と認めるときは、救護所を設置する。

また、医療救護本部を設置し、救護所及び救護病院の状況等を把握するとともに、必要な調整を行う。

(7) 設置場所

以下に示すうちから、被災者にとって最も安全かつ交通便利と思われる場所を医療救護班長が選定する。

高齢者総合福祉センター・栄村(秋山)診療所・栄小学校体育館・旧東部小学校社会体育館

(イ) 救護所の開設及び運営

救護所の開設及び運営は、住民福祉課長の指揮により医療救護班長が行う。

a 災害が発生したときは、速やかに救護所を開設し、医療救護活動を開始する。

b 災害発生直後の混乱期において医療スタッフがそろわないときは、自主防災組織の協力を得て臨機に対応するものとする。

ウ 医療救護活動

医療救護及び助産活動は、原則として医師の指示において実施する。また、災害の状況によっては、被災地等を巡回し、医療救護を実施する。

(ア) 医療救護の範囲

救護所において行う医療救護は、次のとおりとする。

a トリアージ（負傷者の程度選別）

b 診察及び実施可能な応急処置（重症患者及び中等症患者への応急処置、軽症患者に対する処置の看護師等への指示）

c 病院への収容連絡

d 死亡の確認

(イ) 医療救護班の職務

医療救護班は、救護所において医師の指示により次の職務を行う。

a 負傷者の程度の判定

b 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定

c 救急処置の実施

d 救急活動の記録

e 遺体の検案

f その他必要な事項

(ウ) 活動の実施期間

医療救護及び助産活動を実施する期間は、災害の状況に応じ住民部長が医師会等と協議し定める。

(エ) 救護病院の業務は次のとおりである。

a トリアージ

b 重症患者及び中等症患者の処置と受入れ

c 広域搬送拠点への移送手配

d 死亡の確認

e 医療救護活動の記録及び災害対策本部への受入れ状況等の報告

f その他必要な事項

(5) 重傷者の搬送体制

家屋倒壊等による負傷者が同時に多数発生することを想定し、災害発生直後の混乱期における傷病者の搬送は、次のとおり行う。

ア 村民及び自主防災組織による搬送

医師の応急処置を必要とする傷病者の救護所への搬送は、家族、地域住民及び自主防災組織が協力して行う。

また、救護病院が至近距離にある場合は、重症患者、中等症患者の応急救護所から救護病院までの搬送に協力する。

イ 救急隊による搬送

(ア) 岳北消防本部救急隊は、多数の要救助者を認めたとき、主に救助活動と現場での応急処置に従事することとし、搬送は村職員、警察官及び地域住民等の協力により行うこととする。

(イ) 災害発生後2日間以内(48時間)における傷病者の搬送は、医師の指示による搬送を優先し実施する。

ウ ヘリコプターによる搬送

(ア) 緊急に高次治療が必要な傷病者の搬送は、防災関係機関のヘリコプターにより行う。ヘリコプターの要請等については、「第4節 広域応援要請活動」及び「第10節 緊急輸送応急対策」による。

また、村内の救護医療機関等だけでは治療・受入れすることができない重症患者を広域搬送する場合は、県に要請し、広域搬送拠点又は救護医療機関の最寄りのヘリポートまで、重症患者を搬送する。

(6) 医薬品・資機(器)材の確保

各医療救護班が医療・助産救護のために使用する医療器具及び医療品等が不足したときは、薬剤師会、薬局、その他医薬品・医療用資機(器)材取扱業者、県、日本赤十字社長野県支部及び各医療機関等に協力を要請し、調達により確保する。

(7) 村が県へ要請すること

村長は村での救護が困難な場合は、次の事項を明らかにし県へ要請する。

ア 救護を必要とする傷病者数(内科・外科・助産等別の人員)

イ 必要な応援班数

ウ 救護期間

エ 応援班の派遣場所

オ その他必要事項(災害発生の原因等)

(8) 村長の要請に基づき県が行うこと

ア 救護医療機関等への応援班の派遣並びに災害派遣医療チーム(DMAT)の編成及び要請

イ 日本赤十字社長野県支部からの輸血用血液の調達・斡旋

ウ 近隣薬剤師会への薬剤師等の確保及び派遣の要請

エ 村外の病院に対する重傷患者受入れ等の要請

(9) 村民及び自主防災組織

軽度のものについては、自己及び助け合いにより処置する。

### 3. 惨事ストレス対策

(1) 救助・救急活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

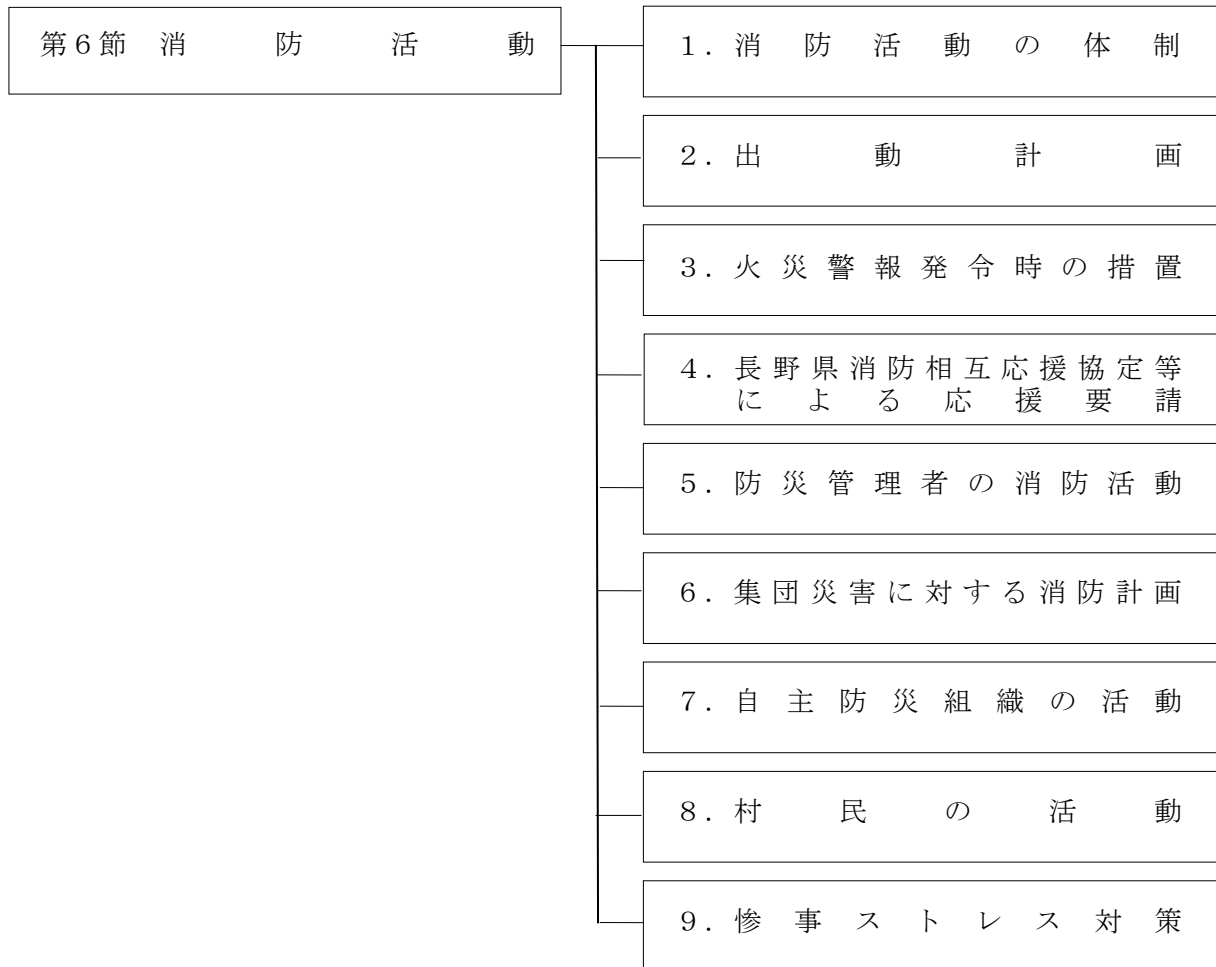
(2) 消防本部等は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。



## 第6節 消防活動

(実施担当：総務班・消防団)

火災時又は災害の発生が予想される場合における消防活動を、迅速かつ適切に実施するために警戒・防御拡大防止対策等について万全を期すため、消防体制、消防活動について必要な事項を定める。



### 1. 消防活動の体制

栄村消防団は「栄村消防団の設置に関する条例」（昭和46年条例第5号）に基づく非常備組織であるが、災害対策本部が設置された時は災害対策本部長の命により活動する。

### 2. 出動計画

#### (1) 出動

非常災害等緊急事態における出動は、災害対策本部長の命による。

#### (2) 救急救助出動

災害が発生し、多数の負傷者及び救助を必要とするものがあるときは災害対策本部長の特命により出動を行う。

(3) 消防団の出動区分

表 3-6-1 消防団の出動区分

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 第1次出動 | 本部及び火災等発生地の方団           |
| 第2次出動 | 本部及び火災等発生地の方団とその他すべての方団 |

災害対策本部設置時で、同時多発災が発生した場合の出動は、各分団とも担当地区を第1次出動とする。第2次出動は災害対策本部長及び岳北消防本部消防長（非常災害警防本部）の指令により出動する。

(4) 消防団の重点活動事項

- ア 被害状況等の情報の収集と伝達
- イ 消火活動及び救助活動
- ウ 指定緊急避難場所の安全確保及び避難路の確保
- エ 避難住民等の避難場所への誘導
- オ 危険地域からの避難の確認
- カ 自主防災組織との連携、指導、支援
- キ 出火防止の広報

(5) 情報収集活動要領

- ア 情報収集の時期  
消防団及び消防本部は直ちに情報収集活動を開始する。
- イ 情報収集の手段  
消防団及び消防本部は、活動部隊等からの情報を間断なく収集するとともに、高所見張り、参集職員、警察官、自主防災組織等あらゆる人々及び機関から積極的に収集する。
- ウ 収集すべき情報
  - (ア) 火災の発生場所及び火勢の状況、延焼拡大方向
  - (イ) 人命救出、救助の必要の有無
  - (ウ) 自主防災組織の活動状況
  - (エ) 道路損壊、橋の損壊及び消防車両等の通行可否
  - (オ) 消防水利等の活用可能状況
  - (カ) その他消防活動上必要な事項
- エ 情報連絡体制  
情報の収集又は通報のための通信は、「第3節 発災直後の情報の収集・連絡・広報活動 1.」に定める通信系統による。

(6) 火災防御要領

- ア 避難地、避難路確保優先の原則

延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難地、避難路確保のための防御を行う。

イ 重要地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先に防御する。

ウ 消火可能地域優先の原則

同時に複数の延焼火災が発生した場合は、消火可能地域を優先して防御する。

(7) 避難勧告・指示の伝達及び誘導

火災が各所において炎上拡大し、あるいは爆発による誘爆の危険又は有毒ガス等が流出し人的災害等が予想され、危険と判断した場合は、消防長又は栄分署長は地域住民等を早急に安全な場所へ避難させるための避難の勧告・指示の伝達及び誘導を行う。

(8) 岳北消防本部との協力体制

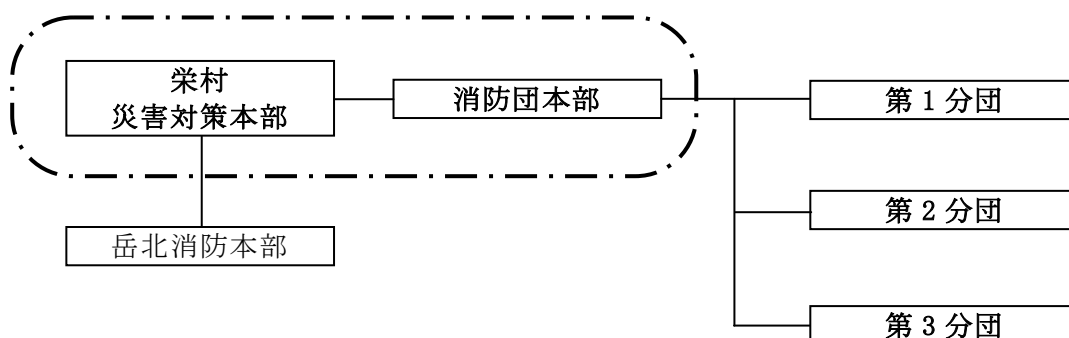
災害対策本部は広域消防本部と有機的な関係を保つとともに、災害の態様によっては分団単位で活動できる体制を確立する。災害対策本部設置時、団員はすみやかに非常配備体制に移行して任務を遂行する。

(9) 応援出動

ア 岳北消防本部では、上越地域消防事務組合（昭和 55 年締結）、十日町地域広域事務組合（平成 10 年締結）、吾妻広域町村圏振興整備組合（平成 11 年締結）との相互応援協定を結んでる。

イ 村境付近における火災は、応援協定によることなく消防団長の判断で出動するものとする。この場合、緊急やむを得ない場合は消防団長の指令があったものとして出動することができる。

図 3-6-1 非常災害時の活動体制



### 3. 火災警報発令時の措置

火災警報発令時の火災は、一般防御計画による対処は困難が予想される。このため部隊の増強等、一般防御計画を基本とし、いかなる火災にも対処できるよう次の措置を行う。

(1) 消防団

関係地区内の消防水利の点検を実施し、機械器具の点検整備を行い、ただちに出動できる体制を整える。

#### 4. 長野県消防相互応援協定等による応援要請

(1) 応援要請

火災、救急等の規模の拡大などに伴い、広域消防により被害の軽減を図るため、「消防組織法」(昭和22年法律第226号)第39条に基づき隣接市町村等と「長野県消防相互応援協定」を締結し、これに基づき応援要請を行う。

「第4節 広域応援要請活動 4. 消防機関に対する応援要請による。」

(2) 隣接市町村に応援要請をした場合の措置

ア 応援部隊の集結場所

(ア) 原則として消防団本部とする。ただし、火災の現場、火災の様相、地理、水利の状況により他の場所が適当な場合は、別に指定する。

(イ) 応援部隊の集結場所には、あらかじめ団長が指定する誘導員を置く。

イ 応援部隊の誘導

(ア) 延焼阻止線に近い安全で適格な場所を選定し誘導すること。

(イ) 容量の豊富な水利を選定し誘導すること。

#### 5. 防火管理者の消防活動

学校、工場、事業所、社会福祉施設等の防火管理者は、下記の項目を基準として消防活動を実施する。

(1) 災害時の火災通報及び速やかな避難の実施

(2) 警戒警備の実施

(3) 重要施設、危険物の所在確認とこれらの搬出、除去及び保護の実施

(4) 人的危険の発生するおそれのある箇所について、人命救助の実施

(5) 避難場所及び避難経路の確認と避難の実施

(6) 火災予防措置

火気の消火及びLPガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い必要な防災措置を講ずる。

(7) 火災が発生した場合の措置

ア 自衛消防隊等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。

イ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

(8) 災害拡大防止措置

LPガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取扱う事業所において異常が発生し、災害が拡大するおそれがあるときは次の措置を講ずる。

ア 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。

イ 消防本部、警察等の最寄りの関係機関に駆付ける等、可能な手段により直ちに通報する。

ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。

#### 6. 集団災害に対する消防計画

交通事故等の災害により、多数の死傷者が一時に発生した時(以下「集団災害」とい

う。)において、被害の軽減のため行う救助及び救急その他の災害対策について定めるものとする。

(1) 計画の適用及び現地本部の設置

集団災害が発生し次に該当するときは、この計画に従い速やかに現地に現地本部を設置するものとする。

ア 列車、電車の衝突又は交通事故が発生し死傷者が10名以上となったとき、又は見込まれるとき。

イ その他特異な災害事故発生により消防長が必要と認めたとき。

## 7. 自主防災組織の活動

(1) 各家庭等におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブの閉止、電源の遮断等の相互呼びかけを実施するとともに、その点検及び確認を行う。

(2) 火災が発生したときは、消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。

(3) 消防隊（消防本部、消防団）が到着したときは、消防隊の長の指揮に従う。

## 8. 村民の活動

(1) 火気等の始末

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに消火するとともに、ガス栓、LPガス容器のバルブ、石油類のタンクは元バルブをそれぞれ閉止し、電気についてはブレーカーを遮断する。

(2) 初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、汲み置きの水等で消火活動を行う。

## 9. 惨事ストレス対策

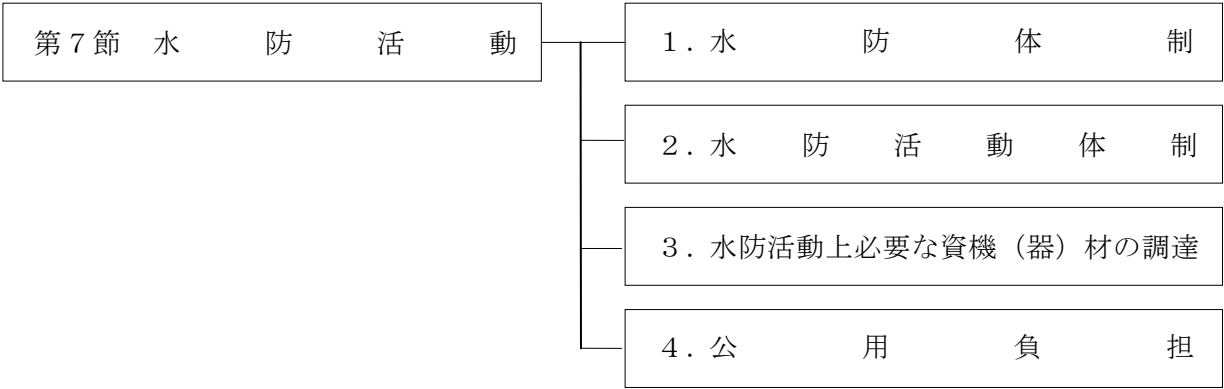
(1) 救助・救急又は消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 消防本部等は、必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請するものとする。

# 第7節 水防活動

(実施担当：総務班・消防団)

洪水により災害が発生し、又は発生が予想される場合「水防法」及び「災害対策基本法」の趣旨に基づき河川、湖沼、による水災を警戒し、これを防御し、又、これによる被害を軽減するため水防体制を確立して、情報の収集、予警報の伝達、避難、水防資材の整備運用等、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。



## 1. 水防体制

### (1) 水防の責務

村は「水防法」により、村内の水防を十分に果たす責務を有し、関係機関、公共的団体及び水防上重要な施設の管理者等は、この計画に定めるところにより、その責務を果たさなければならない。

### (2) 協力村民は気象状況、水防状況等に注意し、水害が予想される場合及び水害が発生した場合は、水防管理者又は消防本部の長の要請に基づき、その業務の遂行に協力するものとする。

また、村長、消防本部の長は水防のためやむを得ない必要があるときは、村内に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事するよう要請することができる。

### (3) 水防組織

ア 水防本部は役場内に置き、気象注意報または警報が発令されてから、洪水などの危険が解除するまでの間、警戒防御にあたるものとし、その組織は災害対策本部に準ずるものとする。

なお、水防本部は、災害対策本部が設置された場合には、同本部に統合されるものとする。

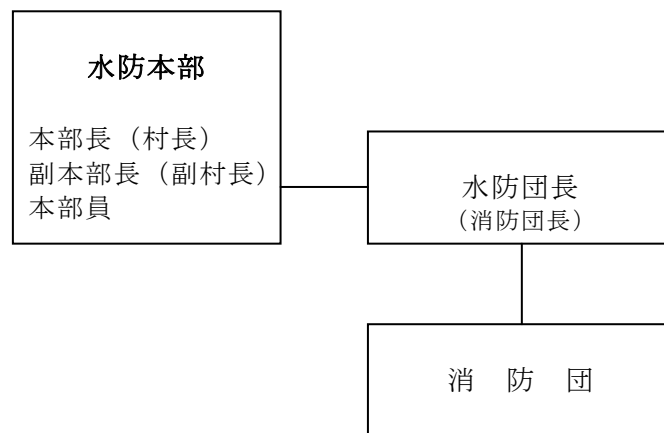
イ 水防本部長（村長）は、気象注意報または警報等の伝達を受けたとき、または水防上必要と認めた時は、直ちに水防団長（消防団長）及び本部員その他関係職員に通知し、警戒防御に従事させる。

ウ 水防団長は、前項の通知を受けた場合または必要があると認めた場合は、消防団員を招集し各担当区域の警戒防御を行う。

エ 水防団長は、災害の状況により担当区域にかかわらず消防隊の運用を行う。

オ 組織

図 3-7-1 水防組織



## 2. 水防活動体制

### (1) 気象又は水防に関する情報等の伝達

村は、長野地方気象台及び県が発表する気象又は水防に関する情報の伝達を受けたときは、情報に応じた配備体制を整えるものとする。また、その内容を速やかに消防団に周知するとともに、必要に応じ村民への広報等を行う。

### (2) 消防団の出動

消防団員は、出動の指令を受け、又は災害の発生を知ったときは直ちに指定の場所へ参集し迅速に水防活動に従事する。

なお、消防団員の動員の基準は、概ね次に定めるところによる。

ア 「水防法」の規定に基づき、県知事から水防警報の伝達があったとき。

なお、県知事からの通知内容は次のとおりである。

#### 第1段階（準備）

水防資材及び器材の整備点検、水門等の開閉の準備並びに消防団幹部の出動を要請する。

#### 第2段階（出動）

消防団員の出動を通知する。

#### 第3段階（解除）

水防活動の終了を通知する。

#### その他（状況）

水防上必要とする水位、雨量等の状況を通知する。

イ 梅雨前線等の影響による豪雨によって、河川の水位が上昇し、村内に洪水、がけ崩れ等の災害が発生し、又は発生が予想されるとき。

ウ 台風の接近により、村内に暴風雨による洪水等の災害が発生し、又は発生が予想されるとき。

エ 長期にわたる降雨によって、農地等の決壊、崖崩れ等による水害が発生し、又は発生が予想されるとき。

オ 水防信号

表 3-7-1 水防信号

| 種 類  | 説 明                                             | 警 鐘 番 号     | サイレン                                           |
|------|-------------------------------------------------|-------------|------------------------------------------------|
| 第1信号 | 警戒水位に達するおそれがあることを知らせるもので、水防関係者が待機し資材の手配作業の準備をする | ○ ○—○—○     | 10 秒吹鳴 休止2秒 3秒吹鳴<br>約 10 秒 約2秒 約3秒<br>○— 休止 ○— |
| 第2信号 | 水防機関に属する者が直ちに出勤・作業すべきことを知らせるもの                  | ○—○—○—○—○   | 短吹鳴3秒 休止約2秒<br>○— ○— ○— ○— ○—                  |
| 第3信号 | 水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの                 | ○—○—○—○—○—○ | 短吹鳴3秒 休止約2秒<br>○— ○— ○— ○— ○— ○—               |
| 第4信号 | 必要と認める区域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるもの              | 乱 打         | 1分吹鳴を一定時間繰り返す<br>約1分 約5秒 約1分<br>○— 休止 ○—       |

## (3) 雨量、河川水位の観測及び通報

総務部長は、相当の降雨があり、又は降雨が予想されるときは、関係機関との連絡を密にして雨量の状況を把握し、水防管理者に報告するとともに必要に応じて関係機関に連絡するものとする。

## (4) 監視及び警戒

水防警報等が発令された場合、又は河川の水位が上昇して災害が発生、若しくは発生が予想される場合は、本部職員等を水防区域の監視及び警戒に派遣する。当該職員等は既往の被害箇所及び重要な箇所等を巡視して異状を発見した場合は直ちに災害対策本部長、関係機関及び当該施設の管理者に連絡し、必要な措置を要請し、緊急を要する場合は必要な措置を行い、被害が拡大しないよう努める。

ア 堤防の溢水状況

イ 表法で水当たりの強い場所の亀裂又はがけ崩れ

ウ 天端の亀裂又は沈下

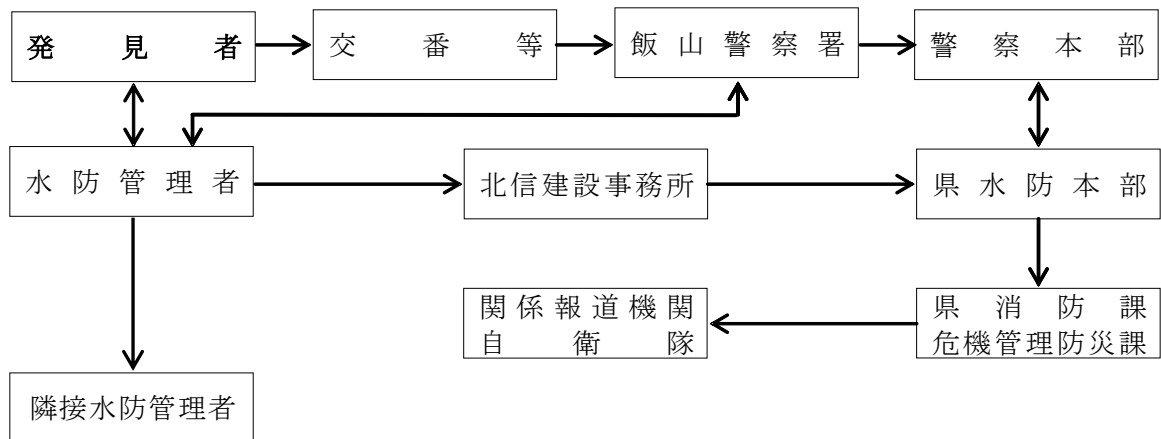
エ 表法漏水等による亀裂又はがけ崩れ

## (5) 決壊（被害）情報の通報

堤防その他の施設が決壊した場合、又は危険な状態になった場合は、その旨を北信建設事務所長、飯山警察署長に通報し、必要があれば下流の水防管理者等に通報する。



図 3-7-2 連絡系統図



#### (6) 水防作業の実施

水防作業は、決壊箇所又は危険な状態になった箇所に対してできる限り被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して適切な工法により応急工事を実施する。

#### (7) ダム、堰、水門等の管理者の措置

##### ア ダム、堰、水門等の操作

ダム、堰、水門等の管理者は、水防警報の通知を受けたとき、又は気象状況等により雨量、水位、流量等が増大し、洪水のおそれがあると認めるときは、それぞれ定められた操作、規則及び操作規定に基づき的確な操作を行うものとし、その操作にあつてはそれぞれ定められた連絡先に通報した後、行うものとする。

##### イ 水防関係機関への通報

洪水時、ダム等に破損又は決壊の危険が生じたときは、被害状況を把握し、速やかに下流部の被害を及ぼす範囲の市町村、警察、その他関係機関にその状況を連絡し、必要な応急措置を講ずるものとする。

また、地域住民の避難等が迅速に行われるよう措置するものとする。

#### (8) 水防活動の応援要請

ア 村長は、水防のため必要があるときは警察署長に対して警察官の出動を要請する。

イ 村長は、緊急の必要があるときは、他市町村長又は消防長に対して応援を求める。

ウ 村長は、必要があるときは次の事項を示し、県に自衛隊の災害派遣の要請を求めるものとする。

(ア) 応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする人員、資機（器）材等

(ウ) 応援を必要とする場所

(エ) 期間、その他応援に必要な事項

(9) 水防警報の解除

ア 水防警報の解除は、水位が降下して水防作業の必要がなくなり、県水防本部長又は水防管理者が水防警報解除の指令をしたときとする。

イ 消防団員はアによる水防警報の解除があるまでは、自らの判断により、当該部所を離れてはならない。

ウ 水防警報の解除後は、水防作業に従事した人員、使用器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに災害対策本部長に報告する。

3. 水防活動上必要な資機（器）材の調達

村に備蓄された資機（器）材では、安全な水防ができないときと予想されるときは北信建設事務所及び関係業者に資機（器）材の供給を依頼する。

4. 公用負担

(1) 公用負担の証票

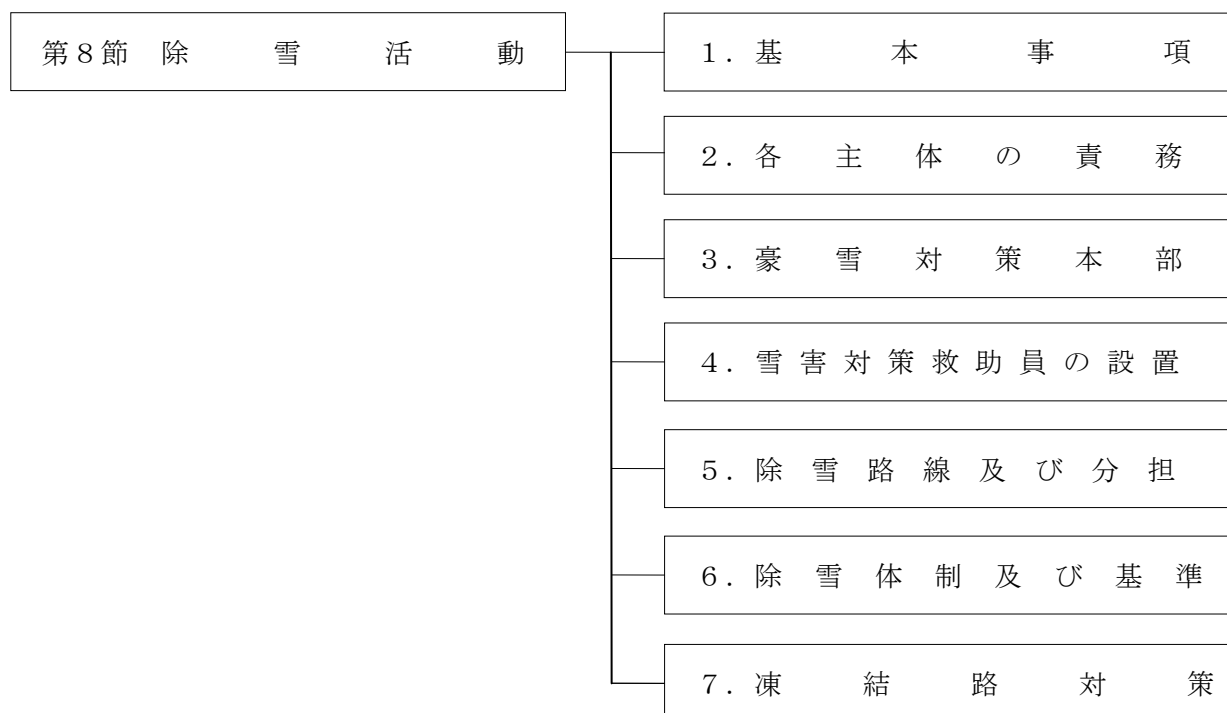
水防活動のため、緊急に必要があるときには現場において必要な土地の一時使用、土石・竹木、その他の資機（器）材及び機械器具の使用若しくは収用するときは、水防管理者の発行する公用負担であることを証明する証票を提示する。

(2) 身分証票

上記（１）により緊急に公用負担による土地又は物品等の使用を行う者は、その身分を明らかにする証票を所持する。

## 第8節 雪害対策

(実施担当：建設班・総務班)



### 1. 基本事項

積雪期における雪害対策に関する知識の普及に努めるとともに、住宅の倒壊、道路途絶、地域経済活動の停滞等の被害拡大を防止するため、住民、事業所、学校、村及び防災関係機関は適切な除排雪、克雪施設の整備等、総合的な雪対策を推進し、豪雪災害の防止に努める。

### 2. 各主体の責務

#### (1) 住民の役割

住民（各家庭、事業所、学校等）は、屋根の除雪、避難経路の排雪等、災害発生時の被害防止のため、適切な住宅、施設の管理に努める。また、地域において互いに力を合わせ、雪害対策に協力する。

ア 自己の責任において、屋根雪、避難口等の雪の適切な処理に努める。

イ 道路途絶等による一時的な孤立に備えて適切な備蓄等を行う。

ウ 避難場所の状況を事前に確認し、積雪により使用できない場合の代替地を決めておく。

エ 要配慮者の世帯への除雪協力に努める。

オ 積雪期を想定した防災訓練の実施に努める。

カ 集落内の避難場所の適切な管理を行う。

キ 雪崩発生箇所等の危険箇所について事前に把握する。

(2) 村の役割

村は、住民の雪害対策に関する知識の普及に努め、適切な除排雪の促進を図る。また、除排雪体制の強化を図り、積雪による道路途絶の防止や避難所の適切な管理に努めるとともに、克雪住宅の普及促進や自力で屋根雪処理が困難な世帯の除雪負担の軽減に努める。

ア 積雪期を想定した防災教育を実施する。

イ 積雪期の災害は、無雪期とは被害想定が異なることから、特に積雪期を想定した防災訓練の実施を図る。

ウ 集落に自主防災組織の整備を積極的に働きかけ、積雪期における地域住民の共助の促進に努める。

エ 雪崩等により孤立が予想される集落については、通信手段の多重化に努め、状況に応じてヘリコプターによる避難を検討する。また、避難所は孤立の長期化に備えるものとする。

オ 国道、県道、村道の各道路管理者は、相互の緊密な連携のもと除排雪を行い、除雪水準の向上に努める。また、消雪パイプ等の融雪設備の適切な維持管理を行う。

カ 住宅等の屋根雪荷重による家屋倒壊等を防止するため、克雪住宅の普及促進に努める。

キ 雪害対策救助員の設置等により、自力での除雪が困難な世帯の負担軽減を図るほか、地域の助け合いによる相互扶助体制を推進する。

ク 村は、国及び県と連携し、冬期交通の確保のため、堆雪スペース、スノーシェッド、雪崩防止柵等の整備に努めるものとする。

ケ スキー場での雪崩等、観光施設等で大規模災害が発生した場合に備え、利用者及び従業員等の一時避難誘導體制、被災者の救出救護体制の整備を図る。

### 3. 豪雪対策本部

村は「災害対策基本法」及び「災害救助法」に定める災害基準に達する前に、豪雪による被害のおそれが生じた場合、栄村災害対策本部条例（昭和 39 年栄村条例第 24 号）に準じ栄村豪雪対策本部（以下「豪雪対策本部」という。）を設置する。

(1) 設置基準

ア 集中型豪雪により、連続 3 日間の降雪量が 2.5 メートルを超えた場合、又は積雪量が 3.5 メートルを超えて、なお降雪が続く予報が出されている場合。

イ 平年に比して、短期間の異常な降雪及び積雪により住家の倒壊、又はその危険性が増大した場合。

(2) 組織及び権能

豪雪対策本部の組織及び権能については、災害対策本部に準ずるものとする。

### (3) 残雪災害対策本部

3月31日現在の残雪が2.0メートル（森観測所）以上の場合のほか、必要に応じて残雪災害対策本部を設置する。残雪災害対策本部の組織及び権能については、豪雪対策本部に準ずるものとする。

## 4. 雪害対策救助員の設置

村は、冬期間における住民の安全と生活環境の維持向上を図るため、雪害対策救助員（以下、「救助員」という。）を設置する。

救助員は、老人世帯、心身障害者世帯、母子世帯等、自力で除雪が困難な世帯の住居建物の除雪援助及び公共施設や集落内道路等の除排雪等を行う。

## 5. 除雪路線及び分担

### (1) 除雪路線

ア 雪寒指定路線

イ 雪寒指定路線以外であっても主要生活路線であり、機械除雪が可能な村道（地区内道路を含む）

### (2) 除雪路線の分担

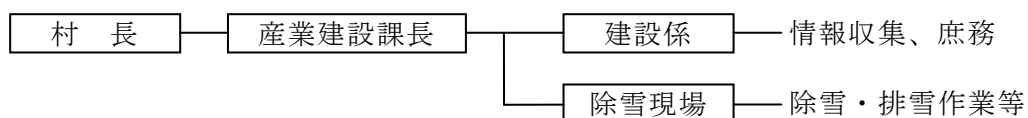
ア 一般国道及び県道・・・・・・北信建設事務所飯山事務所

イ 村道、地区内道路・・・・・・栄村

## 6. 除雪体制及び基準

除雪体制は、降雪量、交通量、危険度、除雪能力、地域の実状等を考慮し、段階的に出動路線を指定して行う。なお、除雪体制の組織は下記のとおりとする。

図 3-8-1 除雪体制の組織



### (1) 除雪作業区分

ア 早朝除雪路線

早朝除雪路線は、バス路線・通勤通学及び公共建物・観光施設、その他早朝除雪の必要が認められる路線とし、1回目の除雪は午前7時30分頃までに完了するものとする。

イ 日中除雪路線

早朝除雪路線以外の路線及び公共建物等

### (2) 除雪機械の配置

各地区において、除雪ドーザ、ロータリ除雪車がペアで作業ができるよう配置するとともに、予備待機機械を配置して作業にあたるものとする。また、異常豪雪等で除雪機械が不足する場合は、建設事業者等に応援を求めるものとする。

(3) 除雪基準

ア 村内を水内地区、西部地区、東部地区及び秋山地区の4地区に区分し、各地区それぞれの降雪量(10～15 cm程度)の状況により、オペレーターの判断で出動する。また、早朝は通勤通学及びバス運行の支障とならないように配慮する。

イ 消雪パイプ設置地区については、村が操作管理を行い、異常豪雪等により消雪パイプによる道路確保が困難になった場合は、機械除雪作業を行うものとする。

(4) 待機

降雪、積雪の状況により、除雪が必要となる場合は、必要人員を除雪基地に待機させる。

7. 凍結路対策

(1) 塩化カルシウム(凍結防止剤)散布

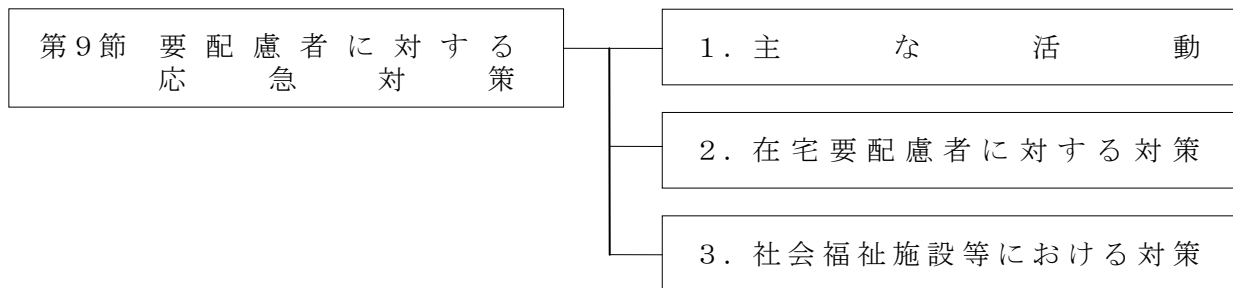
路面が凍結または凍結のおそれがある場合、指定路線及び必要が認められる道路への散布を行う。

## 第9節 要配慮者に対する応急対策

(実施担当：住民支援班)

災害が発生した際、要配慮者は自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、村及び社会福祉施設、医療機関等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の態様に十分配慮した応急活動を行うものとする。

また、高齢者、障害者等の要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。



### 1. 主な活動

- (1) 地域住民、自主防災組織等の協力のもと、避難誘導、要配慮者に配慮した避難場所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への収容等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- (2) 介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- (3) 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講ずるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- (4) 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

### 2. 在宅要配慮者に対する対策

- (1) 災害発生直後の安全確保

在宅の寝たきり老人、障害者、乳幼児、妊産婦等のいわゆる在宅要配慮者の安全確保は次により行う。

#### ア 避難及び安全の確認

- (ア) 家族、近隣住民及び自主防災組織が協力し、避難誘導を行う。
- (イ) 避難行動要支援者名簿を活用した避難支援を避難支援等関係者と協力して実施する。
- (ウ) 自主防災組織は、避難所において要配慮者の安全の確認を行い、安全が確保されていない者について、警察官又は村職員に連絡する。

#### イ 安否の確認

避難所に避難した村民、自主防災組織、民生委員等の協力を得て、被災した要配慮者等の安否の確認を行い、災害対策本部に報告する。

＜確認事項＞

- (ア) 要救護対象者の確認
- (イ) 介護者が被災し介護不能となっている要配慮者の確認
- (ウ) 保護者をなくし、要配慮者となっている乳幼児の確認
- (エ) 日本語が話せない外国人や身よりのない外国人の確認
- (オ) 所在がわからない被災者の確認

(2) 被災した要配慮者の措置

村は、県及び関係機関と協力し、被災した要配慮者について速やかに適切な措置を講じ、生活を確保する。

- ア 広域的な専用施設への緊急入居
- イ 身内による引取り等の連絡調整
- ウ 介護ボランティアを活用したケア体制の確保

3. 社会福祉施設等における対策

村及び社会福祉施設等の管理者は、災害時における要配慮者の安全及び生活の確保を図り、入（通）所者に必要以上の不安を与えないよう必要な措置を講ずるものとする。

(1) 災害発生直後の安全確保

施設管理者は、入（通）所者の安全の確保を最優先として次の措置を行う。

ア 安否・安全確認

職員による入（通）所者の安否確認と施設の安全確認を行う。また、救助が必要な人を発見した場合は、直ちに救助活動を行い、必要に応じて救助の要請を行う。

イ 出火防止、初期消火

- (ア) 防火担当者及び火元責任者は、火気使用設備器具の使用を停止する。
- (イ) 火災が発生した場合は、岳北消防本部に通報するとともに初期消火にあたる。

ウ 情報収集活動

- (ア) 関係機関（消防本部、村、テレビ、ラジオ等）からの情報を積極的に収集する。
- (イ) 施設の被害状況を全職員に把握させるとともに必要な事項を指示する。

エ 避難誘導活動

- (ア) 避難誘導は自力で避難が困難な者を優先して行う。
- (イ) 避難は先頭と最後尾に誘導員を配置して行う。

オ 被災報告等

入（通）所者及び施設の被災状況を村及び関係機関に報告し、必要な応援措置を要請する。

(2) 入（通）所者の応急保護

施設管理者は、応急保護にあたり次の事項に留意する。

- ア 医薬品、食料等の確保
- イ 保健・衛生面の処置
- ウ 施設職員及び介護者との連絡体制の確立
- エ 通所者の危険防止措置



オ 障害種別等に応じた救護

カ 地域住民・災害ボランティアの協力による介護支援体制の確立

(3) 緊急入所の措置について

被災地に隣接する地域の社会福祉施設等においては、入所者の処遇の継続を確保した後、余裕スペース等を活用して被災者の受入れを行うものとし、受入れにあたっては要介護者等援護の必要度の高い者を優先するとともに、障害の種別に対応した施設での受入れに配慮するものとする。

(4) 広域相互応援体制の確立

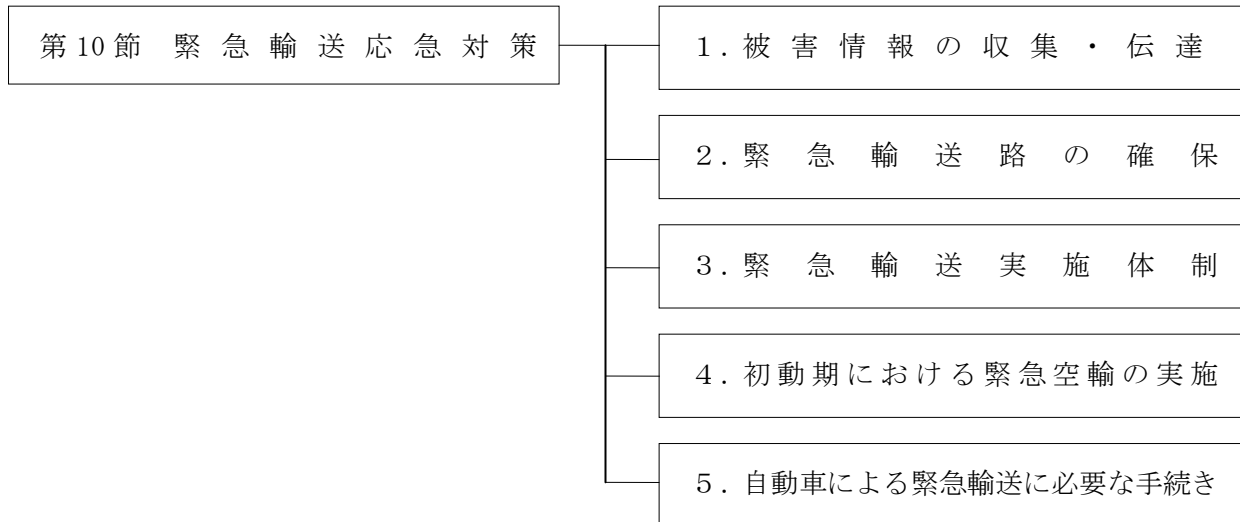
広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、災害時要援護者の移送、収容等が集中的に必要なことが考えられる。

このような場合、市町村の区域を超えた広域的な応援体制により、関係機関が連携して、迅速かつ適切な避難収容活動を行うものとし、要配慮者の避難支援等の要請があった場合は積極的に協力するよう努める。

## 第10節 緊急輸送応急対策

(実施担当：総務班・住民支援班)

救助・救急・消火活動等の災害応急対策に従事する者並びに被災者に対する水・食料・生活物資及び災害応急対策用物資・資機材等の円滑な輸送をめざす。また、供給等を迅速に行うため、関係機関との連絡調整、交通規制等、緊急輸送について必要な事項を定める。



### 1. 被害情報の収集・伝達

村は、関係機関に協力を求め主要道路の被害状況について情報の収集を行うとともに、緊急輸送ルートの被害状況を把握し、通行可否を確認する。

### 2. 緊急輸送路の確保

#### (1) 緊急輸送路の選定

村長は、道路被害状況の調査結果に基づいて、緊急交通路を中心に警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。

#### (2) 緊急輸送路の啓開等

村は、道路管理者、警察・消防本部及び消防団・自衛隊・建設関係業者等と連携し、緊急輸送路を確保する。

#### (3) 一般ドライバーへの協力呼びかけ等

村は、交通規制の内容等を広く周知徹底させ、秩序ある交通を確保する。

道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合に対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

### 3. 緊急輸送実施体制

#### (1) 輸送計画にあたっての最優先事項

交通の確保・緊急輸送活動については、被害の状況、緊急度、重要度を考慮して、交通規制、応急復旧、輸送活動を行うものとする。輸送活動を行うにあたっては、次のような事項に配慮して行う。

ア 人命の救助・安全の確保

イ 被害の拡大防止

ウ 災害応急対策の円滑な実施

(2) 輸送対象

原則として輸送対象は、次の優先順位をもって実施する。

ア 災害発生から概ね2日間(48時間)

- (ア) 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品など人命救助に要する人員及び物資
- (イ) 消防、水防活動等の災害の拡大防止のための人員及び物資
- (ウ) 国・県・村災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資等
- (エ) 後方医療機関へ搬送する負傷者及び助産その他救護等のため輸送を必要とする者
- (オ) 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

イ 3日から1週間

- (ア) 上記アの続行
- (イ) 飲料水及び食料等の生命維持に必要な物資
- (ウ) 生活必需物資
- (エ) 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- (オ) 輸送施設の応急復旧などに必要な人員及び物資

ウ 1週間以降

- (ア) 上記イの続行
- (イ) 災害復旧に必要な人員及び物資
- (ウ) 廃棄物の搬出
- (エ) 被災者を受入れるため必要な資機(器)材
- (オ) その他、村長が必要と認めるもの

(3) 輸送拠点の指定及び確保

緊急輸送及び物資等の集積配送拠点を事前に指定し、県の指定した輸送拠点と有機的に連携し応急対策を行うとともに、災害の規模、状況に応じ輸送拠点を確保する。

**[資料 D-3 栄村災害対策用ヘリポート及び物資輸送拠点一覧]**

(4) 輸送拠点の機能

輸送拠点の運営は、相互応援協定に基づき村があたることを原則とし、県と密接に連携するものとする。また、輸送拠点においての業務は多くの人員を必要とすることから、ボランティア等を活用し次の業務を行う。

- ア 他地域からの救援物資(食料・飲料水・生活日用品等)の集積、分類
- イ 緊急物資の集積、分類
- ウ 配送先別の仕分け
- エ 車両、ヘリコプター等への積み替え、発送

(5) 車両の確保

災害時に必要な車両は、村の保有車両をもって充てるものとし、不足をきたす場合が生じたときは、必要事項を示して県又は他市町村に協力を要請する。

(6) 県等への斡旋要請

村は、県又は他市町村に対し車両の斡旋を依頼するときは、次の事項を明示して要請する。また、関係公共機関、関係事業者に緊急輸送を要請する場合には、窓口を一本化すること。

ア 輸送区間及び借上げ期間

イ 輸送人員又は輸送量

ウ 車両等の種類及び台数

エ 集結場所及び日時

オ その他必要事項

(7) 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図り、燃料供給業者に依頼し、給油場所を指定し供給を受ける。

また、必要な燃料については、長野県石油商業組合・長野県石油協同組合の協力を得て確保に努める。

#### 4. 初動期における緊急空輸の実施

(1) 大規模災害が発生した場合は、被災地域周辺の道路は輸送路として機能しないことが予想されるため、これらの地域への緊急輸送には、輸送路の開通までの輸送需要をヘリコプター空輸でまかなう。輸送の実施に際しては、県、自衛隊と緊密な連繫をとるものとし、ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。

(2) ヘリコプターの出動要請は、「第4節 2. 県に対する応援要請 (3) ヘリコプターの応援要請」による。

(3) ヘリポートの設置については次のとおりとする。

ア 原則として、あらかじめ指定した、防災ヘリポートを利用することとするが、公園（芝生・舗装）等を使用する場合は、「ヘリポートの具備すべき条件」に適合するものを利用する。また、村はあらかじめ定めたヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。

イ ヘリポートに使用した用地等の損失補償は、公共用地を使用した場合は、原則として無償とし、民間用地についてはその都度関係者と協議のうえ負担額を定めるものとする。

#### 5. 自動車による緊急輸送に必要な手続き

「災害対策基本法」第76条の規定により緊急交通路が指定された場合、緊急通行車両以外の車両の通行が禁止されるため、次により緊急通行車両の確認を受けるものとする。

(1) 緊急通行車両の確認

ア 緊急通行車両の申し出は、県警察本部に事前に届け出るものとする。

イ 確認は飯山警察署等が行い、所定の標章及び証明書を交付する。但し、事前に届け出た場合は緊急通行車両等事前届出済証が交付されるので、出勤時に飯山警察署又は交通検問所において標章及び証明書と引き換える。

ウ 緊急通行車両使用者は、交付された標章を車両全面左側に掲示し、証明書を携帯する。

(2) 緊急通行車両の範囲

緊急通行車両の範囲は、「道路交通法」第39条第1項に規定する緊急自動車及び「災害基本法」第76条第1項に規定する災害応急対策の的確かつ円滑な実施のため、その通行を確保することが特に必要なものとして政令で定められた車両であり、主に次の業務に従事する車両とする。

ア 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関するもの

イ 消防、水防、道路維持、電気・ガス・水道その他の応急措置に関するもの

ウ 被災者の救護、救助、その他の保護に関するもの

エ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの

オ 被災地の施設、設備の応急の復旧に関するもの

カ 清掃、防疫その他の保健衛生に関するもの

キ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関するもの

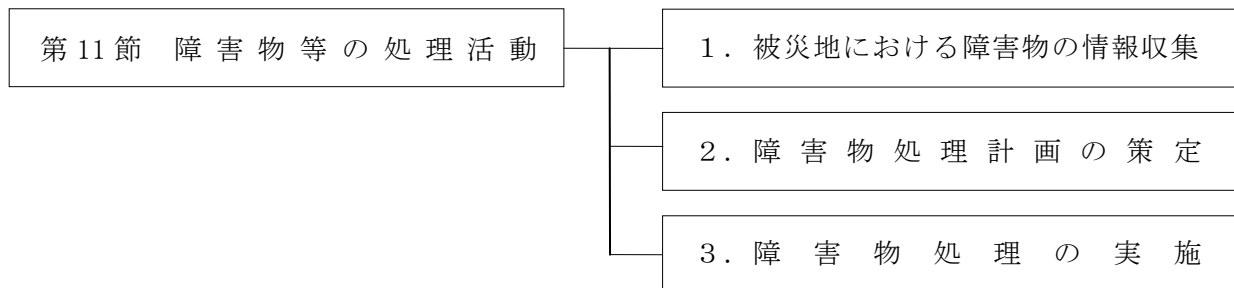
ク 緊急輸送の確保に関するもの

ケ 上記のほか、災害発生の防御又は拡大の抑止のための措置に関するもの

## 第 11 節 障害物等の処理活動

(実施担当：建設班)

被災者の保護及び応急対策活動の円滑な実施を図るため、災害により発生した落石や倒壊家屋等の障害物を除去し、緊急輸送路を確保するとともに、二次災害防止のための各施設の機能確保について必要な事項を定める。



### 1. 被災地における障害物の情報収集

村は、被災地域全域の状況把握のほか、救命・救助・緊急輸送等の関連で障害物除去を必要とする道路・河川等の公共管理施設について各関係機関との連携を図りながら、効率的に障害物除去を実施するための情報を速やかに収集する。

### 2. 障害物処理計画の策定

被害状況の情報収集の結果、その被害程度が著しく甚大であり、障害物が広域かつ大規模であると判断された場合、村は、県及び関係機関と協議し、障害物処理計画を策定するものとする。

### 3. 障害物処理の実施

障害物の除去処理については、関係機関との連携の下、原則として障害となる物件の所有者又は管理者が行う。村道、準用・普通河川等については、状況に応じて村が行うものとする。

#### (1) 障害物除去動員の対象者

村職員、消防団、建設業者、自衛隊「第4節 5. 自衛隊に対する災害派遣要請」等を対象とし、被害の状況に応じ適宜動員するものとする。

#### (2) 除去用車両、除去作業用機械器具等の調達

長野県解体工事業協会等の協力を得て調達するものとする。

#### (3) 道路関係障害物処理

ア 道路管理者は、その管理区域の道路上の車両及び周辺構築物が落下倒壊することによる路上障害物の状況を調査し、災害対策本部に報告するとともに路上障害物を除去する。特に、あらかじめ定められた緊急輸送路線を優先して実施する。

イ 落橋等については、迅速に切断、除去を行うため集中的に重機や特殊機材等を投入するなどしてこれらの排除にあたる。

ウ 緊急輸送道路については、関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去等により、速やかに緊急輸送機能を図る。（北信建設事務所）

(4) 河川関係障害物除去

河川管理者は、河川の通常の流水が阻害されるおそれのある障害物を除去し、その機能を確保する。

(5) 建築物関係障害物除去

村は、被災者が当面の日常生活を営むことができるようにするため、特に必要があるときは山崩れ、がけ崩れ、浸水等により住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去を行う。

なお、村のみの体制で障害物の除去が困難なときは、県及び他市町村に応援を要請する。

(6) 障害物の除去の方法

ア 村は、自らの組織、労力、機械器具等を用いて処理する。労力が不足する場合については、建設業協会の協力を得て速やかに行う。

イ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(7) 除去した障害物の集積場所

障害物については、村民の日常生活に支障のない場所に一時的に集積するように措置し、被害状況に応じて確保される集積場所に運搬するものとする。なお、保管が必要な障害物については、それぞれ適当な場所に保管する。

(8) 村が県に要請すること

村において作業員等の措置が不可能又は困難な場合は、村長は次の事項を明らかにし県へ要請するものとする。

ア 除去を必要とする住家世帯数

イ 除去に必要な人員

ウ 除去に必要な期間

エ 除去に必要な機械器具の品目別数量

オ 集積場所の有無

(9) 県が村の要請に基づき実施すること

ア 障害物除去要員の動員派遣

イ 機械器具の調達斡旋

ウ 建設業者の協力依頼（従事命令を含む。）

## 第12節 避難収容及び情報提供活動

(実施担当：総務班・住民支援班・消防団)

災害から村民の生命を確保するため迅速・的確な避難行動及び避難所の開設を行うための計画を定めるとともに、長期の避難生活に対応した避難所運営及び応急仮設住宅建設についての計画を定める。

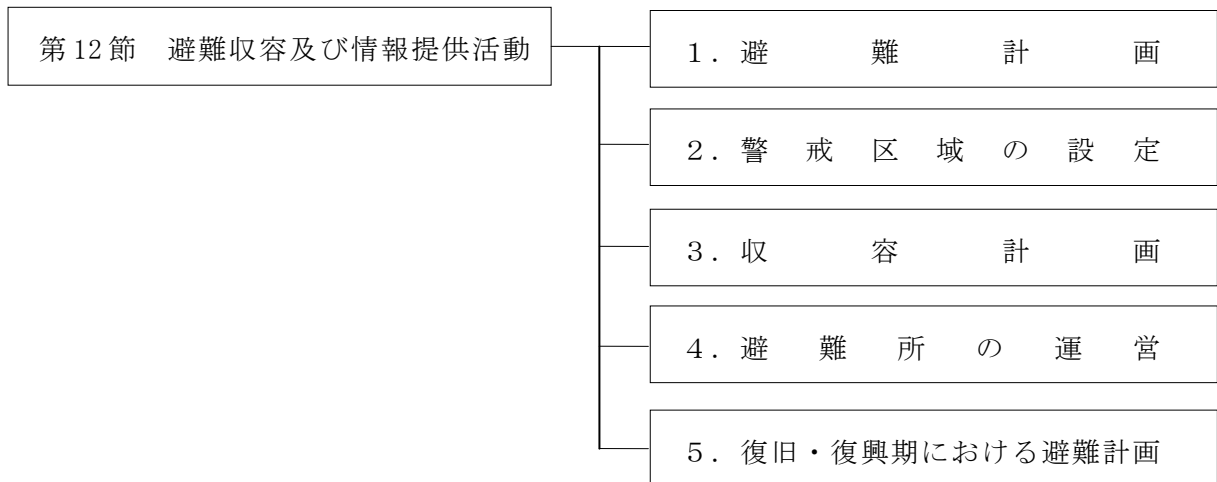
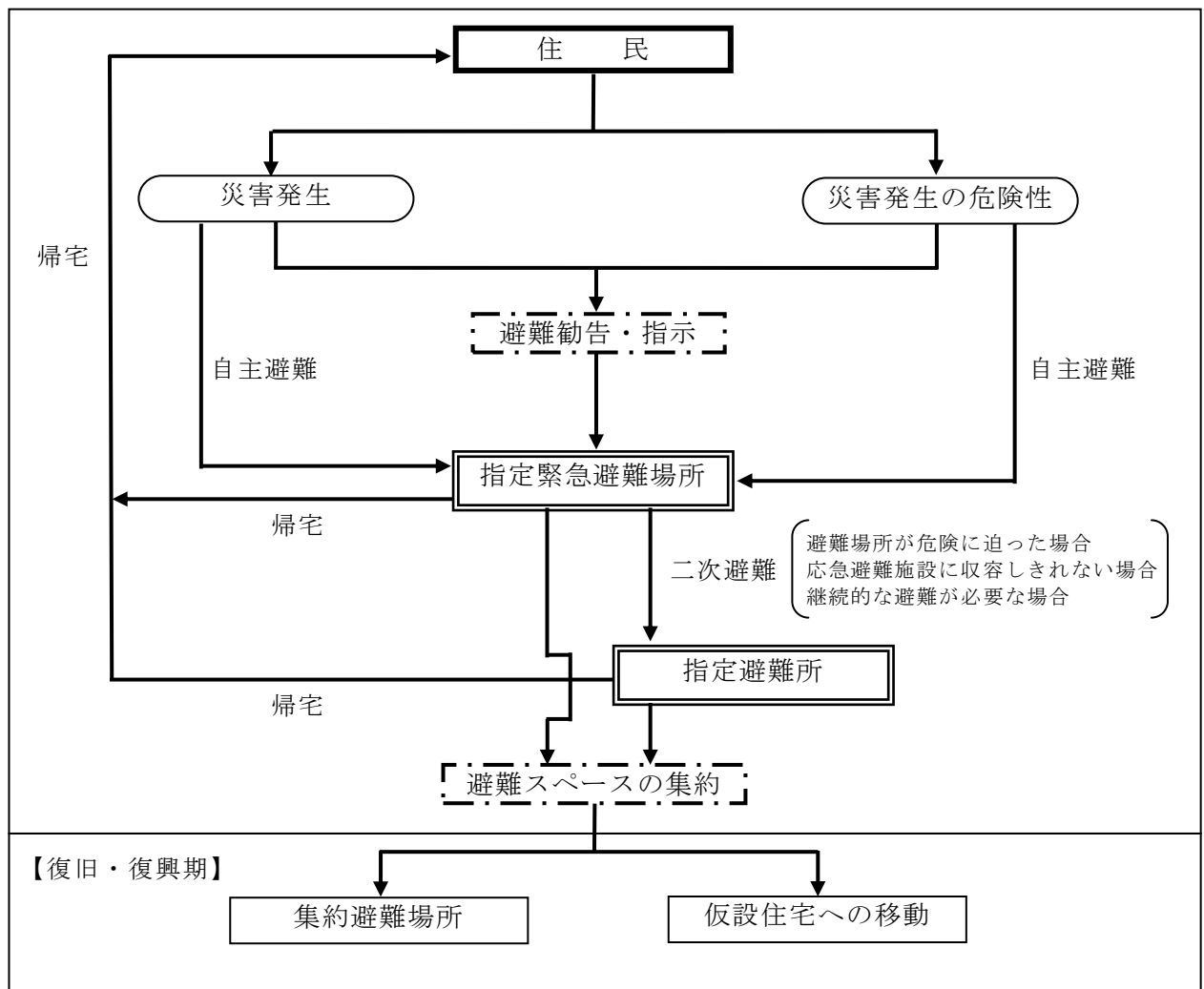




図 3-12-1 災害の発生から避難所収容までの流れ



## 1. 避難計画

この計画は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある場合で、避難の必要がある者を一時的に安全な場所に受入れ、保護することを目的とする。

### (1) 避難準備情報・避難勧告・指示

災害からの人命、身体保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、村民に対し状況に応じて避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行う。

村は、関係機関との緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、「栄村避難勧告等の発令判断基準及び伝達マニュアル」等に基づいて避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示を行った場合は、速やかにその内容を村民に周知するものとする。

その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、避難行動要支援者名簿を活用するとともに、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。

表 3-12-1 避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示の発令機関

| 実施事項          | 機 関 等         | 根 拠                            | 対象災害     |
|---------------|---------------|--------------------------------|----------|
| 避難準備情報        | 村 長           | 内閣府ガイドライン                      | 災害全般     |
| 避難勧告          | 村 長           | 災害対策基本法第 60 条                  | 災害全般     |
| 避難指示          | 村 長           | 災害対策基本法第 60 条                  | 災害全般     |
|               | 水防管理者         | 水防法第 29 条                      | 洪水       |
|               | 知事又はその命を受けた職員 | 水防法第 29 条<br>地すべり等防止法第 25 条    | 洪水及び地すべり |
|               | 警察官           | 災害対策基本法第 61 条<br>警察官職務執行法第 4 条 | 災害全般     |
|               | 自衛官           | 自衛隊法第 94 条                     | 〃        |
| 避難所の開設、<br>収容 | 村 長           | —                              | —        |

ア 村長の行う措置（災害全般）

(ア) 勧告・指示

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、村民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認められるときは、次の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難方法又は避難場所を指示し、早期に避難の勧告、指示を行うものとする。

a 避難の勧告・指示の対象となる地域

- ・長野地方気象台から豪雨、台風等に関する気象警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- ・県、長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域、土砂災害危険箇所等長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度が災害発生危険基準線を超えている地域）
- ・県、長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- ・関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された地域
- ・河川が氾濫注意水位・避難判断水位を突破し、洪水のおそれがある地域
- ・上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- ・地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- ・火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- ・炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- ・避難路の断たれる危険のある地域
- ・爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域

- ・酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

(イ) 避難準備情報

人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、又は今後の状況により早めの避難が必要とされる状況で特に必要があると認めるときは、上記 a の地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難準備情報を伝達するものとする。

表 3-12-2 避難準備情報の伝達、避難勧告、避難指示の意味

| 事項     | 意 味                                                                      |
|--------|--------------------------------------------------------------------------|
| 避難準備情報 | 人的被害が発生する可能性が高まった状況で、村民に対しては避難の準備を呼びかけ、避難行動に時間を要する者には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。 |
| 避難勧告   | その地域の村民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為をいう。                       |
| 避難指示   | 被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、村民を避難のため立ち退かせるためのものをいう。            |

イ 水防管理者の措置

水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められる場合には、必要と認める区域の村民に対し避難の指示を実施する。

ウ 県知事又はその命を受けた職員の措置（地すべり、洪水）

県知事又はその命を受けた職員は、災害の発生により著しい危険が切迫していると認められる場合に、村長がその事務の全部又は大部分を行うことができなくなったときは、村長に代わって必要と認める区域の村民に避難の指示を実施することができる。この場合、知事はその旨を公示する。

エ 警察官の措置（災害全般）

警察官は村長が避難を指示することができないと認めるとき、又は村長から要請があったとき、若しくは村民等の生命、身体に危険が切迫していると自ら認めるときは、「警察官職務執行法」第4条に基づいてただちに危険地域の村民に対し、避難の指示をすることができる。この場合、警察官は、直ちに避難の指示をした旨村長に連絡するものとする。

オ 自衛官の措置（災害全般）

「自衛隊法」第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、村長、警察官がその場にはいないときは、危険な場所にいる村民に対し、避難の指示をすることができる。この場合において、自衛官は、直ちにその旨を防衛大臣の指定する者に報告する。

(2) 避難準備情報、避難勧告、避難指示の伝達方法

ア 避難準備情報、避難勧告、避難指示の伝達事項

- (ア) 発令者
- (イ) 発令日時
- (ウ) 避難情報の種類
- (エ) 対象地域及び対象者
- (オ) 避難場所（所在地、名称、受入れ可能人員）
- (カ) 避難の時期・時間
- (キ) 避難すべき理由
- (ク) 村民のとるべき行動や注意事項
- (ケ) 避難の経路又は通行できない経路
- (コ) 危険の度合い

#### イ 避難時の注意事項

日頃から、訓練・講習会・広報等を通じ、村民に避難時の注意事項等の周知を図る。

- (ア) 火の始末を行う。
- (イ) ガスの元栓を閉める。
- (ウ) 電気のブレーカーを切る。
- (エ) 家の戸締まりをする。
- (オ) 携行品（貴重品、食料、衣料、ラジオ、日用品等）は必要に応じ最小限度とし、リュックタイプの袋などに入れ、両手が使える状態で避難する。
- (カ) 防災ずきん又はヘルメット等で頭部を保護し、履きなれた丈夫な靴等の行動しやすい安全な服装で避難する。
- (キ) 近隣同士で声を掛け合い、できるだけ集団で移動する。
- (ク) 消防職員、消防団員、警察官、村の職員等の誘導がある場合には、その指示に従う。

#### ウ 村民への伝達方法

村長による準備情報・勧告・指示がなされた場合、総務課長は災害対策本部長に報告し、その命令により直ちに消防団長に通知するとともに、速やかにその内容を告知放送、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、要配慮者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

- (ア) 告知放送による伝達
- (イ) 広報車、ハンドマイク等による伝達
- (ウ) 緊急速報メール・ラジオ・テレビ・ヘリコプター等による伝達
- (エ) 広域にわたって避難の勧告・指示を伝達する場合、必要に応じ、県に対し協力の要請を行う。

#### エ 要配慮者の状況把握

災害発生直後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、各区、消防本部及び消防団、警察等関係機関の協力を得て、要配慮者の安否等について迅速かつ的確な把握に努める。

#### (3) 避難場所の指定

避難場所の指定は、災害の局面に合わせ基本的に以下の３種に分類し指定する。

「指定緊急避難場所」

地震、土砂災害や火災による輻射熱・延焼等から地域及び避難施設の安全が確保されるまでの間、一時的に避難する公民館等の公共施設や空き地。

安全面の観点から、風水害、震災等、災害の種類ごとに当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所を指定するものとする。

なお、広域的に被害が及ぶ場合、安否確認の必要性を鑑み各自主防災組織等で避難場所を確認していくものとし、村はその避難地の状況を把握するものとする。

「指定避難所」

家屋等が被災した者を収容し、継続して避難を行う施設。

「要配慮者避難所（福祉避難所）」

長期の避難生活を強いられる場合、要配慮者等で一般の避難施設での生活が困難な被災者を収容する施設。

〔資料 C-8 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧〕

(4) 避難誘導

災害対策本部長は、警察署、消防本部、消防団、自衛隊、防災関係機関及び自主防災組織等の協力を得て、村民が安全かつ迅速に避難できるよう、組織的な避難誘導措置をとるとともに、要配慮者の避難に十分配慮する。

ア 誘導の順位

誘導にあたって、高齢者、障害者、傷病者及び乳幼児、妊産婦等の要配慮者を優先して避難させる。

イ 避難の方法

- (ア) 徒歩を原則として、車両による避難を避ける。
- (イ) 単独行動を避け、近隣住民がまとまって避難する。
- (ウ) 広範囲な移送及び孤立した地区の移送等を必要とし、村において処置できない場合には、県に対し協力要請を行う。

ウ 誘導の方法

- (ア) 誘導経路は、災害発生危険箇所を避け、安全な経路を選定する。
- (イ) 特に危険な場所には、縄張り、標示のほか、状況により誘導員を配置し、危険箇所の広報に努める。
- (ウ) 避難誘導にあたっては、避難場所及び避難路や浸水区域、土砂災害危険箇所等の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努める。
- (エ) 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプターによる避難についても検討し、必要に応じ実施する。

エ その他留意事項

被災地等避難後の警戒にあたっては、警察と協力し、自主防災組織、消防団等が中心となり防火防犯活動を行う。

オ 観光客の避難

(ア) 観光客（団体）の避難

観光客（団体）が村域を旅行中、地震による災害から生命、身体を守るために避難する場合は、当該旅行の請負業者の応急計画に基づき行うものとし、避難生活に必要な食料、生活必需品、宿泊施設等の調達、斡旋等は上記業者が行うものとする。

(イ) その他（個人）の観光客の避難

宿泊中の観光客の避難は、当該宿泊施設の応急計画により行うものとする。

カ 福祉施設入所者の避難

施設の管理責任者及び職員は、施設の応急計画に基づき適切な指示、対策をし、入所者の生命・身体の安全を図る。

収容に関しては、「3. 収容計画（6） 要配慮者の収容」に示す。

キ 交通機関利用者の避難

村域を通行中の交通機関（バス・電車等）利用者の避難は、当該輸送請負業者の応急計画により措置する。

## 2. 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定

災害対策本部長は、災害が発生し又は災害が発生する場合において、村民の生命、身体に対する危険を防止するために、特に必要があると認めるときは、「災害対策基本法」第63条に基づき警戒区域を次の要領で設定する。

ア 村長は、警戒区域を設定し災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

イ 知事は、村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、「災害対策基本法」第73条第1項の規定により村長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令等を実施しなければならない。この場合、知事はその旨を公示する。

ウ 警察官、岳北消防本部職員及び自衛官は、「災害対策基本法」第63条第2項及び第3項の規定により災害対策本部の職員が現場にいない場合、若しくはこれらの者から要請があった場合は、この職権を行うことができる。この場合、事後直ちにその旨を災害対策本部長に通知しなければならない。

エ 警戒区域の設定に伴う必要な措置は、消防団が関係機関と連携して実施する。

## 3. 収容計画

(1) 避難所の開設の原則

ア 施設管理者が常駐している施設（施設管理者主導による開設）

① 施設の安全確認と二次災害の防止

地震発生後、施設管理者は、当該施設の安全確認と二次災害の防止に努める。

② 災害情報の収集

災害対策本部は、村民の避難状況や村内の被災状況、避難所の被災状況等の情報を職員の参集途上情報等から把握し、村職員の派遣の必要性や対策を判断する。

③ 村職員の派遣

避難者の来所が確実な場合、災害対策本部は、発災後、職員を当該避難所に派遣する。また、避難所の開設状況に応じて災害対策本部へ応援職員の派遣を求める。

④ 避難所開設の受理

避難所担当職員は、避難所開設の準備を行う。

⑤ 避難者収容スペースの確保

施設管理者は、施設の中で、避難者収容スペースとして活用できる空間が使用可能か否かを判断し、その結果を村職員又は、自主防災組織のリーダーに報告する。

⑥ 避難者の受け入れと誘導

避難所担当職員は、施設管理者と協議決定した避難者収容スペースへ避難者を誘導し、収容する。

⑦ 災害対策本部へ避難所開設の報告

災害対策本部の避難所担当職員は、避難者を誘導・収容した段階で、避難者数の概数、水、食料等の物資要請の有無、周辺状況等に関して本部に報告する。

イ 施設管理者が常駐していない施設（自主防災組織主導による避難所の開設）

① 避難情報の収集

② 避難所の自主開設

自主防災組織のリーダーは当該避難所に、村職員、施設管理者が配備に付けない場合、自主的に避難所を開設する。

③ 避難者の一時待機措置

自主防災組織のリーダーは、当該避難施設の安全確認が終わるまで避難者を一旦グラウンド等の安全な場所に避難させる。

④ 施設の安全確認と二次災害の防止

自主防災組織のリーダーは、当該避難施設の安全確認を目視の範囲で行い、可能な限り二次災害の防止に努める。

⑤ 避難者の受入れと誘導

自主防災組織のリーダーは、施設管理者と協議決定した避難者収容スペースへ避難者を誘導し、収容する。

⑥ 災害対策本部への報告

自主防災組織のリーダーは、避難者を誘導・収容した段階で、避難者数の概数、水、食料等の物資要請の有無、周辺状況等に関して災害対策本部に報告する。

ウ 避難者を収容できない場合の対応（ ）内は上記イの場合での順序

①（⑦） 他避難所への振り分け

避難所担当職員は、避難所へ避難者を収容しきれない状況が発生、あるいは予測される場合、災害対策本部へ他の避難所への振り分けを依頼する。要請を受けた災害対策本部は、他の避難所での避難状況を踏まえ、振り分け先を指示する。

②（⑧） 他避難所への移動

災害対策本部の避難所担当職員は、施設管理者、自主防災組織のリーダー等の協力を得て、振り分け先の避難所へ避難者の誘導、移動を行う。

(2) 避難所等の開設

村は、被災者、避難者等を受け入れるため避難所を設置するとともに、自主防災組織及び避難所となる施設の管理者の協力を得て、避難生活を確保するため必要な措置について定める。

ア 村は、発災時に必要に応じ、洪水、土砂災害等の危険性に十分配慮し避難場所を開設するとともに、村民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、管理者の同意を得て、避難場所として開設する。

イ 要配慮者に配慮して必要に応じて、要配慮者避難所を設置する。

ウ 被災地域外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借上げるなど、多様な避難所の確保に努めるものとする。また、災害の規模、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

エ 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討するものとする。

(3) 避難者の収容

避難者の収容については、村職員及び自主防災組織が協力し、以下の各活動を行うものとする。

ア 収容手順

(ア) 施設内への誘導

避難所担当職員及び自主防災組織のリーダーは、収容施設の安全確認後、混乱が起らないように避難者を速やかに建物内に誘導する。

(イ) 避難者への告知

収容の際、口頭又は掲示板への張り出しにより以下の事項を避難者へ告知し、協力を依頼する。

a 占有を禁止する部屋について

b 近隣住民同士はなるべく近くになること

c その他必要事項

(ウ) 避難者名簿（避難所収容台帳）の作成



- a 避難者の収容の際に、避難者名簿を作成する。名簿の作成を行うとともに、避難の状況、病人、負傷者の有無、高齢者、障害者の状況を把握する。
- b 作成した名簿は、食料、物資配給の基礎データとするため、災害対策本部へ逐次報告する。

#### イ 収容の際の注意点

災害が発生した場合、村民が避難所へ先を争うように避難することが考えられる。また、顔見知りでない人間と共同生活を送るという点からも以下の事項に注意して村民の収容を行う。

##### (ア) 要配慮者への配慮

要配慮者を優先的に収容する。複数階の避難所の場合には、トイレに近い場所や1階のフロアにするなど、移動の負担がかからない位置に収容する。

##### (イ) 近隣住民同士の収容

普段、近隣で生活していた住民同士は、なるべく固まった場所に避難するよう村職員、自主防災組織リーダーから声をかける。顔見知り同士が近くにいることで、その後の避難所運営委員会の形成がスムーズに行われるようにする。

##### (ウ) 使用禁止スペースの指定

特に、学校に避難者を収容する場合には、応急救護スペース、運営本部設置スペースの確保のため、医務室、職員室、校長室等の特別教室へ避難しないように注意する。

#### (4) 広域的避難収容

災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災区域外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、同一都道府県内の他市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるものとする。

#### (5) 地域外の住民の収容（帰宅困難者への対応）

旅行者等の村居住者以外の避難者（帰宅困難者）は、避難収容者リスト作成の際に、村居住者とは別途に避難者名簿を作成し、災害対策本部へ報告する。

#### (6) 要配慮者の収容

##### ア 福祉施設入所者

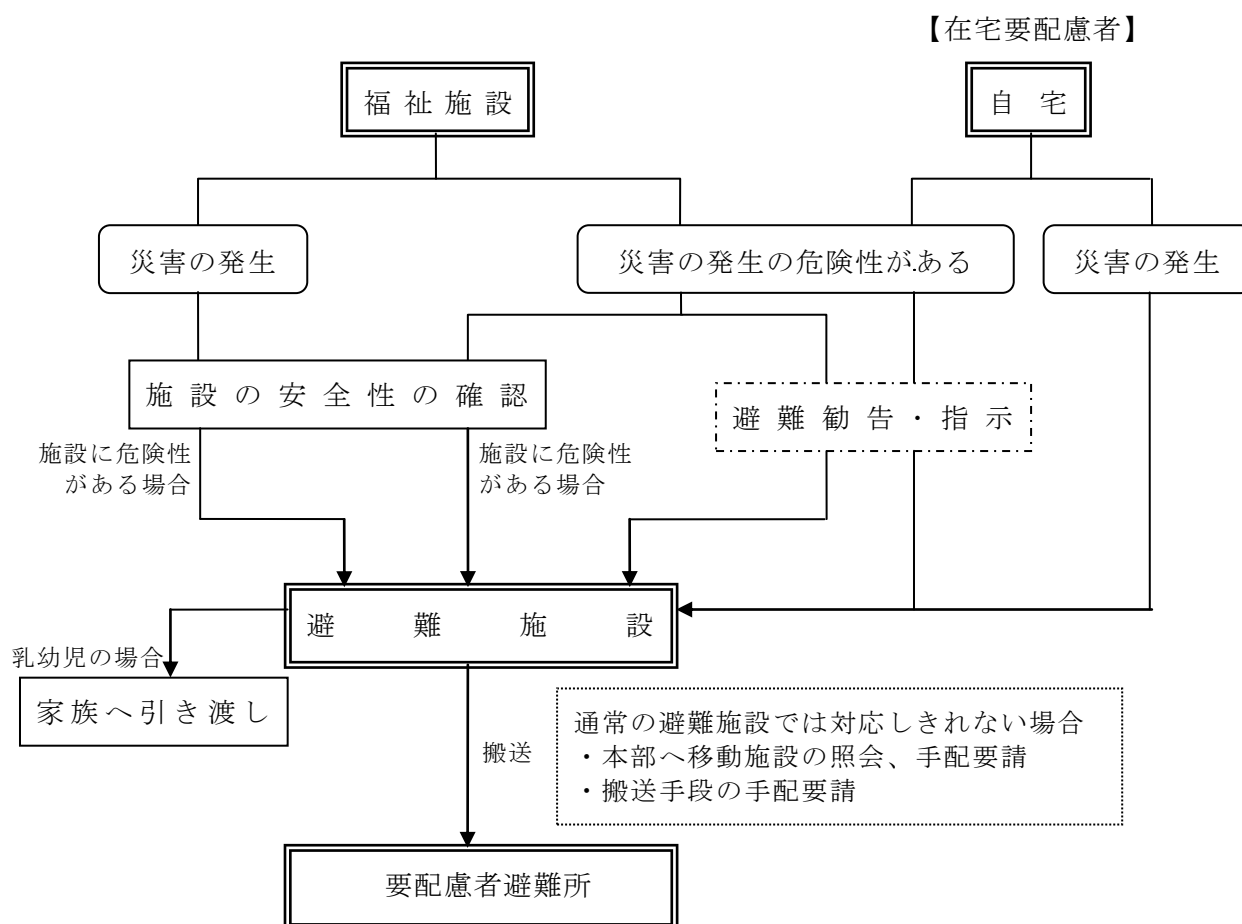
- (ア) 各福祉施設管理者は、次ページに示すフロー図に基づき対応をとるものとする。
- (イ) 災害が発生又は発生するおそれがある場合、各施設管理者は建物の安全性を確認する。
- (ウ) 施設が被害を受けた場合又は被害を受ける危険性がある場合、施設管理者は、施設職員及び近隣住民と協力し、付近の避難施設へ入所者を移動させる。
- (エ) 施設への収容においては、村職員、自主防災組織と協力し、優先的に施設へ入所させる。
- (オ) 移動させた避難施設において、対応が困難な者に関しては、福祉施設職員が住民部（住民支援班）を通じ社会福祉協議会に対して、代替収容施設（要配慮者避難所）の照会、搬送の手配をそれぞれ要請する。

- (カ) 保育所に関しては、建物に危険性がない場合、家族への引き渡しを早急に行う。また、建物に危険性があり、避難施設へ避難した場合、避難施設において家族への引き渡しを行う。引き渡した後は、家族と行動を共にさせる。

## イ 在宅要配慮者

- (ア) 在宅の要配慮者（寝たきり老人、身障者等）の収容について、住民部（住民支援班）及び自主防災組織等は、在宅要配慮者支援台帳等を活用し、各戸を回り安否の確認及び避難誘導を行う。また、避難支援等関係者は避難行動要支援者名簿を活用して適切な避難誘導に努める。
- (イ) 避難に関しては、家族、近隣住民と協力し、避難施設へ移動させる。
- (ウ) 移動させた避難施設内において、対応が困難な者に関しては、災害対策本部に対して、代替収容施設（要配慮者避難所）の照会、手配をそれぞれ要請する。

図 3-12-2 要配慮者収容のフロー図



## 4. 避難所の運営

避難所の運営を行う職員の業務及びその内容について、以下のように定める。

### (1) 運営の基本方針

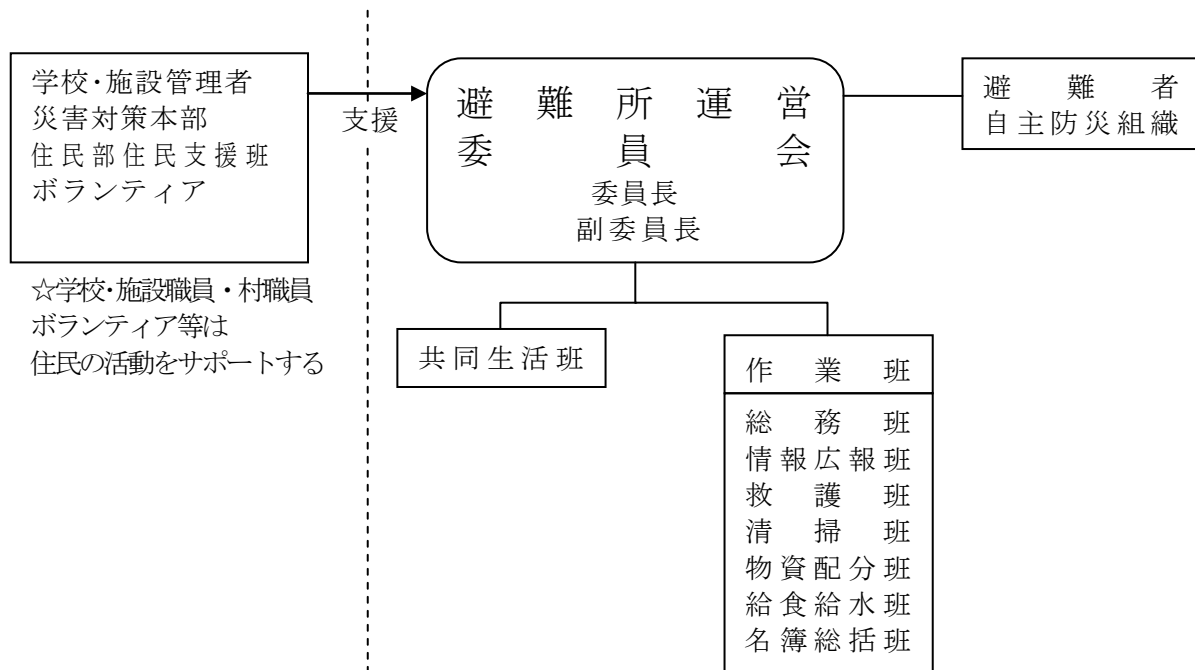
- ア 避難所の運営は、当該地域の自主防災組織が中心となって自主的に運営し、村職員や学校・施設管理者、ボランティア等はその支援にあたる。
- イ 自主防災組織が未結成の地域についても、地域の状況に応じて自主運営の推進を図る。
- ウ 村民による自主運営が不可能な場合は、村職員が主体となり施設管理者、地域住民、ボランティア等の支援を得て、避難所の運営を行う。
- エ 避難所担当職員を管理責任者とし、自主防災組織及び避難所となる施設の管理者の協力を得て、あらかじめ整備した資機(器)材を活用して避難所の管理、運営を行う。
- オ 村は、各避難場所の適切な運営管理を行うものとする。その際、避難場所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、村民、自主防災組織等の協力が得られるよう努める。また、村は、避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。
- カ 村が設定した避難所を所有し、又は管理する者は、避難所の設置及び避難者に対する応急の救護に協力するものとする。

### (2) 避難所運営委員会の組織づくり

- ア 地震等の災害により避難した人々が、一定期間秩序ある生活をする避難所を管理運営するために、各避難所において、地域の防災訓練を通じて災害時の対応に熟知している自主防災組織等が中心となり、避難してきた村民による避難所内の自治組織「避難所運営委員会」を組織する。避難してきた村民は、自治組織の一員として避難所の運営にあたるものとする。
- イ 避難所の運営の主体は、避難者が組織する避難所運営委員会とし、村職員、学校・施設管理者及びボランティアは、できる限りその支援にあたるものとする。

図 3-12-3

《避難所運営委員会の組織例示》



(3) 避難所運営委員会の役割と共同生活班・作業班の活動内容

ア 避難所運営委員会は、共同生活班及び作業班で組織する。

イ 避難所運営委員会は、避難所での状況を把握し、避難所での課題・問題に対処又は情報収集伝達、各班の役割等を再認識するため、毎日時間を定めて1回以上、作業各班、共同生活班の各班長、避難所担当の村職員、学校・施設管理者、ボランティア等の関係者によるミーティングを行う。

(ア) 共同生活班

共同生活班

共同生活班は、すでにある人間関係に配慮し、できる限り避難所内のブロックごと又は教室ごとに班を編成し、その代表者（班長）を選出する。

- ① 給食・生活物資等の受け取り、分配を行う。
- ② 避難所内でのトラブルを予防及び苦情処理を行う。
- ③ 共同生活を送るための決められたルールの徹底を図る。

(イ) 作業班各班

総務班（総務対策）

- ① 備蓄倉庫内の資機（器）材の取扱い及び管理を行う。
- ② 災害発生時間、被害状況、避難者の状況に見合った避難所のレイアウトを施設管理者と相談し、設定する。
- ③ 避難所生活を避難所住民の協力を得ながら秩序あるものとして維持するため、必要があれば、保安要員を確保し、避難所内のパトロールを行う。
- ④ ボランティアとの連絡調整を行う。

- ⑤ 避難所日誌を作成する。
- ⑥ 避難所運営委員会の庶務及び事務局を担当する。

情報広報班（情報広報対策）

- ① デマやパニックを防止するため、情報管理の一元化をする。
- ② 避難所担当の村職員並びに学校職員及び施設管理者との連絡調整を行い、避難所生活に必要な生活関連情報、生活支援情報等を収集し伝達する。また、避難所での要望等も伝達する。
- ③ 避難所内に設置する掲示板（各種情報を掲示するもの）を管理し、各種情報を伝達する。

救護班（要配慮者の保護）

- ① 障害者、お年寄り、傷病者の方々を援護する。
- ② 名簿総括班と連携し、傷病者を把握する。
- ③ 負傷者の応急手当、医療機関への誘導、搬送を手配する。
- ④ 医療拠点となった避難所では、医師と連携し、傷病者の救護を行う。

清掃班（環境衛生対策）

- ① 仮設トイレを設置する。
- ② 避難所からのゴミの出し方（分別）のルールを入所者へ徹底させる。
- ③ ゴミ収集及び焼却施設が稼働するまでの間は、施設内において、ゴミを処理（保管）する。
- ④ 避難所の清掃を行う。
- ⑤ 災害対策本部へ必要な防疫用薬剤等を要請し、衛生害虫の駆除を行う。

物資分配班（食料・生活用品等の調達・配布）

- ① 備蓄食料や救援物資、生活必需品等を災害対策本部から受け入れ、配布する。
- ② 名簿総括班と連携し、避難者数を把握し、必要となる物資の数量を把握する。
- ③ 高齢者・障害者への対応を優先し、公平な分配を行う。
- ④ 配布時に、混乱が起らないよう対策を講ずる。

給食・給水班（給食・給水対策）

- ① 炊き出し用の資機（器）材がある場合には、村職員、赤十字奉仕団等と連携し、炊き出しを行う。（炊出しに必要な資機（器）材は、災害を免れた避難所の資機（器）材を利用する。）
- ② 給水時に混乱が起ないように対策を講ずる。
- ③ 名簿総括班、物資配分班と連携し、炊き出しに必要な材料、燃料等を村職員を通じて災害対策本部に要請し、確保する。

名簿総括班（避難者名簿の管理）

避難者を収容する際に作成するこの名簿は、食料、物資配給の基礎データとする。

- ① 名簿の一元管理を行い、入所者、出所者を把握する。
- ② 一般的な避難者の名簿だけでなく、要配慮者・帰宅困難者等の避難者名簿を別途作成・管理し、災害対策本部へ報告する。
- ③ 作業各班に情報を提供し、各班の活動がスムーズに行えるよう連携を密にする。

(4) 避難所の運営手順

避難所運営委員会が組織された後は、以下の手順によって避難所の運営を行う。

ア 避難者の把握

情報広報班は、避難者名簿より避難者の実態を把握し、避難所担当職員へ報告する。

村は、それぞれの避難場所に収容されている避難者に係る情報及び避難場所で生活せず食事のみ受取りに来ている被災者等に係る情報の早期把握に努め、県等への報告を行うものとする。また、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について村に提供するものとする。

イ 備蓄物資の確認と配分方針の決定

物資分配班は、避難所の備蓄物資を確認しその配分方針を決定し、避難者へ通知する。

ウ 不足物資の要求

総務班は、不足する物資を災害対策本部に対し要請する。

エ 物資等の受理・保管・配布

物資分配班は、要請した物資が搬送された場合、物資台帳を作成の上、保管・分配を行う。また、給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給等にあたっては、適切迅速な措置をとり、避難者に不平不満が生じないように努める。

オ 避難者への情報の提供と情報管理

情報広報班は、入手した情報を避難者へ掲示板等を利用して提供する。また、常に災害対策本部等と情報連絡を行い、適正な情報を避難者に知らせて流言飛語の流布防止と不安の解消に努める。

カ 要配慮者へのケア

救護班は、作成される避難者名簿から高齢者・身体障害者等の要配慮者を把握し、要配慮者の避難所への移動等を検討する。移動が必要と認められる場合には、災害対策本部へ施設の照会の依頼をし、移動先が決定した場合には、要配慮者の搬送を行う。また、避難所への収容及び避難所の運営管理にあたっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図るものとする。

(ア) スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障害者用携帯便器の供給等の整備を行うものとする。

(イ) 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努めるものとする。

(ウ) 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的・継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努めるものとする。

a 介護職員等の派遣

b 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施

c 病院や社会福祉施設等への受入れ

(エ) 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

(オ) 文字放送テレビ、ファクシミリ、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣要請等、要配慮者に対する情報提供体制を確保するものとする。

キ ボランティア支援の要請

総務班は、避難所の状況を考慮しながら、本部に対し必要なボランティアの要請を行う。

ク 避難所運営ルールの作成と周知

避難所運営委員会は避難者と共に避難所運営ルールを作成し、避難者に周知・協力を求める。

ケ 避難の長期化等必要に応じプライバシーの確保、男女ニーズの違い等への配慮

(ア) 村は、避難場所における生活環境が常に良好なものであるよう努めるものとする。そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、簡易ベッド等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や避難場所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。また、必要に応じ、避難場所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

(イ) 避難場所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難場所の運営に努めるものとする。

コ 避難所の安全管理

(ア) 避難所内の混乱を防止し、安全かつ適切な管理を図るため、避難所には村職員を配置する。

(イ) 避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要に応じて警察官の配置を要請する。

(ウ) 避難所の安全管理上、適正な受入人員の把握に努め、受入能力からみて危険があると判断したときは速やかに適切な措置を講ずる。

(エ) 火災発生状況、風向き、周囲の状況、その他万一危険が迫った場合の再避難経路について常に情報収集に努める。

(オ) 避難所内に傷病人がいる場合は、速やかに適切な措置を講ずる。

## 5. 復旧・復興期における避難計画

(1) 避難生活と応急教育活動の共存

避難が長期間に渡る場合、避難スペースと応急教育活動スペースの共存が必要となる。応急教育の実施に際して、以下のような対応が必要となる。

ア 応急教育実施への対応

(ア) 避難者を移動させ、スペースを確保する。

a 施設内において、速やかに避難位置の移動を開始し、教育活動の実施に必要なスペースを開放する。開放スペースの決定に関しては、避難状況を考慮し、各避難所運営委員会において協議を行う。

b 避難者名簿上に移動先等を明記し、誰がどこに移動したのかを把握しておく。

(イ) 応急教育実施場所の変更

施設内での避難者の移動ではスペースの確保が困難な場合には、近隣施設の避難状況を考慮し、応急教育を複数校合同で実施する。

(2) 避難所の早期解消、閉鎖、避難者の集約

村は、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅の斡旋及び活用等により、避難場所の早期解消に努めることを基本とする。

避難勧告・指示の解除、応急仮設住宅の設置等による避難者の減少に伴い、開設していた避難所を順次閉鎖していく。

避難が長期間に渡る場合、避難者数の状況を見はからい、段階的に、以下に示す候補施設への集約を行う。但し、下記施設が被災により使用困難な場合は、代替施設の検討を行う。

候補施設

・北野天満温泉

(3) 応急仮設住宅の設置及び住宅応急修理

住居の被災により避難所生活を余儀なくされた村民に対して、早期に生活基盤が安定するよう村及び県は相互に連携し、公営住宅の斡旋等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

なお、「災害救助法」が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて村が住宅の提供を行う。

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や滅失世帯数、避難所生活世帯数等の被害状況を把握する。

避難誘導、避難場所での生活環境、応急仮設住宅への収容にあたっては、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮するものとする。特に避難場所での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても、十分配慮するものとする。

ア 利用可能な公営住宅を把握し、被災者に提供する。

イ 必要に応じ、賃貸住宅等の借上げ、及び応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する。

ウ 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する。

応急仮設住宅の用地は、居住する被災者の生活環境をできるだけ考慮し、応急仮設住宅適地に関する基準を次のように定め、応急仮設住宅用地を村管理用地（公園、運動広場等）の内から災害の状況に応じて選定する。但し、選定にあたっては、文教教育施設（学校、保育所等）内は避けるものとする。

(ア) 飲料水が得やすい場所

(イ) 保健衛生上適当な場所

(ウ) 交通の便を考慮した場所

(エ) 住居地域と隔離していない場所



表 3-12-3 応急仮設住宅の設置

|                |                                                                                                                                                                                                                                                        |
|----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 災害救助法が適用された場合  | <p>ア 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。</p> <p>イ 県に対し、応急仮設住宅の建設のため、公有地又は私有地を提供する。</p> <p>ウ 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。</p> <p>エ 知事の委任を受けて、公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。</p>                                                                          |
| 災害救助法が適用されない場合 | <p>ア 応急仮設住宅の設置戸数を決定する。</p> <p>イ 建設用地を確保する。ただし、私有地を選定する場合は、村長は、敷地所有者と賃貸契約を行う。なお、敷地所有者から契約期間の履行について法律的担保を求められた場合は、裁判所において即決和解を行う。</p> <p>ウ 応急仮設住宅の設計を行う。</p> <p>エ 建設業者との請負契約を行う。</p> <p>オ 工事監理、竣工検査を行う。</p> <p>カ 入居者の決定を行う。</p> <p>キ 応急仮設住宅の維持管理を行う。</p> |

## エ 応急仮設住宅への入居

### (ア) 入居基準

仮設住宅への入居者の選定にあたっては以下の項目を満たす者とする。

「居住する住宅が半壊以上の被害を受け、居住する住家がない者」または、「二次災害及び地盤の崩落等の危険があり、その場所に引き続き居住できない者」

入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況、要配慮者への配慮をするものとする。

### (イ) 入居者の選定方法

入居者の選定にあたっては、被災の状況、危険性、住宅の困窮状態等を審査し、村長が選定するものとする。また、必要に応じて選考委員会等の設置を検討するものとする。

### (ウ) 選考委員会の構成

入居者の選考委員会は、以下の者等により構成する。

- ① 村の関係課
  - ◎総務課長、○住民福祉課長
- ② 各自主防災組織の長
- ③ 民生委員

## オ 応急仮設住宅の運営管理

応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。その際、応急仮設住宅における安全・安心の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受け入れに配慮するものとする。

- (7) 住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急仮設住宅の入退居手続き、維持管理を行う。
- (イ) 入居者への巡回相談等を実施し、応急仮設住宅における生活に問題が生じないように努める。

カ 住宅の応急修理

- (7) 修理者の選考
  - a 選考事務の公正を期するために、選考委員会を置くことができる。
  - b 選考は、被災者の資力その他生活条件を充分調査するものとし、公正な選考に努めるものとする。
- (イ) 修理者の管理として応急修理契約を作成し、記録の保存をする。
- (ウ) 公営住宅等についても、必要な応急修理を実施する。
- (エ) 住宅等に流入した土石等障害物を除去するため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な応急活動を行う。

キ 村長の要請事項

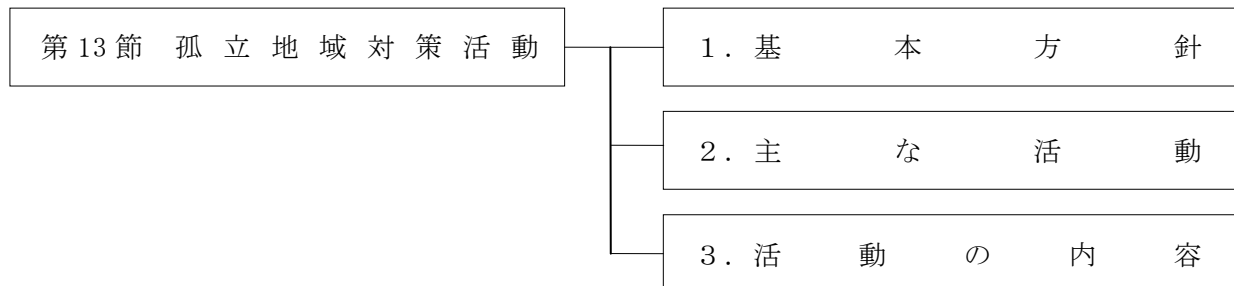
応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し又は建築資機（器）材を調達できない場合は、県に斡旋又は調達を要請する。

また、村民が自力で実施する住宅の応急復旧等を促進するため、村内の建築業者又は建築資機（器）材の供給が不足する場合についても、県に斡旋又は調達を要請する。

## 第13節 孤立地域対策活動

(実施担当：総務班・庶務班・住民支援班・建設班)

(村民、東日本電信電話株式会社)



### 1. 基本方針

- (1) 災害時における孤立の内容は、「情報通信の孤立」と、「交通手段の孤立」に大別できる。その特徴は次のとおりである。

| 項目      | 特徴                                   |
|---------|--------------------------------------|
| 情報通信の孤立 | 救助機関における情報収集を疎害して、人命救助活動を困難にする。      |
| 交通手段の孤立 | 救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域村民の生活に大きな影響を与える。 |

- (2) 孤立に対する村の災害応急対策は、常に上記(1)を念頭に置き、次の優先順位をもってあたる。

- ア 被害実態の早期確認と救助救急活動の迅速実施
- イ 緊急物資等の輸送
- ウ 道路の応急復旧による生活の確保

### 2. 主な活動

- (1) 村内の孤立の有無を確認して県に報告し、被害状況の把握に努める。
- (2) 交通の断絶地域に対しては、ヘリコプターを活用し、迅速な救助救急活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。
- (3) 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線局を配置して通信の確保に努める。
- (4) 陸上輸送が不可能な場合は、ヘリコプターによる輸送を行う。
- (5) 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

### 3. 活動の内容

- (1) 孤立実態の把握対策

すべての応急対策は、被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、救助要請や被害状況の報告が困難となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。

災害発生時には、平素からの孤立予想に基づき、ただちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

ア 村が主体となって行うこと

(ア) 孤立予想地域に対し、N T T回線及び防災無線を活用して、孤立状況の確認を行う。

(イ) 孤立状況及び被害の概要について情報収集を行うとともに、県に対してただちに報告する。

(2) 救助・救出対策

災害発生時には、人命の救助を第一義とした活動を行い、孤立地域からの救出活動を実施する。

ア 村が主体となって行うこと

(ア) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に報告する。

(イ) ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。

(ウ) 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣を検討する。

(エ) 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について把握し、必要に応じて県又は他市町村の応援を得て、救出活動を実施する。

(3) 通信手段の確保

ア 現状及び課題

N T T回線が不通となった場合、孤立地域の実態の把握及び必要な連絡をすることが困難となる。情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行う。

イ 村が主体となって行うこと

職員の派遣、防災無線による中継及びアマチュア無線の活用等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

ウ 東日本電信電話株式会社に協力を要請すること

(ア) 携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。

(イ) 避難場所等に、デジタル衛星車載局、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、特設公衆電話を設置する。

エ 村民が自主的に実施すること

村民は、農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、村との連絡確保に努める。

(4) 食料品等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品を始めとする生活必需物資の輸送をヘリコプターによる空輸で効果的に行い、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

ア 村が主体となって行うこと

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、陸上輸送手段確保が困難な場合は、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

イ 村民が自主的に実施すること

(ア) 村民は、孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体としての当面の生活確保について協力しあう。

(イ) 村民自らも、隣接地域及び村との連絡確保に努める。

(5) 道路の応急復旧活動

孤立地域に対する最低限の物資ルートを確保するため、最低限度の輸送用道路を迅速に確保する。

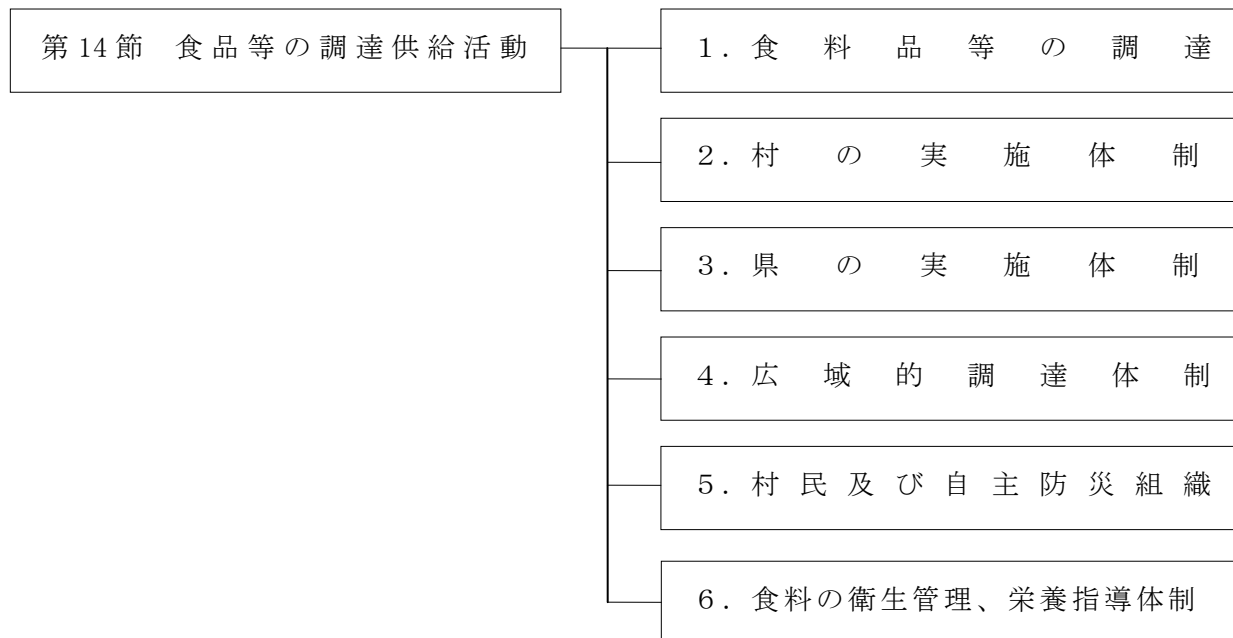
ア 村が主体となって行うこと

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪、四輪車の順に一刻も早い交通確保に努める。

## 第14節 食料品等の調達供給活動

(実施担当：総務班・住民支援班)

被災者及び応急対策に従事する者に対し、主要食料及び副食を供給する必要がある場合の、食料品等の調達及び供給活動について必要な事項を定める。



### 1. 食料品等の調達

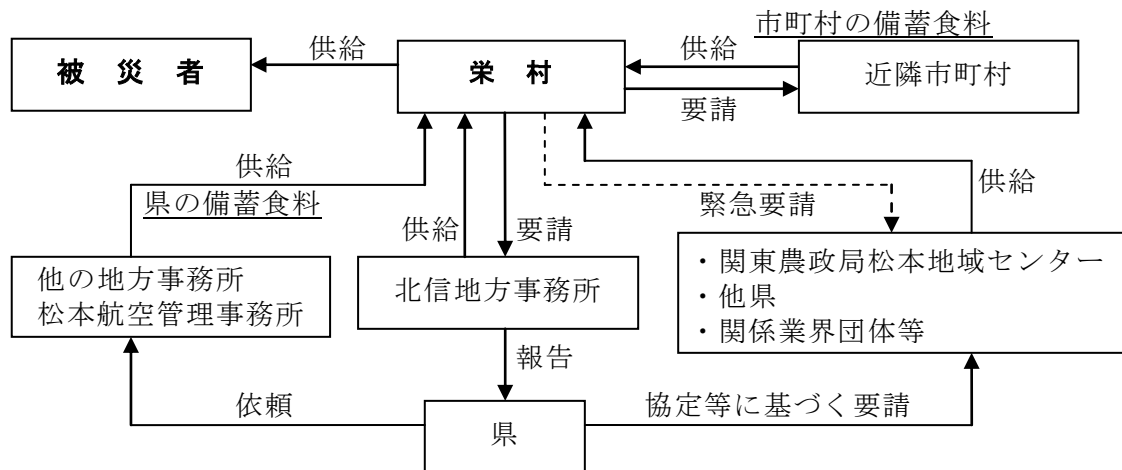
災害発生後の被災地区における食料の調達・供給は、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、村の備蓄食料を被災者に対し供給する。

また、地方公共団体間の応援協定に基づいて食料品等の調達供給活動を行うとともに、赤十字防災ボランティア、その他民間ボランティア等の協力も得られるようにする。

また、村において食料の調達が困難な場合、又は、計画等で定めた必要量を超えるような供給が必要となった場合は、近隣市町村及び県（地方事務所長）に対して食料の供給について、種類及び数量を明示して要請を行うものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水等の物資の円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努めるものとする。

図 3-14-1 食料の調達供給体制



(注：----は、食糧事務所支所長等に対する緊急要請)

## 2. 村の実施体制

### (1) 食料供給対象者

次のいずれかに該当するものに対して、食料品の配布を行う。

- ア 避難所に収容された者及び避難所に避難した者で、食料の持ち合わせがない者
- イ 住家の被害によって炊事のできない者
- ウ 旅行者、一般家庭の来訪者、鉄道の旅客等であって、食料の持参又は調達ができない者
- エ 被害を受け一時縁故先等に避難する者で、避難先に到着するまでの間、食料の持ち合わせがない者
- オ 被災現場において、防災業務及び防災活動に従事している者で食料の供給を必要とする者
- カ その他災害により食料が必要な者

### (2) 調達する主な食料品

- ア 米穀、食パン、即席麺類、レトルト食品
- イ 乳幼児用粉ミルク、牛乳
- ウ 副食品（缶詰・漬物・佃煮）、調味料
- エ 仕出し弁当、おにぎり（被災地区外から調達）
- オ あめ、チョコレートなどの嗜好品類
- カ その他被災地域周辺で容易に調達される生鮮野菜類

### (3) 調達体制

- ア 主要食料の確保を図るため、農業協同組合、商工会、生活協同組合及び村内商工農業者から在庫物資を調達する。また、業者の取扱い物資在庫量（供給可能量）を直ちに把握する。

イ 調達した応急食料の輸送については、原則として当該物資発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注業者等において措置できないときは「第10節 緊急輸送応急対策」に基づき措置するものとする。

ウ 物資輸送拠点の開設準備を行う。

エ 物資の集積配分業務を円滑に行うため、物資輸送拠点には必要に応じて村職員を派遣する。

オ 県からの応援食料については、県指定の物資輸送拠点において引渡しを受ける。

(4) 供給体制

被災住民に食料を供給するときは、各局面を考慮し供給するとともに、避難所等供給先には責任者を定めて受け入れの確認及び受給の適正化を図り、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求めて公平に配分する。

ア 品目及び数量

応急食料の配布に際して実施期間、被災者の実態、施設の状況等を勘案し、炊出し・パン等適当な方法により実施するものとする。

(ア) 配給品目 米穀、パン、麦製品（乾うどん等）等

(イ) 配給数量 1人1日3食

イ 災害発生から2日間（48時間）

(ア) 調理を必要としない食料品

(イ) 要配慮者等の優先

ウ 災害発生から概ね3日以降

(ア) ライフラインの復旧状況に合わせ、生鮮食料品などの供給

(イ) 栄養のバランスを考慮する。

(ウ) 炊き出しの実施

(5) 炊き出し

炊き出しは原則として避難所内又はその近くの適当な場所を選び、自主防災組織、赤十字奉仕団、自衛隊の協力を要請するほか、ボランティアを活用するものとする。

(6) 燃料の確保

村は、あらかじめ協定する販売業者等から、炊出し等に必要なLPガス、燃焼器具等を調達する。

### 3. 県の実施体制

県は、村から要請があったとき又は必要と認めたときは、食料が円滑に供給されるよう次の措置を講ずるものとする。

(1) 備蓄食料の放出、供給

(2) 食品関係機関からの確保・供給

(3) 県指定輸送拠点への迅速な輸送、集積

### 4. 広域的調達体制

(1) 応援協定締結都市等への要請



必要な食料の調達ができないときは、応援協定締結都市及びその他の市町村に次の事項を明示して応援を要請する。

- ア 食料の要請  
品目、数量、引渡期日、引渡場所、その他必要な事項
- イ 炊き出し用具等の要請  
人員、器具、燃料、数量、場所、期間、その他必要な事項

(2) 県への要請

他市町村などの応援でも十分な食料の調達ができないとき、又は、炊出し等に必要とするL P ガス、燃焼器具等の調達ができないときは、必要な事項を明示して県に応援を要請する。

<要請項目>

- ア 調達斡旋を必要とする理由
- イ 食料の品目別の調達要請量
  - (ア) 自己の調達可能量
  - (イ) 他市町村への調達要請の有無及び調達見込量
- ウ 必要なL P ガスの量
- エ 炊き出しに必要な器具、種類及び数量
- オ 引き渡しを受ける場所及び引き受け責任者
- カ 連絡課及び連絡責任者
- キ 荷役作業員の派遣の必要の有無
- ク 経費負担区分
- ケ その他必要事項

(3) 県の行う応援要請

- ア 被災地以外の市町村に対しての指示又は調整
- イ 自衛隊への要請
- ウ 他都道府県に対しての要請
- エ 国（関東経済産業局）に対しての要請

## 5. 村民及び自主防災組織

- (1) 緊急物資は、原則として家庭及び自主防災組織の備蓄並びに村民相互の助け合いによって可能な限り賄うものとし、これによって賄えない場合は、村に供給を要請する。
- (2) 自主防災組織等は、村が行う緊急物資の配分に協力する。
- (3) 自主防災組織等は、村が行う炊き出しに協力し、自らも炊き出しを行う。
- (4) 炊き出し等に必要な燃料の確保のため、地域内のL P ガス販売業者等の協力を得て、使用可能なL P ガス、燃焼器具等を確保するものとする。

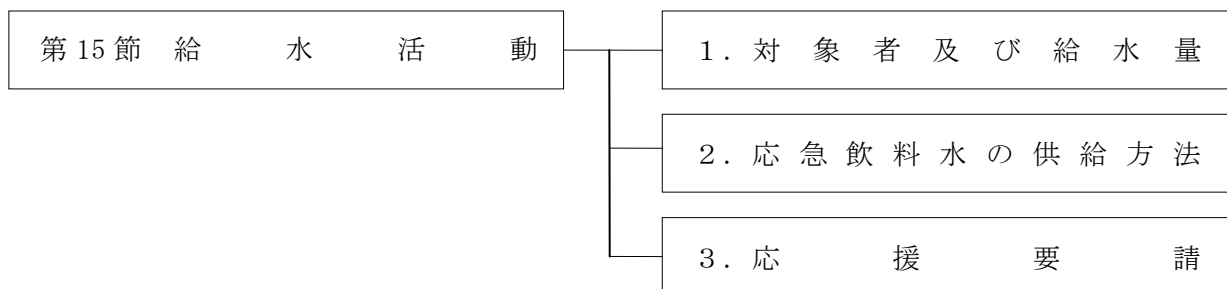
## 6. 食料の衛生管理、栄養指導体制

食料の衛生管理及び栄養指導については、「第 17 節 保健衛生・防疫活動」の食品衛生監視及び栄養指導により実施する。

## 第15節 給水活動

(実施担当：総務班・建設班)

給水施設の破損や飲用水の汚染により、飲料水を得られない者に対する応急給水活動について必要な事項を定める。



### 1. 対象者及び給水量

災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、給水タンク、ポリタンク等により、1人1日3リットル以上の飲料水を供給するものとする。

また、生活に必要な最低限の水の供給量については、災害発生後8日以降は1人1日20リットルを目標とし、供給期間については水道施設の応急復旧ができるまでの期間とする。

さらに、生活再開期には需要が増大してくるので可能な限り対応するものとする。

表 3-15-1 応急給水の目標量

| 内容<br>時系列      | 期 間         | 水量<br>(ℓ/日)   | 水 量 の 用 途 内 訳    |
|----------------|-------------|---------------|------------------|
| 第1次給水<br>(混乱期) | 災害発生から3日間   | 3             | 生命維持のため最小限必要量    |
| 第2次給水<br>(復旧期) | 4日から7日まで    | 3～20          | 調理、洗面等最低生活に必要な水量 |
|                | 8日から1カ月まで   | 20～100        | 最低の浴用、洗たくに必要な水量  |
| 第3次給水<br>(復興期) | 1カ月から完全復旧まで | 100～<br>被災前水量 | 通常給水とほぼ同量        |

### 2. 応急飲料水の供給方法

#### (1) 応急飲料水の確保

上水道水源及び配水池から給水タンク又は容器等を用いて車両等により搬水する。なお、上記の水源から確保出来ない場合には、県にろ水器の提供を要請し、プール、河川等の水を浄化し、供給する。

#### (2) 被災者への給水

原則として避難場所を給水場所とし、自主防災会等の協力を得ながら保有機材を用いて飲料水を搬送する。

広範な地域に給水が必要となる場合は地区別に貯水用の水槽等を用意し、給水の迅速化を図る。

また、災害後できる限り早く仮設共用栓等を各給水拠点に設置し、生活に必要な最低限の水を供給するよう努める。

(3) 広報活動

給水活動を行う際には、防災無線や広報車等を活用し、水道施設の被害状況及び給水場所、給水時間を広報する。

また、自己努力によって飲料水を確保する村民に対し、衛生上の注意を広報する。

(4) 一般家庭の残留塩素量の測定

被災地区で給水栓に水が残った場合や未被災地区の給水栓についても、残留塩素量の検査を行うとともに、井戸水を飲用している家庭についても、北信地方事務所環境課等と協力して安全性の確認を図る。

(5) 指導監督

給水を実施する場合は、北信地方事務所環境課に指導監督を依頼するものとする。

(6) 村民及び自主防災組織

ア 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。

イ 村の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬、配分を行う。

(7) 給水施設の応急復旧

被災による損傷箇所の緊急復旧作業は、産業建設課の非常体制により措置するものとする。

### 3. 応援要請

給水活動は可能な限り最善を尽くして行うが、需要に応じ切れないときは、「長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱」に基づく応急給水の要請を行うとともに、状況に応じて他市町村、県、自衛隊等に応援を依頼するものとする。

(1) 村が県に要請すること

村において給水措置が困難な場合には、村長は次の事項を明らかにし県へ要請するものとする。

ア 給水対象人員

イ 給水期間及び給水量

ウ 給水場所

エ 給水器具、薬品、水道用資材等の品目別必要数量

オ 給水車両のみ借上げの場合、その台数

カ その他必要事項

(2) 県が村の要請に基づき実施すること

ア 隣接市町村、自衛隊又は国に対する協力要請

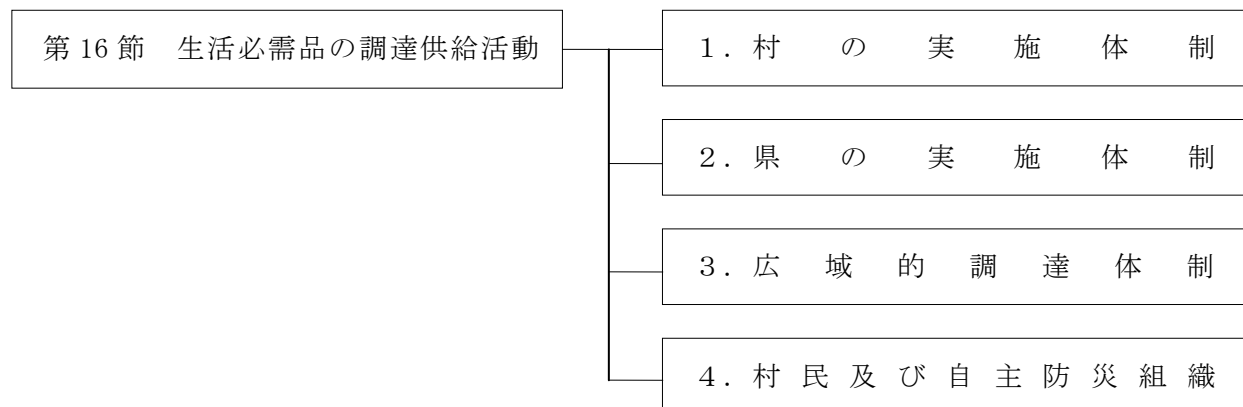
イ 資機（器）材等の調達に係る市町村間での調整、又は国に対する協力要請

## 第 16 節 生活必需品の調達供給活動

(実施担当： 総務班・住民支援班)

被災者の生活の維持のため必要な燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を実施する。なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化するを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮するものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努めるものとする。



### 1. 村の実施体制

#### (1) 生活必需品供給対象者

供給対象者は、災害による住家被害等のため日常生活に欠くことのできない生活必需品を喪失又は棄損し、資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態にある者とする。

#### (2) 生活必需品の範囲等

- ア 寝具（毛布、布団等）
- イ 被服（肌着等）
- ウ 炊事道具（鍋、炊飯器、包丁等）
- エ 食器（茶わん、皿、はし等）
- オ 保育用品（哺乳びん等）
- カ 光熱材料（マッチ、ローソク、プロパンガス）
- キ 日用品（石けん、タオル、ちり紙、歯ブラシ等）

#### (3) 調達体制

生活必需品の調達は、商工会、生活協同組合及び農業協同組合に在庫物資の供給による協力を要請して、必要量の確保に努める。

また、被災状態、物資の種類、数量等を勘案して、物資購入（配分）計画表を作成し行うものとする。

- ア 災害時における食料品等の供給協力締結先等から調達する。
- イ 業者の取扱い物資在庫量（供給可能量）を直ちに把握する。

ウ 調達した被服、寝具その他生活必需品の運送については、原則として当該物資発注先の業者等において措置し、措置できないときは、「第10節 緊急輸送応急対策」に基づき村が措置するものとする。

エ 被災の状況等により、村において十分な量が確保できないときは、県又は他市町村に調達、供給を依頼し調達する。

オ 物資輸送拠点の開設準備を行う。

カ 物資の集積配分業務を円滑に行うため、物資輸送拠点には必要に応じて村職員を派遣する。

(4) 供給・配分

被災住民への生活必需品の供給・配分を次により行う。

ア 生活必需品を供給するときは、各避難所等ごとにそれぞれ責任者を定めて受入確認及び受給の適正を図る。

イ 村民への事前周知等を行い、自主防災組織の協力を求めて公平な配分を図る。

ウ 要配慮者への優先配分を図る。

## 2. 県の実施体制

県は、村から要請のあった場合又は必要と認めた場合は、生活必需品が円滑に供給されるよう次の措置を講ずる。

(1) 備蓄生活必需品の放出、供給

(2) 関係企業への供給の要請

(3) 県指定輸送拠点への迅速な輸送、集積

## 3. 広域的調達体制

(1) 応援協定締結都市等への要請

必要な生活必需品の調達が十分にできないときは、応援協定締結都市及びその他市町村に応援を要請する。

(2) 県への要請

他市町村などの応援によっても十分な調達ができないときは、必要な事項を明示して県に応援を要請する。

### <要請項目>

ア 調達、斡旋を必要とする理由

イ 品目別の調達要請量

(ア) 自己の調達可能量

(イ) 他市町村への調達要請の有無及び調達見込量

ウ 引き渡しを受ける場所及び引き受け責任者

エ 連絡課及び連絡責任者

オ 荷役作業員の派遣の必要の有無

カ 経費負担区分

キ その他参考となる事項

(3) 県の行う応援要請

- ア 被災地以外の市町村に対しての調達要請
- イ 自衛隊への要請
- ウ 他都道府県に対しての要請
- エ 国（関東経済産業局）に対しての要請

**4. 村民及び自主防災組織**

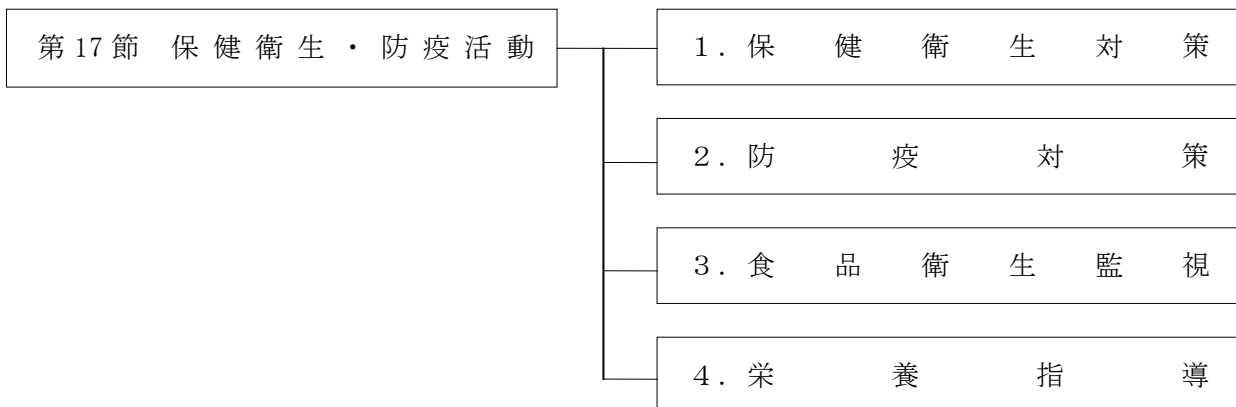
- (1) 緊急物資は、原則として家庭及び自主防災組織の備蓄並びに村民相互の助け合いによって可能な限り賄うものとし、これによって賄えない場合は、村に供給を要請する。
- (2) 自主防災組織等は、村が行う緊急物資の配分に協力する。

## 第17節 保健衛生・防疫活動

(実施担当：総務班・住民支援班)

災害発生時における、避難場所を中心とした被災者の健康保持のため、消毒及び感染症患者の早期発見、食中毒防止のための食品衛生監視及び、管理栄養士による栄養指導等、各種保健衛生措置の実施について定める。

また、平常時から感染症予防対策用資機（器）材の整備、感染予防対策のための組織の明確化を図り、災害発生時においては、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。



### 1. 保健衛生対策

被災地、特に避難場所においては、生活環境の激変に伴い被災者が心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、村は、北信保健福祉事務所及び関係機関と連携し、常に良好な衛生状態を保つように努める。また、被災地及び避難所等に保健師を派遣し、被災者の健康状態を十分把握し、健康管理のための保健活動を行う。必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行う。さらに、被災に伴う健康障害を予防し、被災者が健康な生活を送れるよう支援する。

被災者の避難状況を把握し、北信保健福祉事務所に置かれる健康福祉班に報告する。

#### (1) 巡回健康相談・保健指導

保健師等が避難所、被災地区、仮設住宅等を巡回し、健康相談を行う。

被災者の健康状態の確認と必要な保健指導を行い、特に高齢者、障害者等、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮をする。必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施する。

ア 寝たきりの者、障害者、乳幼児、妊産婦、人工透析患者等、要配慮者の健康状態の把握と保健指導の実施

イ 結核、難病、精神障害者等への保健指導の実施

ウ インフルエンザや感染症予防の保健指導の実施

エ 有症状者への受診勧奨、悪化予防の保健指導の実施

オ 不安、不眠等の除去、メンタルヘルスへの対応

カ 口腔保健指導の実施

#### (2) 避難所等の生活環境の整備

避難場所の生活環境を確保するため、仮設トイレを早期に設置するとともに、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を講ずる。

また、避難所、仮設住宅等における被災者の状況を把握し、その生活環境の整備について以下の必要な指導、助言及び処置を行う。

- ア 食生活の状況、食中毒の予防
- イ 衣類、寝具の清潔の保持
- ウ 身体の清潔の保持
- エ 室温、換気環境の整備
- オ 睡眠、休養の確保
- カ 居室、便所等の清潔
- キ プライバシーの保護

## 2. 防疫対策

県の指導のもとに防疫対策や被災地の消毒措置等を迅速に実施し、環境衛生の確保、感染症の流行の未然防止を図ることを目的とする。

また、必要に応じ家屋内外の消毒等防疫活動を行うものとする。

### (1) 防疫計画の策定

災害時の迅速な防疫活動に備え、県に準じて防疫組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の防疫計画を樹立し、被災時は迅速に対応するものとする。

### (2) 防疫活動体制

被災の程度に応じて迅速に防疫活動ができるよう防疫班等を組織し、必要に応じて適切な措置を講ずる。また、災害規模により村のみで対応できない場合は、県の支援を要請し、県が実施する対策と一体的活動を行う。

### (3) 感染症発生予防対策

村は、北信保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、避難所、浸水地区、衛生状況の悪い地区を中心に、感染症の発生予防を図るため、次の事項を行うものとする。

- ア 飲み水、食物への注意、手洗い、うがいの勧奨の指導
- イ 台所、便所、家の周りの清潔や消毒方法の指導
- ウ 便所、台所等の家の周りの消毒
- エ 道路、公園等の清掃、消毒
- オ そ族昆虫等の駆除
- カ 感染症の病原体に汚染された場所の消毒
- キ 生活用水（井戸水等）の使用制限又は禁止
- ク 感染症伝播の媒介となる飲食物の販売、授受の禁止又は廃棄
- ケ 避難所の衛生管理及び消毒指導
- コ 緊急的な臨時の予防接種の実施

### (4) 健康調査・健康診断

村は、北信保健福祉事務所が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき実施する健康調査、健康診断等の感染症予防活動や医療提供に協力する。



(5) 感染症発生時の対応

ア 被災地において感染症患者又は病理体保有者が確認されたときは、速やかに隔離収容の措置をとるものとし、交通遮断のため隔離病舎に収容することが困難な場合は、なるべく被災をまぬがれた地域内の適当な場所に隔離施設を設けて収容する。

イ 台所、便所、排水口等の消毒を実施し、汚物、し尿は消毒後に処理する。

ウ 県は、疫病のまん延予防上必要があるときは、対象者及び期日を指定して臨時予防接種を行うものとし、村が実施することが適当と認めた時は村長にこれを指示する。

(6) 村が県に要請すること

村長は、村において防疫の実施が困難な場合は、次の事項を明らかにし県へ応援の要請を行うものとする。

ア 防疫薬剤の種類及び数量

イ その他必要事項

(7) 村民及び自主防災組織

ア 飲食物の衛生に注意して、感染症及び食中毒の発生を防止する。

イ 村が行う消毒活動に協力し、必要に応じて自主防災組織等を中心に消毒等の処置を講ずる。

(8) 関係団体

飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、村から要請があった場合は、積極的に協力する。

### 3. 食品衛生監視

北信保健福祉事務所は、村から要請があったとき、又は必要と認めたときは次の活動を行う。

- (1) 緊急食品の配給に対する食品衛生確保
- (2) 炊き出し施設の把握と食品衛生指導
- (3) 井戸水等の水質の安全確保と減菌の指導
- (4) 食品関連被災施設に対する監視指導
- (5) 食品衛生協会との連携

### 4. 栄養指導

村は、県及び他関係機関の協力を得て、被災地において次の活動を行う。

- (1) 炊き出しの栄養管理指導  
炊き出しの内容等の調整及び給食管理上必要な指導を行う。
- (2) 集団給食施設への指導  
施設の状況を調査し、給食設備や給食材料の確保、調理方法等、栄養管理上問題が生じないように指導する。
- (3) その他災害発生時における栄養相談及び指導  
被災生活の中で、健康維持のための食品等の入手や、調理方法に問題を抱える被災者からの相談に対して、情報提供を含めた対応を実施する。

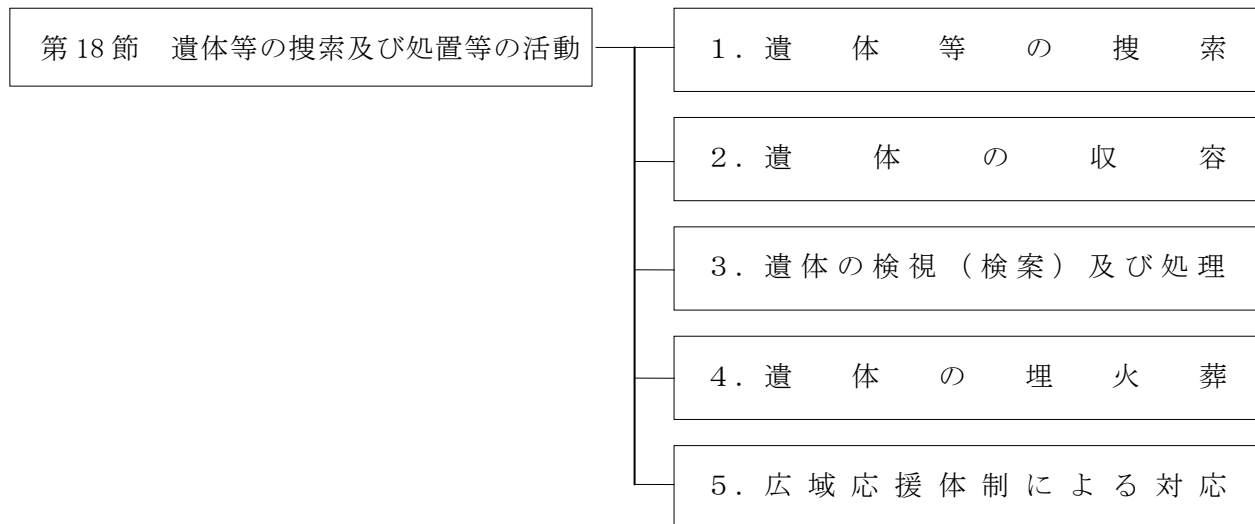
## 第18節 遺体等の搜索及び処置等の活動

(実施担当：総務班・住民支援班・消防団)

災害時における、遺体及び行方不明者の搜索、検視及び身元確認、遺体の処置及び埋葬について必要な事項を定める。(この節でいう「埋葬」とは、「災害救助」を運用するにあたっての解釈であり、火葬を含むものとする。)

また、搜索・収容に際しては、村職員、消防団員等により班を編成し行うこととし、埋葬に際しては、村職員及び賃金職員をもって対応するものとする。

なお、大規模な災害により多数の死者が生じた場合には、広域的な応援により、その処理を遅滞なく進める。



### 1. 遺体等の搜索

遺体等（行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者を含む。）を搜索する各防災関係機関の業務は次によるものとする。

#### (1) 村

ア 警察署、消防本部、消防団を中心に自主防災組織、赤十字奉仕団等と連携をとり遺体等の搜索を行う。

イ 搜索にあたっては時間的経緯によって流失等のおそれがある方面を優先して実施する。

ウ 県に対し搜索状況の報告を行い、状況により自衛隊に応援要請を行うよう依頼する。

#### (2) 県

被害状況の把握を行い、村からの応援要請依頼に基づき他都道府県及び自衛隊に応援要請を行う。

#### (3) 飯山警察署、自衛隊等関係機関

ア 遺体等の搜索を村と協力して行う。

イ 飯山警察署は、行方不明者の届出を受理するとともに、情報の収集を行う。

### 2. 遺体の収容

遺体を車両及びヘリコプター等により搬送し、安置するまでの各防災関係機関の一連の業務は次により行う。

(1) 村

ア 遺体は、開設された検視所・安置所に収容する。また、遺体の身元識別のため及び死者多数で短時日に埋葬できない場合は、遺体安置所（寺院、公共施設等）を確保し、関係機関に周知する。

イ 搬送車両は、葬祭業者に手配を要請するものとし、不足が生じたときは、県に対して斡旋を依頼する。

ウ 遺体収容にあたっては極力損傷を与えないよう丁重に扱うとともに、遺体に対する礼が失われることのないよう注意をする。

エ 棺、ドライアイス等は葬祭業者に手配を要請するものとし、不足が生じたときは、県に対し斡旋を依頼する。

(2) 県

村からの依頼により、葬祭業者等に車両、棺、ドライアイス等の手配を要請するものとする。

(3) 飯山警察署、自衛隊等関係機関

村と協力し、遺体の搬送を行うものとする。

### 3. 遺体の検視（検案）及び処理

遺体の検視（検案）、医学的調査、身元確認等の業務及び遺体識別のための洗浄、縫合、消毒までの一連の各防災関係機関の業務は、次によるものとする。

(1) 村

ア 災害の状況により村内医療関係機関での対応ができないと判断されたときは、県に対し速やかに医療救護班等の派遣を依頼し、死因、その他医学的検査を実施する。

イ 飯山警察署及び関係機関に連絡し、遺体の身元確認を行う。遺体の氏名等の識別を行ったのち、親族等に引き渡す。

ウ 遺体の処理については、火葬場、棺等関連する情報を広域的かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体の配送の手配等を実施するものとする。

(2) 県

遺体の検視（検案）、処理について村から依頼があった場合又は必要と認めたときは、県または医師会に要請し、医療救護等を派遣する。

(3) 飯山警察署

ア 各種の法令又は規則に基づいて遺体の検視を行う。

イ 身元不明遺体について、関係機関と協力して身元確認を行う。

(4) 日本赤十字社長野県支部、一般社団法人長野県医師会、一般社団法人長野県歯科医師会

ア 検案等その他医学的検査を行う。

イ 検視（検案）及び医学的検査を終了した遺体について遺体識別のため、洗浄、縫合、消毒等の処理を行う。

### 4. 遺体の埋火葬

遺体を安置場所から搬送し、埋火葬にするまでの一連の業務は、次により行う。なお、

原則として遺体は霊柩車により搬送し、火葬場において埋火葬する。

(1) 村

ア 霊柩車、骨つぼ等が不足する場合は、県に対して手配を要請するよう依頼する。

イ 相当期間引き取り人が判明しない場合は、所持品等を保管のうえ火葬する。

ウ 大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場等に搬送することが困難な場合には、埋火葬が円滑に行われるよう、村は遺族による火葬場への火葬依頼、遺体の搬送等に関して適切な調整を行うものとする。

エ 死亡者多数のため、通常の火葬手続きでは遺体の腐敗等により公衆衛生上の危害を発生するおそれのあるときは、埋火葬許可証の発行について特例措置を講ずるよう県を通じ厚生労働省に協議する。

(2) 県

村から霊柩車、骨つぼ等の手配依頼があった場合は、葬祭業者等に要請し確保する。

## 5. 広域応援体制による対応

村及び県は、災害の規模が大きく独自での対応が困難な場合は、速やかに広域的な応援を要請し体制を確保する。

(1) 村

遺体の搜索、処理、埋火葬の実施が困難な場合、次の事項を明らかにし県及び他市町村に対し応援要請を行い体制を確保する。

ア 搜索、処理、埋葬に必要な職員数

イ 搜索が必要な地域

ウ 埋葬施設の使用可否

エ 必要な輸送車両の台数

オ 遺体処理に必要な器材・資材の数量

カ 広域火葬の応援が必要な遺体数

(2) 県

村から応援要請を受けたときは、状況に応じて他都道府県等に応援要請を行うこととし、次の体制を整えるものとする。

ア 県内市町村への要請（広域火葬の依頼、調整等）

イ 県相互応援協定締結自治体への要請

ウ 厚生労働省を通じての全国都道府県への要請

エ 遺体の搜索及び処理に必要な要員の派遣

オ 遺体処理器具、資材の調達斡旋

カ 輸送車両の斡旋

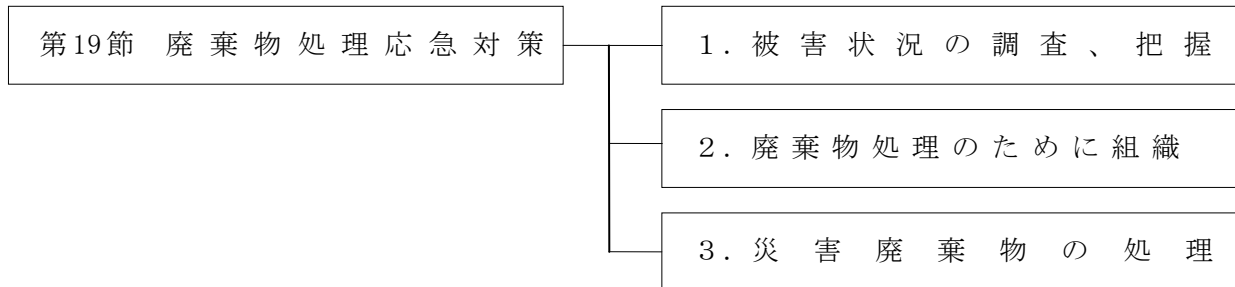
キ 大規模な遺体収容所の設置

ク 火葬要員の斡旋

## 第19節 廃棄物処理応急対策

(実施担当：住民支援班)

災害時には、大量に発生する災害廃棄物及びがれき、生活ごみ、し尿等の収集・運搬及び処理・処分業務を適切に行い、生活環境の保全、村民の日常生活の再開を図るため、廃棄物処理等について必要な事項を定める。



### 1. 被害状況の調査、把握

村は、被災地における衛生環境を確保するため廃棄物の処理活動を行うとともに、廃棄物の発生状況、廃棄物処理施設等の被害状況を早急に取りまとめ、県へ連絡する。

### 2. 廃棄物処理のための組織

廃棄物処理活動の組織は「総括班」、「生活ごみ班」、「し尿処理班」、「がれき処理班」としてそれぞれ連携して対応する。

#### (1) 総括班

災害対策本部との調整及び廃棄物処理業務に関わる職員、ボランティア等の宿泊先、トイレ、飲料水、食料等の確保に関して対応する。

#### (2) がれき処理班

災害によって大量に発生が予想されるがれきの処理について対策を行う。

#### (3) 生活ごみ班

災害発生以降に排出される生活ごみの処理について対策を行う。特に、避難所などから排出される生活ごみに関して対応する。

#### (4) し尿処理班

災害発生以降に排出される、し尿の処理について対策を行う。特に、避難所・仮設トイレなどから排出されるし尿に関して対応する。

### 3. 災害廃棄物の処理

#### (1) 発生量の予測

災害対策本部の収集した被害情報等により、家屋の倒壊や焼失による廃材等、災害廃棄物の発生量を予測する。

#### (2) がれき処理

##### ア 集積場所及び仮置場の確保

被害状況に応じて、がれきの集積場所及び仮置場を確保する。

##### イ 収集・運搬体制

- (ア) 倒壊家屋、焼失家屋の廃材等の運搬・解体処理については、原則として被災者自らが行うものとする。但し、災害の規模や状況によっては、公費負担制度について県・国と協議する。
- (イ) 道路等に散在し緊急に処理する必要がある場合は、村が収集・運搬を行う。
- (ウ) 災害廃棄物の収集・運搬は、大規模な動員体制が必要となるので、運搬車両・建設重機や作業員の確保等について特定建設共同企業体等に協力を要請するとともに、県及び他市町村に応援を要請する。
- (エ) 積み込み現場から集積場所の間の障害物を優先的に除去し、輸送路を確保する。

#### ウ 処理体制

大量の災害廃棄物が発生し、村が解体・収集・運搬及び処分を行う必要が生じた場合は、種類別の発生量を把握するとともに、処理を計画的に実施するため、がれき処理対策組織（住民福祉課・産業建設課）を中心に対応するものとする。

また、発生現場や仮置場でコンクリート瓦礫、金属、廃木材等の分別を徹底するとともに、仮置場に破碎、分別、焼却等の機械設備を設置して、焼却量・埋立処分量の減量化とリサイクル化を積極的に推進する。

#### エ 収集・運搬・処理の応援要請

災害廃棄物を計画的に処理するため、長野県産業廃棄物協会、長野県建設業協会、長野県解体工事業協会等に協力を求め、運搬・処理体制の確立を図る。

### (4) 生活系ごみ処理

#### ア 被害状況の把握

災害対策本部の収集した被災情報等を参考に、次の項目につき地区別の被害状況を調査・把握するとともに、ごみ排出量を予測する。

- (ア) ごみ収集車の収集運搬経路
- (イ) 避難状況（避難所の数、避難者の人数等）
- (ウ) ごみ処理施設の損傷状況

#### イ 応急収集運搬計画の策定

ごみ排出量の予測に基づき、被害状況に即した応急収集運搬計画（集積所・仮置場などからの運搬ルート等）を速やかに策定する。

#### ウ 応急集積所の確保

各処理場の被害状況及びごみの発生量に応じて、応急集積場所（仮置場）を確保する。その場合、消毒薬品を散布するなど衛生面に配慮する。

#### エ 収集・運搬・処理の応援要請

収集運搬に必要な車両、要員の確保及び処理施設の使用について、関係業界、県及び他市町村に応援を要請する。また、ごみの処理に必要な処理業者が不足し必要と認める場合は、県に手配を要請するものとする。

#### オ 臨時収集場所の設定

道路の寸断や障害物等によりごみ収集ができない地域等、収集車の運行が困難な地区については、臨時の収集場所（仮置場・中継地）を設定する。

#### カ 地域住民の協力

臨時収集場所の設置や埋め立てごみの収集活動等は、各区、自主防災組織等に協力

を求め実施する。

(5) し尿処理

災害対策本部の収集した被災情報等を参考に地区別の被害状況を調査・把握するとともに、し尿発生量を予測し、必要収集車両及び人員数を把握して収集・処理計画を作成する。

ア 初期対応

- (ア) 災害発生直後のトイレ使用の混乱を避けるため、家庭でのトイレの使用、避難所でのトイレの使用について素早い情報提供を実施する。
- (イ) 通常のくみ取り作業については一時中断し、避難所を優先することとし、状況を見ながら通常の収集体制に移行するものとする。
- (ウ) 農業集落排水処理施設及び個別浄化槽の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、村民に水洗便所を使用せず、仮設便所等で処理するよう指導する。
- (エ) し尿処理業者による処理が困難な場合は、長野県環境整備事業協同組合の応援を求める。

イ 仮設便所の設置

し尿の収集や水洗トイレが使用できない状況となったとき、次により仮設トイレを設置する。また、し尿処理については、防疫に留意し、し尿収集運搬許可業者に委託し、避難所に設置された仮設トイレから可能な限り早期の収集に努めるものとする。

- (ア) 汲み取り地域でバキューム車による収集が不能となった地区
- (イ) 水洗トイレの使用が不能となった地区
- (ウ) 避難所の便所が不足するか、使用不能となった場合

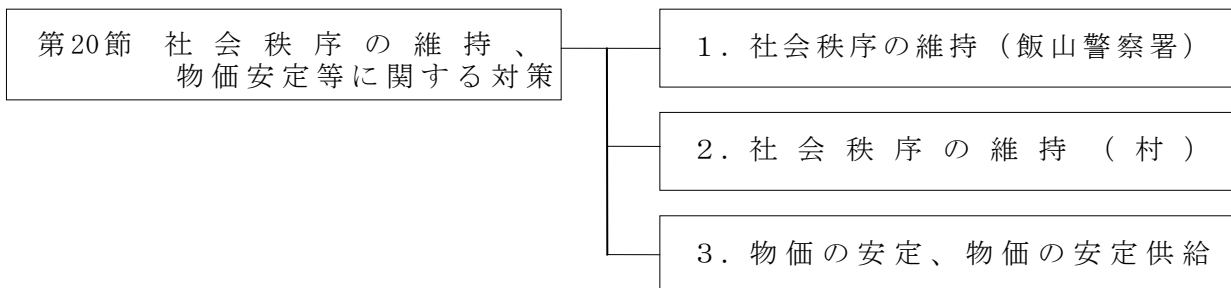
ウ 収集・運搬・処理の応援要請

バキューム車、収集要員の確保及び処理施設の使用について関係業界、県及び他市町村に応援を要請する。

## 第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する対策

(実施担当：総務班・飯山警察署)

災害発生後、被災地域において社会的な混乱や心理的動揺も多分に存在すると考えられるため、社会秩序の維持が重要な課題となる。また、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図る必要があり、これらについて関係機関は適切な処置を講ずる。



### 1. 社会秩序の維持（飯山警察署）

災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法廃棄、窃盗事件等が横行する可能性がある。したがって、社会秩序を維持するため、警察が独自に、又は自主防災組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い、速やかな安全確保に努める。

また、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取り締まりや被害防止に努めるとともに、災害に関する情報収集及び村民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。

- (1) 災害に便乗した窃盗事犯の取締り
- (2) 災害に便乗した悪質商法事犯の取締り
- (3) 災害に便乗した産業廃棄物の不法処分事犯の取締り
- (4) 広報啓発活動の推進
- (5) 防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施

### 2. 社会秩序の維持（村）

地震による地域社会の混乱を鎮め、民心を安定し、社会秩序を維持するため村が実施する対策について定める。

- (1) 村民に対する呼びかけ  
村長は、流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとるべき措置等について呼びかけを実施するものとする。
- (2) 警察に対する要請  
村長は、地域社会の混乱を鎮めるため必要と認めるときは、警察に対し応急措置の実施を要請するものとする。
- (3) 県に対する要請  
村長は、当該地域の社会秩序を維持するため必要と認めるときは、県に対し応急措置及び広報の実施について要請する。



### 3. 物価の安定、物資の安定供給

災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから生活関連物資の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

#### (1) 村

ア 買占め売惜しみ、便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需要動向について調査、監視及び対策（対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも村の管轄区域内に所在するものに限る。）を行うものとする。

(ア) 生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。

(イ) 特定物資の報告徴収、調査等

a 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行うよう県に要請する。

b 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の調査を実施する。

イ 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請するものとする。

ウ 情報の不足、混乱により、損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供するものとする。

エ 買占め、売惜しみ、便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置するものとする。

#### (2) 民間企業等

正常な取引環境を回復するため、小売店等では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図るものとする。

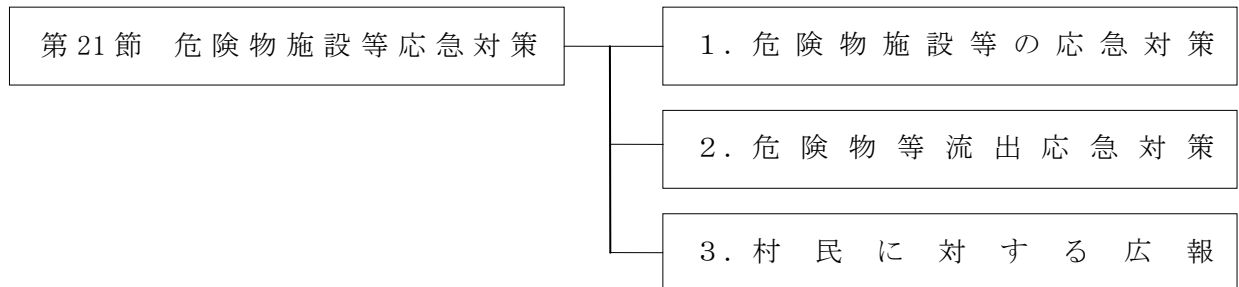
#### (3) 村民

集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

## 第 21 節 危険物施設等応急対策

(実施担当：総務班・消防団、消防本部・飯山警察署)

災害発生時に、危険物による火災・爆発・流出等を阻止、又は被害を最小限に抑えるため、各機関及び事業所が講ずべき応急対策について定める。



### 1. 危険物施設等の応急対策

災害時に危険物等取扱事業所の責任者、管理者は、次に掲げる措置を各施設の実態に応じて講ずるとともに、消防本部と連携して被害の拡大防止と危害防止を図る。

#### (1) 共通の応急対策

火災、流出、爆発、漏洩その他周辺地域に対して影響を与える現象の発生を防止するために必要な緊急点検・巡視の実施、充填作業・移し替え作業等の停止、落下・転倒その他施設の損傷防止等のために必要な応急的保安措置を実施する。

#### ア 関係機関との連絡体制の確保

危険物等取扱事業所は、災害等により被災した場合、消防本部・消防団、警察等関係機関及び隣接事務所に事故状況を伝達する等速やかに連絡・協力体制を確保する。

#### イ 災害発生時の自主防災活動

危険物等取扱事業所は、災害発生時にはあらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。

#### ウ 危険物等施設の緊急停止と応急点検

危険物等取扱事業所は、災害発生時には作業の停止、装置等の緊急停止を行うとともに、ただちに応急点検を実施する。

#### エ 危険物等施設の応急措置

危険物等取扱事業所は、危険物等施設の被害状況及び付近の状況等について十分に考慮し、現況に即した適切な応急措置を講ずるものとする。

(ア) 危険物施設等の損傷等異常を発見したときは、補修、危険物等の除去等適切な措置を講ずる。

(イ) 危険物等による災害が発生した場合には、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、現状に応じた初期消火や流出防止措置を行うものとする。

#### オ 周辺地域住民に対する広報等

危険物等取扱事業所は、地域住民の安全を図るため、速やかに発災を広報し避難誘導等適切な措置を講ずるとともに関係機関に村民への広報や避難誘導等の協力を求める。

(2) 個別の応急対策

ア 危険物、毒物劇物及び有害物質

(ア) 取扱従事者の応援体制の確保

危険物等取扱事業所は、被災状況に応じ、隣接事業所等の危険物、毒物劇物取扱従事者及び公害防止管理者等の協力を得て適切な対応を図るものとする。

(イ) 危険物等取扱事業所は、移送運搬中の責任者と速やかに連絡を取るものとする。

そのため、内部における連絡系統を明確にしておく。

(ウ) 危険物等取扱事業所は、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

イ 火薬類

(ア) 事業所の措置

危険物等取扱事業所の責任者は、現場の消防職員及び警察の警備責任者等と連絡を密にし速やかに次の措置を講ずる。

a 保管、貯蔵又は運搬中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張り人をつけて関係者以外の者の近づくことを禁止する。

b 道路が危険又は移送する余裕がない場合は、火薬類を付近の水中等に沈めるなど安全な措置を講ずる。

c 搬出の余裕がない場合は、火薬庫の入口や窓等を目張り等で完全に密封し、消火措置を講ずる。さらに、爆発により災害を受けるおそれのある区域はすべて立入禁止の措置をとり、危険区域内の村民等を避難させるための措置を講ずる。

d 吸湿、変質不発、半爆等のために著しく原形を失った火薬類又は著しく安全度に異常を呈した火薬類は廃棄する。

(イ) 村長の措置

a 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、関係機関と連携をとり、販売業者、消費者その他火薬を取扱う者に対して、火薬庫又は物件の保安その他必要な措置を指示するものとする。

b 爆発又はそのおそれがあると判断したときは、関係機関と連携をとり火災警戒区域を設定し、防災関係者及び施設関係者以外の立ち入りの制限及び禁止若しくは退去を命じるものとする。この場合は、避難者に退避先を指示するものとする。

c 被害者の救出、救護その他必要な措置を講ずるものとする。

d 爆発又はそのおそれがあると認めたときは、関係機関と連携をとり消防本部及び消防団の人員、機材を動員し、災害の防御又は災害の拡大を防止するものとする。

ウ 高圧ガス

(ア) 施設の被害状況調査及び対応

高圧ガス取締法の適用を受ける高圧ガス取扱事業所は、高圧ガス施設・設備、販売施設（容器置き場）等を巡回し、ガス漏洩探知機等による調査点検を行い、火災やガス漏洩等への対応を図るとともに、関係機関へ連絡を行う。

a 製造施設又は消費施設が危険な状態になった時は、直ちに製造又は作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員以外のほかは退避させる。

b 販売施設、貯蔵所等においては充てん容器を安全な場所に移す。

- c 必要な場合は、従業員又は付近の村民に退避するよう警告するとともに関係機関に通知する。
  - d 充てん容器が外傷又は火災により高熱を受けたときは、充てんされている高圧ガスを廃棄し、又はその充てん容器を水中若しくは地中に埋める。
- (イ) 村の措置
- a 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、関係機関と連携をとり、製造、販売施設、高圧ガス貯蔵所及び液化酸素の消費のための施設に対して保安上必要な措置を指示するものとする。
  - b 引火、爆発又はそのおそれがあると判断したときは、関係機関と連携をとり火災警戒区域を設定し区域内の火気使用禁止又は防災関係者及び施設関係者以外の、立入りの制限及び禁止若しくは退去を命ずるものとする。この場合避難者については、その退避先を指示するものとする。
  - c 被害者の救出、救護等必要な措置を講ずるものとする。
  - d 引火、爆発又はそのおそれのあるときは、関係機関と連携をとり、消防本部及び消防団の人員、機材を動員し、災害の防御又は災害の拡大を防止するものとする。

エ 放射線使用施設など

災害の発生に伴う放射線使用施設及び放射性同位元素に関する事故措置にあたっては、人命危険の排除を図るとともに、関係機関との連携を密にし、現況に即した応急措置を講ずる。

(ア) 放射線施設等の管理者の措置

災害の拡大を防止するため、放射線施設等の管理者は、次に掲げる応急対策を講じ迅速かつ適切にその被害の防除に努める。

- a 施設の破壊による放射線源の露出、流出等が発生した場合及びその危険がある場合は、その被害の拡大防止に努め、また、被害状況に応じ警戒区域を設定するとともに関係機関への通報を行う。
- b 放射線取扱主任者は、放射線同位元素による汚染が生じた場合に従事者に適切な指示をし、速やかにその拡散の防止及び除去を行う。
- c 放射線被害を受けた者又は受けたおそれのある者がある場合は速やかに救出し、付近にいる者に対し避難するよう警告する。
- d 放射線発生装置の電源を遮断し、余裕のあるときは放射性同位元素及び放射性同位元素装備機器を安全な場所に移し、周辺を危険区域に設定するとともに、その旨の表示と監視員の配備を行い、関係者以外の立入を禁止する。
- e 災害により放射線障害のおそれがある場合又は放射線障害が発生した場合には、関係機関に通報するとともに、適切な情報提供を行う。
- f 施設の関係者は放射線の検出を行うものとする。
- g 放射線同位元素による汚染が生じた場合には、速やかにその拡散の防止及び除去を行う。
- h 事故発生時、危険区域内にいた者に対して、医師による診察等必要な措置を行う。

(イ) 村長の措置

- a 放射性物質使用施設に火災が起こり、又は施設に延焼するおそれのある場合は、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに関係機関に通報する。

- b 放射線障害の危険のある地域内にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告する。

オ 石油類

(7) 所有者の措置

a 出火防止の措置

- ・施設内の使用火、作業火等の火気を完全に消火し、発火源を除去する。
- ・施設内の電源は状況により保安系統を除き遮断する。ただし、断線の場合は自家発電装置等により保安系統の電源の確保を図る。
- ・配管のき裂等による危険物の漏洩箇所の探知を実施し、その確認と措置を講ずる。
- ・出火防止上危険と認められる作業は中止する。
- ・その他施設内の巡回を強化し警戒の万全を図る。

b 消防設備の確保

- ・消防設備を点検し機能を確保する。
- ・消防ポンプ車等の確保に努め自衛要員を増強し、自衛消防力を強化する。

c 災害防止の措置

- ・危険物貯蔵タンク容器等の損傷、転倒による漏油、流出は積土のう、その他必要な処置を実施して流出区域の拡大を阻止する。また付属施設には水防、防火等防護措置を安全に実施する。
- ・貯蔵危険物の保安措置を強化する。
- ・保安資機（器）材を確保する。

(イ) 村長の措置

- a 施設内における一切の火気の使用を禁じ、場合により使用の一時停止又は制限を命じる。
- b 状況により立入検査を実施し、保安に必要な強化措置を実施させるものとする。
- c 被害が広範囲にわたり引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は施設関係者に応急の措置を講ずるように命じ、関係機関と連絡をとり、火災警戒区域を設定し、区域内居住者に避難を指示、勧告する。この場合避難先を指示するものとする。
- d 引火、爆発又はそのおそれがある時は、消防本部及び消防団の人員、機材を動員し災害を防御又は災害の拡大を防止するものとする。災害の状況規模により自衛隊（化学消防車等）に出動を要請するものとする。

## 2. 危険物等流出応急対策

河川に大量の危険物等が流出又は漏洩した場合、次に掲げる対策を講じ、迅速かつ適切にその被害の防除を実施する。

- (1) 災害等により当該流出事故が発生した場合、事故関係者、事故発見者及び通報受理者は、速やかに村又は消防本部、河川管理者等関係機関に通報連絡する。
- (2) 当該関係機関及び危険物等取扱者は、危険物等の大量流出による災害が発生した場合、それぞれの業務又は作業について相互に密接な連絡を保つとともに、人員及び設備、資機（器）材等に関して防除対策が迅速、的確に実施できるよう協力する。

- (3) 危険物等が大量に流出した場合、当該関係機関及び事業所は、自主的かつ積極的に次の防除作業を実施する。

ア オイルフェンス、むしろ、柵及び木材等の応急資機（器）材を活用し拡散を防止する。

イ オイルフェンス等により、流出範囲を縮小した危険物等を吸引ポンプその他により吸いあげ、又は汲み取るとともに、必要に応じて化学処理剤により処理する。

ウ 流出した危険物等から発生する可燃性ガスの検知を行い、火災及び健康・環境被害の未然防止に必要な措置を講ずる。

- (4) 有害物質が河川等の公共用水源に流出、地下に浸透又は大気中に放出された場合、河川管理者等関係機関は、村民の健康の保護及び環境保全のため必要に応じて環境調査を実施し、その結果を村民に公表するとともに、関係機関に速やかに通報し、防除対策の実施等に資するものとする。

### 3. 村民に対する広報

危険物等による災害が発生し、又は周辺に被害が拡大するおそれがある場合においては、関係事業所の従業員、地域住民の生命、身体的安全確保を図るため、次により必要な広報活動を実施する。

- (1) 事業者の広報

危険物等取扱事業所は、広報車、拡声器等を利用し、迅速的確に広報するとともに、関係機関に必要な広報を依頼する。

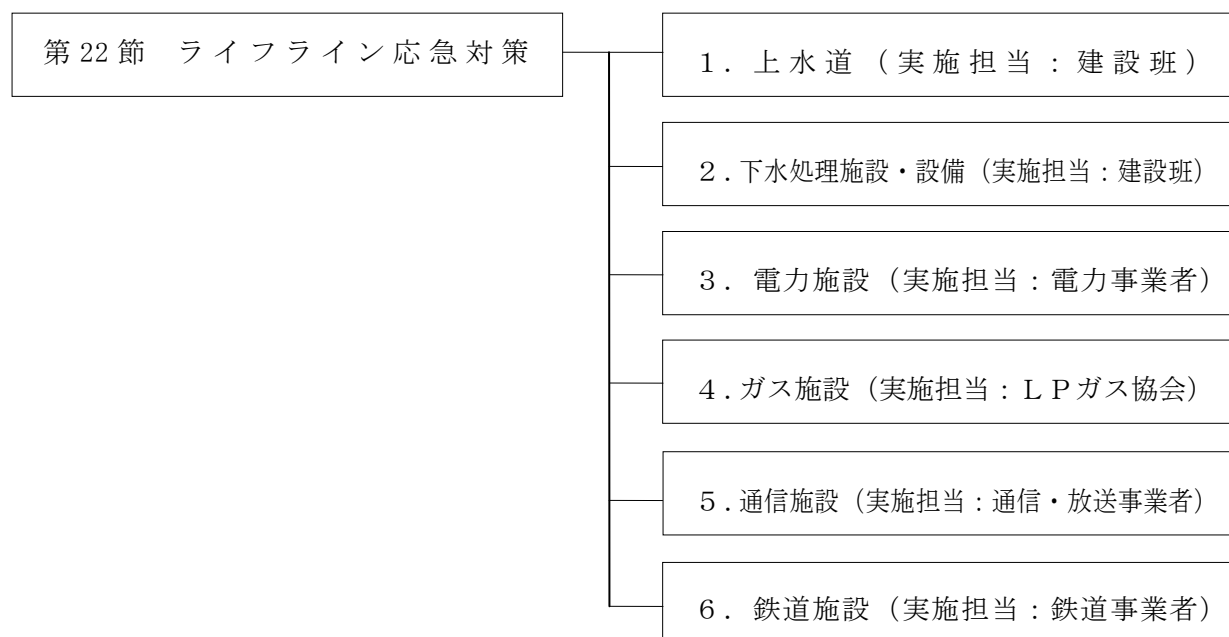
- (2) 関係機関の広報

関係機関は災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、直ちに付近住民に災害の状況や避難の必要性などの広報を行うとともに、報道機関の協力を得て周知を図る。

## 第22節 ライフライン応急対策

(実施担当：建設班・関係機関)

災害時、災害活動及び村民の生活再開に向け、重要なライフラインが被災した場合における各部、関係機関が行う応急復旧対策等について定める。



### 1. 上水道（実施担当：建設班）

#### (1) 応急復旧対策

復旧作業については、水道事業者が自ら行う直営工事、又は、専門業者への外部委託により復旧工事を行う。

なお、大規模な災害においては、他市町村からの応援等により、復旧要員、資材、機材及び重機等を確保し、早期の復旧を図る。

#### ア 被害状況調査

(ア) 班編成により被害の状況調査と点検を行う。

(イ) 状況により、配水池の水の確保と水道管破損による二次災害防止のため、送配水管のバルブを停止する。

#### イ 応急復旧計画の策定

被害状況調査結果に基づき、応急復旧計画を策定する。

#### ウ 工事業者の確保

地元の土木建設業者・管工事公認業者の協力を得るとともに、県内外の業者の応援を求める。

#### エ 機材の確保

資機（器）材製造業者及び販売店に、資機（器）材の提供の協力を要請する。

#### オ 送配水管等の復旧

応急復旧計画に基づき、送配水管等の応急復旧工事を行う。

#### カ 臨時給水栓の設置

応急復旧計画に基づき、臨時給水栓の設置を行う。

キ 給水管の復旧

応急復旧計画に基づき、量水器までの給水管の復旧工事を行う。

ク 広報の実施

(ア) 被害の状況により給水を停止する場合

(イ) 被害の状況により断水のおそれが生じた場合

(ウ) 復旧の時期について、随時広報を実施し情報の提供を行う。

## 2. 下水処理施設・設備（実施担当：建設班）

(1) 要員の確保

下水処理施設等管理者は、委託業者、管路施設維持管理業者、建設業者、公認業者等の民間企業の応援を得て、あらかじめ定めた計画に基づいた緊急時の配備体制により、応急復旧要員の確保を図る。

(2) 応急対策用資材の確保

応急対策用資材及び機器等も、施設の被災状況に応じて民間業者の協力により、迅速に調達手配をし、応急復旧ができるよう確保に努める。

特に、終末処理施設においては、給水や燃料供給が断たれる事態に対処できるよう配慮するものとする。

○応急対策用資材及び機器

|                                                                                  |
|----------------------------------------------------------------------------------|
| 小口径管類、電線類、制御及び信号用ケーブル、アングル、銅板及び吊り金具、セメント及び砂、土のう袋、可搬式ポンプ、発電機、管渠清掃用機械器具及び作業車、トラック等 |
|----------------------------------------------------------------------------------|

(3) 応急対策の実施体制

災害対策本部により、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び被害状況を把握するとともに、必要な体制を確保する。

また、被害が甚大である場合には、他市町村に応援を求める等の措置を講ずる。

ア 災害対策要領等に沿って、速やかに職員を非常参集し、必要な体制を整えるものとする。

イ 被害が甚大である場合には、他市町村に応援を求める等の措置を講ずる。

ウ 管路施設については、被害の拡大や二次災害の防止のための調査、重要な区間の被害概要を把握するとともに、必要に応じ応急措置を講ずる。

エ 各ポンプ場・処理場については、人的被害につながる二次災害の未然防止や有毒ガス、燃料の流出防止等のための元弁の完全閉止等の緊急点検を行う。また、施設の暫定機能確保のための調査など被害状況の概要を把握して、必要に応じ応急措置を講ずる。

(4) 復旧計画の策定

ア 被害状況調査及び点検

被害発生後、二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から速やかに調査及び点検を実施する。排水機能の支障や二次災害のおそれのあるものについては、並行して応急対策を施す。



イ 緊急措置

二次災害防止の措置、処理機能の確保、排水機能の確保のため速やかに適切な措置を講ずる。土砂等の除去、ポンプ等による緊急排水を機材を有する業者等の協力を得て行う。

ウ 復旧計画の策定

被害状況の調査及び点検に基づき、緊急度、工法等を勘案して、応急復旧計画を遅滞なく策定する。

### 3. 電力施設（実施担当：電力事業者）

(1) 非常災害対策本部の設置

非常災害の発生が予想されるとき、又は発生したときに、電気施設の二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、電気供給施設としての機能を維持するため、非常災害対策本部を設ける等、必要な体制の整備に努めることが求められる。

(2) 災害応急対策

ア 情報の収集

防災各本部・支部を設置するとともに、速やかに情報を収集し、被害全般の掌握に努める。

イ 災害時の広報

村民に対し、電気事故防止PR及び設備の被害・復旧状況等について、テレビ、ラジオ・新聞等の報道機関の利用や、インターネットホームページ等を活用するほか、パンフレット、チラシ等を作成・配付し周知するよう努める。

このため、対策本部・支部の集約に基づく被害・復旧状況の定時情報提供のほか、報道機関との連携を密にして可能な範囲で時宜を得た広報を行うものとし、必要に応じて村は、音声告知放送等を活用した広報に協力するものとする。

また、停電区域等については、広報車による広報もあわせて実施し、大規模地震で災害復旧が長期になる場合は、移動営業所を開設するよう努める。

ウ 危険予防措置

(ア) 電力供給は、災害時においても原則として継続するが、警察、消防本部等から要請があった場合等には、送電停止等適切な措置を講ずる。

(イ) 人命に関わる緊急避難的措置として、関係行政機関等から復旧活動の現地において仮送電、送電停止等の要請を受けた場合は、その指示に従う。

(ウ) 医療機関等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置を要請する。

エ 応急工事

対策本部は恒久復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、応急工事を実施する。作業は、通常に比し悪条件のもとで行われるため、安全・衛生については、十分配慮して実施する。

オ ダムの管理

洪水の発生等を防ぐため、次の事項に関するダム管理を実施する。

(ア) 管理方法の明確化

- (イ) 洪水時の対策
- (ウ) 通知・情報
- (エ) ダムの放流

(3) 災害復旧

ア 復旧計画

対策本部長は被害の規模、地域性、特殊条件等を検討のうえ、応援要員の必要性、復旧要員の配置状況、復旧資材の調達、復旧作業の日程、応援復旧の完了見込み、宿泊施設・食料等の手配等を内容とした復旧計画を策定し、上級対策本部長に速やかに報告する。

イ 復旧順位

対策本部長は復旧計画の実施にあたっては、国、県及びその他の防災関係機関と密接な連絡を保ちながら系統及び負荷の重要性を考慮し、災害状況、設備の被害状況及び復旧の弊易度を勘案して供給上復旧効果の最も大きいものから行うよう努める。

表 3-22-2 各設備の復旧順位

| 設備名  | 復 旧 順 位                                                                                            |
|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 変電設備 | 1 主要幹線の復旧に係る送電用変電所<br>2 市街地に送配電する送電系統の中間変電所<br>3 重要施設に配電する配電用変電所<br>※この場合の重要施設とは配電設備に記載されている施設をいう。 |
| 配電設備 | 1 病院、交通・通信・報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、避難場所、その他重要施設への供給回線<br>2 その他の回線                                     |
| 通信設備 | 1 給電指令回線、制御・監視及び保護回線<br>2 保安用回線                                                                    |

#### 4. ガス施設（実施担当：L P ガス協会）

ガス漏洩による火災・爆発・ガス中毒の二次災害防止により村民の安全の確保に努める。

(1) 応急復旧の実施事項

L P ガス協会は、会員であるL P ガス販売業者と連絡・協力し、次の応急復旧活動を行う。

- ア L P ガス消費設備の被災状況等の把握
- イ L P ガス消費設備の緊急点検作業の実施
- ウ 火災等の二次災害防止、軽減の実施

(ア) 消費者への安全指導の徹底

- a 容器バルブ閉止の周知徹底
- b 避難所等におけるL P ガス安全使用の周知徹底

(イ) 被災地域の危険性の高い場所における消費先L P ガス容器の回収

エ 被災者に対するL P ガス供給

- オ L P ガスの確保
- カ 応援受入れ体制の確保
- キ 村災害対策本部との連携

(2) 緊急時における関係機関への連絡

他工事の現場から事故の通報を受けた際及びガスの漏洩を発見し、それに対して緊急に措置する必要がある場合には、その規模及び状況並びに協力を必要とするか否かを、可及的速やかに関係機関に連絡するよう努めるものとする。

5. 通信・放送施設（実施担当：通信・放送事業者）

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行ううえで必要不可欠なものである。これらの確保を図るため、必要な整備計画の策定に努めるものとする。

(1) 概要

通信・放送事業者は、非常災害が発生し、通信・放送施設に損害を被り、通信の疎通又は放送に重要な支障が生じあるいは、そのおそれがある場合において、その対策を速やかに樹立し災害の復旧に対処するよう努めるものとする。

(2) 災害対策本部の設置と体制

災害等により電気通信サービス等に大きな支障が発生した場合、災害対策本部を設置する。災害対策本部等は、災害に際し被害状況、通信の疎通状況等の情報連絡、通信の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の災害対策に関する業務を行う。

(3) 通信等の確保

ア 通信の非常疎通措置

災害等に際し、次により臨機に措置をとり、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図ることが求められる。

(ア) 臨時回線の作成、中継順路の変更等疎通確保の措置をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置等を図る。

(イ) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、「電気通信事業法」等の定めるところにより、転機に利用制限等の措置を行う。

(ウ) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は、「電気通信事業法」等の定めるところにより一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

イ 放送の継続確保

放送機関は、放送施設の復旧活動及び放送の継続確保に努める。

ウ 設備の応急復旧

被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、次により速やかに実施するよう努める。

(ア) 被災した電気通信設備等の復旧は、原則として別に定める標準的復旧方法にしたがって行う。

(イ) 必要と認めるときには、復旧工事に要する要員、資材及び輸送は災害復旧に直接関係のない工事に優先して実施する。

(4) 広報対策

ア 災害時等において、被災した電気通信設備等の応急復旧の状況、通信の疎通及び利用制限の措置状況等利用者の利便に関する事項について、支店前掲示、ラジオ・テレビ放送、新聞掲載等を通じて広報を行う。

イ 前項の広報を実施するにあたり、必要に応じ報道機関と事前協議を行うなど、その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を講じておくことが求められる。

(5) 災害復旧

応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、その結果に基づき必要な改良事項を組み入れ、計画、設計を行うよう努める。

(6) 村が主体となって行うこと

ア 業者と協力して、通信施設の緊急点検・巡視を行い、当該施設の被災状況等を把握する。

イ 通信施設が被災した場合には、職員と保守業者により復旧活動を行い、通信の確保に努める。

ウ 停電が発生し、通信施設への復電まで長時間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図るものとする。

エ 災害対策本部、現地災害対策本部の携帯無線機の更新、整備を図る。

オ 災害時用通信手段なども使用不可能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段をもつ機関に通信を依頼するものとする。

(7) 村が東日本電信電話株式会社及び株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社等に協力を要請する事項

ア 重要通信の疎通確保

(ア) 応急回線の作成、ネットワーク網措置等の疎通確保に努める。

(イ) 重要通信の確保のため、通話の利用制限等の措置を行う。

(ウ) 非常、緊急扱い通話、又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講じる。

イ 特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難場所等へ特設公衆電話の設置に努める。

ウ 災害用伝言ダイヤルの提供

災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル・携帯電話及びスマートフォン等で安否確認ができる災害用伝言板・web171を速やかに提供する。

エ 情報提供等

通信の疎通及び利用制限の措置状況、また通信の被災と復旧状況等の情報提供に努める。

(8) 村が日本放送協会及び民間放送事業者等に協力を要請する事項

災害が発生した場合には、放送の継続のために各放送機関で定めてある非常災害対策規定に基づき、放送施設及び設備の復旧活動など必要な措置をとる。

## 6. 鉄道施設（実施担当：鉄道事業者）

### (1) 地震緊急即応体制

ア 地震発生から緊急即応体制が機能するまでの間は当務駅長が対応し、緊急即応体制は、発生から30分～1時間以内に組織し対応するよう努める。

イ 『運転事故及び災害応急処理取扱細則』で定める「災害対策本部」・「復旧本部」の構成ができた時点で解消する。

### (2) 当務駅長及び緊急即応対策本部の主な任務

参集した社員の中で、上位職の者が指揮を執り、それぞれの担務を指定する。

ア 被災者の救助・救護

イ 社内関係各箇所への連絡通報

ウ 関係機関への連絡通報

エ 指定された事項の遂行

### (3) 村が東日本旅客鉄道株式会社に協力を要請する対策

ア 危険防止措置

(ア) 地震を感知した場合、乗務員は危険な場所を避け、運転を一時停止する。

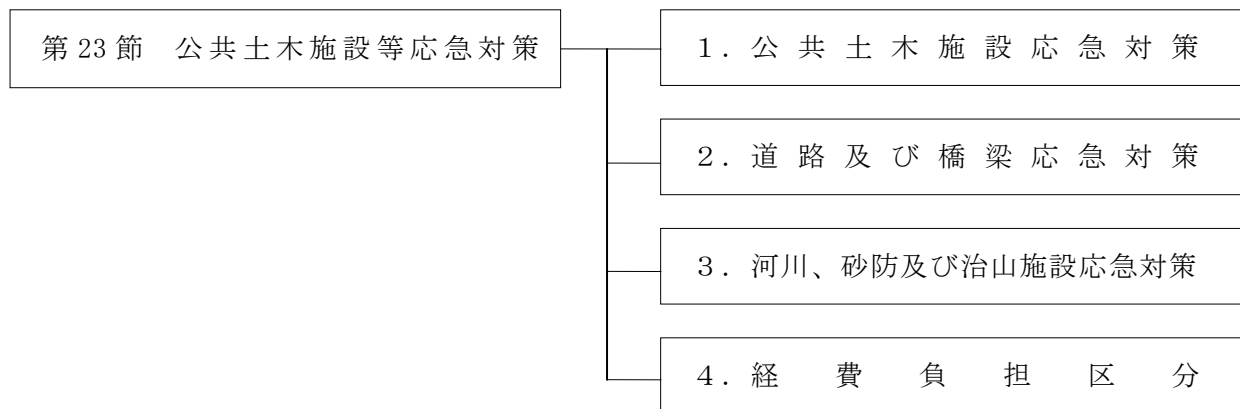
(イ) 駅長は、その震度に応じて各列車に一時停止、徐行運転等の必要な措置をとる。

(ウ) 線路及び周辺について地上巡回を行い、安全点検を実施し列車運転の可否を決定する。

## 第23節 公共土木施設等応急対策

(実施担当：建設班)

災害により公共土木施設（道路、河川、砂防、治山等）が被害を受けた場合の迅速な復旧及び二次災害の防止のための応急対策について定める。



### 1. 公共土木施設応急対策

応急対策及び復旧対策を以下の体制で実施する。

### 2. 道路及び橋梁応急対策

#### (1) 被災状況の把握及び施設点検

ア 地震が発生した場合は、橋梁・トンネル等の主要な構造物、異常気象時における事前通行規制区間・落石等の危険箇所の緊急点検を行う。

イ パトロール等の巡視を行い被害状況の把握の迅速化を図るとともに、関係機関から情報を収集する。

#### (2) 防災関係機関等への連絡

道路管理者は、災害による道路の被害状況、措置状況等の情報を関係機関へ逐次連絡する。

#### (3) 緊急措置及び緊急通行機能の確保

##### ア 緊急の措置等

(ア) 道路利用者の安全確保を図るとともに、被害箇所・区間において関係機関と連携を図りつつ必要に応じて交通規制等の緊急措置を講ずる。また、必要に応じて迂回道路の選定、その誘導等の措置を関係機関と調整し、交通路の確保に努めるとともに、道路の状況について広報に努める。

(イ) 道路管理者（国土交通大臣、知事、村長）は破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限するものとする。ただし、村長は他の道路管理者が管理する道路・橋梁でその管理者に通知する暇のない時は、警察署に通報して、道路交通法に基づく規制を実施するなど応急対策を行うものとする。この場合、村長は速やかに道路管理者に連絡して正規の規制を行うものとする。

(ウ) 道路管理者は、道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設け、必要がある場合は、迂回路を設定し道路標識をもって明示しなければならない。

- (エ) 道路管理者は、通行禁止及び制限を実施しようとする時、又は実施した時は、直ちに所轄の警察署長へ連絡するものとする。

#### イ 道路啓開

- (ア) 関係機関との調整を図りつつ路上障害物の除去や応急復旧作業により道路啓開を行う。
- (イ) 道路啓開は、可能な限り迅速に行い、原則として2車線の通行を確保する。被害の状況によりやむを得ない場合には、部分的に1車線とするが、この場合には危険を回避するため、誘導員及び監視員を置き、徐行誘導を行う。
- (ウ) 路上の障害物の除去について、道路管理者、警察、消防本部等は、協力して必要な措置をとる。

#### ウ 防災活動拠点等とのアクセスの確保

上記の緊急措置及び道路啓開にあたっては、防災活動拠点、輸送拠点、防災備蓄拠点、その他公共施設とのアクセス道路の機能確保を優先して行うとともに、各道路管理者は連携しつつ、協力・支援を行う。

### (4) 応急復旧

- ア 村は、関係機関と連携し、障害物の除去、応急復旧に必要な人員、資機（器）材を確保する。
- イ 道路の応急復旧実施責任者は当該道路の管理者とする。
- ウ 村長は村内の他の管理者に属する道路が損壊等により通行に支障を来すことを知った時は、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。
- エ 村長は事態が緊急を要し、当該道路管理者に通報し、応急復旧を待つ暇がないときは、応急輸送の確保その他付近住民の交通上の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。
- オ 村長は自己の管理する道路の応急復旧が困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を求めるものとする。

### (5) 道路占用施設が被災した場合の措置

- ア 上下水道、電気、電話等、道路占用施設の被害が発生した場合は、当該管理者は、道路管理者に通知する。緊急時には現場付近への立入禁止、避難の誘導、周知等村民の安全確保のための措置を取り、関係機関へ速やかに連絡するとともに応急復旧を実施する。また、道路管理者は必要に応じて協力支援等を行う。
- イ 交通信号が倒壊、断線等により機能を失った場合は、県公安委員会に対し応急復旧工事の実施を要請する。

### (6) 仮設道路の設置

村長は既設道路のすべてが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要を生じた場合は、所要の措置を講ずるものとする。ただし、他の道路管理者が管理する道路を含む場合は、当該道路管理者と協議し実施責任の範囲を定めることとする。

### (7) 関係機関との協力

村のみでは、応急活動及び復旧活動が困難な場合、関係機関に応援要請を行い、応急復旧及び交通の確保を行う。

### 3. 河川、砂防及び治山施設応急対策

#### (1) 河川管理施設

##### ア 堤防等河川構造物の損傷箇所の応急措置の実施

堤防等河川構造物の損傷は、震災後の出水で破堤等の重大な災害につながるおそれがあるため、震災直後の点検や調査で異常が確認された場所については、資材や、施工規模を考慮し応急措置を実施する。

特に工事中の箇所及び危険箇所の点検を専門技術者等を活用して行うものとし、迅速な応急復旧を実施する。

##### イ 浸水被害の拡大防止と浸水を原因とする事故等の発生防止対策の実施

民生安定の観点から、浸水被害が拡大するおそれがある地域についてはその原因となる箇所の水防活動等必要な措置を講ずるとともに、危険な箇所は、人的な事故の発生を防止するため、立入禁止等の必要な措置を実施する。

##### ウ 危険物等事故対策の実施

災害により発生した危険物や油等の流出事故については、二次的な被害を防止するため下流住民への情報提供や、汚染の拡大を防止するための対策を実施する。

#### (2) 地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、砂防設備

##### ア 危険区域に位置する人家集落への通報

災害による地すべり、急傾斜地崩壊及び土砂の異常流出等が発生した場合及び各防止施設に被害を生じたり、生じるおそれがあるとして県から連絡があった場合は、区域内人家集落への通報及び避難勧告等の手段により安全の確保に努める。

##### イ 被災地の巡視等危険防止のための監視

災害により被害が発生した場合や発生するおそれがある場合は、巡回パトロール等を行い、時間の経過に伴う状況の推移を監視する。

##### ウ 地すべり防止施設等の管理に関する事項の調整

その他地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設及び砂防設備の管理に関する事項の調整は、国及び県と協議して行う。

#### (3) 土石流対策

ア 直轄で所管している砂防設備の現状を把握し、応急対策活動又はその指導の円滑を期するための点検を実施する。

イ 豪雨等に伴う、二次災害を防止するため、砂防設備等の被災状況及び河道等における土砂の堆積状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するための必要な応急対策を実施する。

ウ 防災施設の被災状況、土石流の発生状況について、速やかに県及び関係機関に必要な情報を提供する。

### 4. 経費負担区分

(1) 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。

(2) 緊急の場合における応急復旧の経費

村長が区域内で他の管理者に属する道路を、緊急応急復旧した場合の経費は、当該道路の管理者が負担するものとする。



ただし、当該管理者が支弁する暇がない場合は、応急復旧を実施した村長が、その経費の一時繰替支弁をすることができるものとする。

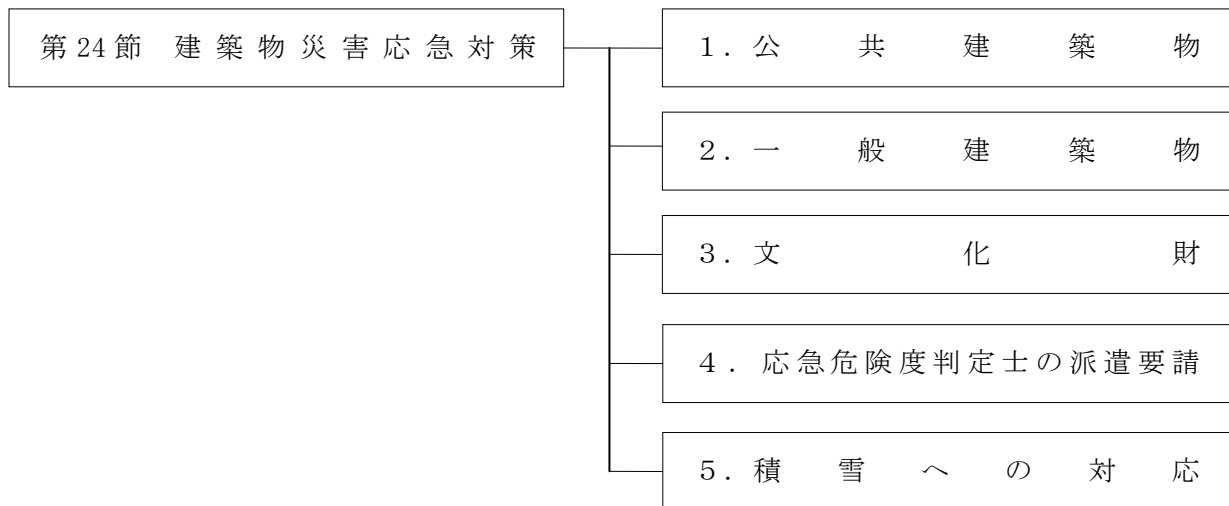
(3) 仮設道路の設置に要する経費

新たに応急仮設道路を設置した場合の経費は、その都度、当該道路管理者と村が協議してその負担区分を定めるものとする。

## 第 24 節 建築物災害応急対策

(実施担当：総務班)

災害により建築物への被害が生じた場合、建築物の安全確保及び建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、落下物等の危険性があるものについては応急措置を講ずるなど迅速な復旧に必要な応急対策について定める。



### 1. 公共建築物

災害発生後、応急活動の拠点ともなる建築物であるため、機能を確保するため速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。応急対策は、災害により施設が被害を受け、施設設置の目的及び関連する事業に重大な支障を生じ、あるいはそのまま放置することが被害を拡大させるおそれがある場合等は、必要に応じて本格的な復旧に先立ち必要最小限の応急復旧等、適宜の措置を講ずる。

- (1) 庁舎、社会福祉施設、村営住宅、村立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、施設及び設備を点検し、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。各施設管理者は、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

ア 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するように誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずるものとする。

イ 村が管理する旅客施設等に係わる利用者の避難誘導體制等の整備を図るとともに、関係公共機関、関係事業者が管理する域内の交通施設等に係わる避難誘導體制等の整備を指導するものとする。

- (2) 診療所等

施設・設備の被害状況を把握し、診療を再開するための応急措置を講ずる。

ア 患者、利用者等への情報伝達手段を確保する。

イ 地震に関する情報並びに避難所、避難路等に関する情報を的確に伝達し、適切な避難誘導を実施する。

ウ 診療所等においては、移動が不可能又は困難な患者の安全確保に必要な措置等に配慮する。

- (3) 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。

## 2. 一般建築物

住宅や宅地が被災した場合、地盤沈下による浸水等の二次災害から村民の安全の確保をするため、速やかに被害状況を調査し、立入禁止等の必要な措置を講ずるとともに、必要に応じて県に応急危険度判定士の派遣を要請し、危険度の判定を実施する。

また、災害の規模が大きく、村において人員が不足する場合は、県もしくは近隣市町村に対して支援を求めるものとする。

### (1) 応急危険度判定

村は、被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、3. に定める応急危険度判定士の派遣要請を行い、危険建築物と表示された建物所有者等への指導、助言を行う。

### (2) 宅地危険度判定

村は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定める。

### (3) 住宅応急修理

災害救助法が適用された場合には、県が実施することになる。県から委任された場合は、建設業者の協力を得て応急修理を行う。

必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

#### ア 対象者

- (ア) 住家が半焼、半壊した世帯
- (イ) 自らの資力、縁故者の援助で修理ができない世帯

#### イ 修理の基準

##### (ア) 修理対象

居室、炊事場及び便所等、日常生活に必要最小限の部分

##### (イ) 費用基準

災害救助法が適用された場合に準ずる。

##### (ウ) 修理方法

現地調査により作成した設計書に基づき、建設業者に請け負わせ修理する。

##### (エ) 修理期間

災害発生から1ヶ月以内とする。これにより足りない場合は知事の承認を受けて期間を延長する。

#### ウ 建築業者等の協力要請

- (ア) 応急修理が速やかに行われるように建設業者の協力を求める。
- (イ) 建築資材の調達及び労働者の動員を求める。

### (4) 建築物の所有者等が実施する対策

建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、被害状況を把握し危険箇所への立入禁止等必要な措置を講じるものとする。

### 3. 文化財

文化財は、貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

#### (1) 村が主体となって行うこと

教育委員会は、災害が発生した場合の所有者または管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導し、国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県教育委員会に報告するものとする。

#### (2) 文化財所有者が実施すること

ア 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行うものとする。

イ 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行うものとする。

ウ 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、村教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県教育委員会、市町村教育委員会の指導を受けて実施するものとする。

### 4. 応急危険度判定士の派遣要請

被災した建築物について余震等による倒壊等の二次災害を防止するため、県に応急危険度判定士の派遣要請を行い、応急危険度判定を実施する。

#### (1) 応急危険度判定士の派遣を要請する場合において、安全かつ迅速な判定が行えるよう次の事項を整備するものとする。

ア 応急危険度判定を要する建築物又は地区の選定

イ 被災地域への派遣手段の確保

ウ 応急危険度判定士との連絡手段の確保

### 5. 積雪への対応

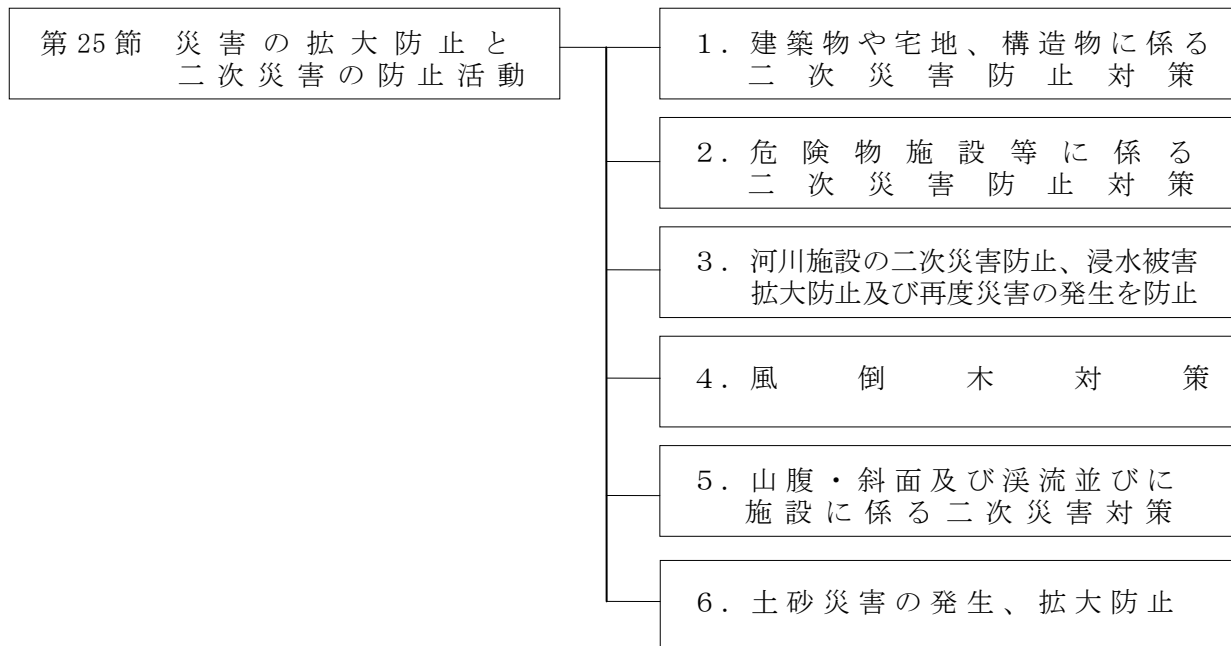
積雪により、被災した建築物についての危険度判定が、早急に実施できない場合、その判定や応急修理の対応時期については、適切な時期に行うこととする。

## 第 25 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

(実施担当：建設班・総務班・消防団)

地震発生時に、被害を最小限に抑えるには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要であるため、体制・資機（器）材の整備、強化、広域応援体制を整備するとともに、土砂災害危険箇所等の危険度を応急的に判定し、諸対策を実施する。

また、風水害においては、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。また、堤防等の被害による再度災害、風倒木の流出による二次災害防止対策を講ずることとする。



### 1. 建築物や宅地、構造物に係る二次災害防止対策

#### (1) 建築物や宅地関係

被災した建築物や宅地について、災害等による倒壊等の二次災害から村民を守るための措置を講ずる。

#### (2) 道路・橋梁

道路・橋梁等の構造物についても倒壊等の二次災害を防止するための措置を講ずる必要がある。そのため、村の区域内の道路及び橋梁の被害について、速やかに県・国へ報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧工事を行うものとする。

### 2. 危険物施設等に係る二次災害防止対策

災害の発生後、危険物施設等の損傷による危険物の流出、有害物質の漏洩及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡等、被害の拡大防止のための活動が必要である。

### 3. 河川施設の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の発生を防止

風水害による浸水被害が発生した場合、その被害を最小限に抑えるため、また、再度災害の発生を防止するための応急活動を実施する。

また、地震発生後の洪水又は余震等により河川施設等に二次的な災害が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する。

#### 4. 風倒木対策

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても対策を講ずる。

#### 5. 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防災対策

大雨や地震発生に伴い、地盤に緩みが生じた場合、その後の降雨や余震等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生、地盤沈下による浸水などの危険があり、これによる二次災害から村民等を守るための措置を講ずる。

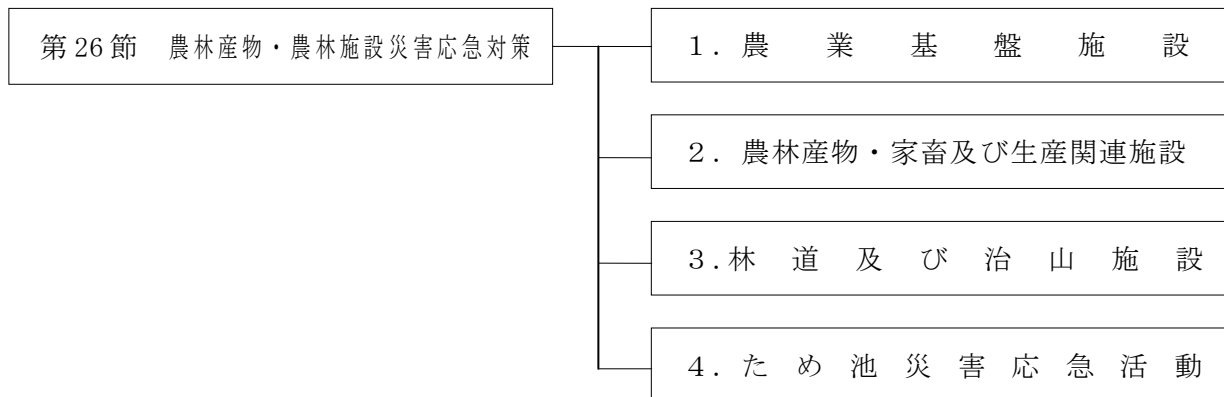
#### 6. 土砂災害の発生、拡大防止

発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、専門技術者等を活用して、土砂災害危険箇所の点検を行うものとする。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や村民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うものとする。

## 第26節 農林産物・農林施設災害応急対策

(実施担当：産業班)

災害時の農林業生産基盤、農作物・家畜及び各生産施設等への応急対策について定める。



### 1. 農業基盤施設

#### (1) 被害状況の把握

農業協同組合等と連携のうえ農地、農業用施設等の被害状況を把握し、県及び関係機関に報告する。

#### (2) 応急対策

ア 農地及び農業用施設の被害が拡大するおそれがあり、緊急的に復旧する必要がある場合は、応急復旧工事を実施し、また、関係農業団体等に対し応急措置の指導を行う。

イ 農地及び農業用施設の被害状況に応じ、次の応急対策を実施する。

- (ア) 被災した施設の被害の拡大や二次災害のおそれがある場合、又は施設の機能を早急に回復する必要がある場合の応急復旧工事
- (イ) 出水等により、広範囲にわたる農地に湛水の危険があり、農作物被害が発生するおそれがある場合の揚排水ポンプ等による当該地域の排水
- (ウ) 農地等に地すべりや亀裂等が生じた場合は、シートで覆う等その拡大防止
- (エ) 農地等の地すべりやため池の堤体の損壊等により、人家や公共施設等に直接被害を与え、又は与えるおそれがある場合は、関係機関と協力した迅速かつ的確な住民避難、交通規制等

### 2. 農林産物・家畜及び生産関連施設

被害を受けた作物の技術指導は、県、村及び農林業団体等が協力して行うとともに、病虫害、家畜疾病の発生・まん延防止の徹底に努める。また、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

#### (1) 被害状況の把握

農協等関係機関と連携を取り、農林産物・家畜及び生産関連施設（農林産物・農林業用施設及び家畜・家畜飼養施設）の被害状況を把握し、県及び防災関係機関に報告する。

#### (2) 二次災害防止のための緊急対策

被害状況により必要と認めたときは、二次災害防止のため関係農林業団体及び農家等に対し、余震等による農舎・園芸施設・林業施設・畜舎等の倒壊防止や農林業用燃料

の漏出防止、生存家畜の速やかな救出、家畜の逃亡防止及び逃亡家畜の捕獲・収容による村民への危害防止等について指導又は指示を行う。

(3) 応急対策

ア 農林産物及び農林業用施設

県や関係農林業団体等と連携し、被害の状況に応じ、病虫害発生予防、生産管理技術等について関係者を指導する。

イ 家畜及び家畜飼養施設

県や関係農業団体等と連携し、次の応急対策を講じ、又は関係機関に要請を行う。

(ア) 死亡家畜の円滑な処分及び廃用家畜の緊急と殺処分

(イ) 家畜伝染病の発生及びまん延防止のための予防接種と畜舎消毒

(ウ) 家畜飼料及び飼養管理用資機材の円滑な供給

### 3. 林道及び治山施設

(1) 被害状況の把握

関係林業団体等と相互に連携のうえ、林道及び治山施設の被害状況を把握し、本部事務局、県、防災関係機関等に報告する。

(2) 応急対策

ア 林道及び治山施設の被害が拡大するおそれがあり、緊急的に復旧する必要がある場合は、応急復旧工事を実施し、また、関係林業団体等に対し応急措置の指導を行う。

イ 村及び関係林業団体は、林道、治山施設の被害状況に応じ、次の応急対策を実施する。

(ア) 被災した施設に、被害の拡大や二次災害のおそれがある場合、又は施設の機能を早急に回復する必要がある場合の応急復旧工事

(イ) 山腹崩壊、地すべり、治山施設等の被害により、人家や公共施設等に直接被害を与え、又は与えるおそれがある場合は、関係機関と協力した迅速かつ的確な住民避難及び交通規制等

(ウ) 地すべりや亀裂等が生じた場合は、シートで覆う等その拡大防止

(エ) 倒木被害（人家、道路）が発生した場合は、速やかな除去

(オ) 林道の通行に危険がある場合は、通行止め等

### 4. ため池災害応急活動

ため池決壊の災害を軽減するため、速やかに被害状況を把握し、その点検の結果、安全管理上必要があると認めた場合は、速やかに応急措置を行い、ため池の安全を確保する。

(1) 主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のための工事を実施するとともに、必要に応じ、県等関係機関と調整を図る。

(2) 活動の内容

ため池が決壊した場合、もしくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況を把握し、迅速な応急対策を実施する。



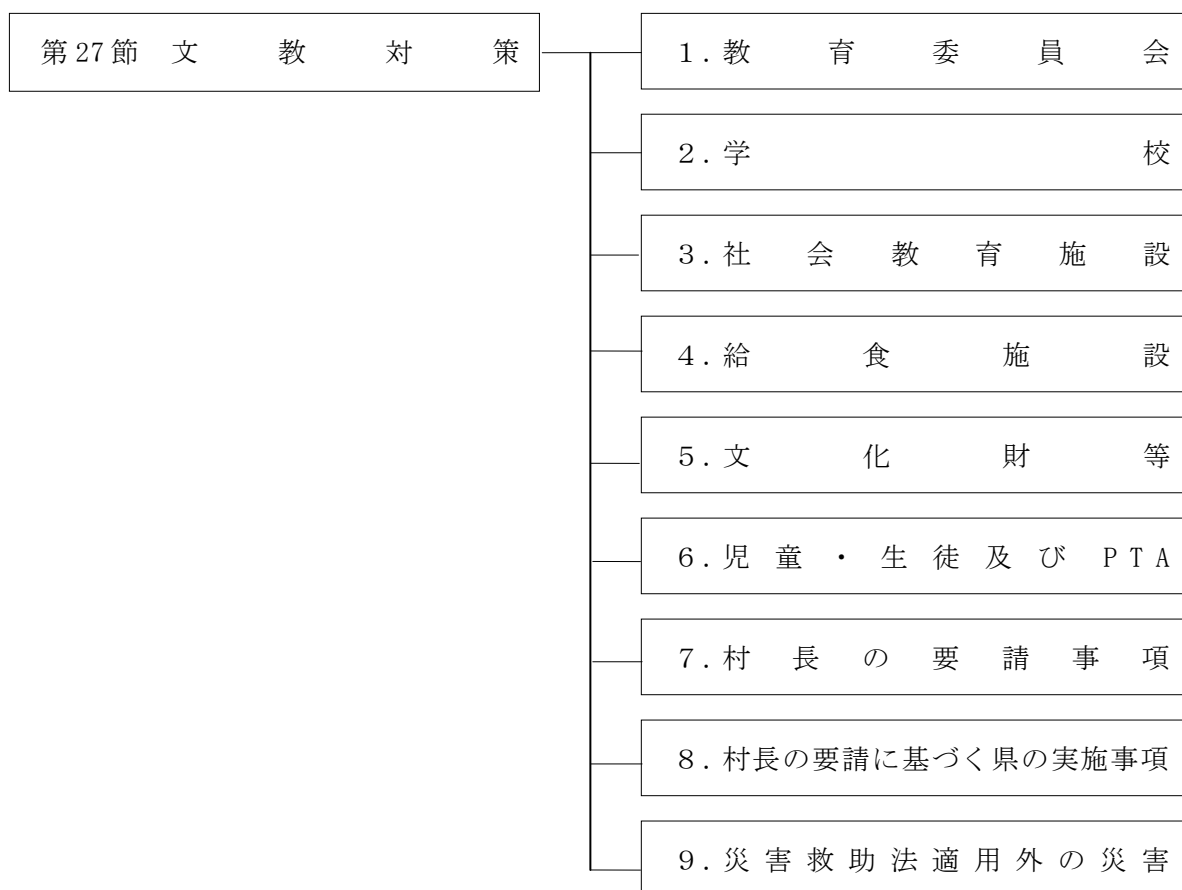
## 第27節 文教対策

(実施担当：住民支援班)

保育所、小学校、中学校（以下この節において「学校」という。）は多くの幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害発生時には児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与及び保育料・授業料の減免等の措置を行う。

また、文化財及び社会教育施設等の応急対策について、必要な事項を定める。



### 1. 教育委員会

#### (1) 応急措置

ア 文教施設、社会教育施設等における被害状況を把握し、必要に応じて被災施設の調査を行い、人的被害に応じた救急計画を立てる。

イ 学校、社会教育施設等から正確な情報の収集伝達に努め、応急措置について指示連絡するとともに復旧計画を策定する。

ウ 被害状況等を関係機関等へ報告する。

エ 学校に対し、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施を指導する。

オ 応急教育のための施設又は教職員の確保等について必要がある場合は県へ要請するものとする。

(2) 復旧措置

- ア 長期間学校等が使用不能の場合は、他の公共施設の確保を図り、早急に授業再開を期する。
- イ 被害の状況により、応急プレハブ教室の設置、あるいは最寄りの学校に被災校の児童生徒等を臨時収容するなどの処置をとるものとする。
- ウ 学校施設の管理運営及び学校教育に必要な業務用資材、学習用品、その他応急物品の確保を図るとともに、被災児童生徒等に対する就学援助の措置を学校と連絡のうえ行い、必要に応じて学校に配布する。

2. 学校

学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び復旧対策に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。

(1) 応急措置

ア 児童生徒等の在校中

- (ア) 児童生徒等を完全に掌握、安全確保のため適切な指示と誘導を行う。
- (イ) 使用中の火気及び薬品類を始末するとともに、初期消火と重要物品の搬出等防災に努める。
- (ウ) 災害発生後、速やかに児童生徒等及び教職員の人員の確認を行うとともに、負傷者がいる場合は応急手当をする。
- (エ) 被災状況を調査し、教育委員会、警察署、消防本部及びその他関係機関への速報報告をする。
- (オ) 教育委員会の指示又は学校長の判断により、避難場所へ誘導、あるいは保護者への引き渡し帰宅等の適切な処置をとる。
- (カ) 村民等の避難場所としての開設と運営の協力にあたる。

イ 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

- (ア) 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、下校の方法を決定する。
- (イ) 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。
- (ウ) 災害の状況及び児童生徒等の状況により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

ウ 児童生徒等の心のケア

生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒等の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策を実施する。

(2) 復旧措置

- ア 被害の状況に応じ、教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置を講ずるものとする。
- イ 避難した児童生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問する等して、避難生活に関する指導を行うよう努めるものとする。
- ウ 災害により教科書、教材、学用品等を失った児童生徒等については、これらの供与に努めるものとする。
- エ 学校長は、速やかに平常の教育に復するよう努めるとともに、職員等に不足を生じたときは、教育委員会に補充を要請し、その確保に期するものとする。
- オ 授業の再開にあたっては、施設の復旧あるいは児童生徒等の家庭の被災状況等を考慮し、教育委員会及び関係機関と密接な連絡のもとに行い、登下校の安全確保等に留意する。
- カ 被災した児童生徒等の学習を支援するために、授業料の減免等の措置を実施する。

3. 社会教育施設

(1) 応急措置

ア 開館時

- (ア) 災害発生とともに、火気を始末のうえ、状況に応じて利用者を屋外へ避難誘導し、安全確保に努める。
- (イ) 被害の状況を調査し速やかに教育委員会に報告する。

イ 閉館時

災害の状況に応じ、あらかじめ定められた災害対策業務に基づき、適切な処置をとる。

(2) 復旧措置

復旧計画に基づき、施設を整備し、利用再開に努める。

4. 給食施設

(1) 応急措置

- ア 災害発生とともに、電源を切り、火気の始末をする。
- イ 給食施設の被害状況を調査するとともに、実態に応じて学校給食の中止、あるいは、緊急給食に備える。
- ウ 災害により学校給食用物資（小麦粉、米穀、牛乳・脱脂粉乳等）の補給に支障をきたしているときは、公益財団法人長野県学校給食会と連絡をとり、必要な措置をとる。
- エ 施設が被災したときは、継続して利用できる残存施設等について調査を行い、必要な措置をとる。

(2) 復旧措置

- ア 被災施設については、授業の再開に合わせて、給食が提供できるよう物資の確保と、施設の復旧を図るものとする。
- イ 学校が避難所となっている場合は、米飯の炊き出し施設としての利用に協力する。
- ウ 施設・整備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。

## 5. 文化財等

### (1) 応急措置

ア 文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとるものとする。

イ 盗難防止に努めるものとする。

ウ 文化財が破損した場合は、速やかに資材の散逸を防止するための措置をとるものとする。

エ 被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁及び県教育委員会の指導を受けながら実施するものとする。

### (2) 復旧措置

文化財を所有する関係団体等は、災害の原因、被害の状況及び応急措置その他必要事項を調査し、教育委員会へ報告するものとする。

## 6. 児童生徒等及びPTA

(1) 被害の状況により、臨時休校等の措置がとられた場合は、学校からの指示連絡に基づき、授業の正常化に努める。

(2) PTAは、その組織を活用し、災害復旧活動に協力する。

## 7. 村長の要請事項

村長は、学用品の調達、応急教育の実施等が困難な場合は、県の実施事項により県へ要請するものとする。

## 8. 村長の要請に基づく県の実施事項

(1) 応急教育施設の斡旋確保

(2) 集団移動による応急教育の施設の斡旋及び応急教育の実施指導

(3) 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導

(4) 教職員の派遣充当

(5) 学校給食に必要な食料等の調達斡旋

## 9. 災害救助法適用外の災害

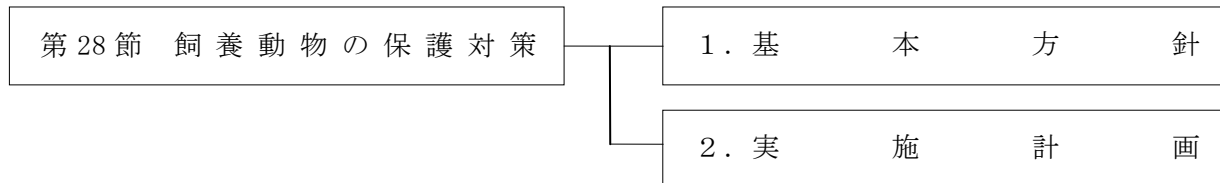
村長は、「災害救助法」が適用されない災害の場合は、「第3章第31節 災害救助法の適用」に準じて対策を実施する。

## 第 28 節 飼養動物の保護対策

(実施担当：住民支援班)

災害時には、人命救助が最優先であるが、被災した動物についても保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を実施する。

被災地域における負傷又は放し飼い状態の動物の保護活動並びに避難所におけるペットの適正な飼育を行う。



### 1. 基本方針

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関と連携し、保護活動を行う。

また、ペットが飼い主とともに避難所に避難することが予想されるため、適正な飼育環境を確保する。

### 2. 実施計画

#### (1) 村が主体となって行うこと

ア 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。

イ 特定動物、危険な家畜等が施設等から逃走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下、必要な措置を講じる。

#### (2) 村が飼養動物の飼い主に要請する対策

ア 飼養動物の飼い主は、「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和 48 年法律第 105 号）及び、「動物の愛護及び管理に関する条例」（平成 21 年長野県条例第 16 号）に基づき、災害発生時においても、動物の健康及び安全を保持し適正に取扱う。

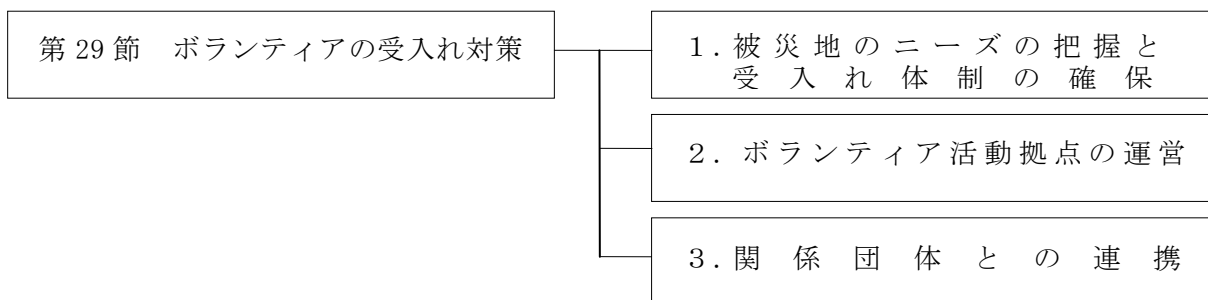
イ 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等の蔓延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

## 第29節 ボランティアの受入れ対策

(実施担当：住民支援班・社会福祉協議会)

災害時の被災者・被災地への支援において重要な役割を果たす災害ボランティア活動が円滑に進められるよう、村及び社会福祉協議会の役割を明確にし、支援・協力体制の確立について必要な事項を定める。

ここでいう災害ボランティア活動とは、災害発生時に、被災者・被災地支援のため活動する一般ボランティア活動のことであり、村と社会福祉協議会は互いに協力し、これを効果的・効率的に管理・運営するものとする。



### 1. 被災地のニーズの把握と受入れ体制の確保

災害時におけるボランティアの受入れにあたっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要である。村及び社会福祉協議会は、被災地におけるボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと協力して円滑な受入れを図る。

#### (1) ボランティアニーズの把握

ア 被災地におけるボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に務める。

イ ボランティアの需要状況等について、随時県対策本部に報告する。

#### (2) ボランティアの受入れ体制の確保

災害対策本部において、ボランティアセンターやボランティアの活動拠点（以下「活動拠点」という。）となる施設等を確保し、社会福祉協議会がその運営を行う。村及び社会福祉協議会は、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターが主導して行うボランティアの受入れ、需要調整、相談指導等の活動に対し支援を行う。

### 2. ボランティア活動拠点の運営

災害対策本部内に必要に応じてボランティア担当班を設置し、ボランティア活動等の支援を行うものとする。社会福祉協議会は、被災者への支援、災害対策支援等のボランティア活動等に必要な人材、活動資金、資機材等を確保するとともに、ボランティアセンター等、活動拠点の円滑な運営に努めるものとする。

#### (1) 活動拠点の活動内容

ア ボランティアの要請、受入れ、登録

イ 被災者のニーズの把握と分析

ウ 具体的救援活動の調整と指示

エ 救援活動に要する物資の確保と配布

- オ 関係機関等との調整（行政、社会福祉協議会、共同募金会、NPO、ボランティア団体等）
- カ 広報関係（マスコミ対応、ボランティア支援情報提供等）
- キ 情報収集（行政、社会福祉協議会等からの情報収集）
- ク 調査統計（ボランティア活動拠点に関するデータの取りまとめ等）
- ケ 各種相談、問合せ等窓口

(2) 活動拠点の体制

災害対策本部と密接な連絡を図りながら、社会福祉協議会職員を中心に災害活動経験者や多数の一般ボランティアの協力によって運営する。

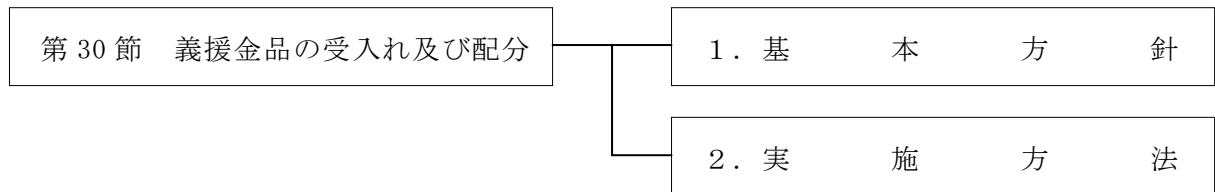
### 3. 関係団体との連携

災害時には、村内外から複数のボランティア活動をコーディネートする民間団体が現地入りするので、ボランティア担当班は効果的な活動を行うため、これらの団体と連携し、ボランティアの調整を行う。

## 第30節 義援金品の受入れ及び配分

(実施担当：庶務班)

災害による被災者等に対して、全国から寄託される義援金品について、各関係機関は「義援金配分委員会」(以下「委員会」という。)を組織し、適切に募集・配分を行うものとする。



### 1. 基本方針

- (1) 村は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、義援金品の受入れ及び配分の実施に必要な体制を速やかに整備する。
- (2) 村は、義援金品の募集等について、必要に応じ民間団体に対して可能な分野における協力を依頼する。
- (3) 村は、速やかに各分野の職員をもって配分等に伴う生活相談窓口を開設する。
- (4) 義援金品の配分にあたっては、生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、適切な応急措置を講ずる。

### 2. 実施方法

#### (1) 義援金品の募集・受入れ

義援金品の募集にあたっては、募集方法、送り先、募集期間等を定めて周知を図ることとし、義援物資については被災地において受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握して情報提供を行う。

ア 村は、関係機関の協力を得ながら、被災地の需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量を、報道機関等を通じて周知する。また、募集する義援物資のリストを逐次改定するよう努める。

イ 必要に応じ、義援物資に関する問合せ窓口を設けるものとする。

ウ 義援品の受付・仕分・搬送・保管等の処理を迅速に行うために作業班を編成するものとし、状況により班員を増減するものとする。

エ 義援金の受付状況について、適宜「委員会」に報告をする。

#### (2) 義援金品の保管及び送金・引継ぎ

義援金品は被災者に配分するまでの間、損傷、紛失等のないよう適正に管理する。県、日本赤十字社長野県支部、県社会福祉協議会、県共同募金会等関係機関に寄託された義援金は県災害義援金配分委員会が、義援物資は村が速やかに引継ぎを行い、次により義援金品を保管し、送金するものとする。

ア 寄託者より受領した義援金は「委員会」に送金するまでの間、義援金受付口座に預金し保管する。



イ 保管した義援金については、災害の状況に応じた確実な方法により、「委員会」に送金する。

(3) 義援金品の配分

義援金の配分にあたっては、委員会と十分協議の上、定めるものとする。その際、あらかじめ基本的な配分方法を決定しておくなどして、迅速かつ公正に被災者に配分する。

また、義援物資についても、被災地域の需給状況を勘案し、効果的に配分する。

ア 「委員会」が配分を決定した義援金について、その配分基準に基づき公平かつ迅速に配分する。

イ 被災者への配分状況について「委員会」に報告する。

ウ 配分の方針

(ア) 配分の対象者を、り災者名簿により被害者状況別、地区別に把握する。

(イ) 義援金の配分にあたっては、原則として被害状況別に一律方式により配分するものとするが、金額、被害状況によっては経済状態等を勘案した傾斜方式により配分するものとする。

(ウ) 義援品の配分にあたっては、性別・年齢等を考慮して配分するものとする。

(エ) 義援金品の配分にあたっては、配布基準、配布者名簿等を作成し配分するものとする。

エ 義援金が公正かつ適正に配分されたことを被災者に示すため、義援金の処理に関する監査を行い、配分状況を公表する。

(4) 村民、企業等が実施する配慮

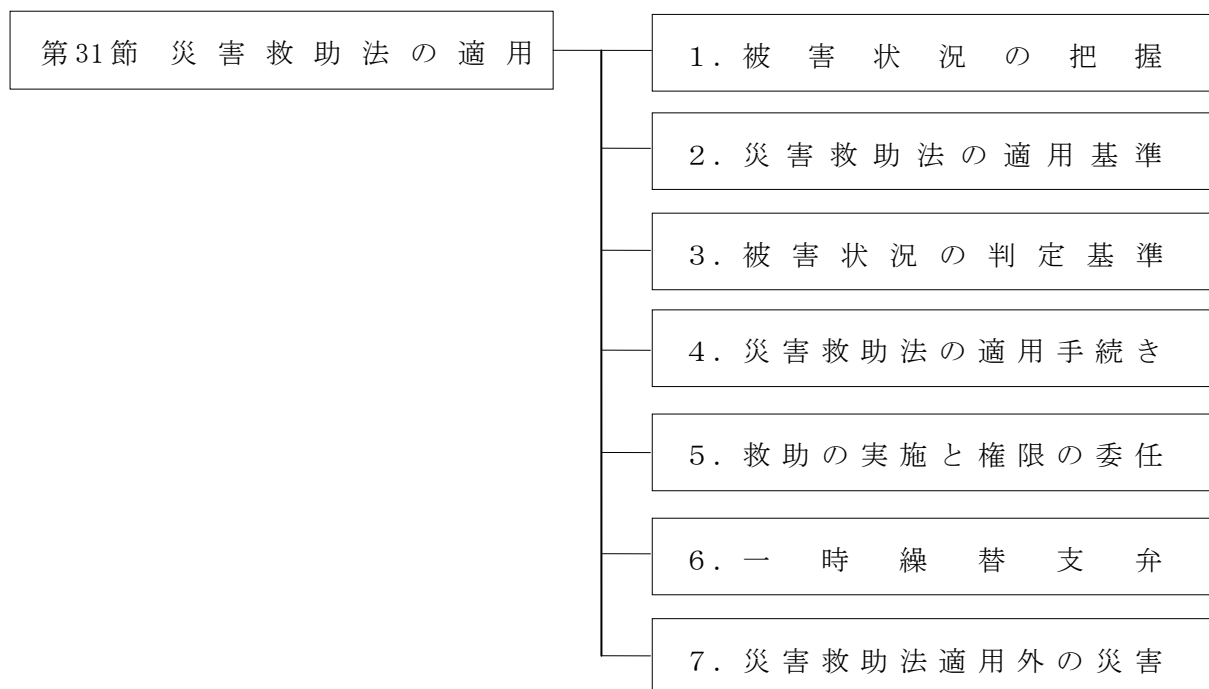
ア 義援物資を提供する場合は、被災地が受入を希望する義援物資とするよう配慮する。

イ 村民、企業等が義援物資を提供する場合には、被災地において円滑な仕分けが可能となるよう、梱包に際して品名を明示するなど配慮に努める。

## 第 31 節 災害救助法の適用

(実施担当：総務班・庶務班・住民支援班)

「災害救助法」による応急援助のために必要な所定の手続きを速やかに行うとともに、迅速かつ明確な災害救助業務を実施するため、必要な事項を定める。



### 1. 被害状況の把握

「災害救助法」を適用すべきか否かを的確に判断し、災害の事態に応じた救助を行うために、迅速かつ正確な被害状況の収集把握を行う。

- (1) 被害が発生したときは、被害情報を迅速かつ正確に収集把握し、直ちに県に報告するとともに、「災害救助法」の適用について検討を行う。
- (2) 迅速な情報収集のための体制を整備する。
- (3) 被害の認定等を「3. 被害状況の判定基準」により行う。
- (4) 村長は、「災害救助法」による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の申請を行う。

なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、「災害救助法」の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。

## 2. 災害救助法の適用基準

### (1) 基準の内容

法による救助は次により行う。

ア 適用単位は、市町村の区域単位とする。

イ 同一災害によることを原則とするが、それ以外に以下のような場合にも適用される。

(ア) 同時点又は相接近して異なる原因による災害

(イ) 時間的に接近して、同一市町村の別の地域での同種又は異なる災害による場合でも社会的混乱の同一性があれば法適用の対象とする。

ウ 市町村又は県の人口に応じ一定の被害世帯以上に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を必要とする状態にあること。

### (2) 適用基準

次のア～オのいずれか一つに該当する場合は法を適用する。

ア 村内の住家滅失世帯数が 20 世帯以上であるとき。

イ 県下の住家滅失世帯数が 2,000 世帯以上であって、村の住家滅失世帯数がアの  $1/2$  (15 世帯) 以上であるとき。

ウ 県下の住家滅失世帯数が 9,000 世帯以上であって、村の住家滅失世帯数が多数であるとき。

エ 災害が隔絶した地域に発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の住家が滅失したとき。

オ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

## 3. 被害状況の判定基準

### (1) 滅失世帯の認定

住家滅失世帯数の算定にあたっては、住家が全壊、全焼、又は流失した世帯を標準とし、住家が半壊、又は半焼した世帯は 2 世帯をもって、住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となった世帯は 3 世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

|                                                                                                                                   |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| $(\text{全壊} \cdot \text{全焼} \cdot \text{流失}) + (\text{半壊} \cdot \text{半焼} \times 1/2) + (\text{床上浸水等} \times 1/3) = \text{滅失世帯数}$ |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

### (2) 住家滅失の認定

ア 住家が全壊、全焼失、全流失又は全埋没したもの。

(ア) 住家の損壊・焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の 70% 以上に達した程度のもの。

(イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50% 以上に達した程度のもの。

イ 住家が半壊、半焼失、半流出又は半埋没したもの。

住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、次のものをいう。

(ア) 損壊部分がその住家の延床面積の 20% 以上 70% 未満のもの。

- (イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

ウ 一部損壊

住家の被害が半壊程度には達しないが、相当の復旧費を要する被害を受けたもの(窓ガラスが数枚破損した程度の軽微なものは含めない。)

- エ 住家が床上浸水、土砂・竹木等のたい積により一時的に居住することができない状態となったもの。(ア、イに該当しない場合で次のものをいう。)

- (ア) 浸水がその住家の床上以上に達した程度のもの。

- (イ) 土砂・竹木等のたい積により一時的に住居することができない状態となったもの。

オ 床下浸水

住家の浸水が床上以上に達しない程度のもの。

(3) 世帯及び住家の認定

ア 世帯

- (ア) 生計を一にしている実際の生活単位をいう。

- (イ) 学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊する者で、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎全体を1世帯とする。

- (ウ) 同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば2世帯とする。

- (エ) マンションのように1棟の建物内に、複数の世帯が独立した生計を営んでいる場合は、それぞれの世帯を各1世帯とする。

イ 住家

- (ア) 現実にその建物を居住のために使用しているものをいう。

- (イ) 炊事場、便所、離れ座敷等生活に必要な建物が分離している場合は、合して1住家とする。

- (ウ) アパート、マンション等居住の用に供している部分が独立している場合はそれぞれをもって1住家とする。

- (エ) 学校、医療機関等の施設の一部に住み込んで居住している者がある場合は、住家とする。

#### 4. 災害救助法の適用手続き

(1) 被害報告・適用要請

村長は、災害が前記「3. 災害救助法の適用基準」のいずれかに該当し、又は該当する見込みであるときは、迅速かつ、正確に被害状況を把握して速やかに県に報告するとともに、被災者が現に救助を必要とする状態にある場合は、併せて法の適用を要請するものとする。

ア 報告担当者

災害報告の適正を期するため、報告主任者及び副任を定める。

イ 報告内容

- (ア) 災害発生の日時及び場所

- (イ) 災害の原因及び被害の概況

- (ウ) 被害状況

- (エ) すでにとった救助措置及びとろうとする措置
- (オ) その他の必要事項

## 5. 救助の実施と権限の委任

### (1) 救助の役割分担

「災害救助法」による救助は、知事が行うこととなっているが、以下の項目に掲げる救助の実施に関する職権は、村長に委任されていることから、災害の被害状況により適切かつ効果的な救助を速やかに実施するものとする。

実施の際には、速やかにその旨知事へ報告する。

- ア 収容施設のうち避難所の供与
- イ 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- ウ 災害にかかった者の救出
- エ 学用品の給与
- オ 埋葬
- カ 遺体の搜索及び処理
- キ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石・竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- ク 応急仮設住宅の設置
- ケ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- コ 医療及び助産
- サ 被災者の住宅の応急修理

## 6. 一時繰替支弁

村は、救助に要する費用を県が支弁する暇がない場合は、一時繰替支弁する。

## 7. 災害救助法適用外の災害

「災害救助法」が適用されない災害の場合には、被災状況により村長の責任において救助を実施する。

## 第4章 災害(震災)応急対策計画

地震発生後の防災関係機関の動きとしては、まず被害規模等の情報の収集連絡があり、次いでその情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を進めることとなる。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。さらに、避難対策、必要な生活支援（食料、飲料水、燃料等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（土砂災害、風水害、建築物倒壊等）の防止を行っていくこととなる。このほか、広域的な人的・物的支援を円滑に受け入れることも重要である。

また、海溝型巨大地震が発生した場合、甚大かつ広域的な被害が予想されると同時に、これまでの大災害で経験したことのないような広域的な停電や断水の発生、防災拠点の被災、栄村の行政機能の喪失、交通インフラの被災による応急対策活動への支障の発生、ガソリン等の燃料を含む各種物資の著しい不足等を含め、事前の想定を超える事態が発生するおそれがあることに十分留意しつつ、災害応急対策を行う必要がある。

### 第1節 活動体制の確立

（実施担当：各部・機関）

→第3章第2節参照。

1. 災害警戒本部
2. 災害対策本部の設置
3. 本部の組織及び運営

→第3章第2節参照。

#### 4. 職員配備計画

##### (1) 地震発生時等の配備指令

村長は、村及びその周辺地域で災害が発生し又は災害が発生するおそれがある場合、状況に応じ被害状況の把握及び災害応急対策に対処するため、職員に対し以下の配備指令を発令する。

表 4-1-1 栄村職員活動体制（配備基準）

| 区 分                        |                  | 緊 急 配 備<br>(災害対策本部)                                                | 非 常 配 備<br>(災害警戒本部)                                                                                               | 第 二 次<br>警 戒 配 備                                              | 第 一 次<br>警 戒 配 備                                                         |
|----------------------------|------------------|--------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 活<br>動<br>開<br>始<br>基<br>準 | 風<br>水<br>害<br>等 | ○ 大規模な災害が発生した場合、村全域にわたり大規模な災害が発生するおそれがある場合等で村長が必要と認めた場合            | ○ 以下のいずれかの状況で村長が必要と認めた場合<br>・ 暴風・大雨・洪水警報発表時<br>・ 災害が発生したとき<br>・ 激甚な災害が発生するおそれがあるとき<br>◎ 大雨、暴風、暴風雪、大雪 特別警報が発表されたとき | ○ 村長が必要と認めた場合                                                 | ◎ 大雨・洪水注意報、暴風雪・大雪警報、暴風・大雨・洪水警報が発表されたとき<br>○ 災害が発生するおそれがあるときで、村長が必要と認めた場合 |
|                            | 地<br>震<br>災<br>害 | ◎ 村内で震度 6 弱以上の地震が発生したとき                                            | ◎ 村内で震度 5 弱または 5 強の地震が発生したとき                                                                                      | ◎ 村内で震度 4 の地震が発生したとき                                          | ◎ 村内で震度 3 の地震が発生したとき<br>○ その他村長が必要と認めた場合                                 |
| 活動内容                       |                  | 災害発生後の体制で非常体制を強化し、村内の大規模災害に対処する体制をとる。<br>災害の推移により、必要な人員による体制を構築する。 | 災害発生直前または発生時の体制で、二次警戒活動体制を強化し、情報収集を行い、応急体制の準備を整える。                                                                | 災害発生前の体制で、各部連絡網の確認、情報収集等を行う。<br>防災担当課等の職員で情報収集活動が円滑に行える体制とする。 | 災害発生前の体制で情報収集・伝達を行う。<br>(二次警戒体制以降に継続するための事前対策)<br>村長が必要と認めた場合、増員を行う。     |
| 活動期間                       |                  | 活動開始基準に該当したときから、村長が配備の必要がないと認めたとき、または他の体制に移行したときまで。                | 活動開始基準に該当したときから、村長が配備の必要がないと認めたとき、または他の体制に移行したときまで。                                                               | 活動開始基準に該当したときから、村長が配備の必要がないと認めたとき、または他の体制に移行したときまで。           | 活動開始基準に該当したときから、注意報等が解除されたとき、村長が配備の必要がないと認めたとき、または他の体制に移行したときまで。         |

(活動開始基準の◎は指示によらない参集)

(2) 配備指令の様式

ア 全職員に適用される場合

「全村〇〇配備指令」と発令

イ 限定する課の職員のみ適用される場合

「〇〇課〇〇配備指令」と発令

(3) 配備指令の解除

村長は、災害の発生、継続、拡大の危険がなくなったと認めるときには、配備指令を解除するものとする。

(4) 配備指令の方法

警戒体制、非常体制等の配備職員への招集の伝達は、次の系統により行う。

図 4-1-1 伝達系統(勤務時間中)

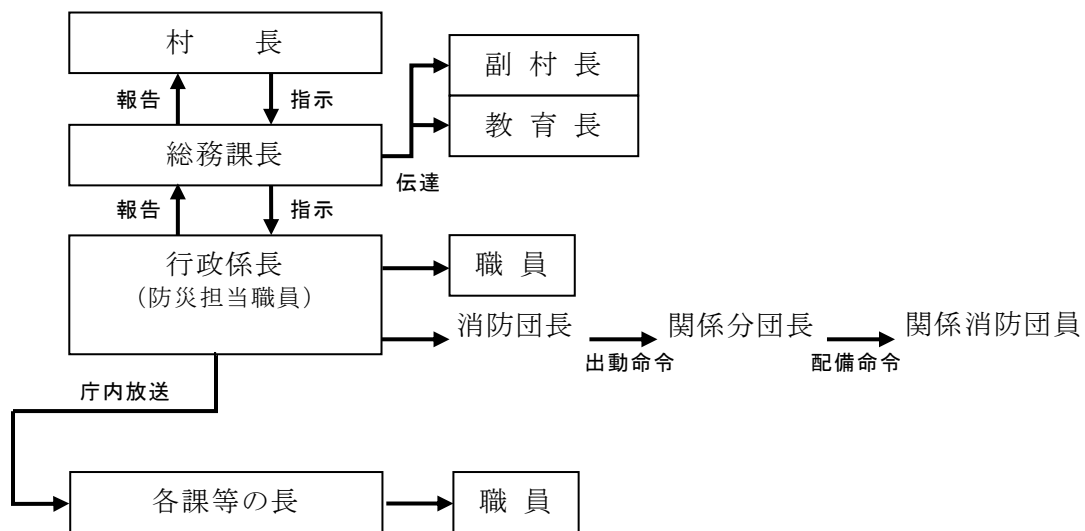
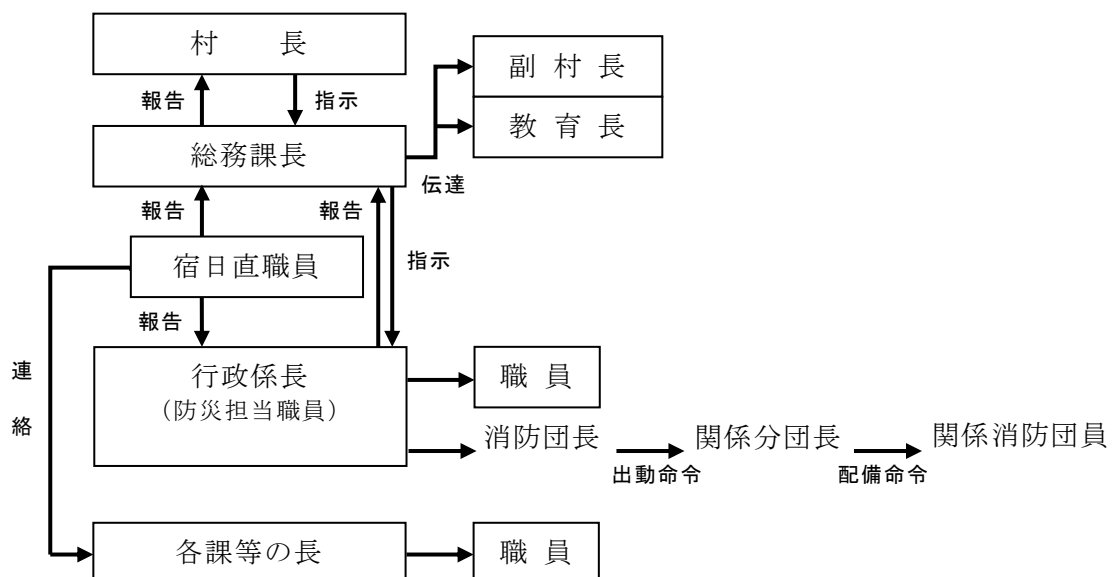


図 4-1-2 伝達系統(勤務時間外)





## (5) 配備体制

本部員は、所管の班ごとに配備編成計画を立て、これを本部長に報告するとともに班員に徹底しておくものとする。また、各配備体制における各部の配備人員を以下のよう定める。

## ア 各部非常連絡員

本部員は、各班における非常連絡、所要職員の動員を円滑に行うため、その所管する班ごとに1名の非常連絡員を定め、それぞれの本部長に届け出しておくものとする。

表 4-1-2 部別配備人員基準

| 部 名   | 所属課等     | 緊急配備<br>(災害対策本部) | 非常配備<br>(災害警戒本部) | 第 二 次<br>警戒配備 | 第 一 次<br>警戒配備 |
|-------|----------|------------------|------------------|---------------|---------------|
| 三役    |          | 全職員              | 全職員              | —             | —             |
| 総 務 部 | 総務課      | 全職員              | 全職員              | 全職員           | 防災担当係         |
|       | 議会事務局    | 全職員              | 全職員              | 全職員           | —             |
|       | 会計税務課    | 全職員              | 全職員              | 課長            | —             |
|       | 秋山支所     | 全職員              | 全職員              | 支所長           | —             |
| 住 民 部 | 住民福祉課    | 全職員              | 係長以上             | 課長            | —             |
|       | 教育委員会事務局 | 全職員              | 係長以上             | 局長            | —             |
| 建 設 部 | 産業建設課    | 全職員              | 全職員              | 係長以上          | —             |
|       | 商工観光課    | 全職員              | 全職員              | 係長以上          | —             |
| (消防団) |          | 全団員              | 班長以上             | 部長以上          | —             |

## 5. 勤務時間外の職員動員計画

本項は、勤務時間外において激甚災害が発生し、緊急配備体制が発令された場合に、防災活動に必要な職員の動員及び配備についての計画を定める。

なお、職員の動員についての具体的な計画は、各部ごとに別途定めることとする。

## (1) 動員の原則

勤務時間外に震度5弱以上の地震が発生した場合は、非常配備体制が自動発令され、震度6弱以上の地震が発生した場合は、緊急配備体制が自動発令されるものとする。また、配備基準に基づき職員は、あらかじめ定められた配備箇所に参集することとする。

## (2) 動員から除外する職員

- ア 病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者
- イ 災害によって重傷を負った者
- ウ 参集時に緊急措置（人命救助、消火活動）に従事する者
- エ その他、本部長が認める者

(3) 動員の区分

各部長は、本部の体制別に以下の区分により所属職員の住居地等を考慮した職員の参集場所を事前に指定し、その職員の任務分担を明らかにするとともに、職員へ周知を図っておかなければならない。

ア 所属動員

所属する職場へ参集する場合。

イ 指定動員

各部長が指定した場所へ参集する場合。

ウ 直近（地区対応支援）動員

居住地に近い地区拠点、避難所へ参集する場合。

エ 指定参集場所への参集が不可能な職員の動員

本部にその旨を報告するとともに、参集が可能となった時点で速やかに参集するものとする。

(4) 動員時の留意事項

ア 参集手段

交通手段は、徒歩、自転車又はバイクとする。（車両で参集する場合は事前に許可を得ている者とする）

イ 参集途上の被害調査

職員は、参集途上において可能な限り被害状況を調査し、所属の本部員に報告する。  
応急対策上重要な施設の被害調査については、情報が必要な部局が対応者をあらかじめ定めておくものとする。

ウ 参集途中の緊急措置

要救護者、火災現場を発見し、緊急措置にあたった後、速やかに参集する。

エ 参集時の装備

職員は、身の回りに関することは自己完結の心構えで、参集するものとする。

## 6. 地震災害初動対応計画

大規模地震発生直後から実施する初動対応についての内容を定める。

なお職員は、原則、震災応急マニュアルの個人行動計画に基づき対応するものとする。

## (1) 初動対応の流れ（村に震度6弱以上の地震が発生）

表 4-1-3 地震災害初動対応の流れ

| 初動対応 ①災害対策本部                                                                                                                                                                                                                                                         |                |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 災害発生から3時間の基本目標                                                                                                                                                                                                                                                       |                |
| ▶ 本部の速やかな立ち上がり<br>▶ 被災状況の概況把握と各地区の対応状況把握<br>▶ 限られた資源を被害拡大防止と人命救助活動に投入する                                                                                                                                                                                              |                |
| 対応者                                                                                                                                                                                                                                                                  |                |
| <input type="checkbox"/> 本部員<br><div> <div> <div>本部長</div> <div>村長</div> </div> <div> <div>副本部長</div> <div>副村長、</div> <div>教育長</div> </div> <div> <div>本部員</div> <div>村長部局全課長、</div> <div>秋山支所長、</div> <div>総務課行政係長</div> </div> <div> <div>消防団長</div> </div> </div> |                |
| 連携機関                                                                                                                                                                                                                                                                 |                |
| 〔機関〕                                                                                                                                                                                                                                                                 | 〔主な活動〕         |
| 北信地方事務所                                                                                                                                                                                                                                                              | 情報収集・広域応援要請    |
| 岳北消防本部                                                                                                                                                                                                                                                               | 消火・救急・救助       |
| 長野県警察本部 飯山警察署                                                                                                                                                                                                                                                        | 救助             |
| 陸上自衛隊 松本駐屯地                                                                                                                                                                                                                                                          | 救助・負傷者搬送       |
| 北信保健福祉事務所                                                                                                                                                                                                                                                            | 救護・医療          |
| 北信建設事務所                                                                                                                                                                                                                                                              | 緊急輸送路確保・土砂災害警戒 |

| 優先すべき対応                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 参照 |   |     |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|---|-----|
| <p>閉庁時は職員自動参集(緊急配備体制自動発令)</p> <p>庁内安全確認(開庁時 来庁者安全確保)</p> <div data-bbox="308 365 603 432" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">① 本部設置</div> <p style="margin-left: 20px;">● 関係機関は本部へ連絡員派遣</p> <div data-bbox="308 495 603 562" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">② 情報・収集伝達</div> <p style="margin-left: 20px;">● 通信機能確保、通信統制の開始</p> <p style="margin-left: 20px;">[防災行政無線番号一覧]</p> <p style="margin-left: 20px;">● 人命救助に関する情報</p> <p style="margin-left: 20px;">● 火災・延焼に関する情報</p> <p style="margin-left: 20px;">● 自衛隊災害派遣要請に関する情報</p> <p style="margin-left: 20px;">● 応援要請に関する情報</p> <div data-bbox="308 987 603 1055" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">③ 応援要請</div> <p style="margin-left: 20px;">● 自衛隊に対する災害派遣要請、要望</p> <p style="margin-left: 20px;">● 医療救護に関する要請</p> <p style="margin-left: 20px;">● 長野県消防相互応援協定に基づく要請</p> <p style="margin-left: 20px;">● 消防ヘリコプターの出動要請</p> <p style="margin-left: 20px;">● 応急給水に関する協定に基づく要請</p> | 資料 | C | - 2 |
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |    |   |     |

## 7. 防災関係機関

## 8. 防災関係機関等の講ずる災害応急対策

→ 第3章第2節参照

## 第2節 発災直後の情報の収集・連絡・広報活動

(実施担当：全機関)

→ 第3章第3節参照。

### 1. 通信手段の確保

### 2. 連絡体制の確立

→ 第3章第3節参照。

### 3. 地震情報の収集・伝達

#### (1) 伝達系統

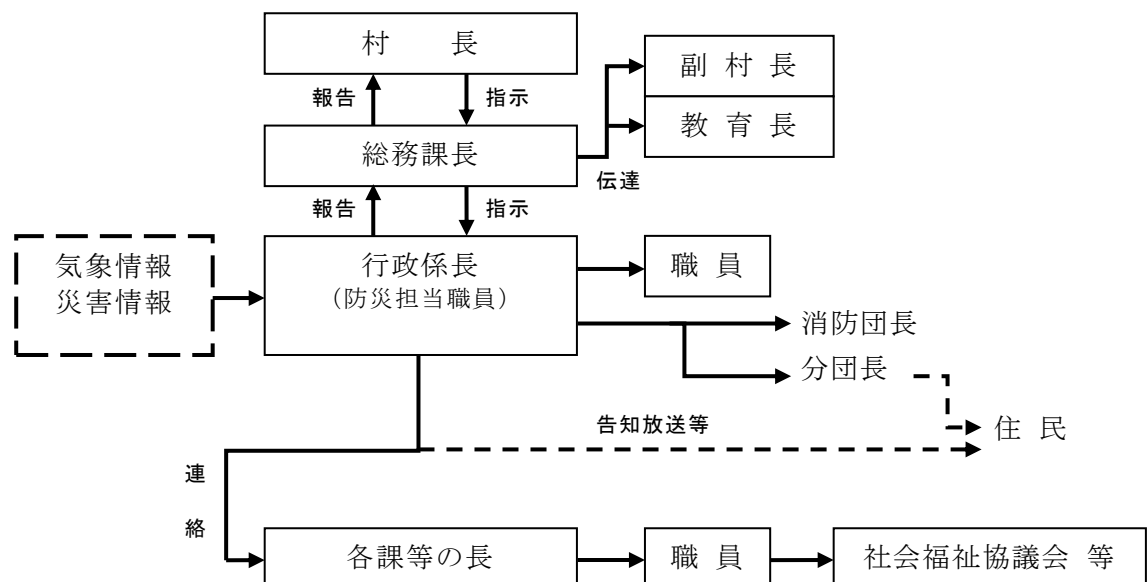
地震情報を迅速かつ的確に伝達する体制を以下のとおりとする。

可能な限り要配慮者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。

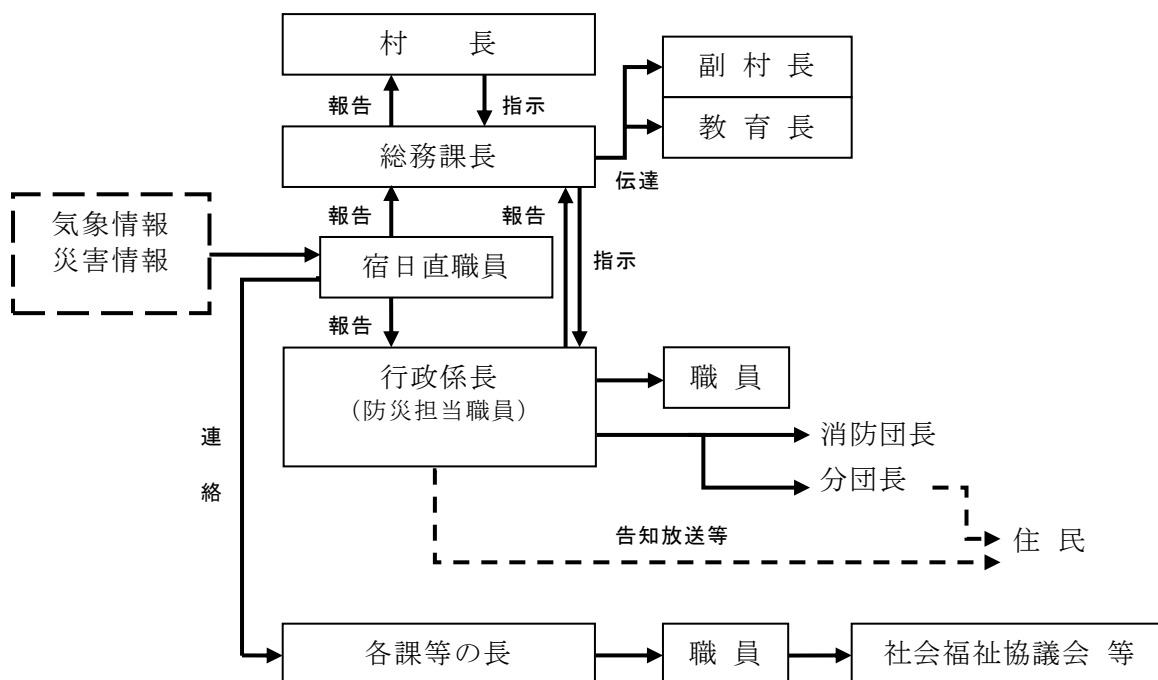
#### ア 伝達系統

図 4-2-1 気象情報の伝達系統

#### (ア) 勤務時間内の場合



(イ) 勤務時間外の場合



イ 村民への周知の特例

霜注意報に関しては、報道機関の放送等により村民への周知とすることができる。

ウ 注意報解除の特例

注意報の解除の時点において、特に伝達の必要のないものに関しては、解除の伝達を省略することができる。

エ 地震に関する情報の収集及び伝達

「第3章 第3節 発災直後の情報の収集・連絡・広報活動」の定めるところによる。

(2) 警報の種類・発表基準

ア 「気象業務法」に基づく警報等

イ 「水防法」に基づく警報等

ウ 「消防法」に基づく警報

上記（ア）～（ウ）の各警報の種類・発表基準は、[資料 C-1]に示す。

(3) 気象等の予報、警報等の発表・切替・解除

気象等の予報、警報等の発表、切替及び解除する機関は次のとおりとする。

なお、気象注意報及び警報が発表された後において、その種類や内容の一部又は全部が更新されて発表された場合には、先に発表されたものは自動的に切替えられ、解除されるまで継続する。

また、水防活動の利用に適合する注意報及び警報は、大雨・洪水の注意報及び警報をもってこれに代える。

表 4-2-1 警報等の発表機関

| 警報等の種類                                 | 発表機関名            | 対象地区             |
|----------------------------------------|------------------|------------------|
| 気象注意報<br>気象警報<br>気象情報<br>洪水注意報<br>洪水警報 | 長野地方気象台          | 県全域又は一部          |
| 洪水注意報<br>洪水警報                          | 長野地方気象台<br>国土交通省 | 国土交通大臣が協議して定めた河川 |
| 水防警報                                   | 国土交通省            | 国土交通大臣が指定した河川    |
|                                        | 関係建設事務所          | 知事が指定した河川        |
| 火災気象警報                                 | 長野地方気象台          | 県全域又は一部          |
| 火災警報                                   | 市町村長             | 各市町村全域           |
| 土砂災害警戒情報                               | 長野地方気象台<br>長野県   | 各市町村全            |

(4) 消防本部による警報発令

→ 第3章第3節参照。

(5) 地震情報

気象庁地震火山部及び長野地方気象台から、地震発生後地震に関する情報が次のとおり発表・伝達される。

ア 震度速報

震度3以上の大きな揺れを伴う地震が発生したことを知らせる情報。

地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの発現時刻を発表する。一般にはラジオ、テレビを通じて発表する。

イ 地震情報（震源に関する情報）

震度3以上の地震が発生した場合に発表する情報。地震の震源要素（発生時刻、緯度、経度、深さ、地震の規模（マグニチュード））、震央地名を発表す。

ウ 地震情報（震源・震度に関する情報）

震度3以上を観測した場合、緊急地震速報（警報）を発表した場合のいずれかに該当するときに発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、地域震度と震度3以上が観測された市町村名を発表する。

また、震度5弱以上になった可能性がある地域・市町村の震度情報が得られていない場合に、その市町村名を発表する。

エ 地震情報（その他の情報）

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合に、震度1以上を観測した地震の回数を知らせる情報。

オ 地震情報（各地の震度に関する情報）

震度1以上を観測した場合に発表する情報。

地震の震源要素、震央地名、県内及び隣接県内の震度観測点ごとの震度からなる。

また、震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度情報が得られていない場合に、その地点名を発表する。

カ 地震情報（推計震度分布図）

震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

なお、村の震度は、役場敷地内の県震度情報ネットワークシステム計測震度計で確認できる。

村、放送事業者等は、伝達を受けた緊急地震速報を音声告知放送等により村民への伝達を行うものとする。

キ 緊急地震速報の伝達

伝達を受けた緊急地震速報を村民に直ちに伝達するため、その伝達体制及び通信施設、設備の充実を図るよう努める。

4. 災害規模の早期把握のための活動

5. 災害情報の時系列収集区分

6. 被害報告

7. 被害状況等の調査と調査責任機関

8. 被害状況等の認定基準

9. 広報活動

10. 広聴活動

→ 第3章第3節参照。



## 第3節 広域応援要請活動

→第3章第4節参照。

## 第4節 救助・救急・医療活動

→第3章第5節参照。

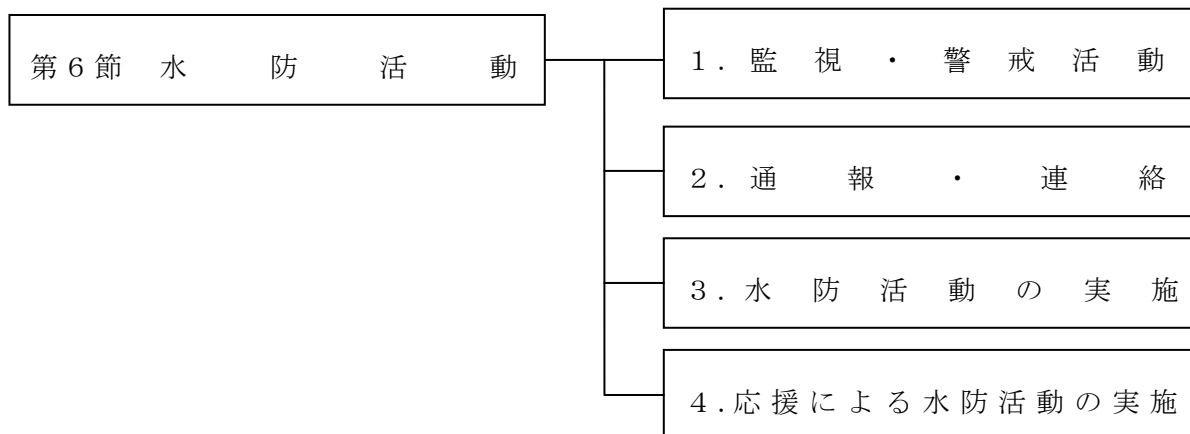
## 第5節 消防活動

→第3章第6節参照。

## 第6節 水防活動

(実施担当：総務班・消防団)

大規模地震発生時において、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水害が発生し、又は発生が予測される場合、これを警戒し、防御し、またこれによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防計画を実施する。



### 1. 監視・警戒活動

水防管理者（村長）は、地震発生後、その管轄する水防地域において、ダム、河川、ため池などの護岸、堤防などの巡視を行い、早期に損壊箇所及び危険箇所等を把握し、必要な応急措置を講ずるものとする。

### 2. 通報・連絡

水防管理者（村長）は、監視・警戒活動によって損壊箇所及び危険箇所等を発見したときは、直ちに施設の管理者等へ通報するとともに、水防活動に必要な人員及び資器材を確保するものとする。

### 3. 水防活動の実施

水防管理者（村長）は、損壊箇所及び危険箇所等に対して、できる限り氾濫等による被害が拡大しないように、その応急措置として現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、迅速かつ適切な水防活動を実施するものとする。また、重機による水防活動が必要な場合等においては、必要に応じて、民間業者等の協力を得るものとする。

### 4. 応援による水防活動の実施

#### (1) 応援要請

水防管理者（村長）は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、水防活動に関して自らの水防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第3節広域応援要請活動」により行うものとする。

#### (2) ヘリコプター支援要請

水防管理者（村長）は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第3節広域応援要請活動」により、要請するものとする。

## 第7節 雪害対策

→第3章第8節参照。

## 第8節 要配慮者に対する応急対策

→第3章第9節参照。

## 第9節 緊急輸送応急対策

→第3章第10節参照。

## 第10節 障害物等の処理活動

→第3章第11節参照。

## 第11節 避難収容及び情報提供活動

→第3章第12節参照。

## 第12節 孤立地域対策活動

→第3章第13節参照。

## 第13節 食料品等の調達供給活動

→第3章第14節参照。

## 第14節 給水活動

→第3章第15節参照。

## 第15節 生活必需品の調達供給活動

→第3章第16節参照。

## 第16節 保健衛生・防疫活動

→第3章第17節参照。

## 第 17 節 遺体等の搜索及び処置等の活動

→第 3 章第 18 節参照。

## 第 18 節 廃棄物処理応急対策

→第 3 章第 19 節参照。

## 第 19 節 社会秩序の維持、物価安定等に関する対策

→第 3 章第 20 節参照。

## 第 20 節 危険物施設等応急対策

→第 3 章第 21 節参照。

## 第 21 節 ライフライン応急対策

→第 3 章第 22 節参照。

## 第 22 節 公共土木施設等応急対策

→第 3 章第 23 節参照。

## 第 23 節 建築物災害応急対策

→第 3 章第 24 節参照。

## 第 24 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

→第 3 章第 25 節参照。

## 第 25 節 農林産物・農林施設災害応急対策

→第 3 章第 26 節参照。

## 第 26 節 文教対策

→第 3 章第 27 節参照。

## 第 27 節 飼養動物の保護対策

→第 3 章第 28 節参照。

## 第 28 節 ボランティアの受入れ対策

→第 3 章第 29 節参照。

## 第 29 節 義援金品の受入れ及び配分

→第 3 章第 30 節参照。

## 第 30 節 災害救助法の適用

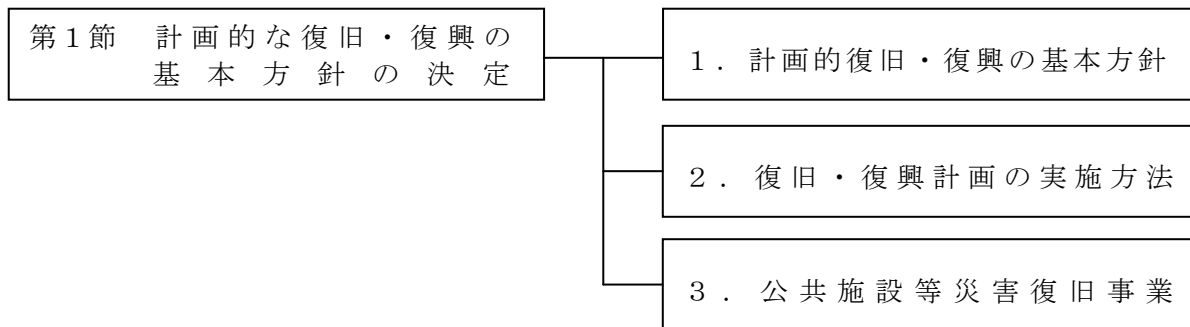
→第 3 章第 31 節参照。

## 第5章 復旧・復興計画

### 第1節 計画的な復旧・復興の基本方針の決定

(実施担当：各部)

復旧・復興計画の基本方針・実施方法について定める。



#### 1. 計画的復旧・復興の基本方針

大規模災害により被害が発生した場合、復旧・復興計画を急遽に策定することは困難であるため、事前に検討しておくことが望ましい。平常時からあるべき村の姿に関して村民と検討を行い、一定の合意を形成することに努める。

また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るものとし、村民の安全と環境保全等にも配慮した防災むらづくりを実施する。

#### 2. 復旧・復興計画の実施方法

復旧・復興計画の実施にあたっては、概ね次のような方法によるものとする。

- (1) 被災施設の復旧等民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行うものとする。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとるものとする。

ア 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともに、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域相互応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

特に、人命に関わる重要施設に対しては、早期に復旧できるよう体制等を強化する。

イ 被災施設の復旧にあたっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害を防止する観点から、可能な限り改良復旧を行うものとする。

ウ 大雨や地震等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次的な土砂災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

エ ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

オ 関係機関との連携及び県との調整を行い、相互に事業を実施することが適当と認められるものについては総合的な復旧・復興事業の推進を図る。

- カ 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討のうえ事業期間の短縮に努める。
  - キ 災害復旧事業に要する費用について、国・県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う場合は、復旧事業の計画を速やかに作成する。
  - ク 復旧事業に要する費用について、補助を受ける機関は、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努める。
  - ケ 緊急に査定を行う必要がある事業については、ただちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。
  - コ 建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、「大気汚染防止法」に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言するものとする。
- (2) 災害廃棄物処理
- 災害から速やかに復帰して生活を再建する上でも、災害によって生じた災害廃棄物の円滑で適切な処理が求められる。
- 村は、災害廃棄物の計画的な収集、運搬等を行い、その円滑で適切な処理に努める。
- ア 災害廃棄物の広域処理を含めた処理方法を確認するとともに、仮置場、最終処分地を確保し計画的な収集、運搬処分を図り、災害廃棄物の円滑で適切な処理を行う。また、災害廃棄物の処理にあたっては、下記事項について留意する。
- (ア) 適切な分別を行うことにより、可能な限りリサイクルに努める。
  - (イ) 復旧・復興計画を考慮にいれて計画的に行うよう努める。
  - (ウ) 環境汚染の防止や、村民、作業者の健康管理のため適切な措置を講ずる。
- イ 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村へ応援を求める。

(3) 市街地等の整備改善

復興のため市街地等の整備改善が必要な場合には、「被災市街地復興特別措置法」（平成7年法律第14号）の適用、土地区画整理事業の実施、市街地再開発事業等の実施を検討し、合理的かつ健全な市街地等の形成及び機能の更新を図るものとする。

### 3. 公共施設等災害復旧事業

災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策について、被害の程度を充分検討し、関係法令及びそれぞれの事業の定めるところにより、概ね次の事業を実施する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業

- ア 河川災害復旧事業
- イ 砂防設備等災害復旧事業
- ウ 道路災害復旧事業
- エ 単独災害復旧事業

(2) 都市災害復旧事業

- ア 街路災害復旧事業

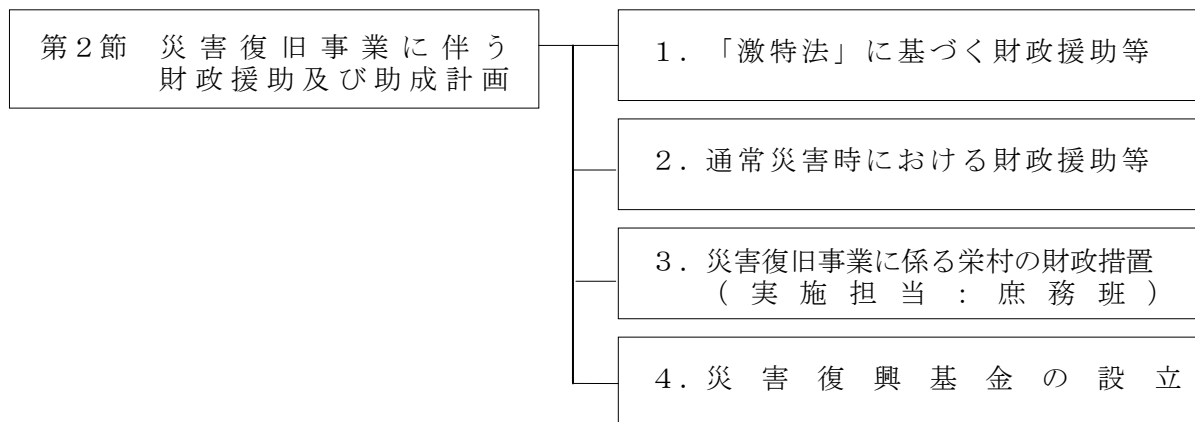
- イ 都市下水路施設災害復旧事業
- ウ 公園施設災害復旧事業
- エ 市街地埋没災害復旧事業
- オ 単独災害復旧事業
- (3) 農林施設災害復旧事業
- (4) 上水道施設災害復旧事業
- (5) 下水道施設災害復旧事業
- (6) 住宅災害復旧事業
- (7) 社会福祉施設災害復旧事業
- (8) 公共医療施設、病院等災害復旧事業
- (9) 学校教育施設災害復旧事業
- (10) 社会教育施設災害復旧事業
- (11) その他の災害復旧事業



## 第2節 災害復旧事業に伴う財政援助及び助成計画

(実施担当：総務課（庶務班）)

「激特法」、その他の法律に基づく財政援助を受ける場合の手続き等について定める。また災害復旧事業に係る財政措置について定める。

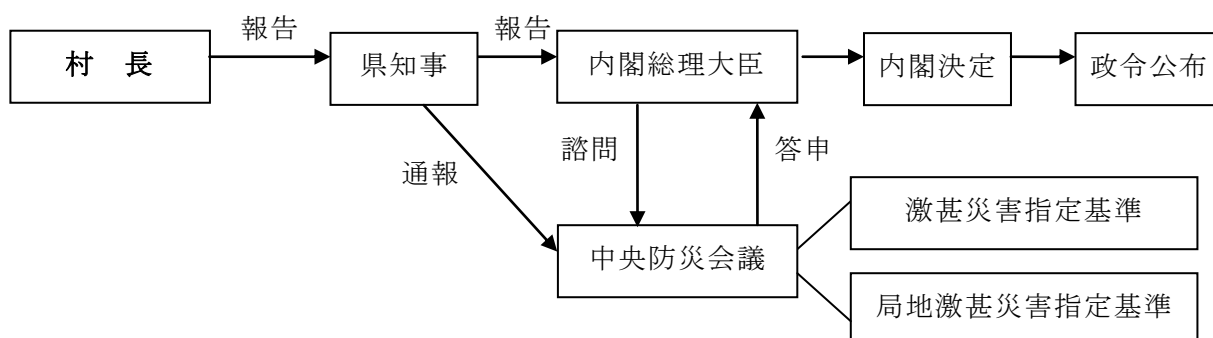


### 1. 「激特法」に基づく財政援助等

「災害対策基本法」に規定する著しく激甚である災害が発生した場合、災害状況等を県知事に報告し、県の実施する調査に協力して「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号)(以下この節において「激特法」という。)に基づく財政援助等を受けられるよう努めるものとする。

また村長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県各部署に提出する。

図 5-2-1 激甚災害指定手続きの流れ



なお激甚災害については「激甚災害指定基準」(昭和37年12月7日中央防災会議決定)と、「局地激甚災害指定基準」(昭和43年11月22日中央防災会議決定)の2つの指定基準があり、村長はこの基準を十分に考慮して被害状況等を調査し、県知事に報告する。また、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し県関係部局に提出する。

「激特法」により、財政援助等を受ける事業等は以下のとおりである。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
  - ア 公共土木施設災害復旧事業
  - イ 公共土木施設災害関連事業
  - ウ 公立学校施設災害復旧事業
  - エ 公営住宅災害復旧事業
  - オ 生活保護施設災害復旧事業
  - カ 児童福祉施設災害復旧事業
  - キ 老人福祉施設災害復旧事業
  - ク 身体障害者更生援護施設災害復旧事業
  - ケ 知的障害者援護施設災害復旧事業
  - コ 女性保護施設災害復旧事業
  - サ 感染症予防施設災害復旧事業
  - シ 感染症予防事業
  - ス 堆積土砂排除事業
  - セ 湛水排除事業
- (2) 農林水産業に関する特別の助成
  - ア 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
  - イ 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
  - ウ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
  - エ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
  - オ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
  - カ 森林災害復旧事業に対する補助
  - キ 土地改良区等の行う湛水事業に対する補助
- (3) 中小企業に関する特別の助成
  - ア 「中小企業信用保険法」による災害関係保証の特例
  - イ 「中小企業近代化資金等助成法」による貸付金等の償還期間等の特例
  - ウ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に関する補助
  - エ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例
- (4) その他の財政援助及び助成
  - ア 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
  - イ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
  - ウ 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
  - エ 「母子及び寡婦福祉法」による国の貸し付けの特例
  - オ 水防資材費の補助の特例
  - カ り災者公営住宅建設事業に対する補助の特例
  - キ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
  - ク 小災害債に関わる元利償還金の基準財政需要額への算入等
  - ケ 「雇用保険法」による求職者給付に関する特例

[資料 C-6 激甚災害指定基準]

[資料 C-7 局地激甚災害指定基準]

## 2. 通常の災害時における財政援助等

国、県が通常の災害（「激特法」が適用されない災害）時に、財政援助を行う場合の事業等並びに根拠法令には次のようなものがあるので、財政援助を受けるための必要な措置に努める。

表 5-2-1 通常の災害時における財政援助の対象となる根拠法令及び復旧事業

| 根拠法令                                       | 財政援助を受ける事業等                    |
|--------------------------------------------|--------------------------------|
| 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)            | 道路、河川、砂防設備等の復旧事業               |
| 公立学校施設災害復旧費国庫負担法(昭和28年法律第247号)             | 公立学校施設の復旧事業                    |
| 公営住宅法(昭和26年法律第193号)                        | 公営住宅及び共同施設(児童遊園、共同浴場集会所等)の復旧事業 |
| 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)                      | 災害により急施を要する土地区画整理事業            |
| 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)   | 感染症指定医療機関等復旧事業、感染症予防事業         |
| 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)             | 災害により特に必要となった廃棄物の処理            |
| 予防接種法(昭和23年法律第68号)                         | 臨時に行う予防接種                      |
| 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号) | 農地、農業用施設、林道施設、共同利用施設の復旧事業      |
| 水道法(昭和32年法律第177号)                          | 水道施設の復旧事業                      |
| 下水道法(昭和33年法律第79号)                          | 下水道施設の復旧事業                     |
| 道路法(昭和27年法律第180号)                          | 道路の復旧事業                        |
| 河川法(昭和39年法律第167号)                          | 河川の復旧事業                        |
| 砂防法(明治30年法律第29号)                           | 緊急的な砂防設備の整備                    |
| 都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針                       | 主として都市計画区域内における都市施設に係る復旧事業     |
| 生活保護法(昭和25年法律第144号)                        | 生活保護施設復旧事業                     |
| 児童福祉法(昭和22年法律第164号)                        | 児童福祉施設復旧事業                     |
| 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)                     | 身体障害者更生援護施設復旧事業                |
| 老人福祉法(昭和38年法律第133号)                        | 老人福祉施設復旧事業                     |
| 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)                      | 知的障害者援護施設復旧事業                  |
| 売春防止法(昭和31年法律第118号)                        | 婦人保護施設復旧事業                     |

### 3. 災害復旧事業に係る栄村の財政措置

災害復旧事業を行う際には、復旧・復興対策が円滑に実施できるよう、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込額を把握し、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として制度を活用し、資金の調達に努める。

#### (1) 予算の編成

復旧・復興事業を迅速に実施するため、予算の執行方針、編成方針等を定める。

##### ア 財政需要見込額の算定

被災状況調査を基に、次の財政需要見込額を算定する。

##### (ア) 復旧・復興事業

##### (イ) 災害復興基金への出捐金及び貸付金

##### (ウ) その他

##### イ 発災年度の予算の執行方針の策定

緊急度が高い復旧・復興事業を滞りなく実施するため、優先的に取り組むべき対策と執行を当面凍結すべき事業を抽出し、予算執行方針を策定する。

##### ウ 予算の編成方針の策定

復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施するため、当初予算、補正予算を通じた編成方針を策定する。

#### (2) 復興財源の確保

災害後の復旧・復興対策実施のための事業費は莫大になることが予想され、災害の影響による税収の落ち込み、財政状況の悪化が懸念される。復旧・復興対策を迅速かつ的確に実施していくため、財源確保に関する適切な措置を講ずる。

##### ア 国、県への要望

復旧・復興対策実施に係る財政需要に対応するため、財源確保に関する特例措置、宝くじ発行等について被災自治体が連携して国、県に要望する。

##### イ 地方債の発行

復旧・復興対策に係る膨大な財政需要と大幅な税収減に対応するため、県と調整を図りながら次の措置を講じ、財源を確保する。

##### (ア) 歳入欠陥債

##### (イ) 災害対策事業債

##### (ウ) 災害復旧事業債

##### ウ 地方交付税

##### (ア) 普通交付税の繰り上げ交付

##### (イ) 特別交付税

##### エ 一時借入金

災害応急融資（関東財務局長野財務事務所、日本郵政株式会社 信越支社、公益財団法人長野県市町村振興協会）

### 4. 災害復興基金の設立

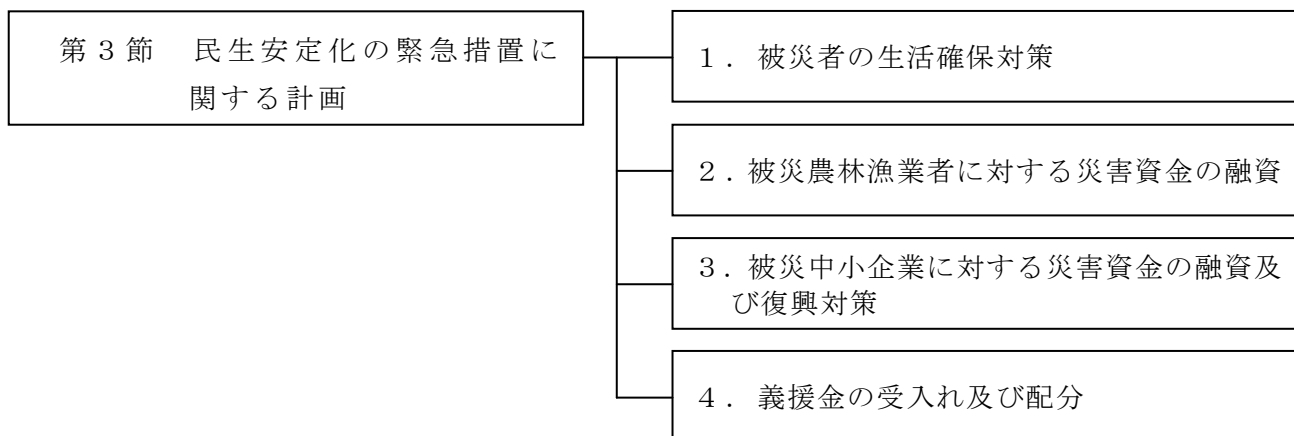
被災者の救済及び自立支援や、被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細やかに、

かつ、機動的、弾力的に進めるために、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等、機動的、弾力的推進の手法について検討する。

## 第3節 民生安定化の緊急措置に関する計画

(実施担当：総務課・住民福祉課・教育委員会事務局)

€被災者の生活確保対策、被災農林漁業者に対する災害資金の融資、被災中小企業に対する災害資金の融資、義援金の受け入れ及び配分について定める。



### 1. 被災者の生活確保対策

被災後の村民が新たな生活への意欲を持つことに重点を置き、村民生活の安定を図るための施策を講ずるとともに、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みづくりを推進する。また、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる必要がある。

#### (1) 住民相談窓口の開設

被災者の自立に対する援助、助成措置について、関係各課及び関係各機関に協力を要請し、広く被災者に広報するとともに、役場、各支所など適当な場所にできる限り総合的な臨時相談窓口等を設置し、様々な問題解決への助言や情報提供等の各種生活相談を実施するよう、以下のような被災者の多分野にわたる相談に応じる体制を確立する。

- ア 借地・借家関係の法律相談
- イ 登記手続きなどの土地建物の登記相談
- ウ 減免などの税務相談
- エ 雇用保険などの社会保険に関する相談
- オ 住宅の応急修繕に関する相談

#### (2) 制度の周知及び利用者への広報

被災者に対する各種相談、施策等を実施する場合は、次のような広報手段により周知を図るものとする。また、村及び避難先の地方公共団体が協力することにより、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても必要な情報や支援・サービスを提供する。

- ア 放送、報道機関との協力による放送、音声告知放送、新聞広報等
- イ 掲示板、広報車、広報紙、チラシ等
- ウ 生活再建支援施策等の広報の実施

#### (ア) 各種相談窓口の案内

- (イ) 災害弔慰金の支給等に関する情報
- (ロ) 村営住宅等への入居や住宅再建支援策等に関する情報
- (エ) 被災者（自立）生活再建支援金に関する情報
- (オ) ボランティアに関する情報
- (カ) 雇用に関する情報
- (キ) 融資・助成情報
- (ク) 義援金の募集等
- (ケ) その他生活情報等

エ 外国人への広報

村は、社会福祉協議会等と連携し、日本語が不自由な外国人を対象として、多言語の情報を提供するように努める。

オ 県外疎開者への広報の実施

全国紙や全国版のテレビ・ラジオやインターネット、県外の地方公共団体の広報紙等を活用し、県外疎開者に対し災害関連情報を提供する。

(3) 被災証明書の発行

被災した世帯が再建復興のための各種施策を受けるのに必要な証明書で、以下に手続きと様式を示す。

ア 世帯の被災状況に応じて「被災証明書」を発行するが、被災状況が確認できない時でも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できる場合には、「被災証明書」を発行するものとする。

イ 被災証明については、証明手数料を徴収しないものとする。

ウ 「被災証明書」の様式については、別に定める。

(4) 災害弔慰金等の支給

「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和 48 年法律第 82 号）及び条例に基づき、下記の支給を行う。

ア 災害により死亡した者の遺族に対して、災害弔慰金を支給する。

イ 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

ウ 条例に基づき、災害見舞金を支給する。

**〔資料 A-8 災害弔慰金の支給等に関する条例〕**

(5) 被災者生活再建支援金の支給

ア 「被災者生活再建支援法」（平成 10 年法律第 66 号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で経済的理由によって自立した生活をするのが困難な者に対し、自立復興による生活再建を支援する「被災者生活再建支援金」を支給する。被災者生活再建支援法による支援金は、世帯主の年齢及び世帯の収入合計額等一定の要件に従って支給を行う。

イ 村は、県と協力して、被災世帯の個人情報の保護に配慮するとともに、被災世帯がその困難な状況の中で円滑に支援金の申請が行えるよう、また支援金が迅速かつ円滑に支給できるよう十分に配慮し、支給の手続きを実施する。

(6) 生活福祉資金等の貸付

ア 「災害弔慰金の支給等に関する法律」（昭和 48 年法律第 82 号）及び条例に基づき、災害援護資金の貸付を行う。

**[資料 A-8 災害弔慰金の支給等に関する条例]**

イ 生活福祉資金等の貸付け（県）の斡旋を行う。

ウ 「母子及び寡婦福祉法」（昭和 39 年法律第 129 号）及び条例に基づき、母子又は寡婦世帯に対して、母子寡婦福祉資金の貸付け（県）の斡旋を行う。

エ 災害援護資金、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等、被災者の負担軽減措置を講ずる。

(7) 生活保護

ア 被災者の困窮の度合いに応じて、最低限度の生活の保障をするとともに、生活再建を支援する。また各種施策の広報・周知を図る。

イ 被保護世帯が災害のため家屋の補修等住宅の維持を必要とする場合で、「災害救助法」の適用がない場合においては、「生活保護法」（昭和 25 年法律第 144 号）により家屋補修費の支給を行う。

(8) 租税等の徴収猶予及び減免

ア 租税の減免等の措置

災害により、納税義務者等が期限内に申告、申請、請求その他の書類の提出、又は納付若しくは納入することができないときは、その期限を延長するとともに、「地方税法」（昭和 25 年法律第 226 号）に基づき、住民税、固定資産税、特別土地保有税、軽自動車税、国民健康保険税等の減免について、条例の定めるところにより必要な措置を講ずる。

イ 県・国税の減免等の措置の斡旋

国及び県は被災者の納付すべき国税、県税について、法令「国税通則法」（昭和 37 年法律第 66 号）及び県条例「災害時における県税の減免等の措置について」（昭和 45 年付税第 225 号総務部長通達）の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付納入に関する期限の延長、徴収猶予、減免等の措置を講ずる。

村は国・県と連携をとり、被災地域住民に対して広報・周知を図る。

(9) 金融上の措置（関東財務局長野財務事務所、日本銀行松本支店）の広報・周知

関東財務局長野財務事務所及び日本銀行松本支店に対しては、被災者の便宜を図るため、災害の状況により金融機関に対し、次の措置の実施について指導するよう求める。村は災害被災者等がこれらを活用できるよう、被災地域住民等に対して広報・周知を図る。

ア 資金の融資について、融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸し出しの迅速化、貸出金の返済猶予等の措置。

イ 預貯金の払い戻しについて、預金通帳、届出印鑑等を損失した預貯金者に対し、被災証明書の提示あるいはその他実状に即する簡易な確認方法をもって払い戻しの利便を図ること。



- ウ 定期預金等の中途解約又は当該預貯金を担保とする貸し出しに応ずる措置。
- エ 手形交換又は不渡り処分、金融機関の休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮すること。
- オ 生命保険金又は損害保険金を迅速に支払うよう配慮し、保険料の払い込みについては、契約者の被災状況に応じて猶予期間の延長措置を講ずること。

(10) 簡易保険、郵便年金生活者、郵便貯金に対する措置の広報・周知

「災害救助法」が適用された場合の被災者等に対して、郵便局において概ね次のような取扱いが実施される。村は災害被災者等がこれらを活用できるよう、村内郵便局長と相互に連絡を取り、被災地域住民等に対して広報・周知を図る。

ア 簡易保険、郵便年金契約者に対する非常貸付等

天災等（原則として災害救助法適用地）によって契約者が被災した場合に、日本郵便株式会社 信越支社長及び現地の郵便局長が必要と認めたときは、概ね次のような非常取扱いを実施する。

- (ア) 契約者に対して貸付可能額の範囲内で 30 万円（郵便年金については簡易保険局長の定める金額）まで即時に貸付を行う。なお保険証書がなくても郵便局長が流失等の正当な理由によると認めた場合は、貸付を受けることができる。
- (イ) 契約者から保険料、掛け金の払い込み猶予の申し出があったときは、被災状況等により 6 ヶ月以内に限り保険料の払い込みを猶予する。また郵便局で該当すると認めたときは、申し出がない場合でも払い込みを猶予する。
- (ウ) 死亡証明書類を除く他の証明書類及び保険証書等を差し出すことが出来ない場合であっても、特に被災者のために保険金の非常即時払いができる。

イ 郵便貯金等の預金者に対する非常払い等

「災害救助法」が適用された区域内の者に対し、郵便局において次のような非常払い及び料金免除を取り扱う。ただし貯金通帳、貯金証書及び印章があるときは、全国どこの郵便局でも金額に制限なく払い戻すことができる。

- (ア) 貯金通帳をなくした場合は、保証人があれば 1 回限り 10 万円まで支払う。
- (イ) 郵便貯金の預金者、郵便為替の受取人などで印章をなくした場合、ぼ印でも取り扱う。
- (ウ) 共同募金会が行う被災者救援募金の郵便振替による払込みは、その手数料を免除する。

ウ 郵便物の特別扱い

- (ア) 「災害救助法」が適用されその救助を受ける者に対して、通常はがき及び郵便書簡の無償交付をする。
- (イ) 災害地において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社にあてた救援物資を内容とする小包郵便物の料金免除を実施することがある。
- (ウ) 災害地において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた寄付金、見舞金を内容とする現金書留郵便物の料金免除を実施することがある。
- (エ) 被災地域の被災者が差し出す次の郵便物の料金を免除することがある。
  - a 第一種郵便物、第二種郵便物（料額印面の付いたものを除く）の料金。

- b 郵便書簡、料額印面の付いた通常はがき及び盲人用点字のみを掲げたものを内容とする郵便物で、速達とするものにあつては速達料金。
- c 電子郵便についてはその料金。

(11) 医療費負担の減免、保険料の減免の斡旋

被災した国民健康保険等の被保険者等に対し、必要に応じて医療費の一部負担金、保険料の減免等の措置を図る。また関係団体に対し協力要請を行う。

(12) 被災者の労働対策（公共職業安定所）

村は、雇用状況を把握し、被災者の経済的な生活基盤を確保するため雇用維持対策を実施するとともに、災害により離職を余儀なくされた被災者について、早期再就職を促進するために、公共職業安定所等と連携して各種施策の周知を図る。状況に応じて臨時職業相談所の開設等を要請し、開設場所の確保にあたる。

ア 事業者支援の実施

- (ア) 村内の事業主や業界団体等に対し、雇用の維持を要請するとともに、雇用調整助成金制度の内容等を事業主に迅速に周知し、制度の積極的な活用を促す。
- (イ) 災害を原因とする事業場の閉鎖等により、労働者に対する賃金未払が生じた場合には、未払賃金立替制度により迅速な措置を講ずる。

イ 離職者への生活支援の実施

- (ア) 雇用保険給付対象者の拡大、給付日数の延長、手続きの弾力的措置の実施等を県に要望する。
- (イ) 労働条件の確保、労働力の確保に向けた臨時「総合相談窓口」を開設する。
- (ウ) 労災保険給付にあたり、被災労働者が事業場の倒壊等の理由により事業主の証明を受けられない場合には、当該証明がない場合でも請求書を受理する等、弾力的な運用を行う。

ウ 再就職の支援制度の周知

離職者の再就職を促進させるため、各制度の周知及び活用を促す。

- (ア) 職業訓練、能力開発等制度のPR
- (イ) 特定求職者雇用開発助成金制度の活用の推進
- (ウ) 合同就職説明会等の開催

(13) 住宅金融支援機構等の斡旋

ア 災害復興住宅

「独立行政法人住宅金融支援機構法」（昭和17年法律第82号）に規定する災害復興住宅融資の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し融資が円滑に行われるよう広報活動を行うとともに、申し込みに必要な被災証明書の発行を早期に実施する。

(ア) 貸付の対象となる災害

「災害救助法」施行例第1条第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する災害を受けた市町村が1以上ある場合

(イ) 貸付の対象となる住宅の被害程度

- a 建設、購入 — 住宅が5割以上の被害を受けた場合
- b 補修 — 補修に要する費用が10万円以上の被害の場合

イ 特別貸付資金

次に掲げる者に対し調査のうえ実態を把握するとともに、住宅金融公庫の融資斡旋をする。

(ア) 災害り災者

災害により住宅を失った者

(イ) 地すべり等による地域移住者

地方公共団体の長が、地すべり等のおそれがあると認める地域から移転する者

(ウ) 危険住宅移転者

「建築基準法」に基づき特定行政庁から除去、移転又は改築の命令の予告又は勧告の通知を受けた者

ウ 住宅資金に対する県の補助

住宅金融支援機構が実施する災害復興住宅融資等について、臨時相談窓口の開設等の住宅相談を協力して行うとともに、一定の規模による災害により住宅金融支援機構及び民間金融機関の災害復興住宅資金融資を受けた者に対して、利子相当額の一部を助成する。

(14) 公営住宅の建設、再建等

被災者の恒久的な住宅確保支援策として、災害公営住宅の整備、公営住宅等への特定入居等を行う。

ア 村営住宅の建設及び供給

被災地全域で 500 戸以上、若しくは一市町村の区域内で 200 戸以上か 1 割以上の住宅の滅失があった場合に、必要に応じ滅失した住宅の 3 割に相当する戸数を目処に災害公営住宅の建設を行うものとする。

(ア) 他の用途と調整を行い、公有地等のオープンスペースを建設用地として確保し、村営住宅を建設する。

(イ) 買取り・借上げ方式による村営住宅の供給を推進する。

(ウ) 特定優良賃貸住宅等のストックの活用を図る。

イ 既存村営住宅の再建等

(ア) 既存村営住宅が災害により滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建するものとする。

(イ) 災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ被災者に対し、村営住宅への優先入居の措置を講ずるものとする。

ウ 災害危険区域等における、住宅の建設、再建等

災害危険区域等における被災者等の住宅再建にあたっては、防災集団移転促進事業等を活用しつつ、極力安全な地域への移転を推奨する。

(15) 借地借家制度の特例の適用

災害により被害を受けた地域において、借地借家の権利関係について種々の問題が生じることが予想されるため、「り災都市借家臨時処理法」（昭和 21 年法律第 13 号）の適用を図る。

ア 適用基準

災害が一定規模以上である場合、村長の意見の申し出に基づき、「り災都市借地借

家臨時処理法」第 25 条の 2 に定める政令を受けて、借地借家制度の特例が適用される。

イ 適用手続き

借地借家制度の特例の適用を申請しようとするときには、村長は別に定める様式により国土交通大臣あてに申請する。

(16) り災証明の発行

村は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住宅等の被害の程度の認定やり災証明の交付の体制を確立し、速やかに、住宅等の被害の程度を認定し、被災者にり災証明を交付するものとする。

ア り災証明発行窓口を設置し、被災状況調査を基に希望者にり災証明を発行する。

イ り災証明調査窓口を設置し、再調査の希望に対応する。

(17) 要配慮者の支援

要配慮者は、災害による生活環境の変化等に対応することが一般の被災者よりも困難であることから、速やかに安定した生活を回復できるよう積極的な支援を行う。また、生活環境の変化や心理的不安等の理由から、身体的及び精神的変調をきたした被災者が、災害から早期に立ち直れるよう、精神的支援策を実施する。

ア 被災状況の把握

「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、次の事項を把握し県に報告する。また、情報が不足している地域には補足調査を行う。

(ア) 要配慮者の被災状況及び生活実態

(イ) 被災地内外の社会福祉施設の被災状況及び再開状況

イ 一時入所の実施

災害により新たに社会福祉施設への入所が必要となった者に対し、村が所有する施設への一時入所を実施する。

ウ 福祉サービスの拡充

(ア) 定員以上の入所者及び通所者を受け入れている村が所有する施設を対象に、人員確保や必要となる設備の導入を行うとともに、民間の施設を対象に支援を行う。

(イ) 緊急通報システムの整備、巡回の実施といった在宅福祉サービスの充実を図る。

(ウ) 被災児童等については、学校巡回相談等を実施するとともに、児童・学童相談所等の専門相談所を設置する。

エ 民間社会福祉施設の再建支援

社会福祉法人の設置する施設等の民間社会福祉施設の再建を支援する。

オ メンタルヘルスケアの実施

精神相談窓口を設置するとともに、巡回相談を実施し、被災住民に対する相談体制を確立する。

カ 健康管理の実施

応急住宅に居住する被災住民に対する保健指導を実施し、健康管理、栄養指導等を実施する。

## 2. 被災農林漁業者に対する災害資金の融資

被災農林漁業者に対する経営の安定又は、事業の早期復旧を図るための天災資金、日本政策金融公庫資金、農業災害資金、農業災害補償等について、協同組合等を通じ、農林漁業者を対象とした支援制度、施策の内容を県と連携して制度の周知を行うとともに、借入資金の手続きについて支援を行う。

### (1) 天災資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法」（昭和 30 年法律第 136 号）に基づき、政令で指定する暴風、豪雨、地震、降雪、降霜、低温、降ひょう等の災害によって損失を受けた農林漁業者に対して、次の融資がある。

ア 被害農林漁業者に対しては、農林漁業の経営安定に必要な資金

イ 被害農林漁業組合に対しては、事業運営資金

### (2) 日本政策金融公庫資金

「株式会社日本政策金融公庫法」（平成 19 年法律第 57 号）に基づき、被災農林漁業者及び、その組織する団体に対し、次の資金の融通をする。

ア 農地、牧野等の保全若しくは利用上必要な施設の災害復旧に必要な資金

イ 災害復旧として行う果樹の改植又は補植に必要な資金

ウ 災害によって農林漁業経営上不可欠な資産の売却等の必要が生じるなど、農林漁業経営に著しい支障を及ぼすような窮境に立った農林漁業者の経営維持・再建に必要な資金

エ 造林木、樹苗養成施設又は林道及びその付帯施設の災害復旧に必要な資金

オ 農林漁業施設、電気導入施設、病院施設、その他共同利用施設の災害復旧等に必要な資金

### (3) 農業災害資金

「長野県農業災害資金融資利子補給等補助金交付要綱」に基づき、県知事が指定する暴風雨、降霜、低温、降ひょう、干ばつ等の災害によって損失を受けた被害農業者に対し、農業経営に必要な資金の融通がある。

### (4) 農業災害補償

「農業災害補償法」（昭和 22 年法律第 185 号）に基づき、農業共済事業を実施し、農業者の不慮の事故、災害等によって受ける農作物等の損失を補償する。被害の保険業務の迅速適正化及び共済金の早期支払いにより農業経営の安定を図る。

### (5) 金融機関への協力の要請

資金貸付手続きの簡易・迅速化、既借入金の償還条件の緩和、貸付金利の低減等の農林漁業者を対象とした特例措置を、農林漁業金融公庫、融資機関等に要請し協力を求める。

## 3. 被災中小企業に対する災害資金の融資及び復興対策

被災中小企業の事業の早期復旧を図るための資金の融通制度には次のようなものがある。村は中小企業を対象とした支援制度、施策の内容を商工団体・業界団体等を通じ、利活用できる金融の特別措置について周知を図るものとする。

また、株式会社日本政策金融公庫等の現地支店に対し、被害の実情に応じ、貸付け手続きの簡易迅速化、貸付け条件の緩和措置等を、県を通じて要請する。

(1) 政府系中小企業金融機関

「中小企業信用保険法」(昭和 25 年法律第 264 号)の特例措置及び政府系金融機関による災害特別融資枠の確保等を、県を通じて国に要請する。

ア 株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)

一般の金融機関から融資をうけることが困難な国民に対する必要な事業資金の貸付けを行う。

(ア) 普通貸付(事業を営む方)

(イ) 生活衛生一般貸付(生活衛生関係の事業を営む方)

(ウ) 振興事業貸付(振興計画の認定を受けている生活衛生同業組合の組合員であって、生活衛生関係の事業を営む方)

(エ) 経営環境変化対応資金〔セーフティネット貸付〕(社会的、経済的環境の変化により、売上や利益が減少する等、業況が悪化している方)

(オ) 経営改善貸付(従業員数が 20 人(商業・サービス業は 5 人)以下で商工会、商工会議所の推薦を受けた方)

イ 株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)

中小企業者並びに、中小企業等協同組合等(対象業種が定められている)に対する設備資金、長期運転資金の貸付け。

(ア) 新事業活動促進資金(「経営革新計画」の承認を受けた方、「新連携計画」の認定を受けたプロジェクトに係る連携体を構成する方等)

(イ) 経営環境変化対応資金〔セーフティネット貸付〕(一時的な売上高の減少等業況が悪化している方、社会的な要因により資金繰りに支障をきたしている方等)

ウ 株式会社商工組合中央金庫資金

「中小企業等協同組合法」(昭和 24 年法律第 181 号)による組合であり、所属している組合及びその構成員に対する運転資金又は設備資金の貸付け。

(2) 県が管理する中小企業融資制度資金

ア 中小企業振興資金〔一般、流動資産担保〕(融資)

イ 経営健全化支援資金〔経営安定対策、特別経営安定対策、災害対策〕(融資)

ウ 創業支援資金(融資)

エ 新事業活性化資金〔事業展開向け、地域活性化向け、防災環境調和向け、企業立地向け、次世代産業向け、節電・省エネ対策向け〕(融資)

オ 再生支援資金(融資)

4. 義援金の受入れ及び配分(実施担当：総務課(庶務班))

災害による被災者等に対して、全国から市町村、県、日本赤十字社等に寄託される義援金について、各関係機関は「義援金配分委員会」(以下「委員会」という。)を組織し、適切に募集・配分を行うものとする。

(1) 義援金の募集、受入れ

ア 義援金の受付窓口を開設し直接義援金を受け付けるほか、銀行等金融機関に預金口座を開設し、振込による義援金を受け付ける。またその募集方法、送り先等の周知を図る。

イ 直接受領した義援金については、寄託者へ受領書を発行する。ただしアの預金口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができるものとする。

ウ 義援金の受付状況について、適宜「委員会」に報告をする。

(2) 義援金の保管及び送金

次により義援金を保管し、送金するものとする。

ア 寄託者より受領した義援金は「委員会」に送金するまでの間、義援金受付口座に預金し保管する。

イ 保管した義援金については、災害の状況に応じた確実な方法により、「委員会」に送金する。

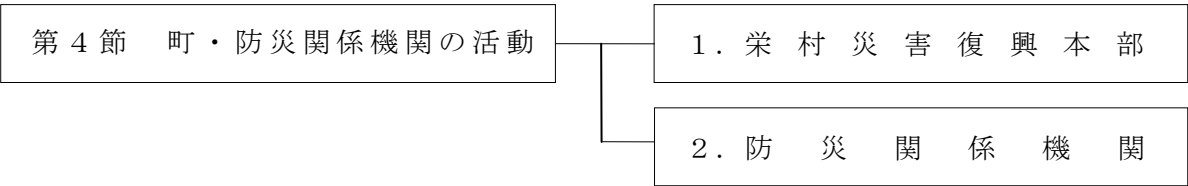
(3) 義援金の配分

ア 「委員会」から配分された義援金について、その配分基準に基づき公平かつ迅速に配分する。

イ 被災者への配分状況について「委員会」に報告する。

## 第4節 村・防災関係機関の活動

村は、復旧・復興対策組織を設置し、必要な対策を講ずる。また、防災関係機関においては、村と調整を図りながら復旧活動を迅速に実施する。



### 1. 栄村災害復興本部

#### (1) 設置

- ア 村長は、災害が発生し、災害応急対策に一定の目途が立った後、復旧・復興対策を実施する必要があると認めたときは、災害復興本部（以下「復興本部」という。）を設置する。
- イ 復興本部の規模は、災害の規模に応じて別に定める。
- ウ 復興本部は村災害対策本部と併設できる。復興本部の運営にあたっては、村災害対策本部が実施する事務との整合性の確保に配慮するものとする。

#### (2) 組織及び所掌事務

- ア 復興本部が所掌する事務の主なものは、次のとおりである。
  - (ア) 災害復興計画の策定
  - (イ) 災害復興状況その他復旧・復興対策に必要な情報の収集及び伝達
  - (ウ) 県その他防災関係機関に対する災害復興対策の実施又は支援の要請
  - (エ) 相談窓口等の運営
  - (オ) 民心安定上必要な広報
  - (カ) その他の災害復興対策

### 2. 防災関係機関

住民生活に密接な関係にある防災関係機関に求められる、復旧・復興対策として講ずる主要な措置事項は次のとおりである。

| 機 関 名                                |                     | 主要な措置事項                                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------------------------|---------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指<br>定<br>地<br>方<br>行<br>政<br>機<br>関 | 関東財務局<br>(長野財務事務所)  | <ul style="list-style-type: none"><li>被災者の資金の需要状況等に応じ、適当と認められる機関又は団体と緊密な連絡を取りつつ、民間金融機関、保険会社及び証券会社に対して、災害関係の融資、預貯金の払戻し、保険金の支払い、預り金の払戻し等の業務に関し適切な措置を講ずるよう要請する。</li><li>地方公共団体において、国有財産(普通財産)を復旧・復興対策の実施の用に供するときは、当該公共団体に対する適切な措置をとる。</li></ul> |
|                                      | 関東農政局<br>(長野地域センター) | <ul style="list-style-type: none"><li>安定した食料の供給措置をとる。</li></ul>                                                                                                                                                                              |



|        |                                           |                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|--------|-------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|        | 中部森林管理局<br>(北信森林管理署)                      | <ul style="list-style-type: none"><li>災害用復旧用材(国有林材)を供給する。</li></ul>                                                                                                                                                                                                           |
|        | 東京管区气象台<br>(長野地方气象台)                      | <ul style="list-style-type: none"><li>地震動警報(緊急地震速報)、地震情報等の発表又は通報並びに解説をする。</li></ul>                                                                                                                                                                                           |
|        | 信越総合通信局                                   | <ul style="list-style-type: none"><li>災害時における電気通信の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理をする。</li><li>災害地域における電気通信施設の被害状況の調査をする。</li><li>通信インフラに支障が生じた被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の貸与をする。</li></ul>                                                                                                  |
|        | 長野労働局<br>(中野労働基準監督署)                      | <ul style="list-style-type: none"><li>災害による離職状況の把握をする。</li><li>従業員解雇や新規採用者の内定取消の防止等に関する関係団体との協力及び事業主への雇用維持の要請をする。</li><li>復旧・復興事業等における労働災害防止対策を強化する。</li></ul>                                                                                                                |
|        | 北陸地方整備局<br>(湯沢砂防事務所)                      | <ul style="list-style-type: none"><li>管轄する基盤施設(道路、河川、砂防設備など)が被災した場合には、被災状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を行うかを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。</li><li>重大な土砂災害が想定される場合に、土砂災害防止法に基づく緊急調査及び緊急情報の提供を適切に行うこと。</li><li>復旧・復興事業の実施にあたっては、関係機関と調整を図り実施する。</li><li>復旧・復興事業に関する広報を実施する。</li></ul> |
|        | 北陸信越運輸局<br>(長野運輸支局)                       | <ul style="list-style-type: none"><li>緊急輸送の必要があると認める場合は、自動車輸送事業者に対する輸送力の確保に関しての措置をとる。</li><li>県からの要請に対する車両等の調達の斡旋を行う。</li></ul>                                                                                                                                               |
| 指定公共機関 | 東日本旅客鉄道(株)                                | <ul style="list-style-type: none"><li>災害の復旧について、応急復旧工事の終了後速やかに本復旧計画を立て、これを実施することとする。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期することとする。</li></ul>                                                                                                                      |
|        | 東日本電信電話(株)<br>(株) NTTドコモ(長野支店)<br>KDDI(株) | <ul style="list-style-type: none"><li>施設が被災した場合、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。</li><li>復旧・復興事業の実施にあたっては、村と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。</li><li>復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。</li></ul>                                                |
|        | 日本赤十字社長野県支部                               | <ul style="list-style-type: none"><li>義援金の募集・配分の実施及び義援金募集配分委員会(仮称)への参加をする。</li><li>協力奉仕者及び関係団体との連絡調整を行う。</li><li>他支部への協力の要請を行う。</li></ul>                                                                                                                                     |
|        | 日本放送協会<br>(長野放送局)                         | <ul style="list-style-type: none"><li>復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成を行う。</li></ul>                                                                                                                                                                       |

|                      |                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                      |                                                                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送の実施をする。</li> <li>・ 生活再建支援策等を広報・PRする番組の的確な放送を実施する。</li> <li>・ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送を実施する。</li> </ul>                                                                                                                |
|                      | 日本通運(株)長野支店                                                                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復旧・復興事業に関連する車両の確保及び運行を行う。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                    |
|                      | 中部電力(株)<br>飯山営業所                                                            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変電所や配電施設等の設備が被災した場合には、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。</li> <li>・ 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び村と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。復旧・復興事業の進捗状況や公衆感電防止及び漏電防止に関する広報を実施する。</li> </ul>                         |
|                      | 日本郵便(株)                                                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被災地あて救助用郵便物の料金免除を行う。</li> <li>・ 被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄付金の配分を行う。</li> <li>・ 被災者に対する郵便はがき等の無償交付を行う。</li> <li>・ 被災者が差し出す郵便物の料金免除を行う。</li> <li>・ 可能な限り窓口業務を確保する。そのため、警察、消防本部、その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。</li> </ul> |
| 指定<br>地方<br>公共<br>機関 | 貨物自動車運送事業者<br>((公社)長野県トラック協会)                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復旧・復興事業に係わる車両の確保及び運行を行う。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                     |
|                      | 民間放送事業者<br>(信越放送(株))<br>(株)長野放送<br>(株)テレビ信州<br>(長野朝日放送(株))<br>(長野エフエム放送(株)) | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 復旧・復興時の時節に応じた混乱防止、民心の安定及び復旧・復興対策に資するための有効適切な関連番組の編成を行う。</li> <li>・ 復旧・復興状況に関する迅速かつ的確な放送を実施する。生活再建支援策を広報・PRする番組の的確な放送を実施する。</li> <li>・ 県外疎開者を対象とした震災関連情報番組の放送を実施する。</li> </ul>                                                           |
|                      | (一社)長野県LPガス協会                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ LPガス等の設備器具が被災した場合は、被害状況と既存計画を踏まえた上で、原状復旧か新たな機能の向上を含めた復興を図っていくのかということを迅速に判断し、復旧・復興事業を実施する。</li> <li>・ 復旧・復興事業の実施にあたっては、県及び村と調整を図るとともに、必要に応じ他の基盤施設の管理者等とも調整を行う。</li> <li>・ 復旧・復興事業の進捗等に関する広報を実施する。</li> </ul>                             |

|                            |              |                                                                              |
|----------------------------|--------------|------------------------------------------------------------------------------|
| <p>その他<br/>防災関係<br/>機関</p> | <p>栄村商工会</p> | <ul style="list-style-type: none"> <li>管内事業所の復旧支援（金融その他の情報提供）を行う。</li> </ul> |
|----------------------------|--------------|------------------------------------------------------------------------------|

---

## 原子力災害対策編

---

# 第1章 総 則

---

## 第1節 計画の目的

この計画は、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、村、県、防災関係機関、原子力事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的に策定する。

また、村域に係る放射性同位元素等取扱事業所事故及び放射性物質の不法廃棄による災害（以下「放射性物質事故災害等」という。）に関する対策についても、必要な事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、住民の生命、身体及び財産を保護することを目的として策定する。

## 第2節 計画の性格

この計画は、「災害対策基本法」第42条に基づき栄村防災会議が作成する「栄村地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。

## 第3節 用語の定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「放射性物質」とは、「原子力基本法」第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（以下「放射線障害防止法」という。）第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- 2 「原子力災害」とは、「原子力災害対策特別措置法」（以下「原災法」という。）第2条第1号に規定する被害をいう。
- 3 「原子力事業者」とは、「原災法」第2条第3号に規定する事業者をいう。
- 4 「原子力事業所」とは、「原災法」第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- 5 「特定事象」とは、「原災法」第10条第1項に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。
- 6 「原子力緊急事態」とは、「原災法」第2条第2号に規定する事態をいう。
- 7 「要配慮者」とは、高齢者、障害者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦等のうち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。
- 8 「放射性同位元素等取扱事業者」とは、「放射線障害防止法」第3条、第3条の2、第3条の3、第4条及び第4条の2に規定する放射性同位元素の許可使用者、届出使用者、表示付認証機器届出使用者、届出販売業者、届出貨貸業者及び許可廃棄業者をいう。
- 9 「放射性同位元素等取扱事業所」とは、放射線同位元素等取扱事業者が使用許可又は届出を行っている工場又は事業所をいう。

## 第4節 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、「災害対策基本法」第42条の規定に基づき、毎年検討を行い、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

## 第5節 防災対策を実施する地域等

村内には原子力事業所は存在しないが、新潟県に所在する柏崎刈羽原子力発電所までの直線距離は、栄村役場からは約49km、村域の北端からは約45kmの位置関係にあることから、村内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

なお、原子力災害対策指針（原子力規制委員会 平成25年9月5日全部改正）において示されている原子力災害対策重点区域の範囲については次のとおりである。

### 1 予防的防護措置を準備する区域（PAZ：Precautionary Action Zone）

PAZとは、急速に進展する事故においても放射線被ばくによる確定的影響等を回避するため、先述のEALに依拠して、即時避難を実施する等、放射性物質の環境への放出前の段階から予防的に防護措置を準備する区域のことを指す。PAZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、PAZの最大半径を原子力施設から3～5kmの間で設定すること（5kmを推奨）とされていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね半径5km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

### 2 緊急時防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Planning Zone）

UPZとは、確率的影響のリスクを最小限に抑えるため、先述のEAL、OILに基づき、緊急時防護措置を準備する区域である。UPZの具体的な範囲については、IAEAの国際基準において、UPZの最大半径は原子力施設から5～30kmの間で設定されていること等を踏まえ、「原子力施設から概ね30km」を目安とする。

なお、この目安については、主として参照する事故の規模等を踏まえ、迅速で実効的な防護措置を講ずることができるよう検討した上で、継続的に改善していく必要がある。

### 3 プルーム通過時の被ばくを避けるための防護措置を実施する地域（PPA：Plume Protection Planning Area）

UPZ外においても、プルーム通過時には放射性ヨウ素の吸入による甲状腺被ばく等の影響もあることが想定される。つまり、UPZの目安である30kmの範囲外であっても、その周辺を中心に防護措置が必要となる場合がある。

プルーム通過時の防護措置としては、放射性物質の吸引等を避けるための屋内退避や安定ヨウ素剤の服用など、状況に応じた追加の防護措置を講じる必要が生じる場合もある。また、プルームについては、空間放射線量率の測定だけでは通過時しか把握できず、その到達以前に防護措置を講じることは困難である。このため、放射性物質が放出される前に原子力施設の状況に応じて、UPZ外においても防護措置の実施の準備が必要となる場合がある。

以上を踏まえて、PPAの具体的な範囲及び必要とされる防護措置の実施の判断の考え方については、今後、原子力規制委員会において、国際的議論の経過を踏まえつつ検討し、本指針に記載する。

## 第6節 計画の基礎とすべき災害の想定

### 1 原子力発電所等における事故

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放射性物質が防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。

こうした経過を踏まえ、原子力発電所等の事故による放射性物質の影響が広範囲に及び、村内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、予防、応急対策及び復旧・復興を行う。

### 2 放射性物質輸送中に係る事故等

核燃料物質等の輸送中に係る事故により、放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。



## 第7節 各機関の事務又は業務の大綱

### 1 実施責任

#### (1) 村

村は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、村の地域並びに住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

#### (2) 県

県は、市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

#### (3) 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意を持って必要な措置を講ずる。

#### (4) 防災関係機関

指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援するものとする。

### 2 処理すべき事務又は業務の大綱

#### (1) 村及び県が特に原子力災害対策として処理すべき事務又は業務

ア 放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。（県・村）

イ 原子力事業所所在県（以下「所在県」という。）及び本県に隣接する県（以下「隣接県」という。）との連携に関すること。（県）

ウ 原子力事業者、原子力防災専門官との連携に関すること。（県）

エ 自衛隊、国の専門家等の原子力災害派遣要請に関すること。（県）

オ 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。（村）

カ 環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）等に関すること。（県・村）

キ 健康被害の防止に関すること。（県・村）

ク 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。（県・村）

ケ 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。（県・村）

コ 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。（県・村）

サ 消防本部の放射線対応能力の向上に関すること。（県）

シ 汚染物質の除去等に関すること。（県・村）

ス その他原子力防災に関すること。（県・村）

#### (2) 原子力事業者各々が処理すべき事務又は業務

ア 原子力施設の防災管理に関すること。

- イ 従業員等に対する教育、訓練に関すること。
- ウ 関係機関に対する情報の提供に関すること。
- エ 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。
- オ 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。
- カ 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。
- キ 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。
- ク 汚染物質の除去に関すること。

## 第2章 災害事前対策

---

### 第1節 基本方針

本章は、災対法及び原災法に基づき実施する予防体制の整備並びに原子力災害の事前対策を中心に定める。

### 第2節 計画策定及び改定に係る関係機関との協議・調整

(実施担当：総務課)

国の原子力災害対策指針は作成途上であり、これからも変更されることが予想されることを鑑み、村は、計画の策定及び改定にあたり、県を通して国及び原子力事業者等の関係機関と協議・調整を行い、迅速かつ円滑な原子力災害対策体制を整備する。

## 第3節 情報の収集・連絡体制等の整備

(実施担当：総務課)

### 1 関係機関相互の連携体制の確保

村は、原子力災害に対し万全を期すため、県、国、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制の構築に努める。

### 2 住民等への情報伝達体制の整備

災害時における情報について、住民等に対し正確・迅速に伝達できる体制を整備するとともに、屋内退避、飲食物の摂取制限、安定ヨウ素剤の服用等提供すべき情報について、災害対応の段階等に応じた具体的な内容を整理しておく。

### 3 人材の育成・確保及び専門家の活用体制の整備

村は、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じて専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努める。

### 4 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

村は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努める。また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化の推進に努める。

### 5 相談窓口の設置

村は、県、警察、消防本部及び消防団等と連携し、住民等からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等について、その方法、体制等についてあらかじめ定める。

### 6 要配慮者等への情報伝達

村は、消防本部及び消防団、自主防災組織、福祉団体、ボランティア等と連携し、一人暮らしの高齢者及び高齢者のみの世帯の者、視聴覚障害者等の情報伝達において困難が予想される要配慮者及び観光客等の一時滞在者への情報伝達について支援するなど、住民等の協力を得ながら円滑かつ確実に行われる体制を整備するよう努める。

## 第4節 原子力災害に関する知識の普及啓発

(実施担当：総務課・教育委員会事務局)

村は、原子力災害時において、住民や防災業務関係者等が、適切な行動等をとることが可能となるよう、さまざまな手段により放射線物質及び原子力災害等に関する知識の普及・啓発のための活動を実施する。

### 1 防災知識の普及・啓発

#### (1) 住民等に対する普及・啓発

村は、県、国、原子力事業者等と協力して、住民等に対し原子力災害に関する防災知識の普及のため、次に掲げる事項のほか、必要な事項について普及啓発活動を実施する。

- ア 放射性物質及び放射線の特性
- イ 原子力発電所等の概要
- ウ 避難等施設の位置
- エ 原子力災害とその特性
- オ 放射線による健康への影響及び放射線防護
- カ 本県の平常時における環境放射線の状況
- キ 緊急時に県、国及び原子力事業者等が講ずる対策の内容
- ク 屋内退避・避難
- ケ 安定ヨウ素剤の服用
- コ 放射性物質による汚染の除去

#### (2) 広報の方法

村は、防災知識の普及にあたっては、広報紙、ホームページ等を活用する。

### 2 原子力防災業務に携わる職員に対する研修等

原子力防災業務の円滑な実施を図るため、村は、県、国及び防災関係機関と連携して、次に掲げる事項について防災業務担当職員に対する研修の実施に努める。

なお、研修結果については、訓練等において具体的に確認し、研修内容の充実を図る。

- (1) 原子力防災体制及び組織
- (2) 原子力発電所等の概要
- (3) 原子力災害とその特性
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護
- (5) 放射線の測定方法並びに測定機器等防護対策上の諸設備
- (6) 緊急時に県、国及び原子力事業者等が講ずる対策の内容
- (7) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項
- (8) その他緊急時対応に関すること

### 3 防災訓練の実施

原子力災害に対応するため訓練等を実施することにより、関係機関の連携、職員の責任の範囲の確認、機器等の習熟等を促進する。

訓練の実施にあたっては、行政機関のほか、住民等を含め様々な組織を効率的に運用

できるよう努める。また、訓練結果の評価を行い、次回の訓練内容や地域防災計画等へ反映させる。

## 第5節 屋内退避、避難体制の整備

(実施担当：住民福祉課)

県等のモニタリング結果や分析データを踏まえ、住民の生命及び身体を原子力災害から保護するため、退避等に関する指標、退避等を指示した場合の対応等について定め、屋内退避等を迅速に決定・実施するための体制を確保することにより、住民の安全確保を図る。

### 1 避難計画の策定等

#### (1) 避難計画の策定等

村は、県及び防災関係機関と連携し、屋内退避及び避難誘導計画の策定に努める。なお、避難計画の策定等に当たっては、医療機関、社会福祉施設等の要配慮者関連施設の入院患者、入所者をはじめ要配慮者の避難について、十分配慮する。

#### (2) コンクリート屋内退避所の指定

村は、コンクリート屋内退避所の指定に努めるとともに、必要に応じ、原子力災害に備えた機能や、衛生管理等避難・退避生活に係る環境を良好に保つための設備の整備及び耐震化を図る。

併せて、男女の視点の違いや、要配慮者のニーズについても十分に配慮する。

#### (3) 避難・屋内退避の住民等への事前周知

村は、原子力災害発生後の経過に応じて、住民及び観光客、地域外からの応急対応応援者等の一時滞在者等へ提供すべき情報の種別、周知方法及び問い合わせ先について、あらかじめ整理・準備する。

#### (4) 安定ヨウ素剤の投与体制の確立

村は、国の原子力災害対策本部等から安定ヨウ素剤の服用の指示があった場合に、関係機関と連携し、住民等に対し確実に配布、服用等ができるよう体制を整備する。

### 2 避難指示の判断

#### (1) 避難等の判断基準等

緊急時環境放射線モニタリング等による予測結果などにより、住民が受けると予測される空間放射線量率が次の基準により一定のレベルを超えるような場合には、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から村長等に対し、地域住民の屋内退避、又は避難に関する指示が発出される。

表 2-2-5-1 屋内退避及び避難等に関する指標

| 基準の概要                                                                                                                     | 初期設定値 <sup>*1</sup>                                         | 防護措置の概要                                         |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------|
| 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等をさせるための基準                                                | 5 0 0 $\mu$ Sv/h<br>(地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率 <sup>*2</sup> ) | 数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）        |
| 地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 <sup>*3</sup> の摂取を制限するとともに、住民等を 1 週間程度内に一時移転 <sup>*4</sup> させるための基準 | 2 0 $\mu$ Sv/h<br>(地上 1 m で計測した場合の空間放射線量率)                  | 1 日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1 週間程度内一時移転を実施 |

\*1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。

\*2 実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測器の設置場所における線量率と地上 1 m での線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

\*3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、当該地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

\*4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して、空間放射線量率は低い地域であるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

## (2) 屋内退避

大気中を拡散してきた放射性物質からの被ばくを低減するためには、放射性物質からできるだけ遠ざかることが最も効果的であるが、避難等に伴う混乱の発生のおそれ等を考慮すれば、簡便な防護対策として屋内退避が有効であるため、村は、屋内退避等に係る伝達方法等について整備する。

## 3 警戒区域設定の判断基準

原子力発電所等における事故に対し、人命若しくは身体に危険が生じる又は生じるおそれがある場合、村長は、原災法及び災対法に基づき警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して立入制限等を行うこととなる。警戒区域は、事態の規模、風向き等を考慮し、放出源からの一定距離の範囲で設定される。

東京電力福島第一原子力発電所事故においては、従来の E P Z の範囲を超えて、半径 20 km 圏内に設定されたことから、今後、原子力緊急事態が発生し、原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）から指示があった場合、村は警戒区域を設定するための体制を整備するとともに、警戒区域を設定した際の警察、消防本部及び消防団等との連携・協力体制についても検討しておく。

## 4 要配慮者等への対応

村は、要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導するため、平常時から消防団や民生委員、住民、自主防災組織等の協力を得ながら、これらの者に係る避難支援計画等を整備するとともに、作成後も登録者及び計画の内容を適宜更新することにより、実情に応じた実態把握に努めるものとする。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等について、十分配慮する。



## 第6節 広域避難体制の整備

(実施担当：住民福祉課)

### 1 避難所の確保・調整

村は、避難所の指定にあたっては県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備する。

### 2 広域一時滞在に係る応援協定の締結

村は、県と連携し、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び避難民の受入が可能となるよう、他市町村との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

## 第7節 モニタリング体制の整備

(実施担当：総務課)

村及び県は、相互に連携しながら、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平常時からモニタリングを実施する。

## 第8節 健康被害の防止

(実施担当：住民福祉課)

村及び県は、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。

## 第9節 農林水産物等の安全性確保体制の整備

(実施担当：産業建設課)

村及び県は、事故発生時における放射性物質を含む食品等の摂取に伴う住民の内部被ばくを防止するため、平常時から農林水産物や飲料水等の飲食や出荷を制限する体制を整備する。

## 第10節 児童生徒等の安全対策

(実施担当：教育委員会事務局)

村及び県は、児童生徒等に対し、放射線に関する知識の普及、啓発活動等防災に関する教育の充実に努めるとともに、原子力災害発生時に、迅速かつ適切に対応できるよう学校等設置者等と連携し、防災体制を整備する。

## 第11節 緊急輸送体制の整備

(実施担当：商工観光課)

村及び県は、原子力災害発生時に、必要な人員、資機材、物資等を迅速かつ確実に輸送するための体制を整備する。

## 第12節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する対応

(実施担当：総務課)

核燃料物質の運搬中の事故については、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されない等の特殊性をもっている。村及び県は、事故が発生した場合は、事故状況の把握に努めるとともに、国の指示に基づき、事故現場周辺の住民避難等の指示を行うなど必要な措置を講じる体制を整備する。

## 第3章 緊急事態応急対策

---

### 第1節 災害対策本部等の組織・運営

(実施担当：総務課)

#### 1 村の活動体制

##### (1) 災害警戒本部の設置基準

ア 原子力事業所等の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき

イ その他村長が必要と認めたとき

##### (2) 災害対策本部の設置基準

ア 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき

イ その他村長が必要と認めたとき

#### 2 専門家等の派遣要請

村は、村内において屋内退避又は避難が必要となるおそれがあるとき、必要に応じて専門家の派遣、又は原子力事業者連絡窓口のための職員の派遣を要請する。

#### 3 防災業務関係者の安全確保

##### (1) 防護対策

ア 本部長(村長)は、必要に応じその管轄する防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着等必要な措置を図るよう指示する。

イ 本部長(村長)は、防護資機材に不足が生じた場合、又は生じるおそれがある場合には、関係機関に対し防護資機材の調達のを要請を行う。

##### (2) 防災業務関係者の被ばく管理

ア 防災業務関係者の被ばく管理については、次の指標を基準とする。

- ・ 防災関係者の被ばく線量は、実効線量で 50mSv を上限とする。
- ・ 救命救助等の場合は、実効線量で 100mSv を上限とする。なお、女性に関しては胎児保護の観点から適切な配慮を行う。

イ 村は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、県、国及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行う。

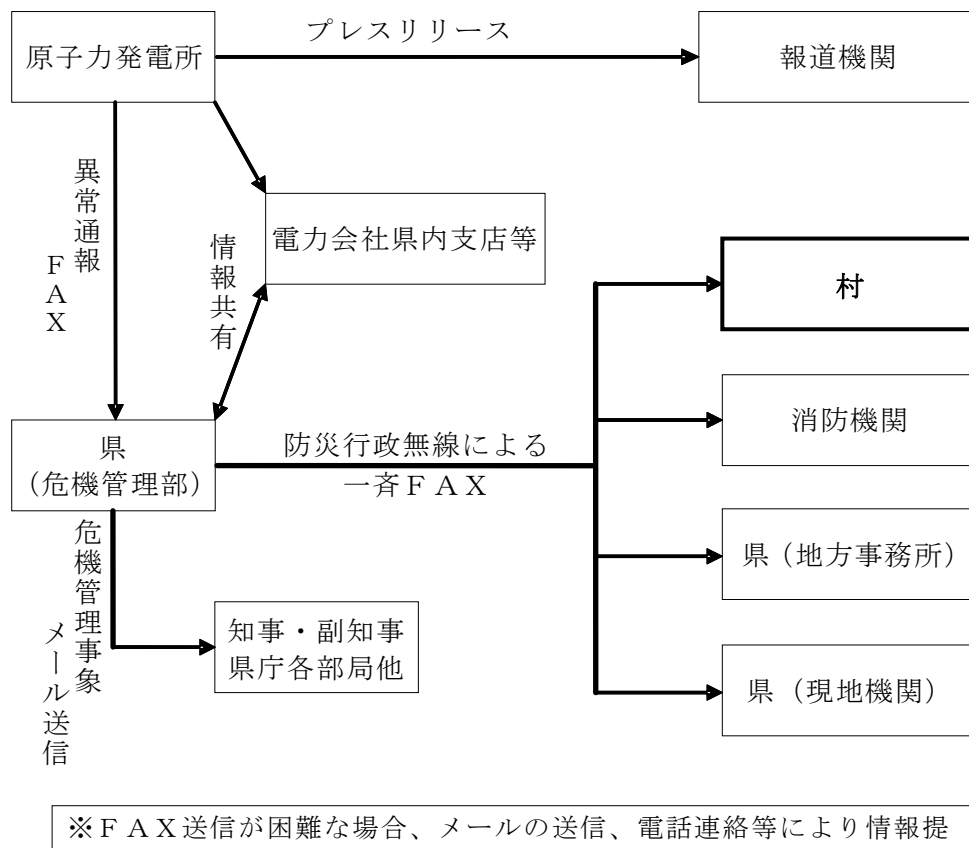
## 第2節 情報の収集・連絡活動

(実施担当：総務課)

### 1 情報の収集及び連絡体制の整備

- (1) 原子力発電所で特定事象が発生した場合、県は、国、所在県、隣接県及び原子力事業者に対し情報の提供を求め、又は必要に応じて所在県、オフサイトセンター等に職員を派遣するなど情報集活動を実施することとなっている。村は、県と連携を密にして情報の把握に努める。

図 2-3-2-1 電力会社からの異常時の情報伝達体制



- (2) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内の地域が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、村及び県は、原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民避難・屋内退避等の状況とあわせて、国、所在県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、村及び県が行う応急対策について協議する。
- (3) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、村内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのある場合、村は、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。

## 2 通信手段の確保

- (1) 村は、必要に応じ情報連絡のための通信手段を確保する。
- (2) 村は、必要に応じ県を通して、電気通信事業者に対し重要通信の確保を要請する。要請を受けた電気通信事業者は、防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行う。

## 第3節 広域的応援対応

(実施担当：総務課)

### 1 応援要請及び職員の派遣要請

- (1) 村は、必要に応じ、長野県市町村災害時相互応援協定等に基づき、速やかに応援要請を行う。
- (2) 村長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、又は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。
- (3) 村長又は消防長は、管内の消防力で対応できないと判断した場合は、長野県消防相互応援協定等に基づく応援要請を速やかに行う。

### 2 自衛隊の派遣要請等

村長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求する。また、村長は、自衛隊による支援の必要がなくなつたと認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を要求する。

## 第4節 住民等への的確な情報伝達

(実施担当：総務課)

### 1 住民等への情報伝達活動

- (1) 村は、住民等に対する情報提供及び広報を多様な媒体を活用して迅速かつ的確に行う。情報提供及び広報にあたっては、要配慮者、一時滞在者等に情報が伝わるよう配慮するとともに、県、国及び原子力事業者と連携し情報の一元化を図り、情報の空白時間がないよう定期的な情報提供に努める。
- (2) 村は、住民等への情報伝達等にあたっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめわかりやすい伝達文例等を準備することにより、理解しやすく誤解を招かない表現に努める。また、必要に応じ伝達情報の内容を理解するうえで参考となる情報等を併せて提供する。

### 2 住民等からの問い合わせに対する対応

村は、必要に応じて放射線に関する健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等に対応する窓口を設置して、速やかに住民等からの問い合わせに対応する。

## 第5節 屋内退避、避難誘導等の防護活動

(実施担当：総務課)

### 1 屋内退避及び避難誘導

- (1) 村は、村内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に次の方法等で情報を提供する。

ア 報道機関を通じたラジオ、テレビ、新聞などによる報道  
イ 警察署・交番等での情報提供、パトロールカーによる巡回、広報活動  
ウ 消防本部の広報車等による広報活動  
エ 村の音声告知放送や広報車等による広報活動  
オ 村教育委員会等を通じた小中学校への連絡  
カ 電気・ガス・通信事業者等、各種団体の協力による広報活動  
キ インターネット、ホームページを活用した情報提供

- (2) 村長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の勧告又は指示の措置を講ずる。

ア 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。  
イ 避難誘導にあたっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。  
ウ 退避・避難のための立ち退きの勧告又は指示を行った場合は、警察、消防本部及び消防団等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。  
エ 退避所又は避難所の開設にあたっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

### 2 広域避難活動

- (1) 村の区域を越えて避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。  
(2) 村は、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。  
(3) 要避難市町村からの要請に基づき避難者を受け入れる場合は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。

### 3 屋内退避又は避難を勧告又は指示した区域における交通の規制及び立入制限等の措置

村は、屋内退避又は避難を勧告又は指示した区域について、外部から車両等が進入しないよう指導するとともに、交通の規制及び立入制限等必要な措置をとるよう県及び関係機関に要請する。

## 第6節 県外からの避難者の受入れ活動

(実施担当：総務課)

### 1 避難者の受入れ

県境を越えて避難する者が発生した都道府県（以下「避難元都道府県」という。）からの避難者の受入れについて、県より避難所を設置するよう要請された場合、避難元都道府県と連携し、必要に応じて以下の対応をする。

- (1) 緊急的な一時受入れについては、村有施設を当分の間提供する。なお、受入れにあたっては、要配慮者及びその家族を優先する。
- (2) 短期的な避難者の受入れについては、まず、緊急的な一時受入れと同様に、村有施設で対応する。ただし、この受入れが困難な場合、協議の上、村内の旅館等を村が借上げて、避難所とする。
- (3) 中期的な避難者の受入れについては、次の対応を行う。

ア 避難者に対しては、村営住宅への受入れを行う。

イ 民間賃貸住宅を村が借上げ、応急仮設住宅として提供する。

ウ 長期的に本村に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応するなど、定住支援を行う。

### 2 避難者の生活支援及び情報提供

村は、避難元都道府県等と連携し、村内に避難を希望する避難者に対して、住まい・生活・医療・教育・介護などの多様なニーズを把握し、必要な支援につなげる。

また、避難者に関する情報を活用し、避難者へ避難元市町村からの情報・村等からの支援に関する情報を提供する。

## 第7節 モニタリング活動

(実施担当：総務課)

### 1 災害時のモニタリング

村は、必要に応じてモニタリングを実施するとともに、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。

### 2 放射能濃度の測定

村は、必要に応じて放射能濃度の測定を実施するとともに、県が実施する測定が円滑に行われるよう協力する。



## 第 8 節 健康被害防止対策

(実施担当：住民福祉課)

村及び県は、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

## 第 9 節 飲料水・飲食物の摂取制限等

(実施担当：産業建設課)

### 1 飲料水、飲食物の摂取制限

村は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから住民等を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

### 2 農林畜水産物の採取及び出荷制限

村は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから住民等を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

表 2-3-9-1 食品中の放射性物質に係る基準値

| 食 品 群 | 放射性セシウム（ベクレル/kg） |
|-------|------------------|
| 飲料水   | 10               |
| 牛乳    | 50               |
| 乳児用食品 | 50               |
| 一般食品  | 100              |

※基準値は平常時の基準値

(平成 24 年 3 月 15 日厚生労働省通知より)

## 第 10 節 児童生徒等の安全対策

(実施担当：教育委員会事務局)

学校等は、原子力災害が発生した場合に、適切な情報に基づき、屋内退避等を行うことにより児童生徒等の安全を確保し、保護者や関係機関との連携に努める。

村は、県と連携して、学校等に対し、学校等における生活上の留意点など、原子力災害に関する情報を提供する。さらに、児童生徒等や保護者からの放射線や健康への影響に関する相談に応じることができるよう体制を整備する。

## 第 11 節 緊急輸送活動

(実施担当：商工観光課)

村は、県、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況を勘案し、円滑に緊急輸送を実施する。

## 第 12 節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対策

(実施担当：総務課)

村は、事故の通報を受けた場合、直ちに県及び関係機関に即報するとともに、事故の状況の把握に努め、国の主体的な指導の下、県及び関係機関と連携し、必要に応じて事故現場周辺の住民に対し避難等の指示を行うなど必要な措置を講じる。

## 第4章 災害中長期対策

---

### 第1節 緊急事態解除宣言後の対応

(実施担当：総務課)

#### 1 事後対策実施区域における避難区域等の設定

村は、県及び国と協議の上、状況に応じて避難区域等を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定する。

#### 2 放射性物質による環境汚染への対応

村は、県、国、原子力事業者及び関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対応について必要な措置を行う。

#### 3 各種制限措置の解除

村は、県と連携し、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された交通規制、飲料水・飲食物摂取制限及び農林水産物の摂取・出荷制限等の各種制限措置の解除を行う。

#### 4 災害地域住民に係る記録等の作成

- (1) 村は、屋内退避及び避難措置をとった住民等が、災害時に当該地域に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等を記録する。
- (2) 村及び県は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録する。

## 第2節 被災者等の生活再建等の支援

(実施担当：総務課)

### 1 生活資金等の支援

村は、県及び国と連携し、被災者等の生活再建に向けて、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援に努める。

### 2 相談窓口体制の整備

村は、県及び国と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置する。他市町村に避難した被災者に対しても、村と避難先市町村が協力し、必要な情報や支援・サービスを提供する。

### 3 支援制度の整備

村は、県と連携し、被災者の救済、自立支援及び被災地域の総合的な復旧・復興対策等をきめ細やかに進めるため、特に必要があるときは、災害復興基金の設立等について検討する。

## 第3節 産業等への支援

(実施担当：産業建設課)

### 1 風評被害等の影響の軽減

村及び県は、国並びに関係機関・団体と連携し、原子力災害による風評被害の未然防止又はその影響を軽減するため、県内外に、放射能・放射線の影響に対する安全性確認結果の広報や各種観光情報の発信等を積極的に実施し、農林水産物や地場産業の商品の適切な流通の確保、観光客の誘致等のための取組みを実施する。

### 2 被災中小企業等に対する支援

村は、県及び国と連携し、必要に応じ、設備復旧資金、運転資金の貸付などの支援措置を行う。また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広く被災者に広報する。

## 第4節 心身の健康相談体制の整備

(実施担当：住民福祉課)

村は、国からの放射性物質による汚染状況調査や原子力災害対策指針に基づき、県及び国とともに、居住者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制を整備し実施する。